

所内研究報告第 104 号

2023 年 3 月 31 日

# 国民移転勘定(NTA)プロジェクト

国立社会保障・人口問題研究所

一般会計プロジェクト

令和4年度 研究報告書

令和 5(2023)年 3 月



国立社会保障・人口問題研究所  
一般会計プロジェクト

国民移転勘定(NTA)プロジェクト

目 次

研究組織  
業績一覧  
調査票情報等の二次利用

I 個別研究報告

私的消費の季節性調整	
福田 節也・増田 幹人・鈴木 貴士 .....	3
税と社会保険料の推計改善に関する中間報告：	
15 自治体の料率検証による NTA 推計精度向上の試み	
鈴木 貴士・福田 節也 .....	31
施設居住者に関する医療・介護支出の補正方法の検討	
佐藤 格・中田 大悟 .....	49
CFX(教育・医療以外の個人消費)高齢部分の補正に関する検討	
鈴木 貴士・福田 節也 .....	59
就学前児童への公的支出の計算方法の検討	
佐藤 格 .....	75

## II 学会等報告資料

“The Future Demand-Supply Gap in Unpaid Work in Japan and the UK: How Population Ageing Affects Intergenerational Transfers of Unpaid Work?” (報告者：Setsuya FUKUDA) .....	87
---	----

## III 研究会議資料

第 1 回 (R4.5.20) .....	107
第 2 回 (R4.10.5) .....	143
第 3 回 (R5.3.10) .....	203

## 研究組織

### ○ 担当部長

坂本 大輔 社会保障基礎理論研究部長

### ○ 所内メンバー

佐藤 格 社会保障基礎理論研究部第1室長 ※リーダー

福田 節也 企画部第2室長

鈴木 貴士 社会保障基礎理論研究部研究員

### ○ 所外委員(五十音順)

市村 英彦 (東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授)

小川 直宏 (アジア開発銀行研究所 客員研究員)

金子 隆一 (明治大学政治経済学部 特任教授)

寺田 和之 (創価大学経済学部 専任講師)

中田 大悟 (独立行政法人経済産業研究所 上席研究員)

深井 太洋 (筑波大学人文社会系 助教)

増田 幹人 (駒澤大学経済学部 准教授)

松倉 力也 (日本大学経済学部 准教授)

## 業績一覧

### 1 刊行論文等

なし

### 2 学会報告等

- (1) Fukuda, Setsuya and Rikiya Matsukura. “Intergenerational Transfer of Care Work: How Technology would Meet with Future Care Demand in Japan and the UK?”, The 2022 WFRN (Work-Family Researchers Network) Conference, New York City, The United States of America, 2022年6月24日
- (2) Fukuda, Setsuya and Rikiya Matsukura. “Intergenerational Transfer of Care Work: How Technology would Meet with Future Care Demand in Japan and the UK?”, The 34th Annual SASE (Society for the Advancement of Socio-Economics) Meeting, Amsterdam, The Netherlands, 2022年7月10日
- (3) Fukuda, Setsuya and Rikiya Matsukura. “The Future Demand-Supply Gaps in Unpaid Work in Japan and the UK: How Much Technology Do We Need?”, ANU Japan Institute Seminar Series, Semester Two 2022, online, 2022年11月9日
- (4) Fukuda, Setsuya and Rikiya Matsukura. “The Future Demand-Supply Gap in Unpaid Work in Japan and the UK: How Population Ageing Affects Intergenerational Transfers of Unpaid Work?”, Building Sustainable Generational Economies: The 14th Global Meeting of the NTA Network, University of Paris - Dauphine, 2023年2月15日
- (5) Matsukura, Rikiya and Setsuya Fukuda, “Shall We Be Released from Housework?: The Economic Impact of Automation in Unpaid Work”, Building Sustainable Generational Economies: The 14th Global Meeting of the NTA Network, University of Paris - Dauphine, 2023年2月15日

## 調査票情報等の二次利用

- 所内メンバー(統計法第 33 条第 1 項第 1 号)

1. 全国消費実態調査 調査票情報 昭和 59、平成元、6、11、16、21、26 年  
全国単身世帯収支実態調査 平成 21、26、令和元年 各 1 ファイル  
全国家計構造調査 令和元年(遡及分を含め追加申請)

- 利用期間 提供を受けた日(令和 3 年 7 月 19 日) ~ 令和 6 年 3 月 31 日

- 利用者：福田、佐藤、鈴木

- 利用場所・保管場所

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所企画部 621 号室(DVD 保管)

- 2) 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605 号室

- 公表予定

論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月

学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告

令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年 3、6 月

学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of Population

Aging、人口学研究等

令和 6 年 12 月

\* 公表の際は「総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。

- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

2. 社会生活基本調査(調査票 A)調査票情報 昭和 51、56、61、平成 3、8、13、18、23、28 年(令和 3 年は申請中)

社会生活基本調査(調査票 B)調査票情報 平成 13、18、23、28 年(令和 3 年は申請中)

各 1 ファイル

- 利用期限 提供を受けた日(令和 3 年 8 月 2 日) ~ 令和 6 年 3 月 31 日

- 利用者：福田、佐藤、鈴木

- 利用場所・保管場所

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所企画部 621 号室(DVD 保管)

2)国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605 号室

● 公表予定

論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月

学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告

令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年 3、6 月

学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of Population

Aging、人口学研究等

令和 6 年 12 月

\* 公表の際は「総務省統計局『社会生活基本調査』の調査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。

● 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

3. 家計調査 調査票情報 昭和 59、60、平成元、2、6、7、11、12、16、17、21、22、26、27、31、令和元、2 年

国勢調査 調査票情報 昭和 55、60、平成 2、7、12、17、22、27、令和 2 年

就業構造基本調査 調査票情報 昭和 57、62、平成 4、9、14、19、24、29 年

各 1 ファイル

● 利用期限 提供を受けた日(令和 4 年 5 月 31 日) ～ 令和 6 年 3 月 31 日

● 利用者：福田、佐藤、鈴木

● 利用場所・保管場所

1)国立社会保障・人口問題研究所企画部 621 号室(DVD 保管)

2)国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605 号室

● 公表予定

論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月

学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告

令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年 3、6 月

学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of Population

Aging、人口学研究等

令和 6 年 12 月

\* 公表の際は「総務省統計局『家計調査』『国勢調査』『就業構造基本調査』の調査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。『家計調査』及び『就業構造基本調査』は標本調査であることから、特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要であり、結果公表の際には、この旨を明記する。



- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

- 所外メンバー(統計法第 33 条第 1 項第 2 号)

1. 全国消費実態調査 調査票情報 昭和 59、平成元、6、11、16、21、26 年

全国家計構造調査 令和元年

全国单身世帯収支実態調査 平成 21、26、令和元年

社会生活基本調査(調査票 A)調査票情報 昭和 56、61、平成 3、8、13、18、23、28 年

社会生活基本調査(調査票 B)調査票情報 平成 13、18、23、28 年

家計調査 調査票情報 昭和 59、60、64、平成 2、6、7、11、12、16、17、21、  
22、26、27、31 年、令和 2 年(差し替え中)

国勢調査 調査票情報 昭和 55、60、平成 2、7、12、17、22、27、令和 2 年

就業構造基本調査 調査票情報 昭和 57、62、平成 4、9、14、19、24、29 年

各 1 ファイル

- 利用期間 提供を受けた日(令和 4 年 5 月 31 日) ~ 令和 6 年 3 月 31 日

- 利用者：増田(申請者)、松倉、市村、小川、寺田、中田、深井(敬称略)

- 利用場所・保管場所

1)駒澤大学経済学部 増田幹人研究室(駒沢キャンパス第 2 研究館 2418 号室)(DVD 保管)

2)日本大学経済学部 松倉力也研究室(水道橋キャンパス第 28 号館第 301 号室)

3)東京大学大学院経済学研究科 市村英彦研究室(経済学研究科棟 1004 号室)

4)アジア開発銀行研究所 小川直宏研究室(霞が関ビル 8 階 5519 号室)

5)創価大学経済学部 寺田和之研究室(八王子キャンパス中央教育棟 AE864)

6)独立行政法人経済産業研究所 中田大悟研究室(経済産業省別館 11 階 1138)

7)筑波大学人文社会学系 深井太洋研究室(人文社会学系棟 A304)

- 公表予定

論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月

学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告

令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年 3、6 月

学会誌等に掲載：Demographic Research、Journal of the Economics of Population

Aging、人口学研究等

令和 6 年 12 月

\* 公表の際は「総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したもの

である。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。

- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

## I 個別研究報告



# 私的消費の季節性調整

福田 節也（企画部）  
増田 幹人（駒澤大学・経済学部）  
鈴木 貴士（社会保障基礎理論研究部）

## 1. はじめに

NTA の私的消費の推計においては、総務省が実施している『全国消費実態調査』（令和元（2019）年以降は『全国家計構造調査』）の個票データを用いる。したがって、全消の個票データから作成される各 NTA 変数の性、年齢別のプロファイルは、全消における回答値に依存しており、その正確性は全消における回答値が全国ならびに年間を通じた消費を代表する値であることが前提となる。

全消の回答特性における重要な問題として、季節性の存在が指摘されている。全消の調査期間は二人以上の世帯では9月1日～11月30日の3か月間、単身世帯では10月1日～11月30日の2か月間であり、通年における消費を記録しているわけではない。NTA における推計では、便宜上、調査期間中における月平均の消費を計算し、それを12倍することで対象年度における性、年齢別の消費プロファイルの推計を行う。そのため、調査期間以外の月で行われた消費が、特定の性別・年齢グループにおいて大きなウェイトを占める場合、プロファイルの推計にバイアスが生じる。例えば、季節性により影響を受ける NTA の消費変数として代表的なものに、教育のための私的消費（CFE：private consumption, education）が挙げられる。これは、高校や大学の入学年齢における入学金が全消では捕捉できていないためである。その他にも、私立の学校や大学、専門学校等の授業料の支払いは前期一括もしくは前後期の分納であることが一般的であることから、9月から11月の3か月間の調査で年度の推計値を得ることは容易ではない。同様に、気温と疾病との関係に季節性があり、しかもその季節性が性別や年齢で異なる場合には、保健医療のための私的消費（CFH：private consumption, health）についても年齢プロファイルの推計に歪みが生じることが考えられる。これらの「特定の性・年齢において生じる定期的ではない消費」については、NTA の性、年齢別プロファイルの推計にバイアスを与える可能性があり、その程度が大きい場合には季節性の調整が必要となる。

本報告においては、総務省が実施する『家計調査』のデータを用いて NTA の私的消費変数である教育（CFE）、保健医療（CFH）、介護（CFL）、保育（CFC）そしてその他消費（CFX）の5つの変数について季節性調整を行う方法について解説し、その結果を示す。

## 2. データと補正方法

### 2-1 データ

本稿では NTA の私的消費変数の推計には、平成 26（2014）年に総務省統計局により実

施された『全国消費実態調査』の個票データを用いる。また、推計された私的消費変数の季節性調整には、同じく総務省統計局により毎月実施されている『家計調査』の個票データを用いる。両調査の概要を表1に示す。両調査は共に世帯における家計収支の実態を把握することを目的として実施されており、ほぼ同一の支出項目分類を用いて世帯における消費金額を収集しているという特徴がある。全消では、二人以上世帯約 50,000 世帯より 9 月から 11 月における支出項目別の月平均消費額のデータを、単身世帯約 5,000 世帯については 10 月から 11 月における支出項目別の月平均消費額のデータを得ている。一方で家計調査からは、二人以上世帯約 8,000 世帯、単身世帯約 700 世帯より、毎月の支出項目別月平均消費額のデータを得ている。そのため、家計調査のデータを使えば、NTA の私的消費変数の推計に用いる支出項目の消費が 1 年間を通じてどのように変動しているのか、また全消が実施されている 9 月から 11 月（単身世帯については 10 月から 11 月）における月平均消費額が 1 年間の月平均消費額と比べてどの程度乖離しているのか、を知ることができる。なお、全消の調査時点が 9～11 月と年度の間時点であることから、また社会保障制度の給付と負担に関するデータの多くが年度ベースで報告されていることから、NTA の推計は年度ベースで行う。そのため、季節調整についても年度ベースで行う必要がある。以下では、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの家計調査データを用いて、平成 26 年全消データの季節調整を行う方法について示す。

表 1 平成 26 年全国消費実態調査と家計調査の概要

	全国消費実態調査	家計調査
目的	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを全国及び地域別に明らかにすること	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。また、その主な目的は全国平均の家計収支の時系列の動きを明らかにすること
実施主体	総務省統計局	総務省統計局
調査周期	昭和 34 年から 5 年ごと	毎月（現在の標本設計となったのは昭和 37 年 7 月）
対象世帯	全国の世帯 ただし、以下の世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査の対象から除外 (1) 二人以上の世帯 a) 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯	全国の世帯 (1) 学生の単身世帯 (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯

	b)下宿屋又は賄い付の同居人 いる世帯 c)住み込みの雇用者が4人以上 いる世帯 d)外国人世帯  (2) 単身世帯 a)二人以上の世帯の対象除外 (a, b及びd) に該当する者 b)学生の単身者 c)15歳未満の単身者 d)雇用者を同居させている単身者 e)社会施設及び矯正施設の入所者 f)病院及び療養所の入院者 g)自衛隊の営舎内居住者	(3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄 宿舎を含む。）を営む併用住宅の 世帯 (4) 賄い付きの同居人がいる世帯 (5) 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯 (6) 世帯主が長期間（3 か月以上）不 在の世帯 (7) 外国人世帯
季節調整に 用いるデー タの調査年 月	二人以上世帯： 平成 26 年 9 月 1 日～11 月 30 日 単身世帯： 平成 26 年 10 月 1 日～11 月 30 日	二人以上世帯及び単身世帯 平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日
調査世帯数*	二人以上世帯：51,656 世帯 単身世帯：4,696 世帯	二人以上世帯：8,076 世帯×12 か月 単身世帯：673 世帯×12 か月

\*：家計調査については、調査単位区は、1年間継続して調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は、二人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。単身の寮・寄宿舍単位区については、1単位区から3か月ごとに6世帯を抽出し、3か月継続して調査する

総務省 家計調査の概要 [https://www.stat.go.jp/data/kakei/1.html#kakei\\_1](https://www.stat.go.jp/data/kakei/1.html#kakei_1)

総務省 平成 26 年全国消費実態調査の概要

<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.html#a>

## 2-2 私的消費変数の推計に用いる消費支出項目

はじめに、NTAの私的消費変数の推計に用いる全消及び家計調査の消費支出項目について確認する。表2に、私的消費変数の推計で使用する消費支出項目及び各支出項目の具体

的な消費内容について示した。表 2 は全消の収支項目分類をベースに作成しているが、家計調査もほぼ同様の収支項目分類により消費支出を収集している。全消、家計調査ともに、消費支出は品目分類と用途分類の 2 体系の分類を用いて集計している。品目分類は世帯が購入したものを同一商品は同一項目に分類する方法であり、用途分類は世帯が購入したもののうち、世帯以外の人のために贈答又は接待を目的として購入したものについては「交際費」として分類し、その他のものについては品目分類で分類する方法である。品目分類と用途分類の各項目の結果の差は、交際費として支出した分のみ生じており、消費支出の合計は両分類で一致する（総務省「平成 26 年全国消費実態調査 用語の解説より」）。NTA の私的消費は、世帯における各世帯員の消費を対象としているため、私的消費の推計で用いるのは、このうちの用途分類による消費支出となる<sup>1</sup>。NTA のマニュアルでは、用途分類による消費支出のうち「教育」、「保健医療」、「その他」の私的消費について推計を行っているが、本稿ではわが国における政策的重要性に鑑み、「介護」と「保育費用」についても推計を行った。「その他」の消費は、各世帯における全消費支出からこれらの私的消費、移転支出、耐久財支出を引いた額として計算される。通常の NTA における推計では、全消から得られるこれらの消費支出項目を使って、世帯単位の値を世帯員個人に分割し、年額に変換した後、マクロコントロールによる調整を行い、性、年齢別のプロフィール（平均値）を計算する。

表 2 私的消費変数の推計に用いる消費支出項目

	使用項目	内容例示
1. 私的消費：教育（CFE）	用途分類 「教育」	原則として、学校教育法に定める学校で受ける教育並びにその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスに関するもの。各種学校の費用は除く。  *ただし、3 歳以上の幼児に関する保育所費用，こども園費用，通信教育の費用，学校で行う臨海・林間学校の費用も含む。また、国内の予備校へ通学する者を対象とした教科書及び学習参考教材を含む。（筆者注）
2. 私的消費：医療（CFH）	用途分類 「保健医療」 の額から「耐	健康の維持，疾病の治療，身体の矯正のために必要な商品及びサービスへの支出。なお，世帯が実際に支出した金額のみとする。

<sup>1</sup> 令和元（2019）年から新たに実施された『全国家計構造調査』では、原則として品目分類データのみ提供となっていることから、私的消費変数の推計に当たっては、用途分類との比較や新たな推計方法について検討する必要がある。平成26年の全消データで用途分類と品目分類を比較してみたところ、両者の差は総じて僅少であることが示されている（付録参照）。



	久財：保健医療」の額を引いた額	
3. 私的消費：介護（CFL） *家計調査については、右記3項目を合計した「介護サービス」が品目分類にのみ存在。	用途分類 「訪問介護・通所サービス等費用」	介護サービスのうち、自宅で受けられるサービスや施設に通って受けるサービスに対し支払う費用。デイケア・デイサービスでの食事・送迎バス代は除く。 ○訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション ○通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション ○短期入所生活介護（福祉系ショートステイ） ○短期入所療養介護（医療系ショートステイ）
	用途分類 「介護施設費用」	介護サービスのうち、施設などに入所して受けるサービスに対し支払う費用。 ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老健） 介護療養型医療施設 ○特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム 軽費老人ホーム サービス付高齢者向け住宅等） ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

	用途分類 「介護機器等 レンタル料」	介護サービスのうち、介護機器等の貸与に対し 支払う費用。 ○車いす 特殊寝台（電動ベッド） 歩行器 床ずれ防止用具  950～958の項目に分類されない他の諸雑費。 ○各種登録料 証明書代 ○各種手数料 振込手数料（銀行、ゆうちょ銀 行など） ○セキュリティサービス（セコムなど） ○興信所調査費 弁護士依頼費 NPO会費 ○コインロッカー代 貸金庫代 福袋（福箱 宝袋） ○老人ホームでの入浴料（公的介護保険サービ ス以外）
4. 私的消費：保育（CFC）	用途分類 「保育費用（ 二人以上世帯 のみ） *家計調査につ いては品目分類 のみ	○延長保育料（幼稚園 保育園） ○二重保育料 学童クラブ費 ×3歳以上の保育料（保育園 保育所） → 幼児教育費用へ
5. 私的消費：その他の消費 （CFX）	用途分類	消費支出から上記の私的消費、移転支出、耐久 財支出を引いた額

### 2-3 私的消費変数の季節性調整方法

本報告では、NTAの私的消費変数について、以下の3つのステップにより季節性調整を行った。

ステップ1：各私的消費変数の下位項目（細目）について季節性調整係数を算出

ステップ2：細目ベースで算出した季節性調整係数で全消の世帯単位の消費額を調整

ステップ3：通常のNTAの手法により個人に各私的消費の額を割り振る

はじめに、家計調査を用いて、各私的消費変数の推計に用いる消費支出項目の下位項目（細目）について季節性調整係数を算出した。例えば、表2にある「教育」支出は大分類であり、その値は「授業料等」、「教科書・学習参考教材」、「補習教育」の3項目に

対する支出の合計として計算されている。さらに「授業料等」は国公立の別ならびに学校種類により11の支出項目に分かれており、その合計値として計算されている。「補習教育」についても「幼児・小学校補習教育」、「中学校補習教育」「高校補習教育・予備校」の3項目の値の合計である。各世帯における「教育」支出の季節性の程度は、①教育支出の細目の季節性と、②各世帯における各細目支出の金額に依存している。ステップ1では、各私的消費変数の細目ベースで季節性調整を行い、各世帯における私的消費支出の値を補正した。補正の際に計算した季節性調整係数は、2014年9～11月の平均値が2014年度の平均値からどれくらい乖離しているのかを表す係数で、次の式によって表すことができる。

$$R = \frac{\bar{X}}{X_n}$$

$\bar{X}$  : 2014年度における12か月の支出額の平均値

$X_n$  : 2014年度における9～11月の支出額の平均値（単身世帯については10～11月）

次に、ステップ2において、家計調査で計算した季節性調整係数を全消の対応する細目にかけて合わせて季節調整を行う。季節性調整係数は、二人以上世帯と単身世帯で別々に計算して調整を行った。私的消費変数の各消費支出項目とその細目及び全消と家計調査における収集状況について表3にまとめた。表中の○は、用途分類、品目分類ともに収集されていることを表し、△は品目分類のみ収集されていることを、×は用途分類、品目分類ともに収集されていないことを意味する。また、保育費用や子供の授業料等は単身世帯では支出がないことから、一部の支出細目については二人以上世帯でのみ収集されている。このような項目には\*を付している。

表3から明らかなように、細目の中には品目分類でしか収集されていないものがある。例えば、教育の中分類である「授業料等」は、学校種類及び国公立の別により幼児教育から大学までの小分類に分けて支出をとることができるが、これらの細目は全消、家計調査ともに品目分類のみで収集されている。そのため、授業料等の細目の季節調整は家計調査の品目分類の値を用いて計算する必要がある。また、全消においても「授業料等」の細目は品目分類の値しかないため、「授業料等」の細目については、本来使うべき用途分類ではなく、品目分類の値を季節調整してCFEの計算に組み込む形となる<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 別の方法として、例えば、各世帯における「授業料等」の細目の構成割合を品目分類ベースで計算し、その割合を使って用途分類の「授業料等」の値を分割して、用途分類ベースの「授業料等」の細目を再構成する、という案も考えられる。全消の各世帯における「授業料等」の品目分類と用途分類の値を比較したところ、およそ9割の世帯で両者は一致していたことから（付録参照）、今回はこのような処置を行っていない。しかし、孫の教育資金への贈与が相続税の控除対象となる等の動きもあり、今後教育費を巡る移転が頻繁に生じてくると、品目分類と用途分類の差が拡大することも考えられる。そのため、以後の推計においては、上記案により推計することが望ましい。

一方、保健医療（CFH）のように全消と家計調査の双方に用途分類の細目がある場合には、用途分類による季節調整を行った。また、全消の細目には用途分類があるものの、家計調査には品目分類しかない場合（全消○、家計調査△の組み合わせ）には、家計調査の品目分類で季節性調整係数を算出し、それを全消の用途分類の値に掛けて季節調整を行った。「その他消費（CFX）」については、多種多様な細目を取ることが可能であるが、本報告では表3に記載のある細目について季節調整を行い、調整済みの値を得た。なお、介護サービスと保育費用については、家計調査では細目が収集されておらず、細目による季節調整を行うことができなかったため、私的消費変数そのものについて季節調整を行った。この場合、介護サービスと保育費用には全世界帯一律の季節調整係数をかける形となるため、プロファイルの推計に与える影響はかなり限定的であるものと思われる<sup>3</sup>。

表3 私的消費変数の推計に用いる消費支出項目とその細目  
及び全消、家計調査における収集状況

	全消	家計調査		全消	家計調査
教育（CFE）	○	○	保健医療（CFH）	○	○
授業料等	○	○*	医薬品	○	○
国公立小学校	△	△*	健康保持用摂取品	○	○
私立小学校	△	△*	保健医療用品・器具*	○	○
国公立中学校	△	△*	保健医療サービス	○	○
私立中学校	△	△*	*：眼鏡・コンタクトレンズを除く。		
国公立高校	△	△	介護サービス（CFL）	○	△
私立高校	△	△*	訪問介護・通所サービス等費用	○	×
国公立大学	△	△	介護施設費用	○	×
私立大学	△	△	介護機器等レンタル料	○	×
幼児教育費用	△	△*	保育費用（CFC）	○	△*
幼児教育費用（国公立）	△	×	その他の消費（CFX）	○	△
幼児教育費用（私立）	△	×	消費支出	○	○
専門学校	○	△	移転支出	○	○
教科書・学習参考教材	○	○**	贈与金	○	○
補習教育	○	○*	仕送り金	○	○
幼児・小学校補習教育	○	△	耐久財支出	○	△
中学校補習教育	○	△	住居 耐久財	○	△
高校補習教育・予備校	○	△	家具 耐久財	○	△
			保健医療 耐久財	○	△
○：用途分類・品目分類ともにあり			交通・通信 耐久財	○	△
△：品目分類のみあり			教養娯楽耐久財	○	△
×			諸雑費 耐久財	○	△
*					
**：用途分類は二人以上世帯のみだが、品目分類は単身世帯もあり					

なお、全消の回答世帯について詳しく見ると、全世界帯が3か月間ないし2か月間の消費情報を提供しているわけではない。調査対象月の一部において消費情報が欠落している世帯がある。こうした欠票の状況を示したのが表4である。表4では全消の二人以上世帯と

<sup>3</sup> ただし、介護サービスについては、二人以上世帯に比べ、単身世帯において、季節調整係数による一人当たりの金額の変動が大きいものと思われる。そのため、年齢別の単身世帯の構成割合に応じてプロファイルの推計にも影響があるものと思われる。

単身世帯のそれぞれについて、回答月別の世帯数の分布を示している。二人以上世帯、単身世帯共に 9 割以上の世帯が、すべての調査対象月において消費支出を回答している。しかし、ひと月分あるいはふた月分の消費情報が欠落している世帯もわずかにみられる。消費情報が一部欠落している世帯については、調査月すべてに回答している世帯とは季節性の程度が異なると考えられる。これらの一部欠落世帯については回答があった月をベースにした季節性調整係数を別途算出し、その数値により季節性調整を行った。

表 4 全消サンプルの回答月別世帯数の分布 (%)

	回答月	二人以上世帯	単身世帯
1	9月、10月、11月	91.2	0.0
2	10月、11月	3.7	96.0
3	9月、10月	1.2	0.0
4	9月、11月	0.4	0.0
5	9月	2.0	0.0
6	10月	0.3	1.7
7	11月	1.2	2.3
	合計	100	100
	サンプル数	51,768	4,654

最後に、ステップ 3 では、通常の NTA の手法 (福田 2022) に従い、各世帯における季節性調整済みの上記支出項目の値を各世帯員に割り振り、年額への変換、マクロコントロールによる調整、スムージングを行い、性、年齢別のプロファイル (平均値) を計算した。

上記の方法による季節性調整では、全消と家計調査の双方において、各消費支出の値はそれぞれ各調査時点における全国の二人以上世帯、単身世帯の値を反映しているものであることを仮定している。この仮定を満たすためには、両データにおけるウェイトの利用が必須である。この点について、両データのウェイト設計はほぼ同じであり、母集団の同じ特性に対してウェイト補正が行われている。このことは今回の季節性調整を行う上で大きな利点であると言える。一方で、今回の季節性調整においては、世帯間の異質性は考慮していないという点が挙げられる。二人以上世帯・単身世帯の別のみならず、もう少し詳細な世帯属性の組み合わせ別 (例えば、地域や世帯主の年齢、家族構成、就業者や就学者の数など) に季節性調整を行うという方法も考えられよう。しかし、「授業料等」の支出に典型的なように、少なくとも一部費目の季節性は世帯属性よりも各費目の消費特性に依存する部分が大ききように思われる。また、家計調査のサンプル数は 8000 世帯程度とそれほど大きくはないことから、世帯属性の組み合わせでみた時に、各セルで十分なサンプルサイズを確保することは困難であるものと思われる。そのため、今回の推計では、世帯属性は「二人以上世帯・単身世帯の別」のみを考慮し、各細目の季節性を調整することで年

年齢プロファイルにどのような影響がみられるのかについて検証を行う。

次節においては、各細目の季節性についてジニ係数と季節性調整係数（以後、調整係数と呼ぶ）の2つの指標で確認する。

### 3. ジニ係数と調整係数による NTA 私的消費変数の季節性の確認

#### 3-1 ジニ係数と調整係数の定義

ここでは、2014年度の家計調査のデータを用い、ジニ係数と調整係数という二つの指標から NTA 私的消費変数の季節性の確認を行う。まず、これら二つの指標の性質を示し、本分析での位置づけを明らかにする。

ジニ係数は格差分析等で良く用いられる指標であり、ここでは家計調査の2014年度における12か月の支出額を用いてジニ係数を計算する。ジニ係数は、以下の式で示される。

$$G = \frac{1}{2n^2\bar{X}} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |X_i - X_j|$$

$\bar{X}$  : 2014年度における12か月の支出額の平均値

$X_i$  : 2014年度における*i*番目の月の支出額

$X_j$  : 2014年度における*j*番目の月の支出額

*n* : 2014年度における月数

支出額の平均差を平均値で相対化した指標であり、12か月の支出額の分布が平均的な水準よりもずれているほどジニ係数は大きくなる。0~1の範囲を示す指標なので、1に近いほど季節性が大きいことを示す。

なお、12か月の支出額の季節性を求めることのできる季節性指標はジニ係数以外にも存在している。例えば、12か月中最も大きな値に対する平均値の比率や変動係数（標準偏差／平均値）等がある（Lundtorp 2001, Rau 2007, Karamustafa and Ulema 2010, Shimamoto 2019, Martín et al. 2020）<sup>4</sup>。ただし、ジニ係数が季節性を測る上で最も広く使用されているとの指摘があるため（Martín et al. 2020）、ここではジニ係数を用いることとする。

他方で、本節の冒頭で示した調整係数とは、特定月の季節性を測る指標である。前節においても示したが、調整係数は以下の式で示される。

$$R = \frac{\bar{X}}{X_n}$$

$\bar{X}$  : 2014年度における12か月の支出額の平均値

$X_n$  : 2014年度における9~11月の支出額の平均値（単身世帯については10~11月）

これも2014年度の家計調査のデータを用いて計算する。この式を見れば分かるように、この調整係数はジニ係数等とは異なり、2014年度における特定月（9~11月もしくは10~11

---

<sup>4</sup> 季節性の指標は主に、観光業の季節性を把握する際に使用されている。

月)の季節性を測る指標である。そして、1を基準としてそれよりも大小方向に絶対値で大きいか小さいかで季節性の大小を測ることになる。すなわち、1よりも大きいほど、もしくは1よりも小さいほど季節性は大きいと判断する。

また、この指標は、実際に全国消費実態調査の支出額の季節性を調整するために用いられる指標でもある。すなわち、この家計調査から計算された調整係数を全国消費実態調査の支出額に乗じれば、全国消費実態調査の季節性を補正することができる。先に示したように、2人以上世帯と単身世帯では全国消費実態調査で把握している対象月が異なるので、前者の場合は9～11月の季節性を計算した指標、後者であれば10～11月の季節性を計算した指標を乗じることになる。また、調整係数が1を上回っていれば（もしくは下回っていれば）特定月の支出額が年度平均よりも小さい（もしくは大きい）ことを意味するので、それに全国消費実態調査の支出額を乗じることにより、全国消費実態調査の支出額は過小（過大）であった状態から調整されることになる。

なお、ジニ係数、調整係数を用いて季節性の確認、調整等を行う際に留意すべき点がある。それは、ここで行う季節性の検証では、家計調査の支出額の年間推移と全国消費実態調査の支出額の年間推移が同じであるという前提に基づいているということである。単純に両調査の同月の同費目の支出額を比べると、費目によっては、家計調査と全国消費実態調査との間に大きな差が生じているものもあるが<sup>5</sup>、ここでは全国消費実態調査の支出額が家計調査の支出額と同じような年間推移であるという前提のもと、全国消費実態調査の季節性の検証を、代わりに家計調査で行うこととする。

### 3-2 ジニ係数、調整係数による季節性の確認

次に、NTAの推計に直接関係のある費目について、家計調査の2014年度データを用いてジニ係数と調整係数を計算することにより季節性を確認する。なお、ここでは消費支出の回答に欠落月があるケースは想定せず、二人以上世帯では9～11月の3か月、単身世帯では10～11月の2か月にすべて回答した場合の季節性について示す。

また、保育費用、教育と介護の支出については、支出対象ではない世帯を除いて計算を行った。支出対象ではない世帯とは、例えば保育費用や教育を例に挙げると当該支出の対象となる子どもがいないケースであり、介護を例に挙げれば当該支出の対象となる高齢者等がいないケースである。この場合、こうした世帯の当該支出額はゼロとなるが、一方で対象となる世帯員がいて当該月の当該支出を必要としない世帯の支出額もゼロとなる。このようなケースにおいて、支出対象でない世帯を除かずに計算を行うと、季節性指標は本来表したい季節性を適切に反映することが難しくなると考えられる。すなわち、季節性の指標は、季節に応じて必要とする当該支出がどれだけ変動するかを見るものだが、そもそも当該支出の対象とならない世帯の支出額をゼロとして計算した場合、その季節性指標の

<sup>5</sup> ただし、大きな差が生じている費目の数は多くない。家計調査と全国消費実態調査の支出額の乖離が倍率で1.2以上あるのは（ただし2倍を超える費目は存在していない）、2人以上世帯、単身世帯合わせて20費目となっている（教育の単身世帯は除く）。

結果は本来示したい結果から乖離すると考えられる。そこで、季節性を確認する際には、保育費用、教育と介護については支出対象となる世帯に限定してジニ係数や調整係数を計算することとする<sup>6</sup>。

それでは、ジニ係数と調整係数を費目別に見ていく。上述の通り、保育費用、教育と介護については支出対象となる世帯に限定して計算したものである。まず、ジニ係数について見ていく。

図1は、NTAの推計に直接関係のある費目ごとに（全体の消費支出も含む）世帯類型別にジニ係数を示したものである<sup>7</sup>。ただし、保育費用と教育については、単身世帯の支出が基本ゼロなので、2人以上世帯についてのみ掲載している（図は大中分類と細目分類に分けている）。

ここで、図1からジニ係数の大小を議論するため、大小の基準を設けることにする。費目の中で最も大きなジニ係数が0.6程度であることから、0から0.6のおおよそ中間の0.3を基準とし、この値より大きい場合をジニ係数が大きく、この値を下回る場合をジニ係数が小さいと捉えることにする。

この基準に基づくと、ジニ係数が大きい費目は、2人以上世帯だと「教科書・学習参考教材」、「専門学校」「大学」の授業料等、単身世帯だと「保健医療用品・器具」となっている。総世帯に該当費目はない。

次に、調整係数について見ていく。図2は、図1と同じ要領で費目ごとに世帯類型別に調整係数を示したものである。ここでも、ジニ係数と同様に図2から調整係数の大小を議論するため、大小の基準を設けることにする。先に示したように、調整係数は1を基準として、その大小方向いずれについても季節性が大きいと判断できる範囲が存在する。このため、ここでは恣意的に1を基準として大小20%の範囲に収まっていれば季節性が小さい、その範囲を超えていけば季節性が大きいと判断することとした。具体的には、調整係数が0.8超1.2未満であれば季節性が小さい、0.8以下もしくは1.2以上であれば季節性が大きいと判断する。この基準に基づくと、調整係数が大きい費目は、2人以上世帯だと「教科書・学習参考教材」、「大学」の授業料等、単身世帯だと「健康保持用摂取品」、「保健医療用品・器具」、「介護サービス」となっている。総世帯に該当項目はない。

<sup>6</sup> NTAを推計する際の季節性調整においても、支出対象となる世帯に限定して調整係数を計算することとする。

<sup>7</sup> 示し方として、費目により用途分類や品目分類の違いがある（費目名の後の「用途」は用途分類を、「品目」は品目分類を指している）。これは図2～図5も同じである。



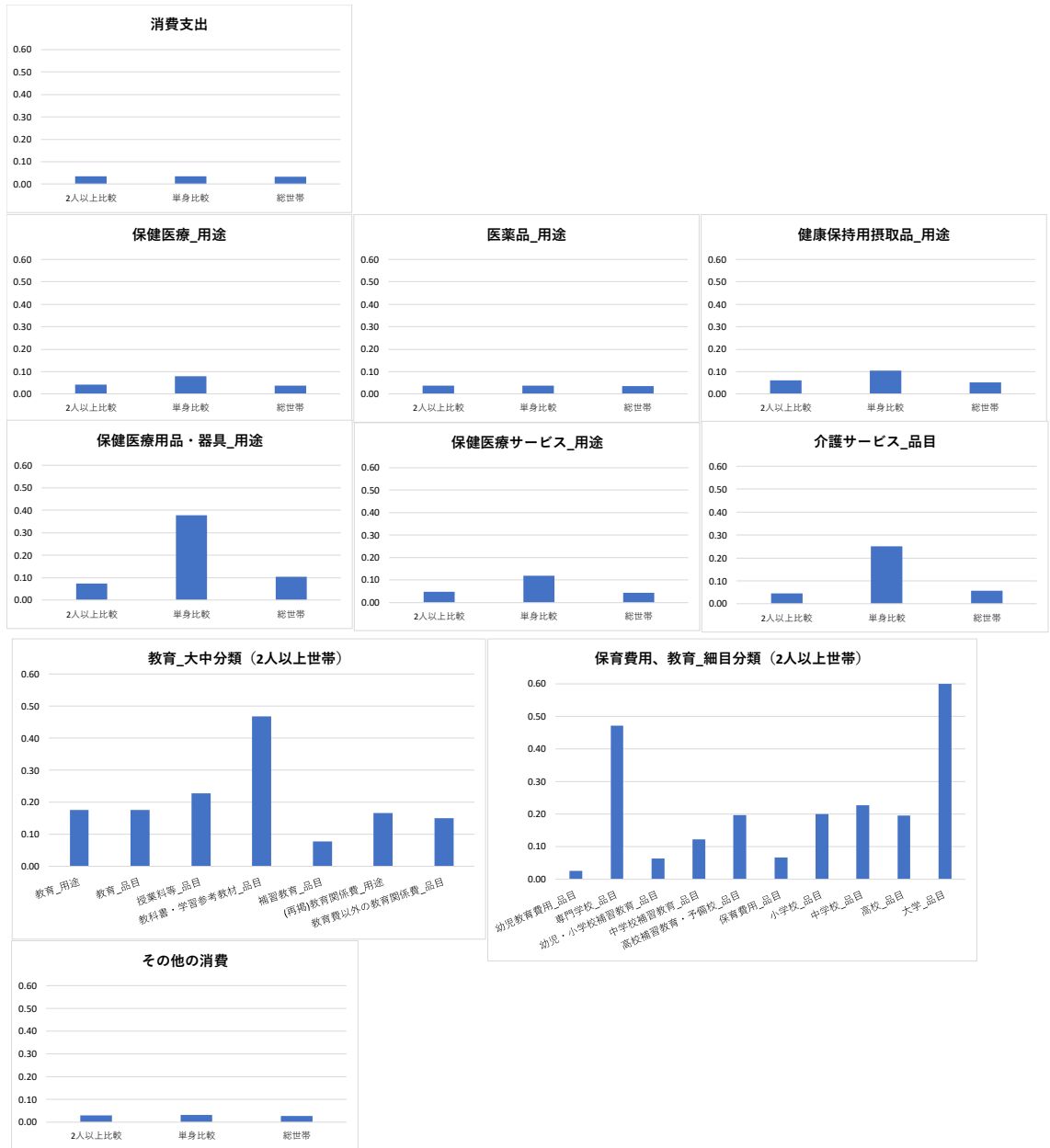


図1 費目・世帯類型別にみたジニ係数

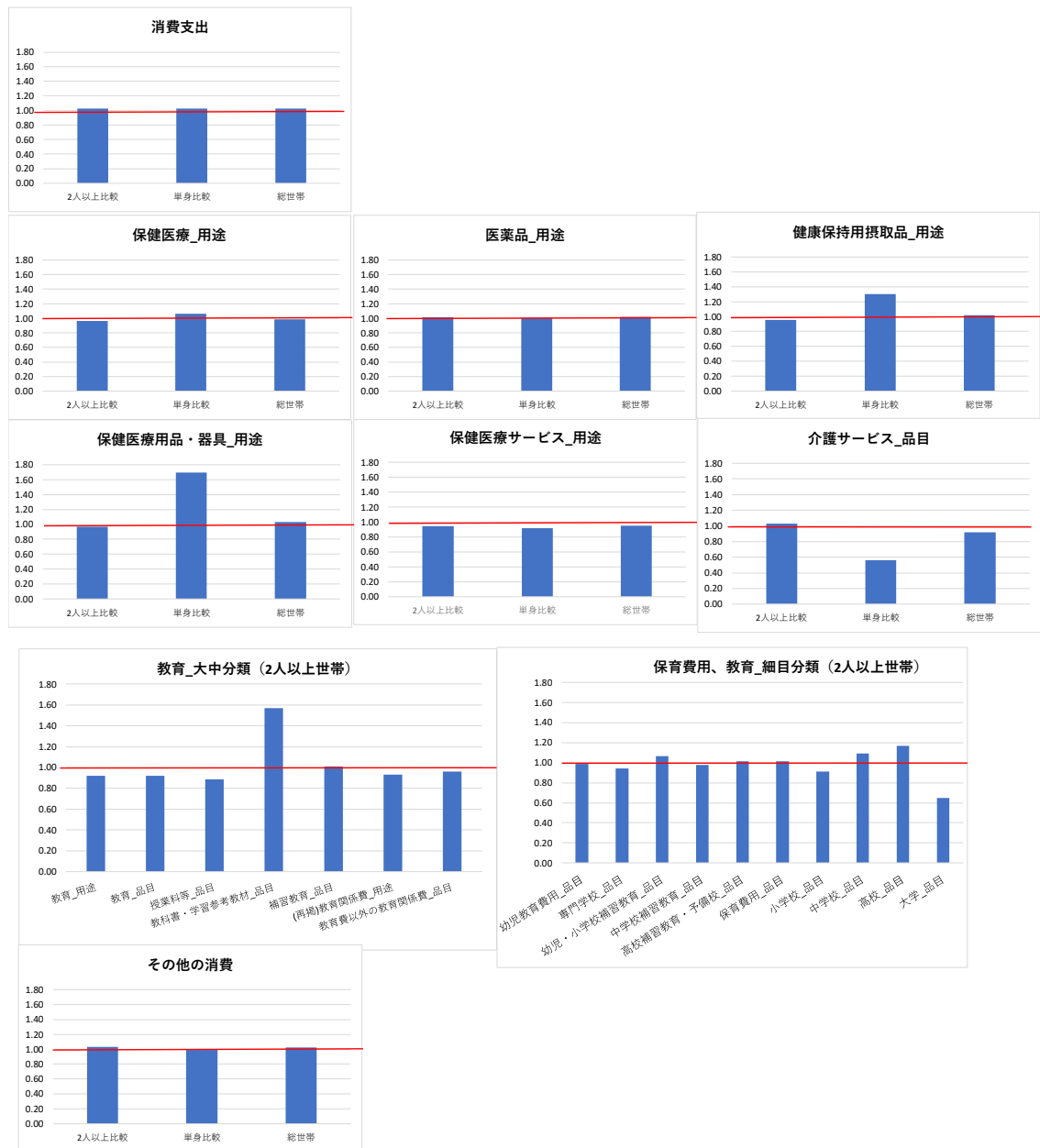


図2 費目・世帯類型別にみた調整係数

前述の通り、ジニ係数は2014年度における12か月の季節性を表す指標であるのに対して、調整係数は12か月のうちの特定月（9～11月もしくは10～11月）の季節性を表す指標である。このため、両者の季節性の大小が必ずしも一致するとは限らない点には留意する必要がある。そこで、以上の各指標の大小の議論をまとめる意味でも、調整係数の大小とジニ係数の大小の4通りの組み合わせごとに費目をまとめてみる。

図3～図5は、これら4通りの組み合わせを4象限として図式化し、そこに該当する費目を示したものである。これを見ると明らかなように、2人以上世帯については、調整係数、ジニ係数いずれも大きい費目は、「教科書・学習参考教材」、「大学」の授業料等と

いう結果となっている。「専門学校」の授業料等は、調整係数では小さいがジニ係数では大きい。調整係数、ジニ係数いずれも小さい費目は多い。単身世帯については（教育は非掲載）、調整係数、ジニ係数いずれも大きい費目は、「保健医療用品・器具」のみとなっている。「健康保持用摂取品」、「介護サービス」は、調整係数では大きいがジニ係数では小さい。調整係数、ジニ係数いずれも小さい費目は多い。総世帯については（教育は非掲載）、費目はすべて調整係数、ジニ係数いずれも小さいという結果となっている。

なお、ここで参考として、教育と介護について、支出対象に限定しないで計算したジニ係数と調整係数の結果も示し、支出対象に限定して計算した結果と比較してみる。図6、図7は、教育と介護について支出対象に限定しないで計算したジニ係数と調整係数の結果である。これを見ると明らかなように、調整係数、ジニ係数いずれも大きい費目は2人以上世帯の「教科書・学習参考教材」、「専門学校」「大学」の授業料等であり、調整係数は大きいがジニ係数は小さい費目は2人以上世帯の「高校」の授業料等、単身世帯の「介護サービス」となっている。

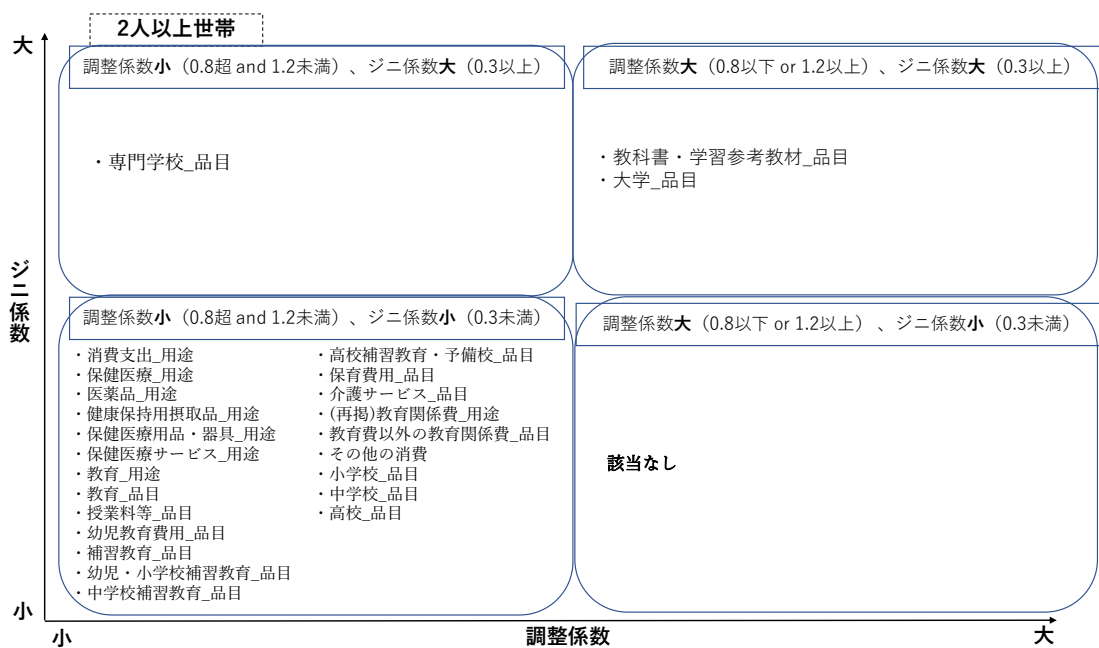


図3 調整係数の大小・ジニ係数の大小別に見た費目（2人以上世帯）

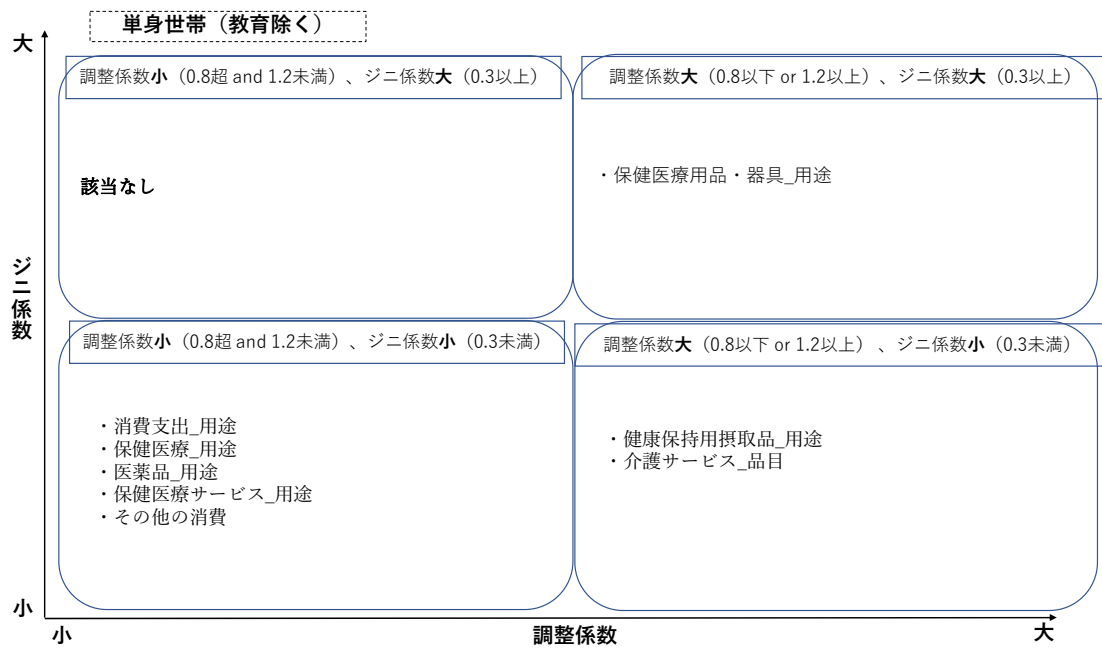


図4 調整係数の大小・ジニ係数の大小別に見た費目（単身世帯）

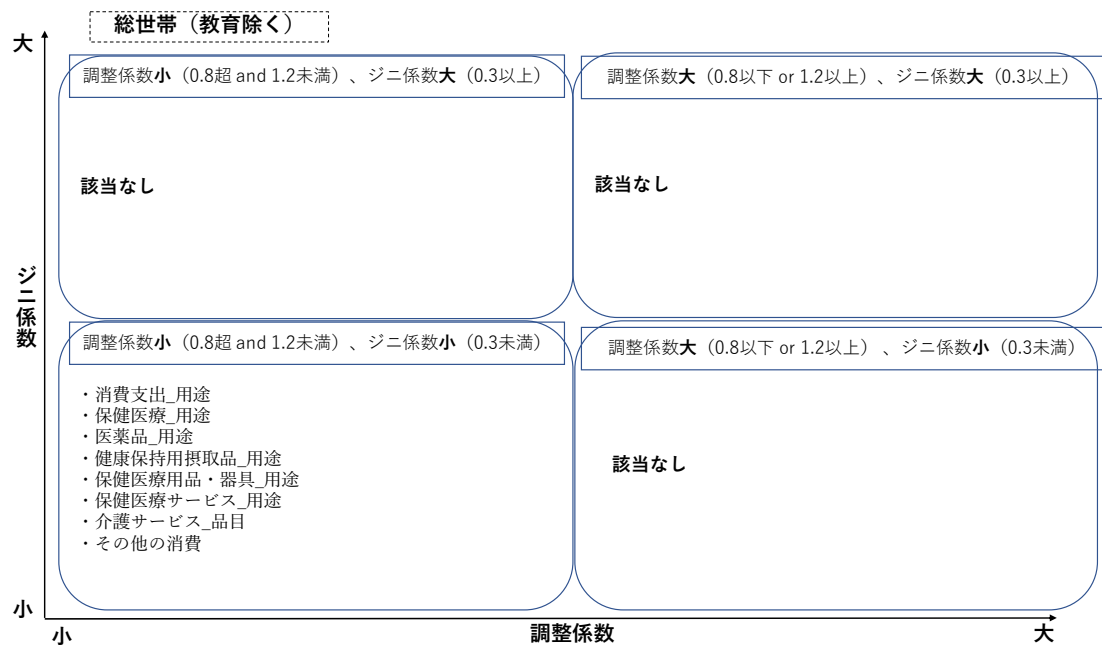


図5 調整係数の大小・ジニ係数の大小別に見た費目（総世帯）

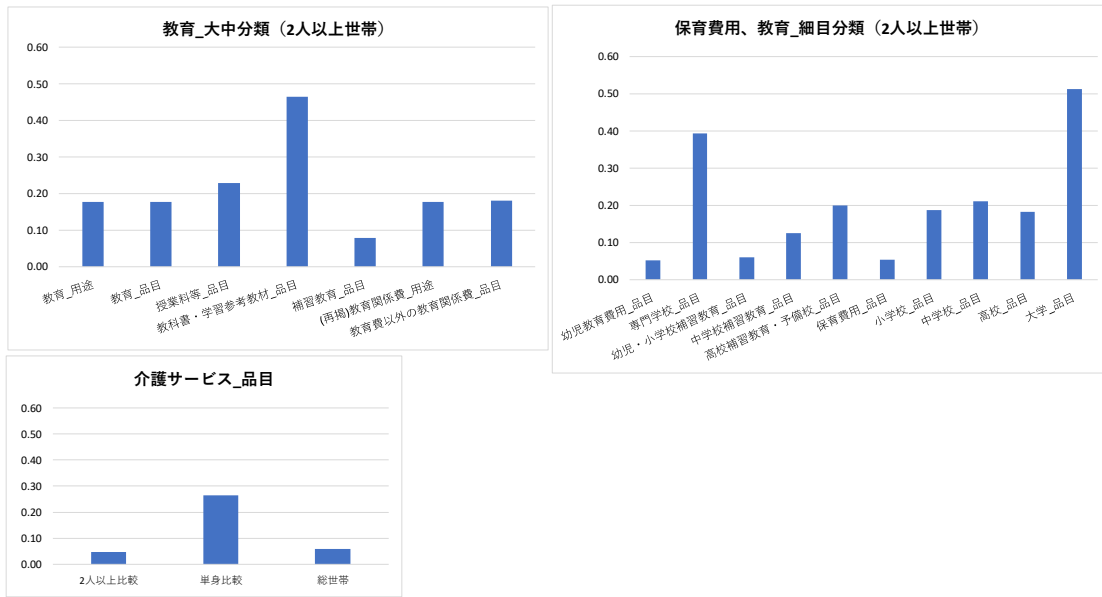


図6 費目別にみた保育費用、教育、介護のジニ係数 [支出対象世帯の限定なし]

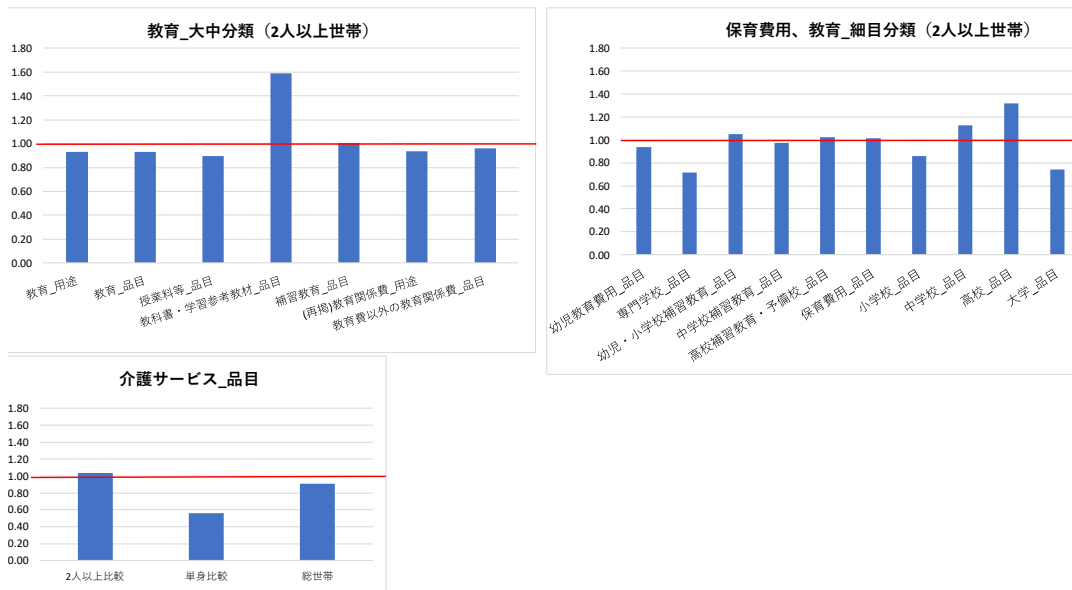


図7 費目別にみた保育費用、教育、介護の調整係数 [支出対象世帯の限定なし]

教育と介護の支出対象世帯に限定しない結果と、先に示した支出対象世帯に限定した結果をまとめたものが表5である。これを見ると明らかなように、両者の間で、2人以上世帯の「専門学校」「高校」の授業料等について、調整係数の大小・ジニ係数の大小別に見た際に違いが出ていることが分かる。「専門学校」の授業料等は、支出対象世帯に限定したケースでは「調整係数小・ジニ係数大」であったが、限定しないケースでは「調整係数大・ジニ係数大」であった。また、「高校」の授業料等は、支出対象世帯に限定したケース

では「調整係数小・ジニ係数小」であったが、限定しないケースでは「調整係数大・ジニ係数小」であった。支出対象世帯に限定することにより、季節性の調整に一定程度の違いが生じることが分かる。

次節では、これらの各費目の季節性を踏まえ、季節性調整の前後でNTAの私的消費変数のプロファイルにどのような差がみられるのかを示すこととする。

表5 支出対象世帯に限定したケースと限定しないケースとの比較

	調整係数大 ジニ係数大	調整係数小 ジニ係数大	調整係数大 ジニ係数小	調整係数小 ジニ係数小
支出の対象となる世帯に限定する ケース	・大学 ・教科書・学習参考教材	・専門学校	・介護サービス(単身世帯)	・教育 ・授業料等 ・補習教育 ・幼児教育費用 ・幼児・小学校補習教育 ・中学校補習教育 ・高校補習教育・予備校 ・保育費用 ・(再掲)教育関係費 ・教育費以外の教育関係費 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・介護サービス(2人以上世帯) ・介護サービス(総世帯)
支出の対象となる世帯に限定しな いケース	・大学 ・専門学校 ・教科書・学習参考教材	該当なし	・高校 ・介護サービス(単身世帯)	・教育 ・授業料等 ・幼児教育費用 ・補習教育 ・幼児・小学校補習教育 ・中学校補習教育 ・高校補習教育・予備校 ・保育費用 ・(再掲)教育関係費 ・教育費以外の教育関係費 ・小学校 ・中学校 ・介護サービス(2人以上) ・介護サービス(総世帯)

注) 括弧付きで世帯類型が示されていない費目は、2人以上世帯の費目であることを表す。

#### 4. 私的消費変数プロファイルの季節性調整前後の比較

ここでは、(1) 私的保育費用(CFC)、(2) 私的教育(CFE)、(3) 私的保健医療(CFH)、(4) 私的介護(CFL)、そして(5) 私的その他消費(CFX)の5つの私的消費変数のプロファイルについて、季節調整前後の相違について確認していく。なお、私的保健医療以外のプロファイルについては、支出対象世帯に限定した季節性調整による結果を示した。

はじめに、私的保育費用CFC(図8-1～図8-3)については、季節性調整の前後でプロファイルに全く差がみられなかった。保育費用には細目がなく、対象世帯も二人以上世帯に限定されるため、保育費用の支払いがある全世帯に一律に調整係数が掛けられた形となる。そのため、年齢別のプロファイルの推計には影響がみられなかった。また、調整係数をみても、保育費用はほぼ1であり、CFCはそもそも季節性調整が必要ない項目であることが分かった。

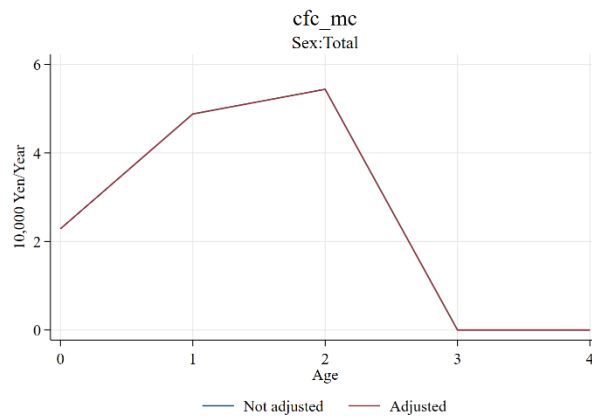


図 8-1 私的保育費用（CFC）の季節性調整前後の比較：性別合計

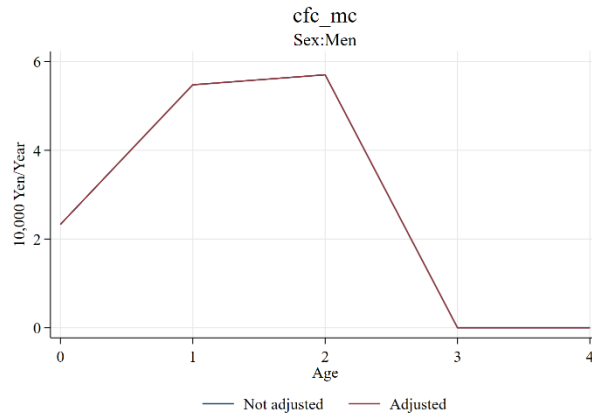


図 8-2 私的保育費用（CFC）の季節性調整前後の比較：男

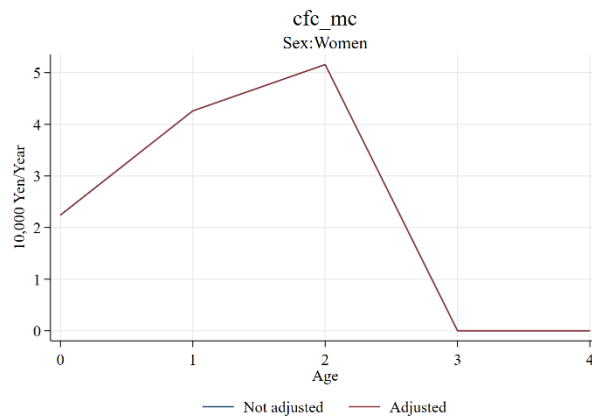


図 8-3 私的保育費用（CFC）の季節性調整前後の比較：女

次に、私的教育 CFE（図 9-1～図 9-3）についてみると、CFC とは対照的に、季節性調整の前後でプロファイルの形状が大きく変化している。調整後のプロファイルでは、調整前にあった 20 歳（女性は 19 歳）のピークがなくなり、男女ともに 15 歳及び 18 歳にピークがくる形にシフトしている。15 歳や 18 歳では、高校への進学や大学、短大、専門学校への進学が発生するので、この年齢にピークがくるのは自然である。むしろ、調整前にあった 20 歳前後のピークが不自然であったのであるが、これについては全消の 3 か月の調査期間中に子供が高等教育学校に通う多くの世帯において、半年分の授業料の支払いが発生していたため、月平均にすると年度平均の 2 倍近くの授業料が計上されていたためと考えられる。このことは図 2 で大学の授業料の調整係数が 1 を大きく割り込んでいた（＝年度平均値<9～11 月平均値）ことから明らかである。今回、季節性調整を行うことで高等教育年齢における過大推計が改善されたのは重要な成果であるといえる。

私的保健医療 CFH（図 10-1～図 10-3）については、季節性調整の効果は非常に限定的である。調整後に男性の高齢部分がわずかに下がり、女性の高齢部分がわずかに上がっているが、プロファイルの形状にはほぼ影響がない。CFH の一部細目については、単身世帯で調整係数が高い（全消の値が過少）傾向が認められたが（図 2）、全体に与える影響は微細であった。

私的介護 CFL については、単身世帯において 10～11 月における介護サービス利用額が年度平均よりも過大である傾向が認められた（図 2）。図 11-1～図 11-3 のプロファイルでは、調整後に男性の介護サービス利用が増加し、女性は 80 歳未満で多少減少する傾向が認められた。こちらも CFH と同様に、プロファイルに若干の変化が認められるものの、その形状を大きく変化させるほどの効果はなかったといえる。

最後に、その他の消費 CFX についてみると、季節調整によって男女ともに 0～20 歳までの若年層の CFX がわずかに上昇し、女性 70 歳代以降における値が減少している。全体的に調整後には外れ値が減少し、プロファイルの形がスムーズな形となっている。CFX については、他の消費変数とは異なり、特定の費目の季節変動というよりは、上記の消費変数の他、移転支出や耐久財支出など複数の費目の変動による複合的な影響を受けているため、調整前後の変動要因を特定するのが難しい。しかし、プロファイルの外れ値が除去されることは、NTA の推計上は望ましい効果であるといえる。



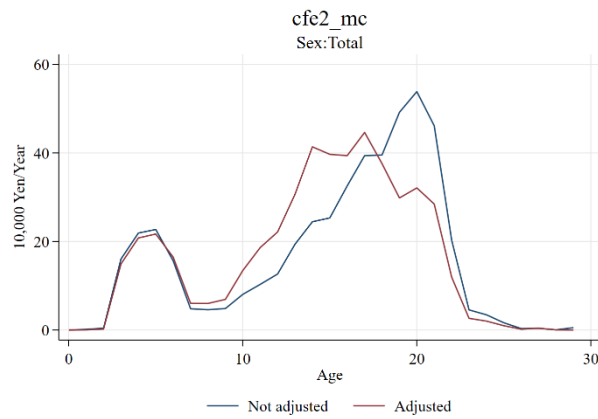


図 9-1 私的教育 (CFE) の季節性調整前後の比較：性別合計

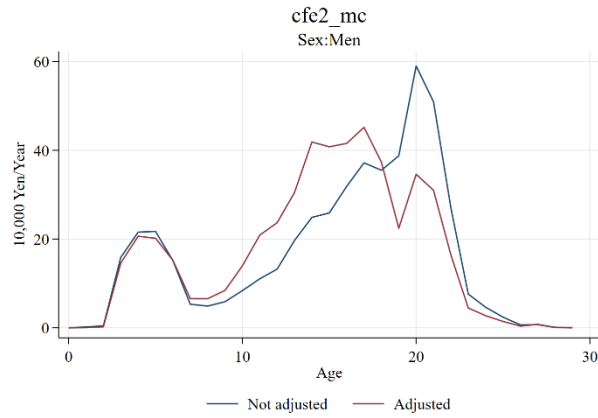


図 9-2 私的教育 (CFE) の季節性調整前後の比較：男



図 9-3 私的教育 (CFE) の季節性調整前後の比較：女

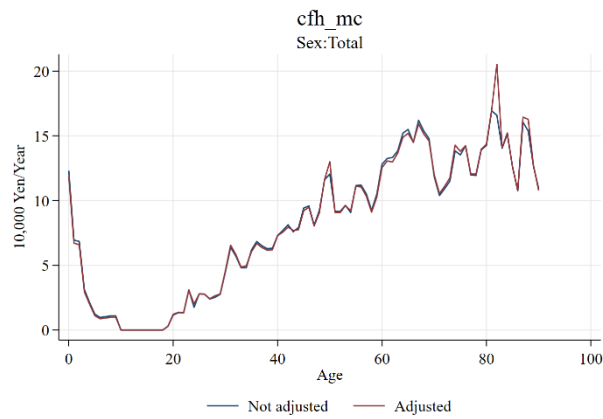


図 10-1 私的保健医療（CFH）の季節性調整前後の比較：性別合計

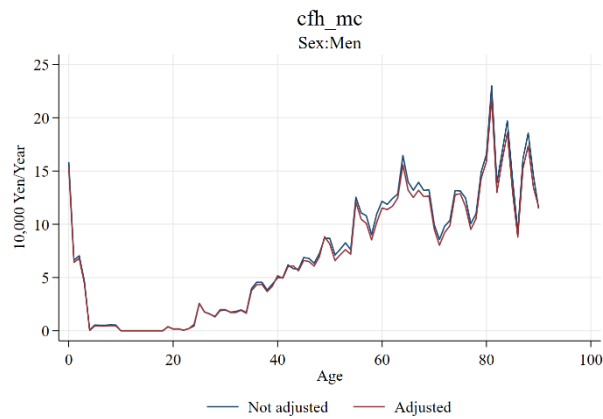


図 10-2 私的保健医療（CFH）の季節性調整前後の比較：男

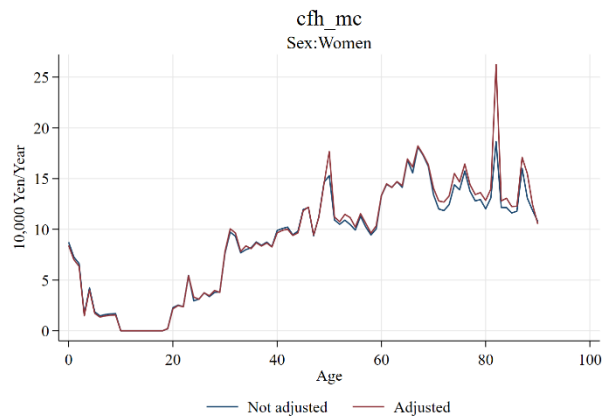


図 10-3 私的保健医療（CFH）の季節性調整前後の比較：女

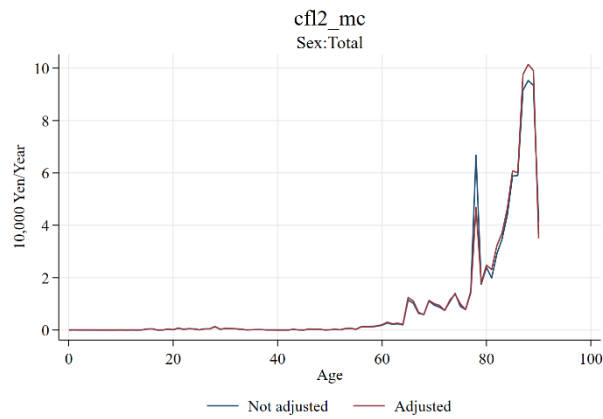


図 11-1 私的介護（CFL）の季節性調整前後の比較：性別合計

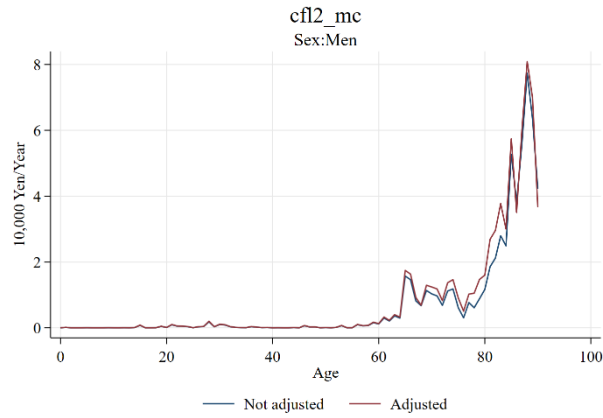


図 11-2 私的介護（CFL）の季節性調整前後の比較：男

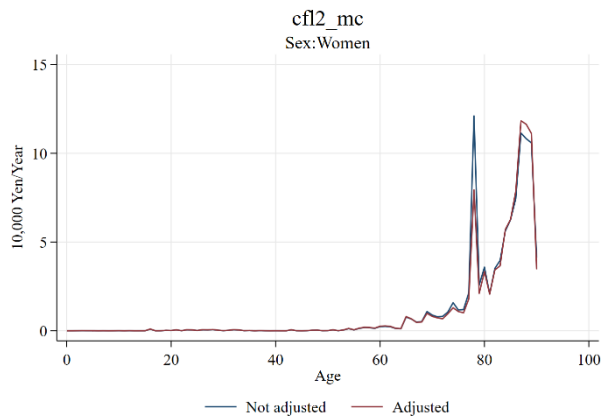


図 11-3 私的介護（CFL）の季節性調整前後の比較：女

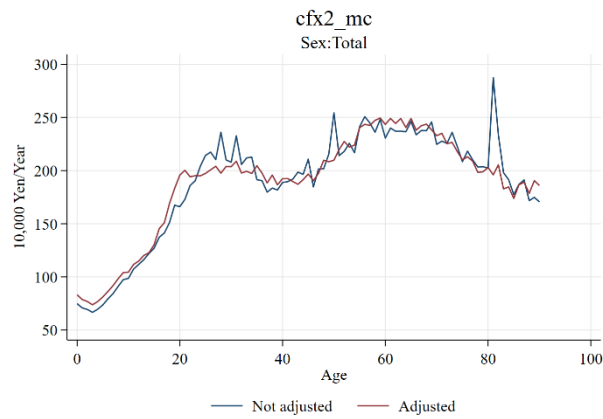


図 12-1 その他の消費（CFX）の季節性調整前後の比較：性別合計

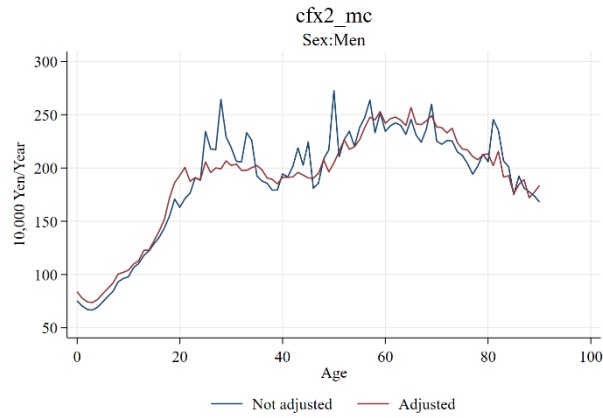


図 12-2 その他の消費（CFX）の季節性調整前後の比較：男

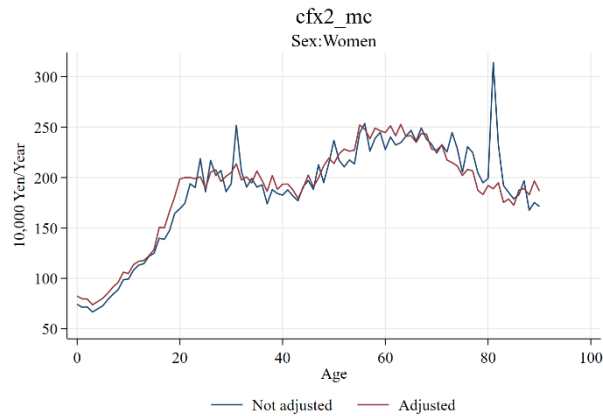


図 12-3 その他の消費（CFX）の季節性調整前後の比較：女

## 5. まとめ

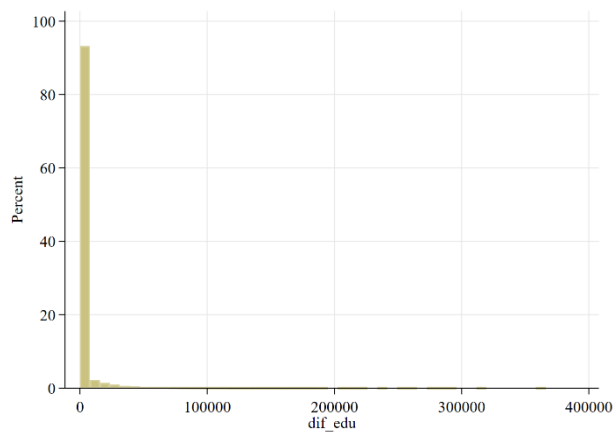
本報告では、家計調査のデータを用いて、NTAの私的消費変数の季節性調整について検討を行った。各私的消費変数の細目の季節性について検討したところ、二人以上世帯では大学授業料（短大・高専も含む）、教科書・学習参考教材、単身世帯では健康保持用摂取品、保健医療用品・器具、介護サービスについて、全消からの値が過大もしくは過少であることが明らかとなった。また、季節調整の結果、私的教育CFEのプロファイルが大きく改善されることが明らかとなった。一方で、季節調整が保育費用CFC、私的保健医療CFH、介護費用CFLのプロファイルに与える影響は限定的であった。その他の消費CFXについては、大きくプロファイルの形状を変えるものではないものの、10代の値が上昇するとともに、外れ値が消えるという結果を得た。今回我々が行った季節調整の結果は、概ね良好であり、今後NTAの私的消費の推計に組み入れていくことについて、研究会においても了解を得た。保健医療や介護については、世帯属性による季節性が存在する可能性が否定できないが、これについてはその検証方法や補正方法について引き続き研究ベースでの検討を行い、一定の成果・結論を得た時点でNTAの推計に組み入れていくこととしたい。

## 参考文献

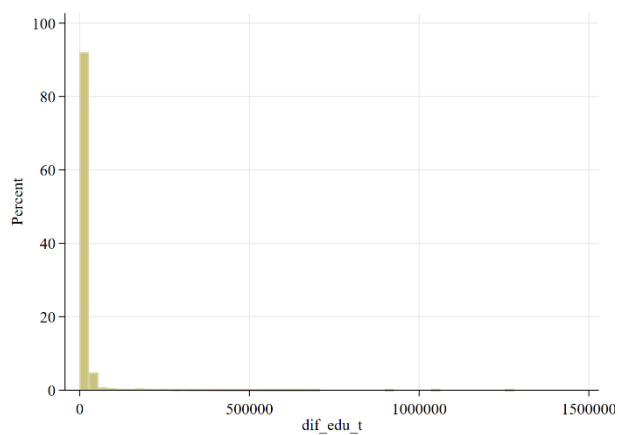
- Karamustafa, Kurtulus and Sevki Ulama, (2010) “Measuring the seasonality in tourism with the comparison of different methods,” *Euro Med Journal of Business*, 5(2), 191-214.
- Landtorp, Svend, (2001) “Measuring Tourism Seasonality,” in Baum, Tom and Svend Lundtorp eds., *Seasonality in Tourism*, 23-50, Taylor & Francis, Howick Place.
- Martín, José María Martín, Jose Antonio Salinas Fernández, José Antonio Rodríguez Martín and María del Sol Ostos Rey, (2020) “Analysis of Tourism Seasonality as a Factor Limiting the Sustainable Development of Rural Areas,” *Journal of Hospitality & Tourism Research*, 44(1), 45-75.
- Rau, Roland (2007) “Measuring Seasonality,” *Seasonality in Human Mortality: A Demographic Approach*, 39-81, Springer, Berlin.
- Shimamoto, Kenichi (2019) “Examining the Seasonality of Travel-Related Expenditure by Travel Purpose: The Case of Japan,” *Academica Turistica*, 1, 55-72.
- 福田節也（2022）「『全国消費実態調査』によるNTA変数の推計について：推計における課題と妥当性の検証」一般会計プロジェクト『国民移転勘定（NTA）プロジェクト』令和3年度報告書， pp.3-28.

## 付録

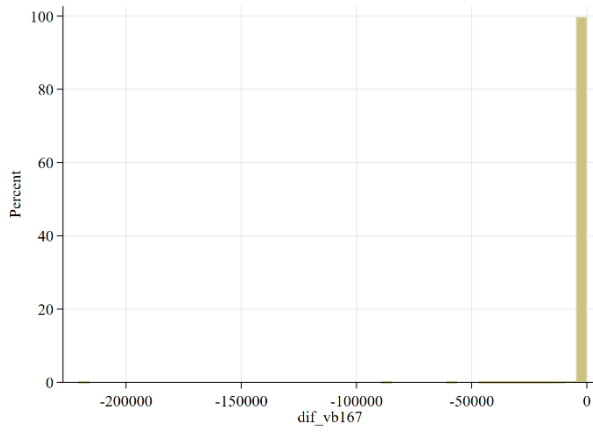
全消 2014 の消費支出における用途分類と品目分類の差額  
(=用途分類－品目分類)



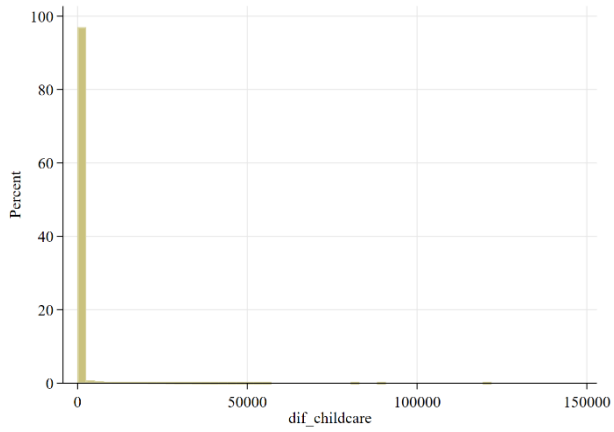
付図 1 教育



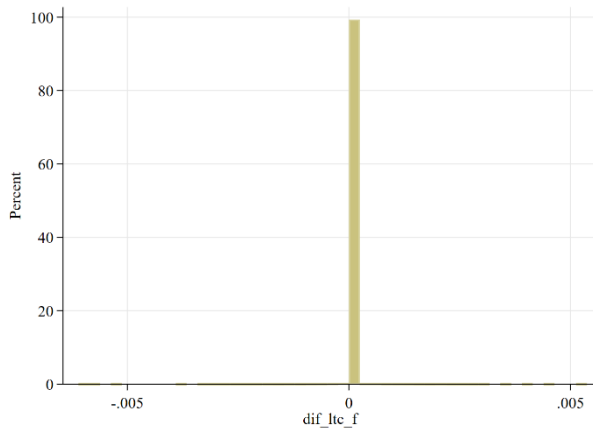
付図 2 授業料等



付図3 保健医療



付図4 保育費用



付図5 介護サービス





# 税と社会保険料の推計改善に関する中間報告： 15 自治体の料率検証による NTA 推計精度向上の試み

鈴木 貴士（社会保障基礎理論研究部）  
福田 節也（企画部）

## 1. はじめに

国民移転勘定（National Transfer Accounts: NTA）は、私的部門（世帯や企業）や公的部門（政府）における消費や移転を数量的に示す加工統計である。わが国において世帯における消費を測定している代表的な統計調査に総務省が実施する『全国消費実態調査』（以下、全消と呼ぶ）がある。NTA では全消のデータを用いて、世帯における消費及び世帯内及び世帯間の移転に関する推計を行っている。全消は昭和 34（1959）年から平成 26（2014）年まで 5 年に 1 度の頻度で実施されてきたが、令和元（2019）年からは『全国家計構造調査』（以下、全国家計と呼ぶ）と改称し、若干の変更を伴いつつも、全消と同様に世帯消費に関する調査が実施されている（全消と全国家計の共通点や相違については本報告書に収録されている令和 4 年度「国民移転勘定プロジェクト」第 1 回研究会の鈴木資料を参照されたい）。

全消では 9～11 月の 3 ヶ月間における世帯の消費状況について、調査対象世帯の回答者が家計簿に記入する形式で情報を得ている。税や社会保険料の支払いについても、他の消費と同様に家計簿に記録されることとなっている。しかし、全消において税や社会保険料の記入率が必ずしも高くないこと、自営業者の記入が欠落していること<sup>1</sup>が指摘されている（福田 2022a）。NTA はマクロコントロールによる調整をおこなうため、この欠落が性、年齢（あるいはその他の属性について）に対してランダムに生じている場合には問題はないが、これが非ランダムに欠落している場合には、税や社会保険料の支払いのプロファイル推計に大きな歪みを生じさせることとなる。また、税や社会保険料の支払いにおける各種の控除や軽減処置は、所得再分配の仕組みを反映するものであり、これらを正しく NTA に反映させることは、世代間移転の全体像を示す上で極めて重要である。そこで我々が行う NTA の推計においては、全消家計簿に記入されている（世帯単位の）税や社会保険料の値を用いるのではなく、世帯員各自の収入や世帯構成から各世帯員が支払っている税や社会保険料を推計する方法を採用している<sup>2</sup>。

我々が NTA において対象とする税及び社会保険料の一覧は表 1 の「税・社会保険料」列を参照されたい。わが国における税と社会保険料は自治体ごとに同一のものもあれば異

<sup>1</sup> 全消の調査期間が 9～11 月のため、自営業者など勤労世帯以外については一括納付などで別の時期にまとめて納付していると、税や社会保険料の支払いが欠落してしまう。

<sup>2</sup> 総務省統計局においても世帯構成と世帯員の年収から年間の非消費支出（税・社会保険料の支払い）の推計を行っている（総務省統計局 [https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/hishouhi\\_sukei.pdf](https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/hishouhi_sukei.pdf)）。

なるものもある。例えば、「国民年金」は全国一律であるが、「国民健康保険」は全国約1700の市区町村ごとに異なり、「後期高齢者医療制度」は47都道府県ごとに異なる。自治体ごとに料率が異なる費目について、令和4（2022）年3月の段階においては、暫定的に静岡県浜松市の値を用いて料率を計算した結果を示した（福田 2022a）。本報告の目的は、本来、自治体毎に異なる税と社会保険料の料率の算出に関して、複数の自治体の料率を用いることで「税と社会保険料の支払い」プロファイルが料率の違いによってどの程度変化するか検証すると共に、より全国の実態を反映した値を推計する方法について検討することである<sup>3</sup>。

## 2. NTA 算出に用いる税と社会保険料のまとめ

表1では、今回推計を行う税と社会保険料について、その一覧を示すとともに、それぞれの料率決定の地域単位を示した。また、各種税と社会保険料について、「前回の推計」の欄には昨年度末の推計で料率を参照した自治体を記載しており、「今回の推計」の欄には本報告で料率を参照した自治体を記載している。

表1を見ると、料率決定の地域単位として全国、市区町村、都道府県、組合が挙げられる。組合によって料率が異なる税・社会保険料としては、被用者の健康保険およびそれに付随する介護保険第2号被保険者（国保以外）がある。より正確には組合ごとに料率が異なるが、「協会けんぽ」の値を用いることで対応している。

本報告で推計する税・社会保険料については表1内の太字であらわした。具体的に下記①～⑤で確認する。

---

<sup>3</sup> 本研究で用いたNTA推計プログラムは創価大学の寺田和之講師が作成したものがベースとなっている。また、本研究の元となったアイデアについては、本プロジェクト研究会での所外委員の先生方との議論や、東京大学／アリゾナ大学の市村英彦教授が主催するNTAミーティングの議論に依るところが大きい。記して感謝申し上げる。

表1 税・社会保険料の料率決定の地域単位および NTA 推計における参照自治体

税・社会保険料	料率決定の 地域単位	前回の推計	今回の推計
所得税	全国	全国	全国
住民税	所得割：全国 均等割：自治体 ごと	所得割：全国 均等割：2021 年度 浜松市	所得割：全国 均等割：2021 年度 浜松市
雇用保険	全国	全国	全国
国民年金	全国	全国	全国
厚生年金	全国	全国	全国
児童手当事業主負担分	全国	全国	全国
国民健康保険 (75 歳未満)	市区町村	2021 年度 浜松市	2022 年度 15 自治体*の値
後期高齢者医療制度 (75 歳以上)	都道府県 (後期高齢者医 療広域連合)	2014-2015 年度に おける全国平均	2014-2015 年度に おける全国平均
健康保険	組合ごと	協会けんぽ	協会けんぽ
介護保険第 2 号被保険者 国保 (40 歳以上 65 歳未満)	市区町村	2021 年度 浜松市	2022 年度 15 自治体の値
介護保険第 2 号被保険者 国保以外 (40 歳以上 65 歳未満)	組合ごと	協会けんぽ	協会けんぽ
介護保険第 1 号被保険者 (65 歳以上)	市区町村	2021 年度浜松市	2022 年度 15 自治体の値

※15 自治体は表 2「今回推計で採用」列で○が付いている自治体であり、北から滝川市、札幌市、仙台市、足立区、調布市、横浜市、金沢市、名古屋市、七宗町、富田林市、大阪市、広島市、福岡市、鳥栖市、那覇市となっている。

#### ① 住民税の内の「均等割」

住民税は市区町村が一括して徴収するものの、市区町村によって大きな違いはない。控除済所得に対して 10%が課される「所得割」と、1 人当たり 5,000 円が課される「均等割」とで構成される。

所得割の 10%は市町村 6%（政令市の場合 8%）と道府県民税 4%（政令市の場合 2%）に分解されるが、計 10%の料率は各自治体で基本的には変わらない。均等割の 5,000 円は 3,500 円の市町村民税と 1,500 円の道府県民税・都民税に分解される。また、均等割は自治体によって 500～2000 円程度上乗せされているケースが散見される。現状では令和 3（2021）年の浜松市の値を用いているが、今後の課題として各自治体の均等割の違いを反映させた NTA プログラムを用意する必要がある。

## ② 国民健康保険（75歳未満）

職場の健康保険（表1における「健康保険」）に加入している人や生活保護を受けている人を除く全ての人を対象となる。典型例は自営業主である。全国約1700市区町村ごとに料率や軽減措置が異なっている。保険料率の算出方法として、所得に対して一定の料率をかける「所得割」、一世帯あたり一定金額が発生する「平等割」、加入者一人につき一定金額が発生する「均等割」からなる（自治体によって一部異なるケースもある）。また、一世帯につき賦課限度額も設定されている。

また、本来であれば、医療費のための「医療分」、後期高齢者医療制度のための「支援分」、介護保険事業のための「介護分」が一体的に国民健康保険料となっているが、本報告においては「医療分」「支援分」を「国民健康保険（75歳未満）」とし、「介護分」は「介護保険第2号被保険者 国保（40歳以上65歳未満）」「介護保険第1号被保険者（65歳以上）」に分類している。

## ③ 後期高齢者医療制度（75歳以上）

後期高齢者（75歳以上）については、国民健康保険ではなく後期高齢者医療制度の対象となる。保険者は都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合と呼ぶ）であるため、47都道府県ごとに料率等が異なっている。保険料率の算出方法については国民健康保険と似通っており、所得割、均等割などが設定されている。

現状では平成26-27（2014-2015）年における全国平均値を用いている。後述するが、今後の課題として47都道府県の各種料率を反映させたNTA作成プログラムを用意する必要がある。

## ④ 介護保険第2号被保険者 国保（40歳以上65歳未満）

②「国民健康保険（75歳未満）」で述べたが、介護保険第2号被保険者の国保分については国民健康保険と一体的に徴収がされているため、市区町村単位である点や仕組みは同様である。所得割、平等割、均等割などが設定されている。

## ⑤ 介護保険第1号被保険者（65歳以上）

65歳以上になると介護保険は第1号被保険者に移行する。介護保険第2号被保険者は、医療保険と一体的に徴収がされるため、国民健康保険加入者（上記④）と国保以外の場合とで徴収方法が異なっていたが、第1号被保険者となると市区町村からの徴収で一本化される。

しかし、国保と一体的に徴収されていた上記③とは料率の算出方法が大きく異なる。自治体によって異なるが、年間所得に応じた10段階前後の保険料区分が設定される方式となる。保険料区分の決定において、本人もしくは世帯全体において住民税が非課税か否かという点も考慮される。

### 3. 検証方法と結果

#### 3-1. 前回推計における対応：静岡県浜松市の値を適用

表 1 および、第 2 節①～⑤において、自治体によって異なる税と社会保険料について確認してきた。第 1 節でも触れたが、これら自治体によって異なる項目について、従来の方法では令和 3（2021）年の静岡県浜松市の数値を一律で用いていた（福田 2022b）。暫定的に静岡県浜松市の値を用いていたのは、静岡県が「全国市場に近い特性をもっている」などの理由により、テストマーケティングの好適地といわれているためである（エリアマーケティング 2009）。しかし、全国約 1700 市区町村は政令市から小規模な町村まで多様性に富んでいる。テストマーケティングの好適地だとしても、浜松市は人口 79 万人の政令市であり（総務省 2020）、税と社会保険料の料率においてわが国の代表的な値かどうか課題があった。

#### 3-2. 自治体の選定：JSTAR 調査を参考に 15 自治体を選定

前節では、政令市である浜松市の値がわが国の代表的な値なのか否かについて課題があったと述べた。しかし、わが国には約 1,700 市区町村があり、全ての自治体の料率を実装することは現実的ではない。そこで、『くらしと健康の調査（JSTAR : Japanese Study of Aging and Retirement）』（Ichimura et al. 2009）（以下、JSTAR 調査と呼ぶ）で調査対象となった 10 の自治体をベースとして全国から 15 の自治体を選定した。「JSTAR 調査」では日本全国の政令市、中核市、市、町村など規模が異なる 10 自治体を調査対象としている。その 10 自治体とは表 2「JSTAR 調査の対象」列に○が付いている自治体であり、具体には北海道滝川市、宮城県 仙台市、東京都 足立区、東京都 調布市、石川県 金沢市、岐阜県 白川町、大阪府 富田林市、広島県 広島市、佐賀県 鳥栖市、沖縄県 那覇市である。本報告では、これらの 10 自治体をベースに、以下の入替・追加をおこなった。

第 1 に、岐阜県 白川町ではなく、岐阜県 七宗町を採用した。白川町では国民健康保険の料率算出において「資産割」といった固定資産税額に料率を掛け合わせる方式を採用している。国民健康保険が創設された昭和 30 年代においては加入者の多くが農林水産等の自営業者が多くを占めていたために合理的であったが、近年、資産割を廃止する自治体が増えている（滝川市 2010）。また、資産割に用いるのは自治体内の固定資産税額であるため、全消で把握することはできない。そのため、資産割を採用している白川町ではなく、資産割を採用していない七宗町を用いることとした。七宗町は白川町と同じく岐阜県中農地域に属する「町」である。七宗町の平成 27（2015）年の人口は 3,876 人と白川町（8,392 人）と小規模な点で共通しており、地理的にも両町は近接しているため、両町は極めて近い特

徴をもっていると思われる。

第2に、大規模自治体は日本に占める人口の割合が大きく影響も大きいいため、人口規模が大きな自治体の特徴を反映することを目的に、政令市の中でも人口規模が大きい札幌市、横浜市、名古屋市、大阪市、福岡市の5市を加えることとした<sup>4</sup>。最終的に表2「今回推計で採用」に○がついている15自治体の税・社会保険料の料率を用いて推計を行った。

表2 JSTAR 調査対象自治体および今回推計で用いた自治体一覧

自治体名	自治体規模	JSTAR 調査の対象	今回推計で採用
北海道 滝川市	市	○	○
北海道 札幌市	政令市	—	○
宮城県 仙台市	政令市	○	○
東京都 足立区	東京23区	○	○
東京都 調布市	市	○	○
神奈川県 横浜市	政令市	—	○
石川県 金沢市	中核市	○	○
愛知県 名古屋市	政令市	—	○
岐阜県 白川町	町村	○	—
岐阜県 七宗町	町村	—	○
大阪府 富田林市	市	○	○
大阪府 大阪市	政令市	—	○
広島県 広島市	政令市	○	○
福岡県 福岡市	政令市	—	○
佐賀県 鳥栖市	市	○	○
沖縄県 那覇市	中核市	○	○

### 3-3. 検証方法：自治体ごとに年齢別プロフィールを作成

表1に掲載した、料率が自治体によって異なる税・社会保険料のうち「国民健康保険（75歳未満）」「介護保険第2号被保険者 国保（40歳以上65歳未満）」「介護保険第1号被保険者（65歳以上）」<sup>5</sup>について、令和4（2022）年の15自治体の値をそれぞれ適用させ、年齢プロフィールに差異が生じるのか検証をおこなった。具体的には、平成26（2014）年全消の個票データと、各種マクロコントロールの値を用いて算出している。

<sup>4</sup> 令和5（2023）年3月10日におこなわれた本プロジェクト第3回研究会でいただいた意見を元にした。関係者には感謝申し上げます。

<sup>5</sup> 後期高齢者医療制度および住民税の均等割については、今回の推計に含めることができなかったため、本報告では推計の対象外とする。これらについては令和5（2023）年度に対応する予定である。

目的は、15自治体の料率の違いによって、各種保険料の年齢プロファイルの歪みがどの程度発生するか確認するとともに、NTAの推計精度向上のための方策を検討することである。

#### 3-4. 国民健康保険（75歳未満）の検証

本節での検証対象となるのは、労働収入が130万円未満で75歳未満の個人である。ただし、労働収入が130万円未満であっても労働収入が130万円以上の者に扶養されている者を除いている。ここで想定されるのは自営業者やその家族、もしくは定年した高齢者である。

国民健康保険の料率は下記が基本的な算定式である。本来、国民健康保険は世帯単位で支払う形であるが、下記式では個人単位の算定式として表している。

$$(\text{所得} - \text{基礎控除額}) \times \text{所得割} + \text{均等割} \times 1 \text{人} + \text{平等割} \div \text{世帯人数}$$

また、上限値として賦課限度額が設定されている。基礎控除額、所得割、均等割、平等割、賦課限度額について、自治体ごとに令和4（2022）年の数値を各自治体のウェブページから取得しまとめたのが表3である。なお、本来は医療分と支援分の料率がそれぞれ設定されているが、計算上一体化されているため、表3では両者を合わせて掲載している。

表3を見ると、基礎控除額は43万円で共通である一方、所得割、均等割、平等割のそれぞれについて自治体ごとに異なることがわかる。また、足立区・横浜市・名古屋市は平等割が0円である（より正確には設定がない）。なお、足立区のみならず東京23区において平等割は基本的には設定が無い。

表3 国民健康保険（75歳未満）の各自治体ごとの料率（令和4（2022）年値）

自治体名	基礎 控除額（円）	所得割	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額 （円）
滝川市	430,000	11.90%	29,700	29,700	850,000
札幌市	430,000	11.56%	39,730	22,960	850,000
仙台市	430,000	10.14%	30,790	31,520	850,000
足立区	430,000	9.44%	55,300	0	850,000
調布市	430,000	11.47%	40,900	30,400	850,000
横浜市	430,000	9.77%	45,720	0	850,000
金沢市	430,000	9.98%	34,320	26,520	820,000
名古屋市	430,000	9.76%	55,362	0	850,000
七宗町	430,000	7.90%	32,500	28,400	850,000
富田林市	430,000	11.19%	43,770	30,610	820,000
大阪市	430,000	11.46%	36,455	37,366	820,000
広島市	430,000	8.64%	32,237	31,808	850,000
福岡市	430,000	9.93%	30,198	29,155	850,000
鳥栖市	430,000	11.47%	30,400	40,900	850,000
那覇市	430,000	11.29%	21,500	30,700	850,000

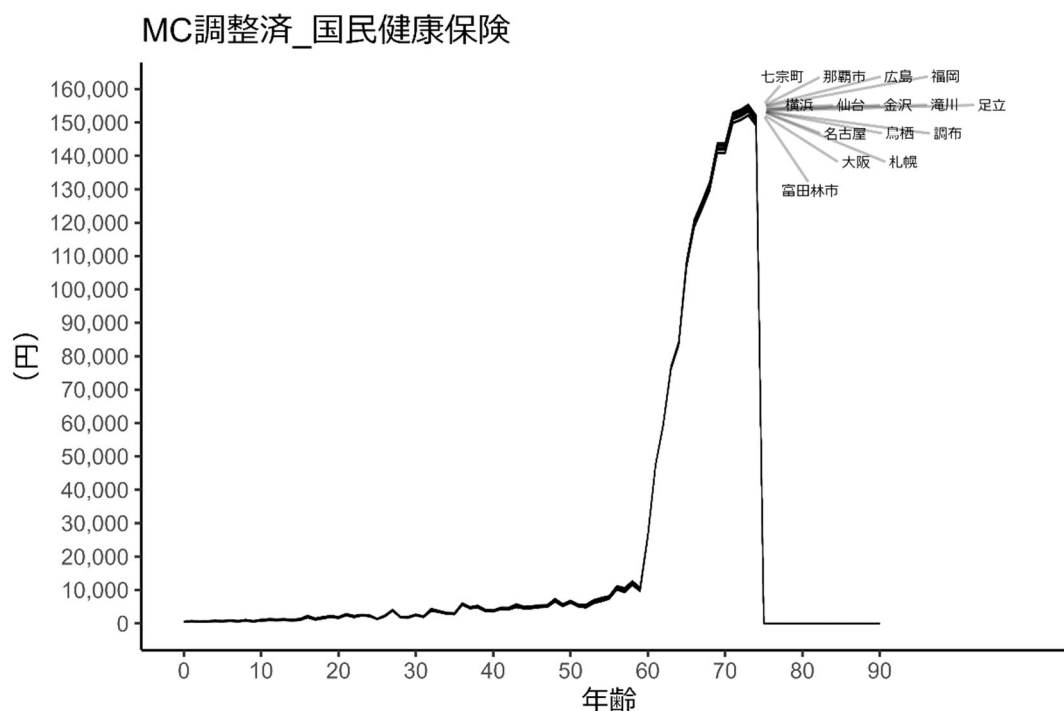


図1：国民健康保険の15自治体別年齢プロフィール



図1は15自治体について、マクロコントロール調整済の国民健康保険料の年齢別プロフィールを描いたものであり、支払いがない者も含めた値となっている。これらは、平成26（2014）年全消個票データに対し、15自治体の料率をそれぞれ適用させた場合の値であり、全消個票データの居住地情報は用いていない。すなわち、図1では、人口・世帯構成、収入が同じ場合、自治体の料率のみで支払いのプロファイルがどの程度異なるのかを表している。自治体の料率の違いによってプロフィールの歪みの程度を把握するとともに、今後の推計方法について検討することを目的としている。

図1を見ると、60歳頃から急激に金額が上昇しているが、退職した後に国民健康保険に加入することが背景だと考えられる。自治体別にみると概ね同じ動きをしているが、グラフの違いが分かりにくい若年層部分にも着目するため図2・3を作成した。図2は10歳時における、図3は74歳時における国民健康保険のプロファイルである。10歳時のプロフィールを見ると、那覇市が少なく、名古屋市が多くなっている。那覇市は所得割の率が11.29%と相対的に高い一方、1人につき発生する均等割が相対的に低い。子どもは所得が無いいため、那覇市のような料率の自治体だと相対的に低くなることが考えられる。名古屋市は那覇市の特徴の逆である（所得割の率が低く、均等割が高い）。しかしながら、子どもの国民健康保険の支払いは図1を見て分かるように相対的に非常に小さい。また、74歳時のプロフィール（図3）を見ると、各自治体で目立った差異は見られない。

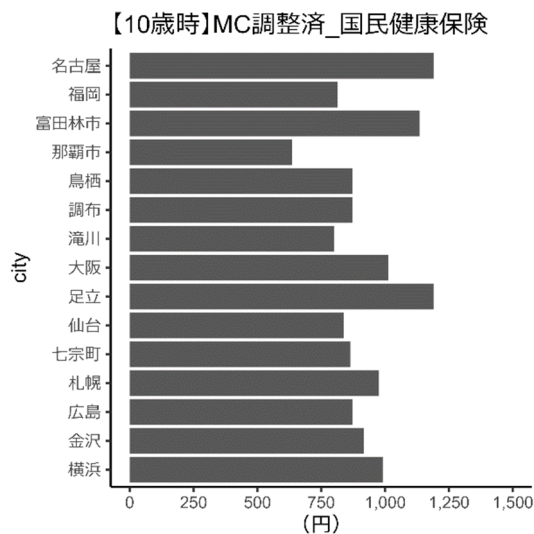


図2：国民健康保険10歳時プロフィール

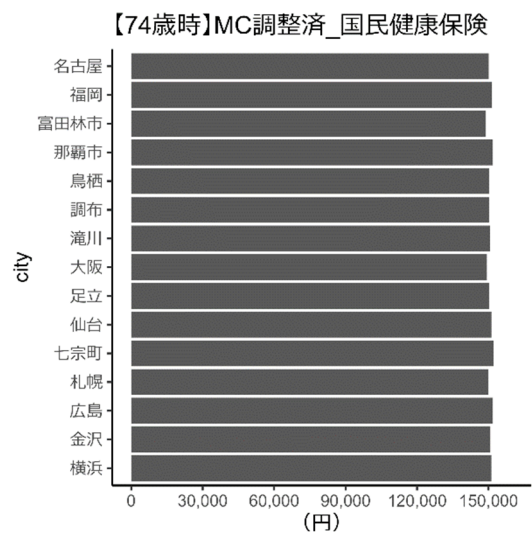


図3：国民健康保険74歳時プロフィール

15自治体ごとにプロフィールを計算した結果、暫定的な結論として、次の事が述べられる。年齢別プロフィールの差は自治体ごとに大きくない。10歳時のプロフィールを確認すると自治体間で差が見られるが、子どもの国民健康保険の支払いは相対的に少ない。

今回の方法による国民健康保険の推計について、限界を2点述べる。第1に、国民健康

保険は所得に応じた負担軽減措置が存在するが、実装できていない。今回示した年齢プロフィールは負担軽減措置によって変化する可能性がある。特に、高齢者層で低所得世帯が多い場合を想定すると、今回の推計では高齢者のプロフィールが過大である可能性がある

第2に、各自治体のウェブサイトから料率の情報を取得したため、料率が令和4(2022)年度のものとなっている。本来であれば全消データに合わせて、平成26(2014)年度の料率を用いる必要がある。各自治体に照会をおこない、対象年次の料率に更新する必要がある。なお、これらの限界(負担軽減措置の未実装と料率年次のずれ)については、後述の検証においても共通である。

### 3-5. 介護保険第2号被保険者 国保(40歳以上65歳未満)の検証

本節での検証対象となるのは、労働収入が130万円未満の40歳以上65歳未満の個人である。ただし、労働収入が130万円未満であっても労働収入が130万円以上の者に扶養されている者を除いている。ここで想定されるのは自営業者やその家族、もしくは(比較的早期に)退職した高齢者である。

介護保険第2号被保険者 国保(40歳以上65歳未満)は実際には国民健康保険と一体的に徴収されており、料率が異なる点を除けば計算方法や仕組みも同一である。そのため、本節で詳細な説明は割愛する。

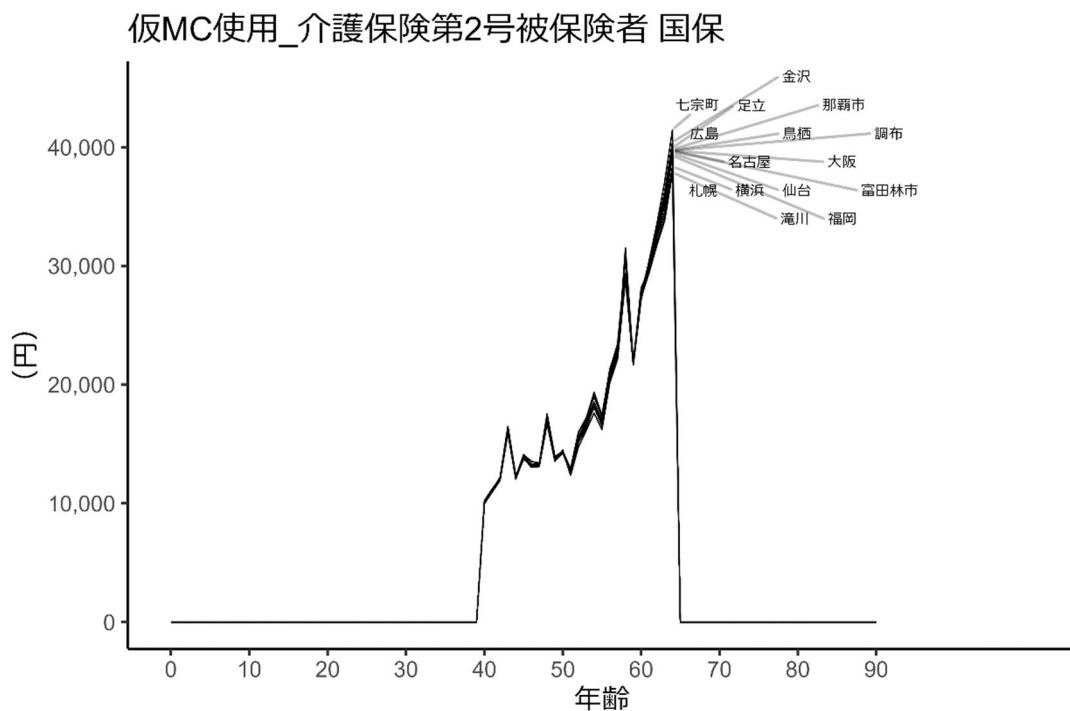
表4で介護保険第2号被保険者 国保の自治体ごとの料率を示した。国民健康保険と同様に平等割が無い自治体もあり、滝川市、足立区、横浜市、名古屋市、富田林市が該当する。

図4では15自治体について、マクロコントロール調整済の介護保険第2号被保険者 国保の年齢別プロフィールを描いたものである。ただし、マクロコントロールについては、現時点で仮の値を入れているため、プロフィールの水準については今後変化する予定である。ここではプロフィールの絶対水準ではなく、形状について確認を行うこととする。3-4節で見た国民健康保険の時と同様、平成26(2014)年全消個票データに対し、15自治体の料率をそれぞれ適用させた場合の値であり、全消個票データの居住地情報は用いていない。

図4を見ると、退職が増える50代後半から急激に金額が上昇し、65歳で0円となる様子が見て取れる。国民健康保険(図1)の時と同じく、自治体間でほぼ差がみられない。しかし、50代前半及び60代前半において若干の違いが見られるため、図5・6にて、55歳/64歳時の介護保険第2号被保険者の年齢別プロフィールを確認した。滝川・札幌・横浜において55歳時に若干高く、64歳時に若干低くなっている。

表 4 介護保険第 2 号被保険者 国保の各自治体ごとの料率（令和 4（2022）年値）

自治体名	基礎 控除額（円）	所得割	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額 （円）
滝川市	430,000	2.30%	12,000	0	170,000
札幌市	430,000	2.44%	7,270	5,310	170,000
仙台市	430,000	2.77%	9,860	7,520	170,000
足立区	430,000	2.34%	16,600	0	170,000
調布市	430,000	2.40%	10,300	6,100	170,000
横浜市	430,000	2.90%	14,980	0	170,000
金沢市	430,000	2.34%	11,880	6,000	170,000
名古屋市	430,000	2.58%	17,009	0	170,000
七宗町	430,000	2.05%	10,700	8,300	170,000
富田林市	430,000	2.54%	16,690	0	170,000
大阪市	430,000	2.69%	16,739	741	170,000
広島市	430,000	1.77%	7,765	5,885	170,000
福岡市	430,000	2.77%	9,497	7,356	170,000
鳥栖市	430,000	2.40%	10,300	6,100	170,000
那覇市	430,000	1.56%	7,700	4,600	170,000



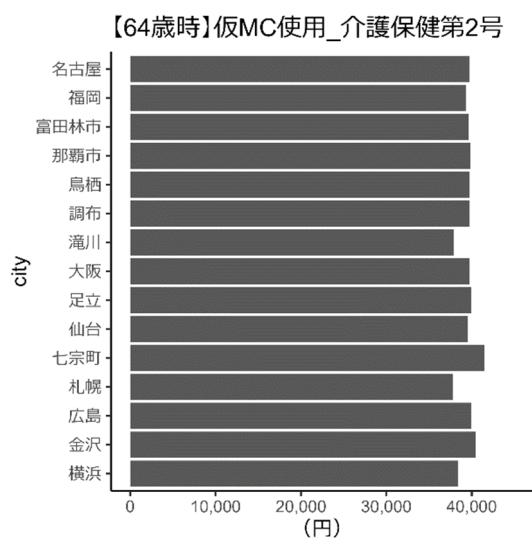
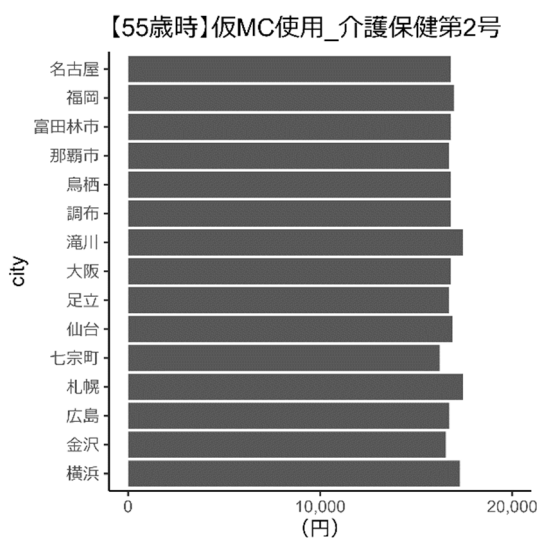


図 5：介護保険第 2 号 55 歳時プロフィール 図 6：介護保険第 2 号 64 歳時プロフィール

### 3-6. 介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）の検証

第 2 号被保険者は健康保険と一体的に徴収されるが、65 歳以上が対象となる介護保険第 1 号被保険者は年金からの差し引き等で徴収がおこなわれる。各自治体の介護サービスの総額などによって基準額が決定され、所得段階別（自治体によるが 10 段階前後）に金額が設定される。また、低所得者に関しては本人／世帯の住民税非課税か否かによって料率軽減措置が設定されている。このように、第 2 号被保険者とは料率計算の方法が異なる。そのため、本節での検証対象となるのは、65 歳以上が全て対象となる国民健康保険および介護保険第 2 号被保険者 国保とは異なる。第 1 号被保険者においても、令和 4（2022 年）の数値を各自治体ウェブサイトから取得した。

表 5 にて金沢市の料率を示した。表 5 を見ると、所得によって 1～13 段階まで細かく段階が設定されていることがわかる。また、第 1～5 段階に設定されるには、本人／世帯全体の住民税非課税状況が判明する必要がある。なお、自治体によって異なるのは、「段階」「年額保険料」「所得」の部分であり、基本部分は変わらない。表 5 で示したのは金沢市の料率であるが、15 自治体の料率を全て示すことはページ数の都合により割愛する。

図 7 は 15 自治体について、介護保険第 1 号被保険者の年齢別プロフィールを描いたものである。ここでも全消個票データに対し、一律で各自治体の料率を掛け合わせて計算している。図 4 と同じく仮のマクロコントロールを用いているが、プロフィール確認には支障はない。介護保険第 1 号被保険者は 65 歳以上が対象のため、図 5 でも 65 歳から金額が発生している。15 自治体を同時に描いているが、グラフがほぼ重なっており、プロフィールに大きな差がないことがわかる。しかし、念のため図 8・9 にて、65 歳／90 歳時の介護保

険第1号被保険者の年齢別プロフィールを確認した。介護保険第1号被保険者においても各自治体でほぼ同じ水準であることが確認できる。

表5 介護保険第1号被保険者の金沢市料率（令和4（2022）年値）

段階	年額保険料 (円)	住民税非課税世帯 か否か	課税年金収入と合 計所得金額の計	その他条件
第1段階	19,970	本人非課税 世帯非課税	80万円以下	生活保護受給者 等
第2段階	31,632	本人非課税 世帯非課税	80万円～ 120万円以下	
第3段階	51,402	本人非課税 世帯非課税	120万円を超える	
第4段階	67,218	本人非課税 世帯課税	80万円以下	
第5段階	79,080	本人非課税 世帯課税	80万円を超える	
第6段階	90,942	本人課税	120万円未満	
第7段階	98,850	本人課税	120万円以上 210万円未満	
第8段階	110,712	本人課税	210万円以上 320万円未満	
第9段階	118,620	本人課税	320万円以上 500万円未満	
第10段階	138,390	本人課税	500万円以上 800万円未満	
第11段階	158,160	本人課税	800万円以上 1000万円未満	
第12段階	170,022	本人課税	1000万円以上 1500万円未満	
第13段階	181,884	本人課税	1500万円以上	

仮MC使用\_介護保険第1号被保険者

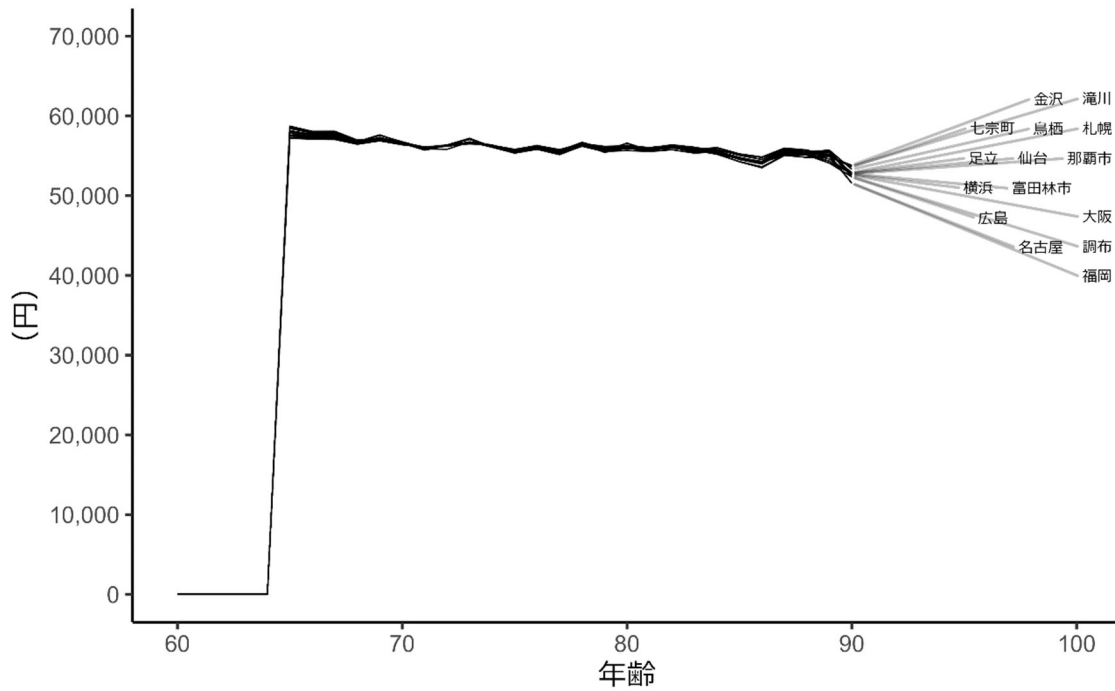


図7：介護保険第1号被保険者の15自治体別年齢プロフィール

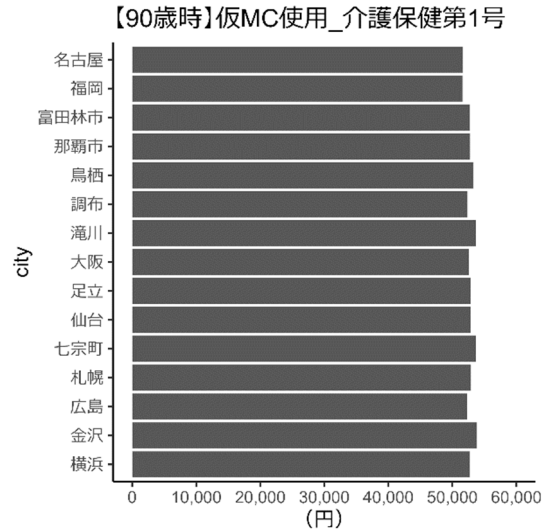
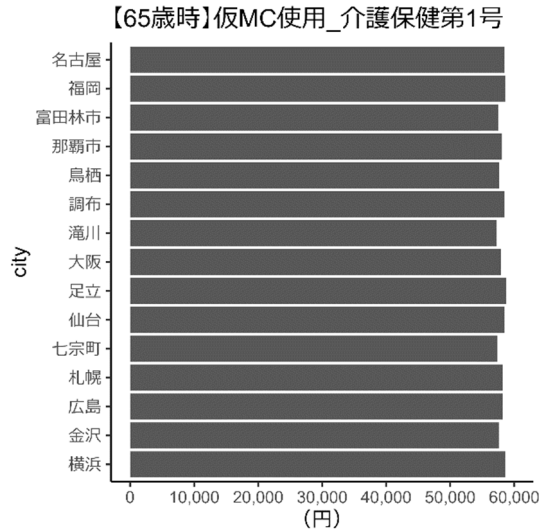


図8：介護保険第1号65歳時プロフィール 図9：介護保険第1号90歳時プロフィール

### 3-7. 税・社会保険料の支払いにどのように 15 自治体の情報を反映させるか

ここまで、「国民健康保険（75 歳未満）」「介護保険第 2 号被保険者 国保（40 歳以上 65 歳未満）」「介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）」について下記の検証を行った。平成 26（2014）年全消個票データに対し、令和 4（2022）年の 15 自治体の料率をそれぞれ適用させ、人口・世帯構成、収入が同じ場合、自治体の料率のみで支払いのプロファイルにどのような差異が生じるのか検証をおこなった。その結果、自治体ごとに大きなプロファイル差は見られなかった（図 1、図 4、図 7）。国民健康保険（75 歳未満）の 10 歳時に自治体間でプロファイル差が見られたが、相対的な金額は大きくない（図 2）。大きなプロファイル差は確認されなかったものの、NTA 推計の改善のためには自治体間で異なる料率を組み込む必要がある。では、NTA 推計の改善にどのように 15 自治体の情報を反映させればよいだろうか。下記 2 案を検討した。

- ① 15 自治体を元に統一的な料率を人口重みづけなどで作成する。
- ② 個票の居住自治体の規模に合わせて都市規模別に料率を適用する。例えば、個票が政令市の場合、各政令市の料率の平均値を採用する。

①は 15 自治体を人口規模で重みづけし、統一的な料率を作成する方法である。単一の率が決まることがメリットではあるが、全消回答者の居住自治体における料率と大きく異なる可能性があることがデメリットである。特に、各自治体の料率が、その自治体における居住者の人口・世帯構成や収入構造などと関連している場合このデメリットは無視できないものと思われる。そのため、今後②の方式で料率を当てはめて、税・社会保険料の支払いについて推計を行うことが妥当であると考えられる<sup>6</sup>。

## 4. まとめ

本報告では自治体によって料率が異なる「国民健康保険（75 歳未満）」「介護保険第 2 号被保険者 国保（40 歳以上 65 歳未満）」「介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）」について、令和 4（2022）年の 15 自治体の料率を用いて年齢プロファイルを算出した。その結果、自治体ごとに、大きなプロファイル差は見られなかった。ただし、より精緻な NTA 推計のためには、唯一つの自治体の値を用いるのではなく、複数の自治体の料率を用いることが有効と考えられる。

一方、本報告の課題として下記 3 点が挙げられる。

第 1 に、使用した料率情報の年次が NTA 推計に用いる平成 26（2014）年のものではなく令和 4（2022）年のものを使用している点が挙げられる。令和 5（2023）年 3 月現在での各自治体ウェブページに掲載されている情報を用いたためであり、今後は各自治体に過去

---

<sup>6</sup> ②の方法は令和 5（2023）年 3 月 10 日におこなわれた本プロジェクト第 3 回研究会でも承認された。

の料率を問い合わせる必要がある。

第2に、後期高齢者医療制度および住民税の均等割について調査ができていない。後期高齢者医療制度については、都道府県ごと（正確には広域連合ごと）に料率が決まっているため、都道府県別に料率を調べ、適用する必要がある。住民税の均等割については、総務省ウェブサイト『市町村税課税状況等の調』の「第2表 令和2年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調」ファイルより、自治体ごとの1人当たり均等割納税額が計算できる可能性がある<sup>7</sup>。

第3に、低所得者の負担軽減措置について検討することができていない。各種社会保険・税に関して、所得に応じた負担軽減措置が存在し、これらの措置は所得再分配政策の要であるといえる。これらの負担軽減措置を実装しない場合、税・社会保険料の支払いの年齢プロファイルにはバイアスがあるものと思われる。例えば、高齢者層で低所得世帯が多い場合を想定すると、高齢者のプロファイルが過大推計されてしまうだろう。負担軽減措置についても各自治体によって異なるため、負担軽減措置を実装する自治体に照会をおこない、当時の負担軽減措置について情報収集する必要がある。その際、低所得者の負担軽減措置については、まず15自治体の情報で比較を行い、もしこれらに大きな相違がないのであれば、人口規模に応じて各種の軽減処置を実装する方法ではなく、標準的な負担軽減処置を行っている代表的な自治体をひとつ取り出して、その自治体における負担軽減処置を実装する形が効率的であると思われる。

また、本稿には掲載しなかったものの、税・社会保険料の支払いについて、昨年度末の時点から改善を加えた点について、「6. 付録」に一覧を付す。令和5（2023）年度には上記課題に取り組み、なるべく早い時期に、これらの推計方法について一定の結論を得たいと考えている。

## 参考資料

ICHIMURA Hidehiko, SHIMIZUTANI Satoshi, HASHIMOTO Hideki. (2009).

*JSTAR First Results 2009 Report*. RIETI Discussion Paper Series 09-E-047.

エリアマーケティング（2009年9月14日）「静岡県がテストマーケティングの好適地といわれるワケ」<https://misuzukaru.blog.fc2.com/blog-entry-109.html>（閲覧：2023年3月21日）

総務省（2020）「令和2年国勢調査」

滝川市（2010）「参考資料（1）資産割のあり方について」[https://www.city.takikawa.hokkaido.jp/200soumubu/01soumu/01soumu\\_g/03shingikai/simin/files/20100125-1201kokuhounnei02siryou01.pdf](https://www.city.takikawa.hokkaido.jp/200soumubu/01soumu/01soumu_g/03shingikai/simin/files/20100125-1201kokuhounnei02siryou01.pdf)（閲覧：2023年3月21日）

独立行政法人経済産業研究所「JSTAR（くらしと健康の調査）」<https://www.rieti.go.jp/jp/pr>

---

<sup>7</sup> 本アイデアについて創価大学寺田和之講師よりご意見いただいた。記して感謝申し上げます。



objects/jstar/（閲覧：2023年3月21日）

福田節也（2022a）「『全国消費実態調査』による NTA 変数の推計について：推計における課題と妥当性の検証」一般会計プロジェクト『国民移転勘定（NTA）プロジェクト』令和3年度報告書， pp.3-28.

福田節也（2022b）「世帯における個人の税・社会保険料支払いについて」一般会計プロジェクト『国民移転勘定（NTA）プロジェクト』令和4年度第2回研究会発表資料

その他、15自治体のウェブサイトにて2022年の各種料率を取得した（閲覧：2023年3月21日）

付録：税・社会保険料の支払いについて、昨年度末の時点から改善を加えた点

① 所得税と住民税

上記について、社会保険料控除を実装した。社会保険料は金額も大きく、控除の影響は大きいと考えられる。

② 国民年金

厚労省年金局資料『平成26年度の国民年金の加入・保険料納付状況』に基づき年代別納付率を実装した。国民年金は若年層ほど未納率が高い傾向にある。

③ 厚生年金

標準報酬月額の上限值を実装した。



# 施設居住者に関する医療・介護支出の補正方法の検討

佐藤格<sup>1</sup>

中田大悟<sup>2</sup>

## 1. はじめに

NTA の構築にあたっては、年齢別の支出額を把握することが不可欠である。そのためにさまざまなデータを用いており、日本においては、「全国家計構造調査<sup>3</sup>」「全国消費実態調査」が中心的な役割を果たすこととなる。全国消費実態調査は細分化された消費項目が示されている非常に重要な調査であるが、一方で NTA の構築には補正が必要な部分も存在する。その 1 つが、本稿で取り上げる施設居住者の問題である。全国消費実態調査では調査対象が一般世帯のみとなっており、施設等の世帯については調査の対象外である。これは、年齢別の支出額を把握するにあたっては問題が生じうるものと考えられる。具体的には、高齢者の医療・介護に対する支出額にゆがみが発生する可能性である。

高齢になれば医療や介護に対する需要が増加する。したがって、高齢期における医療・介護支出額は、若年期と比較して多くなることが予想される。居住の状況に目を向ければ、若年期にも寮などで生活している者はいるものの、その数はわずかである。一方高齢期になれば、病院や老人ホーム等の施設に入居する者が増加する傾向がある。したがって、若年期においては施設居住者の支出額を把握できないことから発生する問題はそれほど大きくないと考えられる一方で、高齢期の施設居住者の支出を把握できないことは、NTA の構築にあたっては問題となる可能性がある。

本稿ではこのような観点から、集計されたデータと「国勢調査」の一般世帯・施設等の世帯の比率を利用することにより、全国消費実態調査の医療・介護に関する支出額の補正の方法を検討する。

---

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所

<sup>2</sup> 独立行政法人経済産業研究所

<sup>3</sup> 「全国家計構造調査」は、2014年まで「全国消費実態調査」として実施されていたが、2019年から調査内容を一部変更するとともに、名称を「全国家計構造調査」と改めた。なお本稿では2014年の値をもとに計算しているため、2014年に実施された「全国消費実態調査」を用いているため、以下では「全国消費実態調査」の名称で記述する。

## 2. データと計算

### 2.1 国勢調査の世帯分類

一般世帯と施設等の世帯の比率を求めるにあたって、まずは国勢調査を確認しよう。国勢調査では、総世帯、一般世帯、施設等の世帯の3種類の世帯が示されている。ここで、施設等の世帯の定義を確認しておこう。「統計表で用いられる用語、分類の解説<sup>24</sup>」によれば、1985年以降の国勢調査では、一般世帯として

- 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

の3種類を、また施設等の世帯として、

- 1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- 3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- 6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

の6種類を挙げている。本稿において特に着目したいのは施設等の世帯のうち2)と3)であるが、2)と3)を、それ以外の施設と分割することは困難である。ただし、高齢者は主に2)と3)に該当すると考えられるため、ここでは施設等の世帯のさらなる分割を試みることは行わない。

表1に示したのは2005年以降の総数・一般世帯にいる者、施設等の世帯にいる者の人数である。85歳以上がまとめられているために大きく見えるという面はあるにしても、

---

<sup>4</sup> <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/guide/3-02.html>

高齢期に施設等の世帯にいる者の人数が増大していることがわかる。

表1 世帯の分類と人数

	2005			2010			2015		
	総数	一般世帯	施設等の世帯	総数	一般世帯	施設等の世帯	総数	一般世帯	施設等の世帯
総数【人】	127,285,653	124,973,207	2,312,446	128,057,352	125,545,603	2,511,749	127,094,745	124,296,331	2,798,414
0～4歳	5,578,087	5,569,877	8,210	5,296,748	5,289,120	7,628	4,987,706	4,981,244	6,462
5～9歳	5,928,495	5,915,395	13,100	5,585,661	5,574,149	11,512	5,299,787	5,290,067	9,720
10～14歳	6,014,652	5,988,775	25,877	5,921,035	5,896,580	24,455	5,599,317	5,576,656	22,661
15～19歳	6,568,380	6,379,931	188,449	6,063,357	5,897,072	166,285	6,008,388	5,837,332	171,056
20～24歳	7,350,598	7,205,032	145,566	6,426,433	6,298,535	127,898	5,968,127	5,847,931	120,196
25～29歳	8,280,049	8,216,653	63,396	7,293,701	7,238,041	55,660	6,409,612	6,359,850	49,762
30～34歳	9,754,857	9,697,075	57,782	8,341,497	8,296,527	44,970	7,290,878	7,252,207	38,671
35～39歳	8,735,781	8,683,313	52,468	9,786,349	9,733,973	52,376	8,316,157	8,275,041	41,116
40～44歳	8,080,596	8,029,906	50,690	8,741,865	8,690,226	51,639	9,732,218	9,678,414	53,804
45～49歳	7,725,861	7,669,850	56,011	8,033,116	7,980,730	52,386	8,662,804	8,607,566	55,238
50～54歳	8,796,499	8,721,049	75,450	7,644,499	7,587,654	56,845	7,930,296	7,873,081	57,215
55～59歳	10,255,164	10,156,225	98,939	8,663,734	8,583,881	79,853	7,515,246	7,450,617	64,629
60～64歳	8,544,629	8,445,840	98,789	10,037,249	9,929,022	108,227	8,455,010	8,361,606	93,404
65～69歳	7,432,610	7,322,313	110,297	8,210,173	8,095,573	114,600	9,643,867	9,513,570	130,297
70～74歳	6,637,497	6,487,485	150,012	6,963,302	6,816,379	146,923	7,695,811	7,543,084	152,727
75～79歳	5,262,801	5,047,093	215,708	5,941,013	5,708,519	232,494	6,276,856	6,047,014	229,842
80～84歳	3,412,393	3,122,486	289,907	4,336,264	3,987,212	349,052	4,961,420	4,570,978	390,442
85歳以上	2,926,704	2,314,909	611,795	3,794,933	2,970,141	824,792	4,887,487	3,792,126	1,095,361

出典：「国勢調査」各年版

さらにここから一般世帯の割合・施設等の世帯の割合を計算すると、次のようになる。割合にすることで、この傾向を一層強く確認することができる。40歳代から増加を始める施設等の割合は、75歳あたりから激増する。繰り返しになるが、施設等にいる高齢者は、主に病院や診療所への入院、あるいは老人ホーム等への入所と考えられることから、本稿で行うような補正が必要となると考えられる。

表2 一般世帯・施設等の世帯の人数比

	一般の割合			施設等の割合		
	2005	2010	2015	2005	2010	2015
総数【人】	0.982	0.980	0.978	0.018	0.020	0.022
0～4歳	0.999	0.999	0.999	0.001	0.001	0.001
5～9歳	0.998	0.998	0.998	0.002	0.002	0.002
10～14歳	0.996	0.996	0.996	0.004	0.004	0.004
15～19歳	0.971	0.973	0.972	0.029	0.027	0.028
20～24歳	0.980	0.980	0.980	0.020	0.020	0.020
25～29歳	0.992	0.992	0.992	0.008	0.008	0.008
30～34歳	0.994	0.995	0.995	0.006	0.005	0.005
35～39歳	0.994	0.995	0.995	0.006	0.005	0.005
40～44歳	0.994	0.994	0.994	0.006	0.006	0.006
45～49歳	0.993	0.993	0.994	0.007	0.007	0.006
50～54歳	0.991	0.993	0.993	0.009	0.007	0.007
55～59歳	0.990	0.991	0.991	0.010	0.009	0.009
60～64歳	0.988	0.989	0.989	0.012	0.011	0.011
65～69歳	0.985	0.986	0.986	0.015	0.014	0.014
70～74歳	0.977	0.979	0.980	0.023	0.021	0.020
75～79歳	0.959	0.961	0.963	0.041	0.039	0.037
80～84歳	0.915	0.920	0.921	0.085	0.080	0.079
85歳以上	0.791	0.783	0.776	0.209	0.217	0.224

出典：「国勢調査」各年版より作成。

なお、補正は医療・介護ともに同様の手順で行っているが、利用するデータはそれぞれ異なるため、補正方法は別々に説明する。

## 2.2 医療

医療については、全国消費実態調査によれば、一般世帯 1 人当たりの医療支出の額は次のようになる。また、1 人当たりの本人負担額を「医療保険に関する基礎資料」により求めると、次のようになる。

まず、一般世帯 1 人当たりの医療支出額に一般世帯の人数を乗じたものを計算してみよう。計算結果は表 2 の「一般のみ」の欄に示される。次に、「医療保険に関する基礎資料」との差を施設居住者の医療支出額と仮定する。この計算結果は表 2 の「施設のみ」の欄に示される。この額を、医療保険に関する基礎資料の額から控除することにより、施設居住者の医療支出総額を計算することができる。さらにこの値を施設居住者の人数で除

算すれば、施設居住者の1人当たり医療支出額を計算することができる。最後に、一般世帯と施設等世帯の1人当たり医療支出を加重平均することで、全世帯の1人当たり医療支出額を計算する。この結果を全国消費実態調査の結果と比較したものが図1である。全国消費実態調査をもとにしたプロファイルでは、特に10～14歳の支出額などが過小推計されていると思われ、また事前の予想と反して、高齢期の医療支出については総世帯の1人当たりの支出額が一般世帯の1人当たりの支出額を下回る結果となった。プロファイルを含めて、さらに精査が必要であると考えられる。

表3 一般世帯・施設等の医療支出(利用者負担額)の補正

	総数	一般	施設	利用者負担 計	一般世帯 1人当たり	一般のみ	施設のみ	施設 1人当たり	利用者負担 1人当たり	総世帯 1人当たり
	(人)	(人)	(人)	(100万円)	(円)	(100万円)	(100万円)	(円)	(円)	(円)
総数	127,094,745	124,296,331	2,798,414	4,045,578		6,195,648	-2,150,070			
0～4歳	4,987,706	4,981,244	6,462	154,368	38,374	191,151	-36,783	-5,692,134	30,950	48,464
5～9歳	5,299,787	5,290,067	9,720	108,817	6,695	35,416	73,401	7,551,519	20,532	32,152
10～14歳	5,599,317	5,576,656	22,661	93,083	0	0	93,083	4,107,630	16,624	26,032
15～19歳	6,008,388	5,837,332	171,056	76,337	339	1,979	74,358	434,700	12,705	19,895
20～24歳	5,968,127	5,847,931	120,196	82,872	12,247	71,620	11,252	93,610	13,886	21,744
25～29歳	6,409,612	6,359,850	49,762	112,373	16,278	103,523	8,850	177,844	17,532	27,453
30～34歳	7,290,878	7,252,207	38,671	144,164	32,022	232,232	-88,068	-2,277,358	19,773	30,963
35～39歳	8,316,157	8,275,041	41,116	182,731	38,754	320,693	-137,962	-3,355,425	21,973	34,408
40～44歳	9,732,218	9,678,414	53,804	227,890	47,026	455,138	-227,248	-4,223,631	23,416	36,667
45～49歳	8,662,804	8,607,566	55,238	241,138	58,177	500,764	-259,626	-4,700,139	27,836	43,589
50～54歳	7,930,296	7,873,081	57,215	272,268	59,022	464,687	-192,419	-3,363,080	34,333	53,762
55～59歳	7,515,246	7,450,617	64,629	328,615	63,681	474,461	-145,846	-2,256,659	43,726	68,472
60～64歳	8,455,010	8,361,606	93,404	473,108	84,156	703,678	-230,570	-2,468,527	55,956	87,622
65～69歳	9,643,867	9,513,570	130,297	567,472	92,415	879,199	-311,727	-2,392,437	58,843	92,143
70～74歳	7,695,811	7,543,084	152,727	361,869	70,928	535,013	-173,144	-1,133,680	47,022	73,632
75～79歳	6,276,856	6,047,014	229,842	251,877	79,413	480,210	-228,333	-993,434	40,128	62,837
80～84歳	4,961,420	4,570,978	390,442	220,064	97,293	444,724	-224,660	-575,399	44,355	69,456
85歳～	4,887,487	3,792,126	1,095,361	146,532	79,417	301,160	-154,628	-141,166	29,981	46,948

出典：筆者作成。

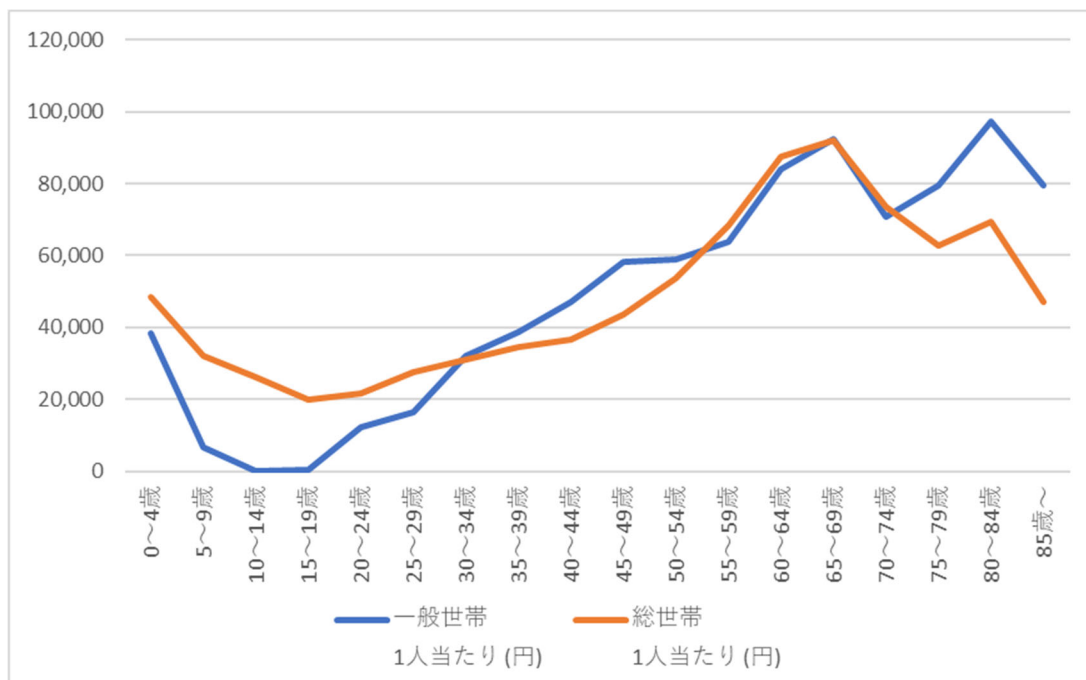


図1 医療支出(利用者負担額)の比較

出典：筆者作成。

### 2.3 介護

次に介護である。全国消費実態調査によれば、一般世帯 1 人当たりの介護支出の額は次のようになる。また、「介護給付費実態調査<sup>5</sup>」によれば、年齢別の利用者負担額は次のようになる。

まず、一般世帯 1 人当たりの介護支出額に一般世帯の人数を乗じたものを計算してみよう。計算結果は表 4 の「一般のみ」の欄に示される。次に、介護給付費実態調査との差を施設居住者の介護支出額と仮定する。この計算結果は表 4 の「施設のみ」の欄に示される。なお、全国消費実態調査では 40 歳未満でも介護支出が発生しているため、40 歳未満の施設居住者の介護支出額がわずかにゼロを下回る。この額を、介護給付費実態調査の額から控除することにより、施設居住者の介護支出総額を計算することができる。さらにこの値を施設居住者の人数で除算すれば、施設居住者の 1 人当たり介護支出額を計算することができる。最後に、一般世帯と施設等世帯の 1 人当たり介護支出を加重平均することで、全世帯の 1 人当たり介護支出額を計算する。この結果を全国消費実態調査の結果と比較したものが図 2 である。施設居住者が急増する 75 歳以降、84 歳までの間において、補正後の 1 人当たり介護支出が、全国消費実態調査の値を上回っていることがわかる。

<sup>5</sup> 現在は「介護給付費等実態統計」という名称になっているが、2014年のデータを用いているため、当時の名称である「介護給付費実態調査」としている。



表4 一般世帯・施設等の介護支出(利用者負担額)の補正

	総数 (人)	一般 (人)	施設 (人)	利用者負担 計 (100万円)	一般世帯 1人当たり (円)	一般のみ (100万円)	施設のみ (100万円)	施設 1人当たり (円)	利用者負担 1人当たり (円)	総世帯 1人当たり (円)
総数	127,094,745	124,296,331	2,798,414	816,321		124,700	691,621			
0～4歳	4,987,706	4,981,244	6,462	0	3	16	-16	-2,464	0	0
5～9歳	5,299,787	5,299,067	9,720	0	1	4	-4	-384	0	0
10～14歳	5,599,317	5,576,656	22,661	0	4	20	-20	-880	0	0
15～19歳	6,008,388	5,837,332	171,056	0	32	189	-189	-1,105	0	0
20～24歳	5,968,127	5,847,931	120,196	0	56	328	-328	-2,727	0	0
25～29歳	6,409,612	6,359,850	49,762	0	68	431	-431	-8,666	0	0
30～34歳	7,290,878	7,252,207	38,671	0	53	381	-381	-9,855	0	0
35～39歳	8,316,157	8,275,041	41,116	0	13	108	-108	-2,627	0	0
40～44歳	9,732,218	9,678,414	53,804	3,447	9	90	3,357	62,401	354	62
45～49歳	8,662,804	8,607,566	55,238	3,447	27	235	3,213	58,159	398	69
50～54歳	7,930,296	7,873,081	57,215	3,447	42	330	3,118	54,488	435	76
55～59歳	7,515,246	7,450,617	64,629	3,447	153	1,142	2,305	35,670	459	80
60～64歳	8,455,010	8,361,606	93,404	3,447	304	2,545	902	9,659	408	71
65～69歳	9,643,867	9,513,570	130,297	24,082	1,238	11,782	12,300	94,403	2,497	435
70～74歳	7,695,811	7,543,084	152,727	46,215	1,262	9,522	36,693	240,254	6,005	1,046
75～79歳	6,276,856	6,047,014	229,842	89,712	1,825	11,036	78,676	342,307	14,293	2,489
80～84歳	4,961,420	4,570,978	390,442	170,511	4,402	20,122	150,389	385,176	34,367	5,985
85歳～	4,887,487	3,792,126	1,095,361	468,564	17,515	66,421	402,143	367,133	95,870	16,696

出典：筆者作成。

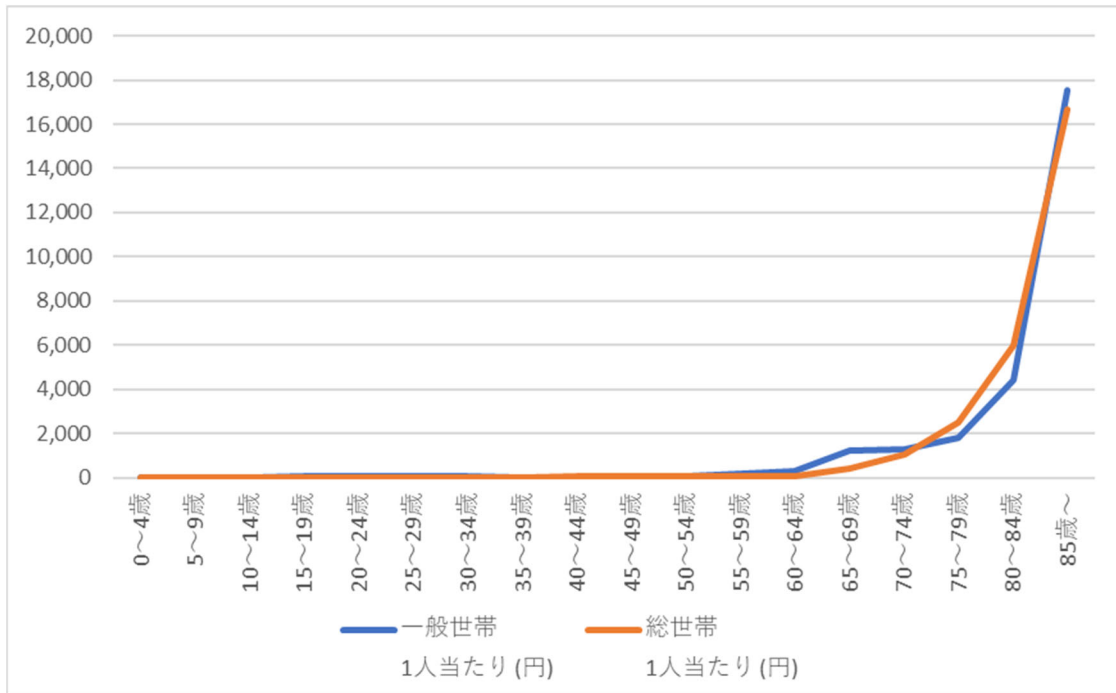


図2 介護支出(利用者負担額)の比較

出典：筆者作成。

### 3 まとめ

本稿では、全国消費実態調査では捉えることのできない施設居住者の医療・介護支出について、国勢調査をはじめとするデータを用いて補正することを試みた。本稿の計算の結果、介護支出については、施設居住者が急増する75歳以降で一般世帯のみの支出額を総世帯の支出額が上回り、全国消費実態調査では過小となっていたと考えられる支出額を補正できた。一方で医療支出については、むしろ全国消費実態調査では支出額が過大になっていたと考えられる。ただし、全国消費実態調査をもとにしたプロフィールでは、特に10～14歳の支出額などに見られるように過小推計されていると考えられる部分もあり、さらなる検討が必要である。

最後に今後の課題について述べておこう。本稿の結果は2014年の全国消費実態調査に基づくものである。2019年のNTA構築にあたっては、2019年の全国家計構造調査ならびに2019年の消費プロフィール、2020年の国勢調査のデータをもとに、同様の方法による計算が必要である。この点については、新たなデータを入手次第改めて計算を行う予定である。

また補論に示す通り、支出額の補正は重要であるが、補正によって支出額が変化すれば、個人の予算制約を満たすためには、収入や移転の項目が変化する必要がある。こちらについても、現在は補論に示す理論的な枠組みを整理した段階であり、実際にどのような値になるのかということについても計算を行うことが必要である。

#### 補論 施設居住者の補正に付随する要素の検討

前節までの補正の結果、施設居住者の支出は、一般世帯のみの支出とは異なる値になることが示された。このとき、収支を均衡させるためには、労働収入、移転、貯蓄などの項目の増減が必要である。したがって、これらの要素の増減について、NTAのマニュアルにある均衡式にしたがいつつ検討を行う。

ここでマニュアル29ページの(2.2)式における年齢 $x$ について、便宜的に若年は $y$ 、施設に入っていない高齢者は $o_1$ 、施設に入っている高齢者は $o_2$ として書き換える<sup>6</sup>。

$$C(y) - Y'(y) = \tau^+(y) - \tau^-(y) + Y^A(y) - S(y) \quad (1)$$

---

<sup>6</sup> (2.2)式において本来括弧内に入る変数 $x$ は年齢である。したがって、本稿において個人の性質によって $y$ 、 $o_1$ 、 $o_2$ としている部分は、実際の計算に当たっては各年齢が入り、年齢別のプロフィールが決定されることになる。

$$C(o_1) - Y^l(o_1) = \tau^+(o_1) - \tau^-(o_1) + Y^A(o_1) - S(o_1) \quad (2)$$

$$C(o_2) - Y^l(o_2) = \tau^+(o_2) - \tau^-(o_2) + Y^A(o_2) - S(o_2) \quad (3)$$

ここで、 $C$ は消費、 $Y^l$ は労働収入、 $\tau^+$ は移転のInflow、 $\tau^-$ は移転のOutflow、 $Y^A$ は資本収入と財産収入の和、 $S$ は貯蓄を表す。施設居住者についての補正を行っていないときには、 $o_1$ と $o_2$ が区別されていない状態であったと考えることができる。すなわち $o_1$ と $o_2$ が区別されていない状態では、施設居住者も非施設居住者も、支出・収入・移転などの額は同一とみなしていたということになる。

ここで施設居住者の支出を補正し、従来よりも支出 $C(o_2)$ が大きくなったとすれば、(3)式を均衡させるには、 $Y^l(o_2)$ 、 $\tau^+(o_2)$ 、 $\tau^-(o_2)$ 、 $Y^A(o_2)$ 、 $S(o_2)$ といった変数のいずれか、あるいはいくつかの値が変化しなければならない。そこで、これらの変数がどのように変化すると考えられるのかを順に検討することとする。なお、 $S$ は調整項目であり、最終的に両辺を均衡させるように決定される変数である<sup>7</sup>。まず左辺第2項の $Y^l(o_2)$ であるが、高齢の施設居住者については、労働収入はほぼゼロであると考えられる。したがって、 $Y^l(o_2) = 0$ とする。

次に右辺第1項、第2項の $\tau^+(o_2)$ と $\tau^-(o_2)$ である。ここで移転 $\tau$ については、InflowとOutflowが総額として均衡しているのであれば、次の式が成立する。

$$\tau^+(y) + \tau^+(o_1) + \tau^+(o_2) = \tau^-(y) + \tau^-(o_1) + \tau^-(o_2) \quad (4)$$

移転のOutflowの総額については、補正することは適切ではない。これは次の理由による。施設居住の高齢者からの移転は無視しうる程度の額であると想定できる。したがって、移転のOutflowは若年あるいは非施設居住の高齢者によってなされているものと考えられる。その場合、移転総額は全国消費実態調査で得られている値で過不足はなく、さらに補正を掛けることは、移転を二重計上することになると考えられる。

$\tau^-(o_2)$ 、すなわち施設居住の高齢者からの移転はほぼゼロであると考えれば、(4)式は、 $\tau^+(y) + \tau^+(o_1) + \tau^+(o_2) = \tau^-(y) + \tau^-(o_1)$ と書き換えることができる。さらに $\tau^+(y)$ 、 $\tau^+(o_1)$ 、 $\tau^-(y)$ 、 $\tau^-(o_1)$ が全国消費実態調査などのデータから明らかになっているのであれば、 $\tau^+(o_2)$ は残差として求めることができる<sup>8</sup>。最後に $Y^A(o_2)$ については、施設居住者と非施設居住者での相違が明らかではないことから、同一の値であるものと仮定する。

したがって、補正により増加した施設居住者に関する支出は、施設居住の高齢者への移

<sup>7</sup> もちろん、 $S$ によって調整がなされることが、他の変数が調整の役割を果たさないことを意味するものではない。

<sup>8</sup> 問題点として、海外との取引があった場合には移転のInflowとOutflowが均衡するとは限らないこと、またマクロコントロールを掛ける前の値で計算することが適切かどうか明らかでないことが挙げられる。

転  $\tau^+(o_2)$  と、調整項目である貯蓄  $S(o_2)$  によりまかなわれると考えられる<sup>9</sup>。なお、実際に  $\tau^+(o_2)$  と  $S(o_2)$  がどのような値になるのかということは、次年度改めて検討する。

## 参考文献・資料

厚生労働省 「医療保険に関する基礎資料 平成26年度」

厚生労働省 「平成26年度介護給付費実態調査」

総務省統計局 「平成26年全国消費実態調査」

総務省統計局 「平成27年国勢調査」

United Nations(2013) *National Transfer Accounts Manual*, United Nations publication.

---

<sup>9</sup> 既に述べたように、施設居住の高齢者の労働収入  $Y^l(o_2)$  と、施設居住の高齢者からの移転  $\tau^-(o_2)$  はゼロと仮定している。

# CFX（教育・医療以外の個人消費）高齢部分の補正に関する検討

鈴木 貴士（社会保障基礎理論研究部）

福田 節也（企画部）

## 1. はじめに

わが国における国民移転勘定（National Transfer Accounts: NTA）の構築では、世帯における消費を測定する際に『全国消費実態調査』（以下、全消と呼ぶ）を用いる。全消は調査対象となった世帯に調査員が訪問し、調査票を配布・回収する形で調査が行われる。しかし、以下の世帯は「世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査の対象から除外」されている（総務省 2014）。除外されている世帯は、二人以上の世帯の内「料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯」「下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯」「住み込みの雇用者が4人以上いる世帯」「外国人世帯」、単身世帯の内「二人以上の世帯の対象除外」「学生の単身者」「15歳未満の単身者」「雇用者を同居させている単身者」「社会施設及び矯正施設の入所者」「病院及び療養所の入院者」「自衛隊の営舎内居住者」である。NTAを推計する上で課題となり得るのが、高齢者の「社会施設及び矯正施設の入所者」（施設居住者）「病院及び療養所の入院者」（入院者）である。平成27（2015）年『国勢調査』によれば、施設居住者や入院者を含む施設等世帯の居住者の割合は、80～84歳の男女で7.9%、85歳以上では22.4%となっており、高齢になるほど大きな割合となっている（総務省 2015）。NTAの推計のためには年齢別に私的消費の額を把握する必要があるが、全消で調査対象となっていない施設等世帯居住者の割合が高齢ほど高いことを考慮すると、高齢部分の私的消費の推計結果に何らかの歪みが生じている可能性が考えられる。

本報告書では、CFX（教育・保健医療以外の私的個人消費）について、年齢別人口に占める施設等居住者の割合を考慮した補正について検討を行う<sup>1</sup>。具体的には、「社会施設居住者」と「入院者」のそれぞれについて、「食費」「居住費」「生活費」を推計し、これらを施設等居住者のCFXとして計算した。この値を性、年齢別の施設等居住者割合に応じて按分し、全消から計算されたCFXの値を補正した結果について示す。なお、推計においては、高齢者のみならず全年齢について補正をおこなっている。ただ、施設居住者や入院者の多くは高齢者であるため、補正による効果は主に高齢者において大きい結果となっている。なお、本報告書で扱わないCFX以外の補正方法については、本研究報告書掲載の佐藤・中田の報告書『施設居住者に関する医療・介護支出の補正方法の検討』を参照されたい。

## 2. CFXのプロファイルと施設等世帯居住人口

### 2-1. CFXのプロファイル

<sup>1</sup> 本報告書の元となったアイデアについては、本プロジェクト研究会での所外委員の先生方との議論や、東京大学／アリゾナ大学の市村英彦教授が主催するNTAミーティングの議論に依るところが大きい。記して感謝申し上げます。

はじめに、平成 26（2014）年全消を用いて推計された NTA から MC 調整前の性、年齢別 CFX の値を確認する（図 1）。図 1 を見ると、CFX の値は 20 代以降、概ね年間 100 万円を超える金額である。CFX の値は私的消費の中で最も大きく、そのプロファイルは私的消費全体のプロファイルの形状を大きく左右する。CFX の値は、80～84 歳を一つの山として 85 歳以降に低下しているが、この高齢部分における低下が施設等世帯の居住者を含まないことによりどの程度影響を受けているのか検証する必要がある。

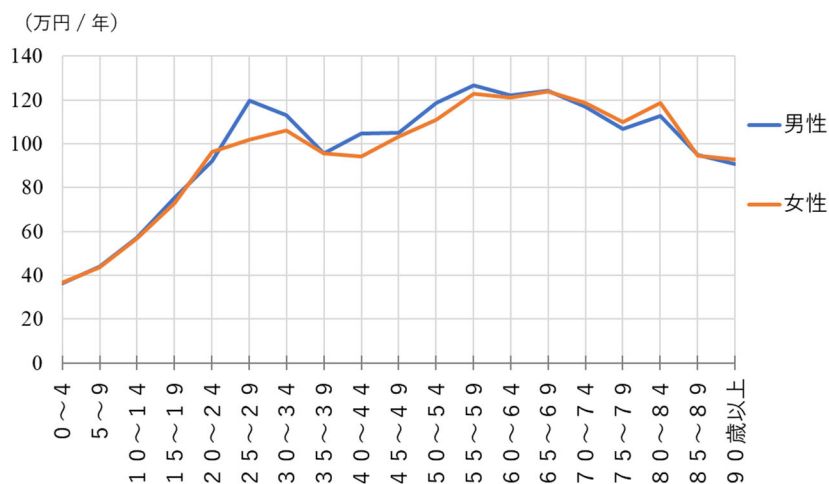


図 1：平成 26（2014）年 NTA における性、年齢（5 歳階級）別 CFX の値  
(MC 調整前)

## 2-2. 国勢調査による施設等世帯居住人口

次に、年齢別の施設等世帯居住人口について確認する。表 1 では、平成 27（2015）年国勢調査を用いて施設居住者（施設等の世帯）の総人口に占める割合を年齢別に示した。総人口に占める施設居住者の割合は年齢計の総数では 2.2% である。しかし年齢別に見ると、高齢になるほど施設居住者の割合が高く、75～79 歳：3.7%、80～84 歳：7.9%、85 歳以上：22.4% となっている。特に高齢者で全消の調査対象になっていない施設居住者の割合が高く、補正の必要性が高いことが伺える。高齢者の施設居住者を施設別に見ると、病院・療養所の入院者と社会施設の入所者が割合として非常に高い。75～79 歳で見ると、それぞれ 27.3%、71.4% で、合計で 98.7% となっている。85 歳以上で見ると、それぞれ 14.7%、85.2% で、合計で 99.9% となっている。そのため、高齢者の施設居住者の補正に当たっては病院・療養所の入院者と社会施設の入所者について検討すれば、施設居住者分をほぼカバーすることができる。

本報告においては、社会施設の入所者及び病院・療養所の入院者の双方について、施設居住者あるいは入院者一人当たりの CFX を推計し、表 1 の性、年齢別社会施設居住者割合あるいは病院・療養所入院者割合で案分することにより、CFX（特に高齢者の CFX）の補正を行う<sup>2</sup>。次節以降では、これらの方法について解説する。

<sup>2</sup> なお、高齢者以外について確認すると、若年層において寮・寄宿舎の学生・生徒やその他の割合が高くなっている。例えば、15～19 歳の総人口に占める施設居住者の割合は 2.8% である。その多くは寮・寄宿舎の学生・生徒であり、15～19 歳の施設居住者に占める割合は 82.6% となっている。25～29 歳の場合、15～19 歳よりも施設居住者の割合が小さく（0.8%）、施設居住者に占める割合が高いのは「その他」（

表 1：平成 27（2015）年国勢調査による施設等世帯の居住状況

総人口（人）	施設等世帯の居住者（数）	施設等世帯の総人口に占める割合	寮・寄宿舎の学生・生徒	病院・療養所の入院者	社会施設の入所者	その他	
			施設等世帯に占める割合（％）				
総数（年齢）	127,094,745	2,798,414	2.2%	8.4%	19.6%	65.4%	6.6%
15歳未満	15,886,810	38,843	0.2%	18.5%	7.9%	73.3%	0.2%
15～19歳	6,008,388	171,056	2.8%	82.6%	0.8%	8.7%	7.9%
20～24歳	5,968,127	120,196	2.0%	61.2%	1.7%	7.4%	29.7%
25～29歳	6,409,612	49,762	0.8%	16.4%	6.6%	21.6%	55.5%
30～34歳	7,290,878	38,671	0.5%	5.5%	13.0%	35.7%	45.8%
35～39歳	8,316,157	41,116	0.5%	1.6%	18.3%	45.9%	34.1%
40～44歳	9,732,218	53,804	0.6%	0.5%	22.7%	49.8%	27.0%
45～49歳	8,662,804	55,238	0.6%	0.3%	28.1%	47.7%	23.9%
50～54歳	7,930,296	57,215	0.7%	0.1%	35.7%	46.6%	17.6%
55～59歳	7,515,246	64,629	0.9%	0.1%	40.1%	47.8%	12.1%
60～64歳	8,455,010	93,404	1.1%	0.0%	43.5%	47.6%	8.9%
65～69歳	9,643,867	130,297	1.4%	0.0%	41.4%	52.5%	6.1%
70～74歳	7,695,811	152,727	2.0%	0.0%	34.7%	62.0%	3.2%
75～79歳	6,276,856	229,842	3.7%	0.0%	27.3%	71.4%	1.3%
80～84歳	4,961,420	390,442	7.9%	0.0%	20.0%	79.7%	0.4%
85歳以上	4,887,487	1,095,361	22.4%	0.0%	14.7%	85.2%	0.1%
年齢「不詳」	1,453,758	15,811	1.1%	6.6%	22.7%	45.7%	25.0%

出典：平成 27（2015）年国勢調査より報告者作成

### 3. 社会施設居住者の CFX の推計

はじめに、社会施設居住者（入所者）の CFX の推計方法について述べる。国勢調査における「社会施設」は「老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり」（総務省 2015）と定義される。高齢の「社会施設」居住者に関する統計として厚生労働省が実施する『介護サービス施設・事業所調査』（以下、介サと呼ぶ）と『社会福祉施設等調査』（以下、施設等調査と呼ぶ）がある。このうち居住者の 1 日当たりの食費・居住費を取得できるのは介サのみであるため、本報告では介サから推計した介護施設における食費・居住費を基に社会施設居住者の CFX を推計する。

#### 3-1. 『介護サービス施設・事業所調査』による食費と居住費の推計

介サは公的な介護施設に関する統計であり、「介護老人福祉施設」（特別養護老人ホームの名称で知られる）「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」が対象である。施設居住者の数や、施設ごとの 1 日当たり平均の「食費」「居住費」が性、年齢別に把握可能である。しかし、CFX を構成する要素である食費、居住費以外の「生活費」については情報が得られな

「自衛隊営舎内居住者」「矯正施設の入所者」「その他」の合計（55.5%）となっている。

い。生活費については、後述する別調査より補完する。

表2は性、年齢ごとに介護施設の平成25（2013）年の入居者（居住者）数を示したものである。総数で約80万人がこれらの介護施設に居住している。内訳は男性が約20万人、女性が約60万人と女性の方が多くなっており、女性の平均寿命が長いためと考えられる。

表2：平成25（2013）年 介護施設の入居者数

性別	年齢	介護老人 福祉施設 (人)	介護老人 保健施設 (人)	介護療養型 医療施設 (人)	3施設 合計 (人)
総数	40～64歳	4,990	6,509	1,594	13,093
	65～69歳	8,703	8,329	1,807	18,839
	70～74歳	20,687	16,012	3,201	39,900
	75～79歳	44,871	31,864	6,562	83,297
	80～84歳	84,034	60,450	11,581	156,065
	85～89歳	113,428	79,350	15,077	207,855
	90歳以上	162,054	96,644	20,448	279,146
男性	40～64歳	2,819	4,137	902	7,858
	65～69歳	4,244	4,965	1,018	10,227
	70～74歳	8,956	7,938	1,650	18,544
	75～79歳	15,084	11,927	2,642	29,653
	80～84歳	20,904	17,485	3,738	42,127
	85～89歳	19,288	16,903	3,441	39,632
	90歳以上	16,333	12,732	2,489	31,554
女性	40～64歳	2,171	2,371	692	5,234
	65～69歳	4,459	3,365	788	8,612
	70～74歳	11,731	8,074	1,552	21,357
	75～79歳	29,786	19,937	3,920	53,643
	80～84歳	63,130	42,966	7,843	113,939
	85～89歳	94,140	62,447	11,636	168,223
	90歳以上	145,721	83,911	17,959	247,591

出典：平成25（2013）年介護サービス施設・事業所調査より報告者作成

続いて、平成26（2014）年の介サを用いて各施設の1日当たりの食費・居住費を一覧にした（表3）。

表3：介護施設の一人・1日当たり食費・居住費（円）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
食費	1,379	1,552	1,428
居住費	1,505	1,023	638
合計	2,884	2,575	2,066
合計(1年当たり)	1,050,000	940,000	750,000

出典：平成26（2014）年介護サービス施設・事業所調査より報告者作成

食費と居住費の合計費で1日当たりかかる費用は各介護施設とも約2,000～3,000円である。1年間365日を掛けると、それぞれ約70～100万円となる。この金額は各介護施設に1年間居住していた場合に発生する食費・居住費であるが、各介護施設の居住者が1年間生存することを仮定している。実際には各介護施設の居住者は要介護の高齢者が多いため1年間の間に亡くなるリスクが高い事が予想され、今後の課題として生存率を考慮する必要がある。



### 3-2. 『高齢者施設入所者の家計の把握』報告による生活費の推計

介サにて食費、居住費について把握できたため、続いて生活費の推計を行う。前述のように介サには生活費についての情報がない。そのため、生活費の推計には、総務省統計局が令和3（2021）年3月にインテージリサーチ社に委託実施した『高齢者施設入所者の家計の把握』報告（総務省 2021）の値を用いる。同報告で実施された「入居・入所者票」による調査では、高齢者施設に入居・入所している高齢者の個人的支出が「平均2万円／月」と示されている。この調査の回収率は11.1%、サンプルサイズが544と少ないものの、他に類似する調査が見当たらないため、ここではこの数値を使うこととし、生活費として各施設共通で「一人当たり年間24万円」と仮定する。

### 3-3. 社会施設居住者のCFXの推計

以上の介護施設における食費、居住費、生活費の年間の一人当たり推計値について表4に整理した。

表4：介護施設における居住者一人当たりの年間食費・居住費・生活費（円）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
食費と居住費の計	1,050,000	940,000	750,000
生活費	240,000	240,000	240,000

出典：報告者作成

表4で示した各介護施設における食費・居住費の値ならびに前述した施設居住者の生活費を表2の各介護施設の居住者数に掛け合わせることで、介護施設における性、年齢別CFXの合計値（人口計の値）を算出することができる（表5）。

表5：介護施設における「その他の消費（CFX）」金額（性・年齢別人口計）

性別	年齢	介護老人福祉施設 (億円)	介護老人保健施設 (億円)	介護療養型医療施設 (億円)	3施設合計 (億円)
総数	40～64歳	65	77	16	157
	65～69歳	113	98	18	229
	70～74歳	267	189	32	488
	75～79歳	580	376	65	1,021
	80～84歳	1,086	713	115	1,915
	85～89歳	1,466	936	150	2,552
	90歳以上	2,095	1,140	203	3,438
男性	40～64歳	36	49	9	94
	65～69歳	55	59	10	124
	70～74歳	116	94	16	226
	75～79歳	195	141	26	362
	80～84歳	270	206	37	514
	85～89歳	249	199	34	483
	90歳以上	211	150	25	386
女性	40～64歳	28	28	7	63
	65～69歳	58	40	8	105
	70～74歳	152	95	15	262
	75～79歳	385	235	39	659
	80～84歳	816	507	78	1,401
	85～89歳	1,217	737	116	2,069
	90歳以上	1,884	990	179	3,052

出典：報告者作成

表5の総数を見ると、年齢が上がるほど推定したCFXの消費金額は大きくなる傾向があり、例えば介護老人福祉施設の90歳以上で消費される金額は2,095億円と推定される（160,054人×（105万円+24万円））。また、3施設合計のCFXの額を見ると、70歳以降では男女差が大きく開く傾向があり、80～84歳では女性のCFXは男性の2.7倍、90歳以上では7.9倍となっている。一人当たりの食費、居住費、生活費は性、年齢に関わらず一定であるため、これらはいずれも介護施設居住者の性、年齢別人口構成を反映している。

続いて、全消から推計した一般世帯居住者のCFXの補正を行うため、表5の「3施設合計（億円）」の値を表2の「3施設合計（人）」で割ることで性、5歳階級別居住者一人当たりのCFXを算出することができる。ここで、この値を $CFX_{Iij}$ とする（iは年齢、jは性別）。

$CFX_{Iij}$ ：社会施設の一人当たりCFX

表6：社会施設・全消の一人当たりCFX（性、年齢別）

年齢	男性		女性	
	CFX <sub>Iij</sub> (万円)	CFX <sub>Zij</sub> (万円)	CFX <sub>Iij</sub> (万円)	CFX <sub>Zij</sub> (万円)
0～4歳	0	36.3	0	36.6
5～9歳	0	44.0	0	43.5
10～14歳	0	57.1	0	57.0
15～19歳	0	75.4	0	73.0
20～24歳	0	92.0	0	96.2
25～29歳	0	119.6	0	101.8
30～34歳	0	113.1	0	106.0
35～39歳	0	95.7	0	95.4
40～44歳	119.9	104.6	120.2	94.2
45～49歳	119.9	105.2	120.2	103.1
50～54歳	119.9	118.6	120.2	111.1
55～59歳	119.9	126.5	120.2	122.9
60～64歳	119.9	122.0	120.2	120.9
65～69歳	120.8	124.0	122.1	124.0
70～74歳	121.8	116.8	122.8	118.8
75～79歳	122.1	106.8	122.9	109.8
80～84歳	121.9	112.8	123.0	118.6
85～89歳	121.9	94.8	123.0	94.6
90歳以上	122.4	90.6	123.3	92.8

出典：報告者作成

$CFX_{Iij}$ は介護施設を基にしているが、老人ホーム等の「社会福祉施設」居住者にも当ては

めることで社会施設全体の値とする。続いて、図1で確認した、平成26(2014)年全消データから算出した性、年齢(5歳階級)別CFXの値を $CFX_{Zij}$ とする。

$CFX_{Zij}$  : 全消からの一人当たりCFX

$CFX_{Iij}$ と $CFX_{Zij}$ を一覧にしたのが表6である。表6をみると、70歳以上において男女ともに $CFX_{Iij}$ が $CFX_{Zij}$ を上回っていることから、図1で見られた85歳以上における $CFX_{Zij}$ の低下は、社会施設居住者を含まないことを一因としていることが示唆される。

#### 4. 入院者のCFXの推計

次に、入院者のCFXの推計方法について述べる。入院者についても「食費」「居住費」「生活費」の3点を検討する。食費、居住費(の一部)については、『医療保険に関する基礎資料』を用いる。その他居住費として、「特別の療養環境」(いわゆる「差額ベッド」)も検討する。生活費については施設入居者と同様に前述の『高齢者施設入所者の家計の把握』報告(総務省2021)からの値を用いる。

##### 4-1. 「食事・生活療養」費

『医療保険に関する基礎資料』(以下、基礎資料と呼ぶ)は「各医療保険制度の事業状況報告、調査等を基に、各制度の適用・収支・医療費等について、(厚生労働省)保険局調査課において取りまとめた資料」であり、毎年年次報告が報告されている。基礎資料では、「食事・生活療養」の金額が5歳階級別に載っており、この値を食事・居住費(の一部)として用いる。総額は2,419億円<sup>3</sup>となっている。性別には分からないため、厚生労働省が実施する『患者調査』のデータを用いて性、年齢別の平均入院期間を推計して按分する(後述する)。

##### 4-2. 居住費としての「特別の療養環境」(いわゆる「差額ベッド」)の検討

特別の療養環境(いわゆる差額ベッド)は健康保険が適用されず全額自己負担となるため、入院者のCFXとして計上するのが妥当と考えられるが、前項で確認した基礎資料や、保険診療に要した費用を推計する『国民医療費』からはデータを取得することができない。しかし、「中央社会保険医療協議会 総会」資料「第337回の議事次第」中の「主な選定療養に係る報告状況」に差額ベッド代の平均金額と合計病床数のデータを見つけることができる。平成26(2014)年7月1日現在の差額ベッドの合計病床数は263,387床で、1日当たり平均徴収額(推計)は6,129円である。年間を通じた差額ベッド病床の利用率(病床稼働率)が分かれば、差額ベッド代の年間消費金額を計算することができる。

しかしながら、差額ベッドの病床稼働率に関する直接的なデータは見当たらない。そこで、

<sup>3</sup> 5歳階級別の数字は下記である。0~4歳：32億円、5~9歳：9億円、10~14歳：10億円、15~19歳：14億円、20~24歳：18億円、25~29歳：28億円、30~34歳：39億円、35~39歳：47億円、40~44歳：58億円、45~49歳：66億円、50~54歳：83億円、55~59歳：109億円、60~64歳：174億円、65~69歳：220億円、70~74歳：264億円、75~79歳：311億円、80~84歳：361億円、85~89歳：323億円、90~94歳：182億円、95~99歳：59億円、100歳以上：11億円 なお、単位の都合上、合計値は2,419億円とならない。

下記3つの情報から差額ベッド病床の稼働率について類推する。

- ① 平成26(2014)年『医療施設(静態・動態)調査・病院報告』によると、差額ベッドに限らない全病床の病床稼働率は80.3%であった。
- ② 平成26(2014)年『新潟県立病院年報』では、差額病床(ベッド)稼働率は平成25(2013)年:79.3%、平成26(2014)年:77.3%であった。
- ③ 平成29(2017)年『広島県立病院年報』では、差額病床(ベッド)稼働率は平成28(2016)年:84.8%、平成29(2017)年:83.8%であった。

上記①～③は限定的な情報ではあるが、各病床の稼働率は8割前後であり、差額ベッドの稼働率もこれと同様であることを示している。そのため、ここでは全病床の稼働率を用いて差額ベッド代の消費金額を計算する。すなわち、

$$263,387 \text{ 床数} \times 365 \text{ 日} \times 6,129 \text{ 円} \times 80.3\% = \text{「4,731 億円」}$$
が差額病床の消費金額となる<sup>4</sup>。

#### 4-3. 性、年齢別入院者数と平均入院期間

ここまでで、入院者の食事・居住費(の一部)として2,419億円(4-1項)、入院者の差額ベッド代として4,731億円(4-2項)と推定をおこなってきた。食事・居住費の2,419億円については医療保険に関する基礎資料がベースのため年齢別に分かるが、性別には分からないため、性別に按分する必要がある。差額ベッド代については総額であるため、性、年齢別に按分する必要がある。特に、差額ベッド代を性、年齢別に案分するためには、「性、年齢別の平均入院日数×性、年齢別の入院者数」の情報が必要となる。

平均入院日数を把握するには厚生労働省『患者調査』を用いる<sup>5</sup>。患者調査では、性、年齢別に以下2通りの入院期間情報を把握できる。

- ① 「在院日数」:10月のある1日に、その時入院している患者の入院年月日を聴取。入院から調査時点までの日数として定義
- ② 「入院日数」:9月1日～30日までの1か月間に退院した患者の入退院年月日を聴取。ある一時点に退院した患者から聴取した入院から退院までの日数として定義

在院日数は、その時病院に入院している患者を調査するため、ストックデータと言える。長期入院患者を把握できる一方、「年間の」平均入院期間を計算する際には、短期入院患者を過小評価する傾向にある。例えば、ある病床を入院期間が7日間の患者で1年間フルに稼働させるとすると、その病床には年間で52人の患者を受入れることが可能である。そのため、年間ベースの入院期間を計算する際には、入院日数7日の患者を52人分算入しなければならない

<sup>4</sup> 令和4(2022)年10月5日に開催された第2回NTA研究会では、差額ベッドの病床利用率として、全病床の利用率である80.3%を用いることが承認された。

<sup>5</sup> 厚生労働省『病院報告』でも在院日数を把握できるが、病院報告では人口学的情報が不明のため、今回の目的に沿わない。

い。しかし、10月のある1日に調査をおこなうと、各ベッドに「1人」しかカウントされないため、本来大部分を占める入院期間が短い患者のウェイトが著しく低くなる。そのため、平均在院期間は、年間の平均入院期間と比べてかなり大きい値となる。

一方、入院日数はある期間に退院した患者の入院期間を調査するため、フローデータと言える。こちらは短期入院患者のウェイトを正確に把握できる一方、長期の入院患者の入院期間を把握しにくい傾向がある。

上記で確認した通り、在院日数、入院日数それぞれにおいてメリット・デメリットが存在する。そのため、本報告では在院日数、入院日数のそれぞれのパターンで補正CFXを算出し、両者の違いについて検討する。今回の結果を基に、在院日数と入院日数のどちらを用いるかについて、そもそもの目的である入院者数を性、年齢別に分解する、という観点に基づき整理を行う予定である<sup>6</sup>。

なお、全消では3か月以上不在の家族は非同居（別世帯）と定義して、同居世帯における消費支出を収集している。そのため、定義上は、入院期間が3か月以内の入院者の消費は、全消において把握されていることとなる。そのため、以下においては在院日数、入院日数のそれぞれについて3か月間以上の者の性、年齢別人口割合を推計し、その割合を用いてCFXの補正を行う<sup>7</sup>。

#### 4-4. 入院者のCFXの推計

入院者のCFXについては、下記5ステップで補正を行う。

- ① 患者調査で入院期間別×性、年齢別の在院・入院人数が分かるので、入院期間が3か月以上の者について、人数×入院日数で得られる「延べ在院・入院者人日」を性、年齢別に計算する。
- ② 差額ベッド代は4-2項で見たように性、年齢の合計値となる。①で得た性、年齢別「延べ在院・入院者人日」の割合に従い差額ベッド代を性、年齢別に按分する。
- ③ 食事・居住費は4-1項で見たように5歳階級ごとの値となっているため、各年齢ごとに性別比を①の「延べ在院・入院者人日」から算出し、その割合に従い食事・居住費を性別に按分する。
- ④ 按分した差額ベッド代および食事・居住費を平成27（2015）年国勢調査「病院・療養所の入院者」の人口で割ることで、3か月以上入院者一人当たりのCFXを算出する。
- ⑤ 生活費として、施設居住者でも用いた『高齢者施設入所者の家計の把握』の一人当たり年間24万円の生活費を④に足し上げる。

初めに①から見ていく。4-3項で確認したように、本報告においては「在院日数」「入院日数」それぞれのパターンで補正をおこなっていく。平成26（2014）年の患者調査において在

<sup>6</sup> 在院状況の整理について、小山（1989）、橋本他（1995）、村山（2022）などが参考となる。

<sup>7</sup> 3か月間以上の入院者について補正をおこなう本方法について、令和4（2022）年10月5日に開催された第2回研究会において承認されている。

院日数は「閲覧第 30 表 推計入院患者数」で確認でき、入院日数は「閲覧第 65 表 推計退院患者数」で確認できる。閲覧第 30・65 表は男女別・5 歳階級別に在院・入院人数を確認できる。在院・入院日数の区分に違いがあり、在院日数をあらかず閲覧第 30 表では、「0 日～7 日」「8 日～14 日」「15 日～30 日」「1 月～2 月」「2 月～3 月」「3 月～6 月」「6 月～1 年」「1 年～1 年 6 月」「1 年 6 月～2 年」「2 年～3 年」「3 年～5 年」「5 年～10 年」「10 年以上」「不詳」となっている。入院日数をあらかず閲覧第 65 表では、「0 日」「1 日」…（この間 1 日刻み）…「13 日」「14 日」「15 日～19 日」「20 日～24 日」「25 日～29 日」「30 日～39 日」「40 日～49 日」「50 日～60 日」「2 月～3 月」「3 月～4 月」「4 月～5 月」「5 月～6 月」「6 月～1 年」「1 年～1 年 6 月」「1 年 6 月～2 年」「2 年～3 年」「3 年～4 年」「4 年～5 年以上」「不詳」となっている。これらから「延べ在院・入院者人日」を計算するにあたり、各区分の平均値を期間の値として用いた。例えば、「3 月～6 月」については 135 日（4.5 か月）として扱った。また、補正するのは年間の消費金額であるので、1 年を超える日数に関しては一律で 365 日とした。これら新たに設定した期間区分に在院・入院人数を掛け合わせ、男女別・5 歳階級別に延べ在院・入院日数の分布を算出したのが表 7 である。

表 7：延べ在院・入院日数（性、年齢別）

	(千人)							
	在院				入院			
	男性		女性		男性		女性	
3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	
0～4歳	560	120	510	100	11	242	11	200
5～9歳	529	28	515	21	0	42	0	31
10～14歳	675	32	602	26	0	50	0	38
15～19歳	665	46	629	44	0	81	0	68
20～24歳	788	61	702	74	11	102	0	125
25～29歳	1,034	73	788	117	11	100	11	256
30～34歳	1,380	101	1,034	165	38	155	38	359
35～39歳	1,886	149	1,430	172	68	232	38	330
40～44歳	2,760	205	2,022	182	78	291	68	280
45～49歳	3,207	242	2,368	187	89	349	78	286
50～54歳	4,081	316	3,052	213	139	476	78	329
55～59歳	5,246	397	3,668	268	229	675	89	397
60～64歳	8,161	646	5,903	435	374	1,110	213	701
65～69歳	8,837	883	7,219	628	466	1,442	317	1,003
70～74歳	8,403	1,026	8,385	886	667	1,819	525	1,432
75～79歳	7,875	1,193	10,087	1,224	755	1,936	704	1,859
80～84歳	7,734	1,240	13,380	1,660	752	1,900	1,038	2,476
85～89歳	5,749	959	14,814	1,670	670	1,496	1,172	2,520
90歳以上	3,484	486	18,036	1,491	367	769	1,340	2,483

出典：平成 26（2014）年患者調査より報告者作成

表 7 を見ると、「3 か月以上」「3 か月未満」で大きな差がある。「在院」では「3 か月以上」の延べ人日が多い一方、「入院」では「3 か月未満」の延べ人日が多くなっている。また、「3 か月以上」について「在院」の方が「入院」よりも値が非常に大きい。これは、4-3 項で確認したように「在院」が長期入院患者を把握できる一方、短期入院患者を過小評価する事が理由と考えられる。そのため「在院」の場合、3 か月以上（長期入院）の方が 3 か月未満（短期入院）よりも延べ日数が遥かに長い。これは長期入院が少ないと予想される若年層にお

いても同様であり、例えば、「25～29歳」「男性」で見ると、3か月以上が「1,034千人」、3か月未満が「73千人」であり、3か月以上の延べ在院日数の方が非常に長い。

続いて②を見ていく。性、年齢別「延べ在院・入院者人日」の割合に従い差額ベッド代を性、年齢別に按分する。4-2項で見たように差額ベッド代は4,731億円の合計値のみが分かっている。按分方法は下記(1)～(3)の3ステップとなる。

- (1) 「在院」「入院」のそれぞれ別々に按分を行うため、下記(2)(3)は「在院」「入院」ごとに行う。
- (2) 表7全体の合計値を算出すると共に、各セル(例：男性、3か月以上、24～29歳)ごとに、合計に占める各セルの割合を算出する。
- (3) 上記(2)で求めた割合に差額ベッド代の金額4,731億円を掛け合わせる。

上記(1)～(3)によって差額ベッド代の性、年齢別按分結果が求まる(表8)。表8では算出過程で用いた3か月未満も示しているが、4-3項で確認したように本報告書では3か月以上の入院に限定するため、3か月以上の値のみを用いる。

表8：差額ベッド代の按分結果(性、年齢別)

(億円)

	在院				入院			
	男性		女性		男性		女性	
	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満
0～4歳	14	3	13	3	1	29	1	24
5～9歳	13	1	13	1	0	5	0	4
10～14歳	17	1	15	1	0	6	0	5
15～19歳	17	1	16	1	0	10	0	8
20～24歳	20	2	18	2	1	12	0	15
25～29歳	26	2	20	3	1	12	1	31
30～34歳	35	3	26	4	5	19	5	44
35～39歳	48	4	36	4	8	28	5	40
40～44歳	70	5	51	5	9	35	8	34
45～49歳	82	6	60	5	11	42	9	35
50～54歳	104	8	78	5	17	58	9	40
55～59歳	133	10	93	7	28	82	11	48
60～64歳	208	16	150	11	46	135	26	85
65～69歳	225	22	184	16	57	175	39	122
70～74歳	214	26	213	23	81	221	64	174
75～79歳	200	30	257	31	92	236	86	226
80～84歳	197	32	340	42	92	231	126	301
85～89歳	146	24	377	42	81	182	143	307
90歳以上	89	12	459	38	45	94	163	302

出典：報告者作成

続いて③を見ていく。5歳階級ごとに性別比を「延べ在院・入院者人日」から算出し、その割合に従い食事・居住費を性別に割り振る。4-1項で見たように食事・居住費は2,419億円であり、5歳階級別の値が分かっている。按分方法は下記(1)～(3)の3ステップとなる。

- (1) 「在院」「入院」のそれぞれ別々に按分を行うため、下記は「在院」「入院」ごとに行う。

(2) 表8を5歳階級別に見る。5歳階級内の男女合計値を算出し、5歳階級内の各セルごとに合計に占める割合を算出する。

(3) 上記(2)の各セルの割合に5歳階級別の食事・居住費を掛け合わせる。

上記(1)～(3)の結果、食事・居住費の性、年齢別按分結果が求まる(表9)。表9では3か月未満も示しているが、入院3か月以上に限定するため、3か月以上の値のみを用いる。

表9：食事・居住費の按分結果（性、年齢別）

	(億円)							
	在院				入院			
	男性		女性		男性		女性	
	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満	3か月以上	3か月未満
0～4歳	14	3	13	2	1	17	1	14
5～9歳	4	0	4	0	0	5	0	4
10～14歳	5	0	5	0	0	6	0	4
15～19歳	7	0	6	0	0	8	0	7
20～24歳	9	1	8	1	1	8	0	10
25～29歳	14	1	11	2	1	7	1	19
30～34歳	20	1	15	2	2	10	2	24
35～39歳	25	2	19	2	5	16	3	23
40～44歳	31	2	23	2	6	24	5	23
45～49歳	35	3	26	2	7	29	6	24
50～54歳	44	3	33	2	11	39	6	27
55～59歳	60	5	42	3	18	53	7	31
60～64歳	94	7	68	5	27	81	15	51
65～69歳	110	11	90	8	32	98	22	68
70～74歳	119	14	118	12	40	108	31	85
75～79歳	120	18	154	19	45	115	42	110
80～84歳	116	19	201	25	44	111	61	145
85～89歳	80	13	206	23	37	82	65	139
90歳以上	37	5	193	16	19	39	68	126

出典：報告者作成

表10：「病院・療養所」の入院者の人口（性、年齢別） 表11：入院者の一人当たりCFX（性、年齢別）  
(人)

病院・療養所の入院者			(万円)			
	男	女	在院		入院	
総数(年齢)	232,744	316,371	男	女	男	女
15歳未満	1,731	1,354	417	486	36	39
15～19歳	795	630	323	381	24	24
20～24歳	1,166	838	272	331	42	24
25～29歳	1,956	1,318	232	260	35	40
30～34歳	2,945	2,083	211	222	48	58
35～39歳	4,409	3,124	188	200	53	47
40～44歳	7,173	5,024	165	171	46	51
45～49歳	9,298	6,220	150	163	43	50
50～54歳	12,073	8,341	147	157	47	43
55～59歳	15,540	10,350	148	155	54	41
60～64歳	23,754	16,880	151	153	55	48
65～69歳	30,056	23,846	136	139	53	49
70～74歳	26,733	26,319	148	150	69	60
75～79歳	27,919	34,762	139	142	73	61
80～84歳	29,149	48,817	131	135	71	62
85歳以上	36,550	124,379	120	123	74	59
年齢「不詳」	1,497	2,086				

出典：平成27(2015)年国勢調査より報告者作成 出典：報告者作成



続いて④を見ていく。按分した差額ベッド代および食事・居住費を平成 27（2015）年国勢調査「病院・療養所の入院者」の性、年齢別人口で割ることで、入院者 1 人当たりの CFX を算出する。まず、病院・療養所の入院者の人口を表 10 に示した。

按分した差額ベッド代（表 8）と按分した食事・居住費（表 9）を足し上げ（3 か月以上のみ用いる）、表 10 の性、年齢別の人口で割ることで、入院者一人当たりの食費・居住費を計算する。

食費・居住費の計算に続いて⑤を行う。生活費として、施設居住者でも用いた『高齢者施設入所者の家計の把握』の一人当たり年間 24 万円の消費金額を④で計算した入院者一人当たりの食費・居住費に足し上げることで、入院者の一人当たり CFX（食費、居住費、生活費）を推計する（表 11）。ここで、入院者の一人当たり CFX を  $CFX_{Hij}$  とする（ $i$  は年齢、 $j$  は性別）。

## 5. CFX の補正

これまで第 3 節で社会施設居住者の CFX を、第 4 節で入院者の CFX を推計した。本節では、これらを統合し最終的な CFX の補正を行う。まず、社会施設、入院者、全消からの一人当たり CFX について、当てはめた式を再掲する（ $i$  は年齢、 $j$  は性別）。

表 12：施設居住者、入院者、全消の一人当たり CFX（性、年齢別）

	(万円)							
	男性			女性				
	CFX <sub>Iij</sub>	CFX <sub>Hij</sub>		CFX <sub>Iij</sub>	CFX <sub>Hij</sub>			
	在院	入院		在院	入院	CFX <sub>Zij</sub>		
0～4歳	0	417	36	36	0	486	39	37
5～9歳	0	417	36	44	0	486	39	44
10～14歳	0	417	36	57	0	486	39	57
15～19歳	0	323	24	75	0	381	24	73
20～24歳	0	272	42	92	0	331	24	96
25～29歳	0	232	35	120	0	260	40	102
30～34歳	0	211	48	113	0	222	58	106
35～39歳	0	188	53	96	0	200	47	95
40～44歳	120	165	46	105	120	171	51	94
45～49歳	120	150	43	105	120	163	50	103
50～54歳	120	147	47	119	120	157	43	111
55～59歳	120	148	54	127	120	155	41	123
60～64歳	120	151	55	122	120	153	48	121
65～69歳	121	136	53	124	122	139	49	124
70～74歳	122	148	69	117	123	150	60	119
75～79歳	122	139	73	107	123	142	61	110
80～84歳	122	131	71	113	123	135	62	119
85～89歳	122	120	74	95	123	123	59	95
90歳以上	122	120	74	91	123	123	59	93

出典：報告者作成

$CFX_{Iij}$ ：社会施設の一人当たり CFX

$CFX_{Hij}$ ：入院者の一人当たり CFX

$CFX_{Zij}$ ：全消からの一人当たり CFX

続いて、上記一人当たり CFX を表 12 で比較可能な形にまとめた。

表 12 をみると、 $CFX_{Hij}$ について「在院」「入院」で値の傾向が大きく異なっている。在院の場合、 $CFX_{Zij}$ を上回る傾向が男女、年齢問わず見られる。また、年齢が上昇するごとに  $CFX$  が減少している。4-3 項で確認した「長期入院患者を把握できる一方、短期入院患者を過小評価する」在院ベースの傾向によって若年層に過度に  $CFX$  が按分されていることが理由と考えられる。一方、入院の場合は在院の傾向と逆に、年齢が上昇するごとに  $CFX$  が増加している。また、いずれの性、年齢においても  $CFX_{Zij}$ よりも金額が小さくなっている。

ここで、社会施設居住者と入院者の  $CFX$  によって補正された最終的な  $CFX$  を算出するため、平成 27 (2015) 年国勢調査の下記人口データを用意する ( $i$  は年齢、 $j$  は性別)。

$P_{ij}$  : 性、年齢別総人口

$I_{ij}$  : 社会施設居住者数

$H_{ij}$  : 病院・療養所の入院者数

上記人口データについて、表 13 にまとめた。

表 13 : 性、年齢別総人口、社会施設居住者数、病院・療養所の入院者数

	(万人)							
	$P_{ij}$		$P_{ij} - I_{ij} - H_{ij}$		$I_{ij}$		$H_{ij}$	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数 (年齢)	6,184	6,525	6,106	6,365	55	128	23	32
15歳未満	813	775	812	774	2	1	0	0
15~19歳	309	292	308	292	1	1	0	0
20~24歳	305	292	304	292	1	0	0	0
25~29歳	326	315	325	315	1	0	0	0
30~34歳	368	361	367	360	1	0	0	0
35~39歳	420	411	419	410	1	1	0	0
40~44歳	491	482	489	480	2	1	1	1
45~49歳	435	431	433	429	2	1	1	1
50~54歳	397	396	394	394	2	1	1	1
55~59歳	373	379	369	376	2	1	2	1
60~64歳	415	430	410	427	3	2	2	2
65~69歳	466	498	459	493	4	3	3	2
70~74歳	358	411	351	404	5	5	3	3
75~79歳	279	349	270	335	6	10	3	3
80~84歳	199	297	188	269	8	23	3	5
85歳以上	146	343	127	253	16	78	4	12

出典：平成 27 (2015) 年国勢調査より報告者作成

社会施設居住者と入院者によって補正された最終的な  $CFX$  ( $CFX_{AJDij}$ ) は下記式で求められる ( $i$  は年齢、 $j$  は性別)。

$$CFX_{AJDij} = \frac{CFX_{Zij} \times (P_{ij} - I_{ij} - H_{ij}) + CFX_{Iij} \times I_{ij} + CFX_{Hij} \times H_{ij}}{P_{ij}}$$

ここでは、表 13 の年齢区分に合わせるため、「85～89 歳」「90 歳以上」の CFX を平均し「85 歳以上」として計算した。

表 14、図 2、図 3 が最終的に補正推計された一人当たり CFX と補正前の値を比較したものである（MC 調整前）。図 2・3 は表 14 をグラフにしたものである。補正後 CFX は「在院ベース」と「入院ベース」の 2 種類を推計した。

表 14、図 2、図 3 を見ると、補正の影響は小さく、特に、若年層においてはほぼ影響が見られない。若年層において、 $CFX_{Zij}$  が  $CFX_{Iij}$  や  $CFX_{Hij}$  と比べて低くないこと（表 12）、社会施設居住者数、病院・療養所の入院者数が少ないこと（表 13）等が理由として考えられる。一方、「85 歳以上」では補正の影響が上方方向に見られる。特に女性において影響が相対的に大きく、理由として高齢層において  $CFX_{Iij}$  が相対的に多い事（表 12）、女性の 85 歳以上には社会施設居住者や入院者が多い事（表 13）等が考えられる。しかし、全体的にその補正効果は限定的である。

表 14：補正前と補正後の一人当たり CFX（MC 調整前）

	（万円）					
	男性			女性		
	補正前 CFX	補正後CFX		補正前 CFX	補正後CFX	
	在院	入院		在院	入院	
15～19歳	75	75	75	73	73	73
20～24歳	92	92	92	96	96	96
25～29歳	120	119	119	102	102	102
30～34歳	113	113	113	106	106	106
35～39歳	96	95	95	95	95	95
40～44歳	105	105	105	94	94	94
45～49歳	105	105	105	103	103	103
50～54歳	119	119	118	111	111	111
55～59歳	127	127	126	123	123	123
60～64歳	122	122	122	121	121	121
65～69歳	124	124	124	124	124	124
70～74歳	117	117	116	119	119	118
75～79歳	107	107	107	110	110	110
80～84歳	113	113	113	119	119	118
85歳以上	93	97	95	94	101	99

出典：報告者作成

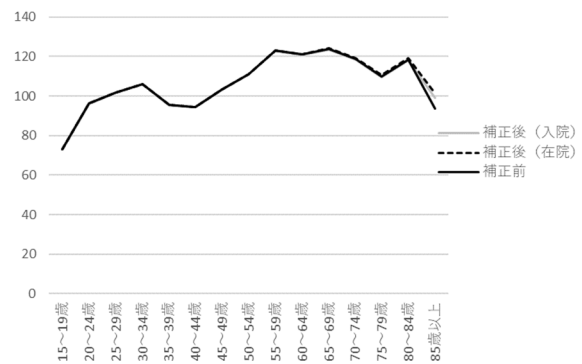
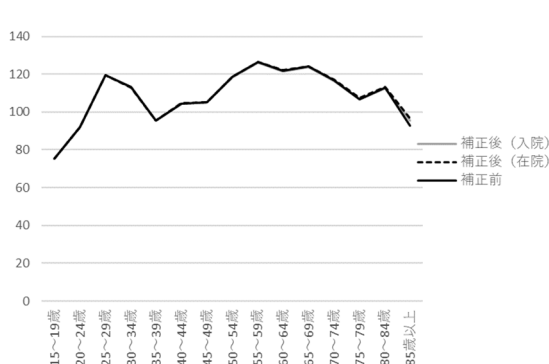


図 2：補正前と補正後の一人当たり CFX（MC 調整前、男性） 図 3：補正前と補正後の一人当たり CFX（MC 調整前、女性）

## 6. おわりに

本報告書では、全消の調査対象に施設居住者が含まれていない、という問題意識から、社会施設居住者と入院者のそれぞれについて CFX の推定を行った。CFX の補正前後を比較した結果、85 歳以上の年齢について CFX が若干上方方向に補正されたものの、全体の傾向を大きく変えるまでには至らないという結果を得た。

今後の課題として 3 点を挙げる。第 1 に、平成 26 (2014) 年のデータの補正を行うにあたり、平成 27 (2015) 年の国勢調査を用いている点である。国勢調査は 5 年に 1 度実施されているため、平成 22 (2010) 年の調査も使用し、線形補完を行うことでより精度を高められる可能性がある。第 2 に、差額ベッドの病床稼働率に「全病床」の値を用いているため、より妥当性の高い値の適用可能性について探る必要がある。第 3 に、国勢調査による「施設等世帯の居住状況」の年齢別情報について、上限が 85 歳以上となっている点である。国勢調査の公表状況の探索を進め、より幅広い年齢層 (例：90 歳以上) に補正を適用させる必要がある。

## 7. 参考資料・文献

厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

厚生労働省「患者調査」

厚生労働省「国民医療費」

厚生労働省「病院報告」

厚生労働省「中央社会保険医療協議会 総会」資料「第 337 回の議事次第」

小山敦 (1989) 「患者調査の入院患者及び退院患者の期間別分布を用いた新しい入院期間の指標について」『厚生指標』36 (7).

総務省 (2014) 「平成 26 年全国消費実態調査の概要」[https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cg\\_aiyo.html](https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cg_aiyo.html) (閲覧：2023 年 3 月 24 日)

総務省 (2015) 「平成 27 (2015) 年国勢調査」

総務省 (2021) 「高齢者施設入所者の家計の把握」[https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305\\_02.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305_02.pdf) (閲覧：2023 年 3 月 24 日)

新潟県「平成 26 (2014) 年新潟県立病院年報」

橋本修二・藤田利治・小池創一・菅沼伸至・今村知明・福富和夫 (1995) 「病院報告と患者調査の平均在院日数の意味と性質」『厚生指標』42 (2).

広島県「平成 29 (2017) 年広島県立病院年報」

村山令二 (2022) 「入院から調査日までの入院期間 (泊数) の状況～入院期間の長い患者が多い～」『健康保険』2022 年 5 月号.

# 就学前児童への公的支出の計算方法の検討

佐藤格<sup>1</sup>

## 1. はじめに

本稿は、竹沢(2022)で示された方法にしたがい、2014年以降の就学前児童の公的支出額について計算を行った結果を示すものである。竹沢(2022)では、単価に在園児数を乗じて計算する案1と、就学前教育・保育の総額を年齢別に按分推計する案2が示されている。案1は地方単独事業分が考慮されず、過小推計となる可能性が高いと指摘されていることから、本稿では案2、すなわち就学前教育・保育の総額を年齢別に按分推計する方法を採用して、2014年から2019年にかけての値を計算する。ただし、データの制約等から、すべての面で竹沢(2022)と同一の方法を行っているわけではない。本稿ではそのような部分も含め、計算の方法を明らかにする。

竹沢(2022)の案2では、育児・教育費を計算するにあたっては、次のような計算を行っている。

- (1) 就学前教育・保育支出額の確定
- (2) 在園児数の確定
- (3) 1人当たり年間経費の計算
- (4) 年齢別の公的支出額の計算

本稿では上記の手順にしたがい、年齢別の公的支出の額を計算する。また、この方法では公的支出額を直接計算するため、年齢別の保育料・授業料については別に計算する必要がある。本稿ではそちらについても補論にて示すこととする。

## 2. データと計算

### 2.1 就学前教育・保育支出額の確定

まずは就学前教育・保育支出額の確定である。本稿では、「社会保障費用統計」の額を、

---

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所

就学前教育・保育支出額として扱う。なお、社会保障費用統計において就学前教育・保育支出の額が明示されるようになったのは2008年度以降であり、2007年度以前の値を計算したい場合には、別の方法を検討することが必要である。

## 2.2 在園児数の確定

次に在園児数である。在園児数については、保育所と幼稚園で、異なるデータを用いる必要がある。

まず保育所の場合は、「社会福祉施設等調査」の第10表に、保育所の在園者数が記されている。この値を表1のように、そのまま保育所の在園児数とする。

表1 在園児数（人）保育所計

	総数	0	1	2	3	4	5	6
2014	2,230,552	51,105	280,023	362,562	423,439	449,690	442,661	221,072
2015	2,295,346	60,885	296,213	381,940	425,307	460,235	449,426	221,340
2016	2,332,766	62,065	308,559	422,632	402,349	458,544	453,290	225,327
2017	2,397,504	66,317	322,729	484,475	364,589	471,485	457,954	229,955
2018	2,535,964	72,208	345,335	520,954	381,642	490,070	484,926	240,829
2019	2,586,392	74,614	352,613	488,433	427,583	508,150	486,865	248,135
2020	2,624,335	70,104	342,745	497,434	422,181	519,610	515,211	257,049
2021	2,643,196	75,686	357,195	494,198	423,831	514,098	512,986	265,202

出典：「社会福祉施設等調査」

次に幼稚園である。幼稚園の在園児数は、「学校基本調査」をもとに計算する。「学校基本調査」の表9 設置者別在園者数には、年齢別の在園児数のデータが示されている。ただしこのデータは、3歳児から5歳児のデータとなっている。なお、「学校基本調査」は5月1日時点の年齢を表すものであることから、10月1日ベースの年齢への変換を行っている。具体的には、次のような操作を行う。

$$3 \text{ 歳児} = 3 \text{ 歳児の国公立} \div 2$$

$$4 \text{ 歳児} = (3 \text{ 歳児の国公立} + 4 \text{ 歳児の国公立}) \div 2$$

$$5 \text{ 歳児} = (4 \text{ 歳児の国公立} + 5 \text{ 歳児の国公立}) \div 2$$

$$6 \text{ 歳児} = 5 \text{ 歳児の国公立} \div 2$$

このような変換を行った在園児数は表2のようになる。

表2 在園児数(人) 公立幼稚園・私立幼稚園

	公立				私立			
	3	4	5	6	3	4	5	6
2014	21,787	72,348	113,302	62,741	199,130	418,850	444,512	224,793
2015	19,863	65,399	101,910	56,374	179,164	377,834	400,287	201,617
2016	19,216	61,407	95,015	52,823	172,839	360,939	382,812	194,712
2017	18,467	56,743	86,575	48,299	166,671	346,286	364,247	184,632
2018	18,199	53,027	77,848	43,020	160,456	331,449	347,440	176,447
2019	17,183	48,457	69,458	38,183	153,927	317,577	332,222	168,571
2020	15,143	41,775	60,157	33,525	145,208	301,992	318,741	161,956
2021	14,249	36,962	52,470	29,757	136,270	281,933	301,420	155,757

出典：「学校基本調査」をもとに計算。

## 2.3 1人当たり年間経費の計算

次に、1人当たり年間経費の計算を行う。1人当たり年間経費は、保育所・公立幼稚園・私立幼稚園でそれぞれ計算方法が異なるため、順に説明を行う。

### 2.3.1 保育所

まずは公定価格の計算を行う。これは内閣府「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」をもとに計算する<sup>2</sup>。この告示には、地域区分別の単価が示されている。竹沢(2022)にならい、次のような仮定をおく。

- ・地域区分：20/100 地域、16/100 地域、15/100 地域、12/100 地域、10/100 地域、6/100 地域、3/100 地域、その他地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)。
- ・定員区分：施設型給付については81～90人の定員区分。
- ・保育認定(2号・3号)は保育標準時間(1日最長11時間)。
- ・加算状況：処遇改善等加算Ⅰ、所長設置加算、3歳児配置改善を仮定。

<sup>2</sup> 2019年であれば内閣府告示第34号(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyousei/h310329/tanka-2.pdf>)、2018年は内閣府告示第57号(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyousei/h300330/tanka-2.pdf>)、2017年は内閣府告示第539号(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyousei/h290331/a-2-2-hoikusho.pdf>)、2016年は内閣府告示第119号(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280401/a-2-2-hoikusho.pdf>)、2015年は内閣府告示第49号(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyousei/h270331/k49-b2-2.pdf>)である。なお、2014年以前については入手できていないため、2014年の値を計算するにあたっては、2015年の値を用いている。

・保育士の平均連続年数 8 年を平均経験年数と仮定して、加算率 13%と仮定。

これらの仮定をもとに計算すると、たとえば 2015 年であれば、次のように計算することができる。

表 3 公定価格 (円)

年齢	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
0	205,870	200,080	198,660	194,290	191,320	185,530	181,290	176,790
1・2	122,630	119,420	118,560	116,090	114,350	111,010	108,680	106,080
3	69,570	67,810	67,390	65,790	64,840	63,080	61,850	60,380
4	53,030	51,710	51,410	50,390	49,660	48,340	47,450	46,300

出典：内閣府「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」をもとに計算。

さらにこの公定価格を各地域の在園児数をウェイトとして調整する。各地域区分は、全国保育協議会の「地域区分一覧<sup>3</sup>」をもとに分類する。また、地域区分ごとの保育所年齢別在園児数については、「住民基本台帳人口」の市区町村別人口データを利用している。同様に 2015 年を例にとれば、地域区分別の市町村数と、年齢別在園児数は次のようになる。

表 4 地域区分別市町村数・年齢別在園児数

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
市区町村数	23	24	32	25	66	188	221	1,168
0	12,119	15,582	12,045	8,906	20,570	26,118	27,007	48,390
1	66,403	85,377	66,000	48,797	112,709	143,113	147,984	265,147
2	85,976	110,543	85,455	63,180	145,931	185,296	191,603	343,301
3	100,412	129,104	99,803	73,788	170,434	216,409	223,775	400,944
4	106,637	137,108	105,990	78,363	181,000	229,825	237,648	425,801

出典：住民基本台帳人口をもとに計算。

この結果、保育所の 1 人当たり調整後年間経費は、次のようになる。

<sup>3</sup> [https://zenhokyo.gr.jp/shisan\\_system2016/pdf/area\\_classification.pdf](https://zenhokyo.gr.jp/shisan_system2016/pdf/area_classification.pdf)



表5 1人当たり調整後年間経費 保育所 (円)

	0	1	2	3	4	5	6
2014	187,163	111,996	111,996	63,647	48,728	48,728	48,728
2015	187,235	112,036	112,036	63,670	48,744	48,744	48,744
2016	190,180	113,690	113,690	64,572	49,406	49,406	49,406
2017	192,802	115,321	115,321	65,529	50,158	50,158	50,158
2018	194,736	116,457	116,457	66,122	50,615	50,615	50,615
2019	194,915	116,713	116,713	68,262	51,787	51,787	51,787

出典：筆者作成。

### 2.3.2 公立幼稚園

公立幼稚園については、「地方教育費調査」の「在学者・国民一人当たり地方教育費」のデータを用いる。なお、年齢による教育費の差はないものとする。

表6 1人当たり年間経費 公立幼稚園 (円)

	4	5	6
2014	869,847	869,847	869,847
2015	872,942	872,942	872,942
2016	901,039	901,039	901,039
2017	944,391	944,391	944,391
2018	989,642	989,642	989,642
2019	1,076,601	1,076,601	1,076,601
2020	1,156,735	1,156,735	1,156,735

出典：地方教育費調査

### 2.3.3 私立幼稚園

私立幼稚園の年間経費は、「今日の私学財政」の「事業活動支出<sup>4</sup>」を、私立幼稚園の在園児総数で除算することにより求める。公立幼稚園と同様、年齢による教育費の差はないものとする。

<sup>4</sup> 「事業活動支出」は、2013年までは「消費支出」として計上されている。

表7 1人当たり年間経費 私立幼稚園 (円)

	4	5	6
2014	599,803	599,803	599,803
2015	628,104	628,104	628,104
2016	719,620	719,620	719,620
2017	796,872	796,872	796,872
2018	855,568	855,568	855,568
2019	925,148	925,148	925,148

出典：「今日の私学財政」をもとに筆者作成。

## 2.4 年齢別の公的支出額の計算

最後に、年齢別の公的支出額を計算する。就学前教育・保育支出の総額は社会保障費用統計の値を用いるため、年齢別に分割するためのウェイトが必要となる。このウェイトは、1人当たり年間経費と在園児数を用いて計算する。1人当たり年間経費に在園児数を乗じた値を年齢別に計算し、各歳の値と年齢計の値の比をウェイトとする。このウェイトを社会保障費用統計の値に乘じることにより、年齢別公的支出を求めることができる。

表8 年齢別公的支出額 (10億円)

	0	1	2	3	4	5	6	合計
2014	56.6	185.6	240.4	159.5	271.4	288.6	146.7	1,348.8
2015	141.0	410.4	529.2	334.9	544.6	573.6	288.9	2,822.5
2016	153.3	455.6	624.1	337.4	565.3	597.5	303.4	3,036.7
2017	179.8	523.3	785.5	335.9	616.7	640.9	326.4	3,408.5
2018	196.0	560.7	845.8	351.8	617.1	642.3	324.8	3,538.4
2019	230.0	650.7	901.4	461.5	715.8	727.6	372.5	4,059.4

出典：筆者作成。

## 3. まとめ

本稿では、竹沢(2022)の方法をもとに、就学前児童に対する年齢別公的支出の額を計算した。保育所、公立幼稚園・私立幼稚園でそれぞれデータが異なるが、各施設の年間経費と在園児数を利用することでウェイトを作成し、社会保障費用統計の値に乘じることによって、年齢別の公的支出額を明らかにした。この結果、竹沢(2022)で示されていた2018年の値を参考に、2014年から2019年にかけての年齢別公的支出額の計算が可能となった。また補論においては、年齢別の保育料・授業料、すなわち私的な支出についても計算を行った。

授業料・保育料については、2019年10月以降の一部無償化の影響を受け、2019年を境に値が大きく変化する。このため、授業料そのものの値が得られない保育所と公立幼稚園については、強めの仮定をおいて計算を行っている。この点は今後の課題であり、新たなデータが得られれば、改めて計算を行うことを予定している。

## 補論 年齢別の保育料・授業料の計算

本稿は年齢別の公的支出額の計算にあたり、竹沢(2022)の案2に準拠した計算方法を採用した。すなわち、公的支出額は案1のように費用総額から私的支出を控除することで計算するのではなく、1人当たり単価に在園児数を乗じることで計算している。したがって、この方法であれば、私的支出の額を計算する必要はない。そこで参考として、1人当たり保育料・授業料の計算方法についても触れておこう。

1人当たり保育料・授業料は、施設によりデータの出所が異なる。まず、毎年の授業料が明らかなものは、私立幼稚園である。私立幼稚園については、「今日の私学財政」に授業料の総額が示されている。これを在園児数で除算することにより、1人当たりの授業料を計算することができる。

次に公立幼稚園であるが、こちらは「子供の学習費調査」を用いて計算する。ただし調査は隔年<sup>5</sup>であり、毎年のデータが得られるわけではない。さらに後述する保育所とともに、2019年10月からの一部無償化の影響を受けているため、強めの仮定をおいて計算することが必要となる。なお、この一部無償化では、保育料・授業料のすべてが無償化されたわけではなく、年齢や通っている施設、住民税の課税状況などに応じては、一部負担の発生することがある<sup>6</sup>。

子供の学習費調査の「授業料」の項目を見ると、2018年に120,738円、2021年に61,156円となっている。前述の通り2019年10月に一部無償化が行われたため、この影響を受けて2021年の額がほぼ半分になっているものと考えられる。NTAで用いる2019年度は、上半期が就園奨励事業、下半期が無償化給付事業となっている。したがって、2019年度の前半は無償化給付事業開始前、後半は無償化給付事業開始後ということで、2018年度の値と2021年度の値の平均値である90,947円を公立幼稚園の1人当たり授業料と仮定する。

さらに保育所であるが、これは「地域児童福祉事業等調査」に利用者負担額(保育料)が示されている。ただし、保育料も毎年の値がわかるわけではなく、2000年度以降3年ごとの調査となっている<sup>7</sup>。また、直近では2015年度が最新であり、それ以降は2019年度に認

<sup>5</sup> 基本的には偶数年に調査がなされている。ただし2020年はコロナ禍の影響を受け調査が延期されたため、2021年に調査が行われている。

<sup>6</sup> 詳しくは <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/about/index.html> を参照されたい。

<sup>7</sup> 認可外保育施設に限定された値は、2004年以降3年ごとの調査である。

可外保育施設に限定されたデータが示されているだけである。したがって、2015年度以前は線形補間等により保育料を計算することにするが、2016年度以降2018年度までは2015年度の値が続くものと仮定する。また、保育所も一部無償化の影響を受けており、子供が0～2歳の場合、住民税非課税世帯かつ保育所/認定こども園に通っているのであれば、利用料は無料になる。逆にいえば、住民税非課税世帯でない場合や、住民税非課税世帯であっても認可外保育施設等に通っている場合には、利用料が月4.2万円までは無償になるものの、それ以上は負担しなければならない。認可外保育施設については、「令和元年地域児童福祉事業等調査」の第7表において、9月、10月の利用料が示されており、これにより無償化前後の利用料の状況を知ることができる。しかし認可外保育施設への入所児童数については、「認可外保育施設の現況取りまとめ」においても2017年度以前は調査項目となっていないことから、2018年度以降の値しか得られない。すなわち、一部無償化により認可外保育施設の保育料がどの程度減少したかはわかるものの、認可保育施設も含めたすべての保育所について、保育料がどの程度減少したのかは明らかではない。本稿では暫定的に2019年10月以降の保育料がゼロと仮定した上で、2019年度全体としては、2018年度の値の半分として計算している。

表9 1人当たり授業料・保育料(円)

	保育所	公立幼稚園	私立幼稚園
2014	191,277	119,175	264,879
2015	189,228	119,861	251,927
2016	189,228	120,546	266,590
2017	189,228	120,642	269,487
2018	189,228	120,738	265,460
2019	94,614	90,947	188,035

出典：筆者作成。

表10 授業料・保育料計(10億円)

	0	1	2	3	4	5	6
2014	9.8	53.6	69.3	81.0	228.5	240.2	121.6
2015	11.5	56.1	72.3	80.5	215.5	225.0	113.0
2016	11.7	58.4	80.0	76.1	209.2	219.3	111.1
2017	12.5	61.1	91.7	69.0	208.6	215.5	109.4
2018	13.7	65.3	98.6	72.2	209.0	216.3	109.2
2019	7.1	33.4	46.2	40.5	126.5	129.8	66.2

出典：筆者作成。

## 参考文献・資料

- 竹沢純子(2022)「年齢別就学前教育・保育支出の変数の作成方法について」『国民移転勘定(NTA)プロジェクト 令和3年度 研究報告書』
- 国立社会保障・人口問題研究所(2021)「令和元年度社会保障費用統計」
- 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」
- 厚生労働省「令和元年 地域児童福祉事業等調査」
- 厚生労働省「令和2年度 認可外保育施設の現況取りまとめ(全体版)」
- 厚生労働省「社会福祉施設等調査」
- 全国保育協議会「地域区分一覧」
- 総務省統計局「住民基本台帳人口」
- 内閣府「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」
- 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」
- 文部科学省「学校基本調査」
- 文部科学省「子供の学習費調査」
- 文部科学省「地方教育費調査」



## II 学会等報告資料





ANU Japan Institute Seminar

November 9<sup>th</sup> 2022 @ Online (zoom)

## The Future Demand-Supply Gaps in Unpaid Work in Japan and the UK: How Much Technology Do We Need?

Setsuya FUKUDA

(National Institute of Population and Social Security Research)

Rikiya MATSUKURA

(Nihon University)

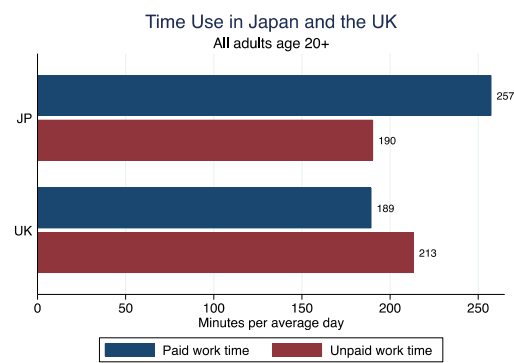
“The Future of Unpaid Work: AI’s potential to transform unpaid domestic work in the UK and Japan”,  
UKRI-JST Call on Artificial Intelligence and Society (2020.1-2023.12),  
P.I. Prof. Nobuko Nagase (Ochanomizu University) & Dr. Ekaterina Hertog (Oxford University)

### Background 1

- Unpaid work (domestic labour) is important!



See Red Women’s Workshop, ca. 1983



## Background 2

- Three broad social changes across the globe
  1. Population aging
    - ➔ Increasing demand for care and housework for elderly
  2. Gender revolution
    - ➔ Women will have less time at home (but, men may have more time at home)
  3. AI/Technology development
    - ➔ Automation of work tasks and **unpaid work activities** may be possible
- How would future of unpaid work look like?

## What we do

- Estimating future care needs (incl. childcare and housework) in households in Japan and the UK, by using time-use surveys
- Examines how large the gap between the demand and supply of future domestic unpaid work, assuming that only population structure alone changes
- Discuss how much automation/outsourcing/men's contribution is necessary to fill in the gap

## Methods

### ① NTTA (National Time Transfer Accounts)

➔ Estimating **per capita** production (supply) and consumption (demand) of **unpaid work time** by sex and single-year age for Japan and the UK around 2015

URL: <https://www.countingwomenswork.org/about/methodology>

### ② The UN World Population Prospects 2021

➔ Population by sex and 5-year-old age of Japan and the UK in 2015-2060

URL: <https://population.un.org/wpp/>

### ③ Simulation of future care mismatch (the detail will come later)

➔ Combining ① and ②, and see the demand-supply gaps in the future

## Time Use Data

### • UK time use data 2014-15

- Nationally representative samples of households and individuals in the United Kingdom
- Sample size: over 16,000 (men and women age over 10)

### • Japanese time use data 2016

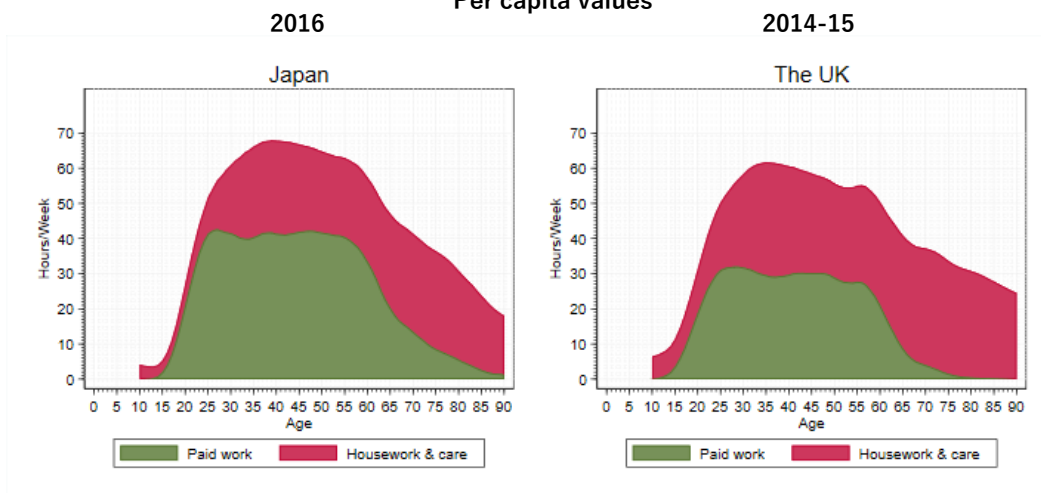
- Nationally representative cross-sectional samples in Japan
- Sample size: less 20,000 (men and women age over 10)

### • Both follow the standard method to collect time-use data, that is instructed by the UN.

Access to the UKTUS 2015 is obtained through the UK Data Archive <http://doi.org/10.5255/UKDA-SN-8128-1>.  
Permission to use the data on STULA 2016 was obtained through the Statistics Bureau of Japan based on the Statistics Act (Act No. 53 of 2007), Article 33

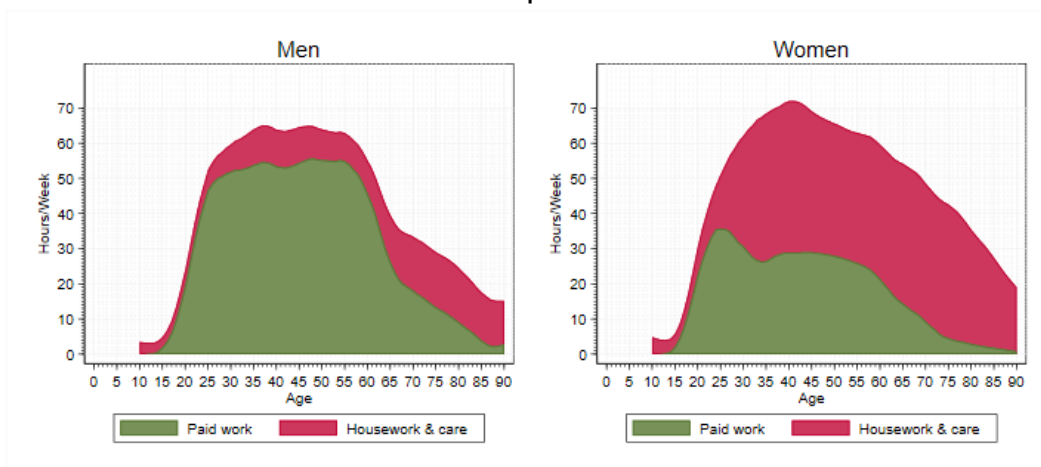
# Time Use in Japan and The UK

Per capita values



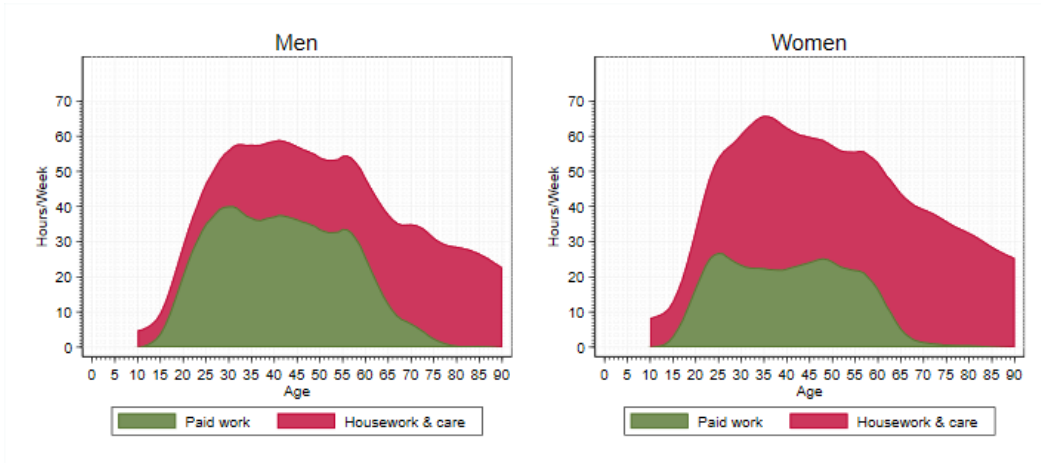
# Time Use in Japan (2016) by Gender

Per capita values



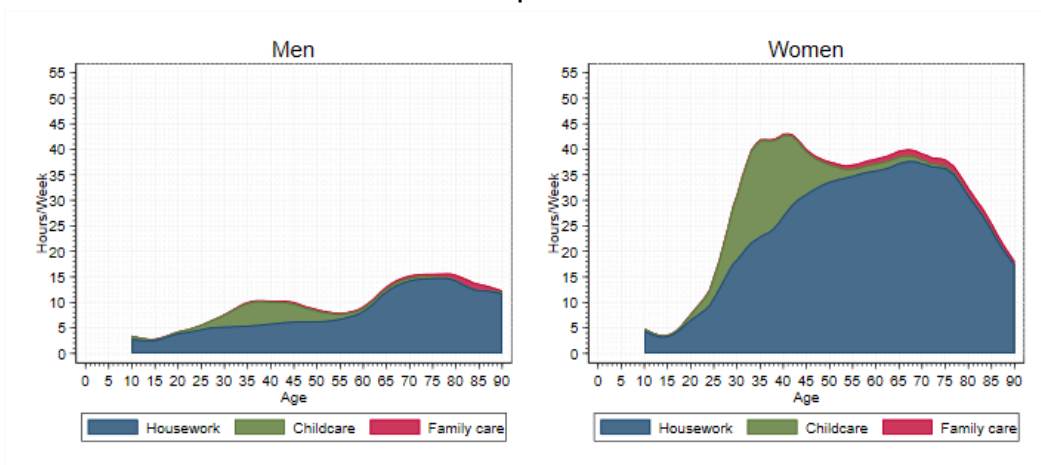
# Time Use in The UK (2014-15) by Gender

Per capita values



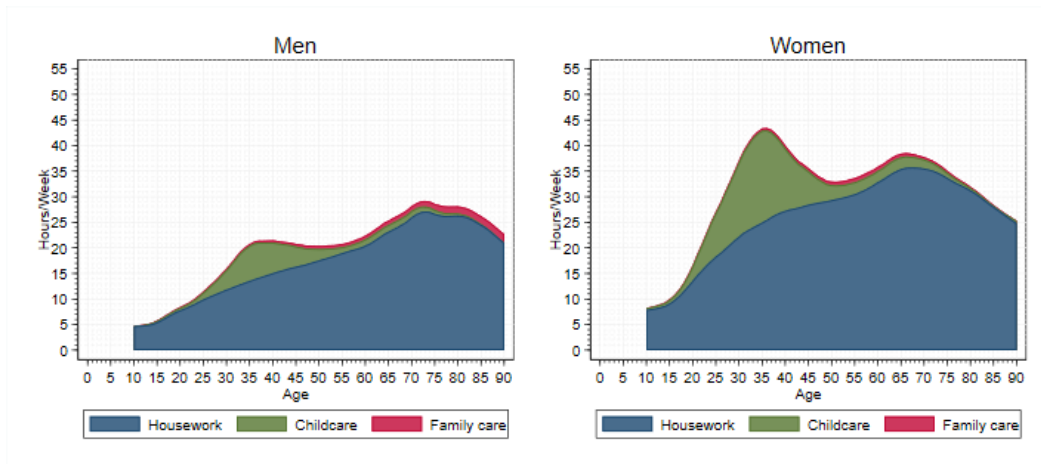
# Unpaid Work by Activities in Japan

Per capita values



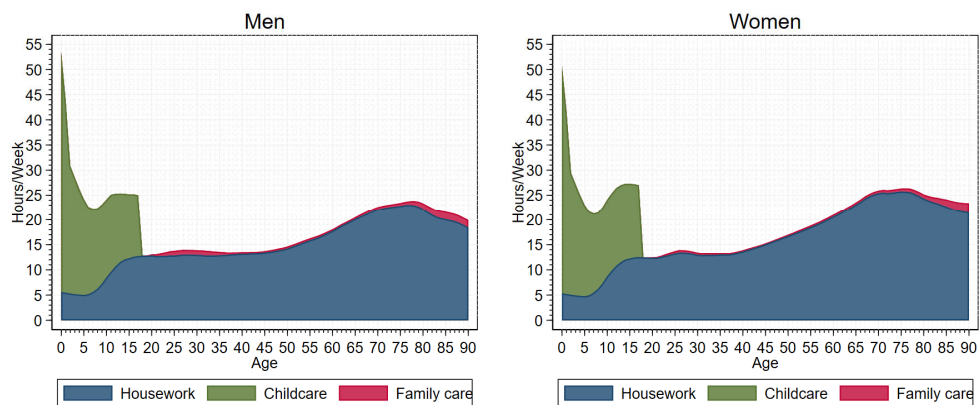
# Unpaid Work by Activities in The UK

Per capita values



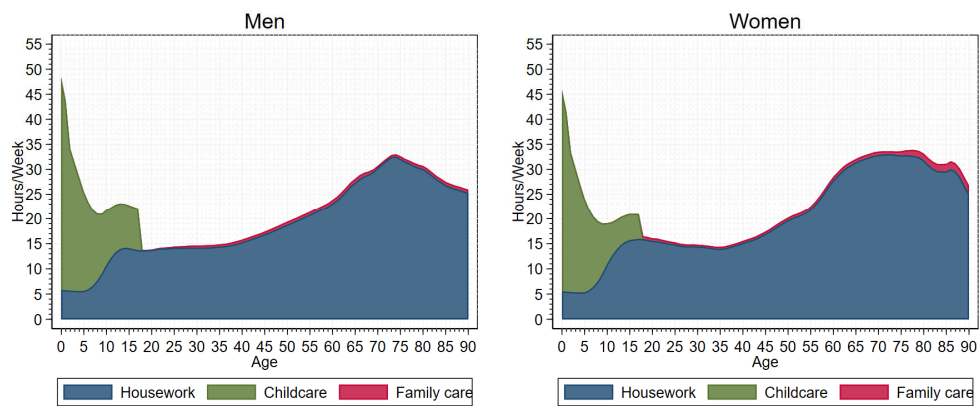
# Unpaid Work Consumption in Japan

Per capita values



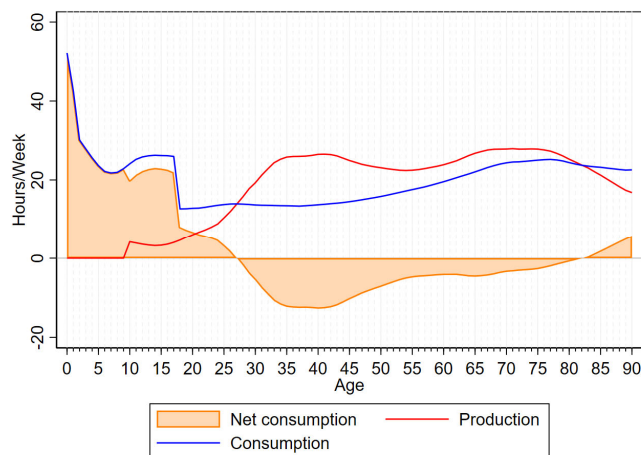
# Unpaid Work Consumption in The UK

## Per capita values



## Net Consumption of Unpaid Work

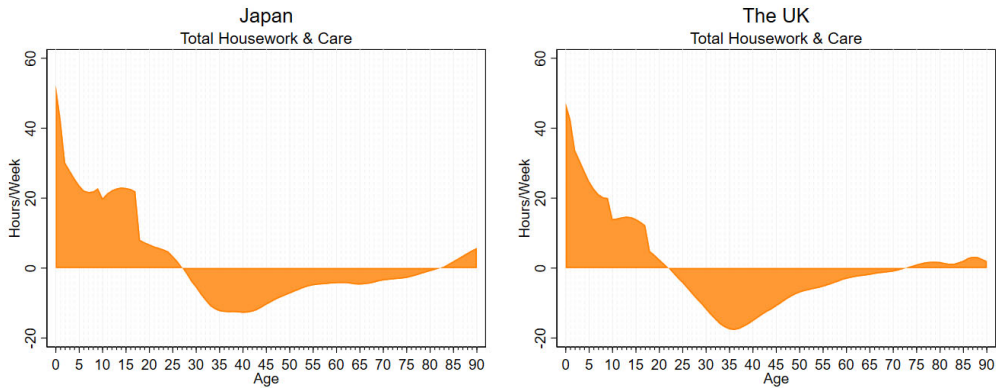
Net cons. = Consumption – Production (per capita)



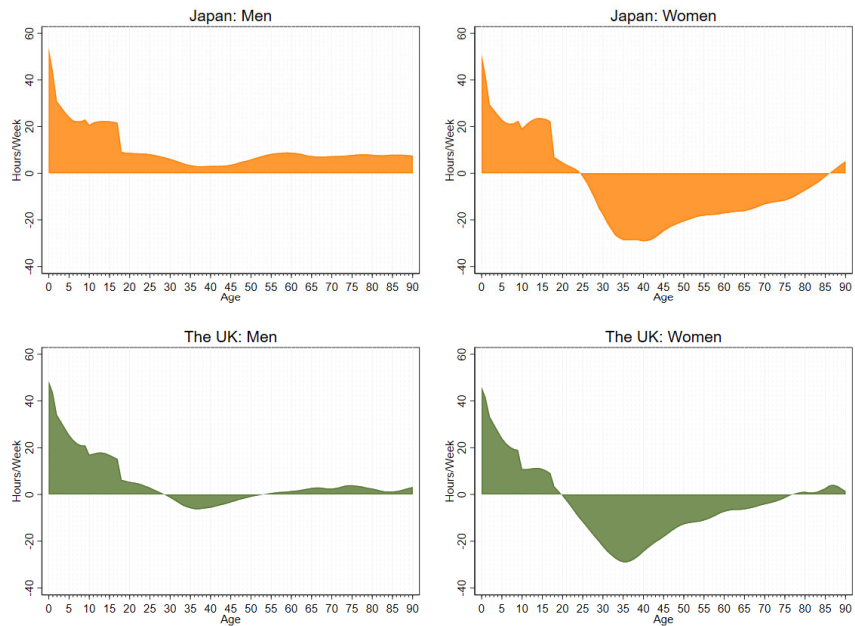
# Net Consumption of Unpaid Work

## Per capita values

### Net Consumption by Age

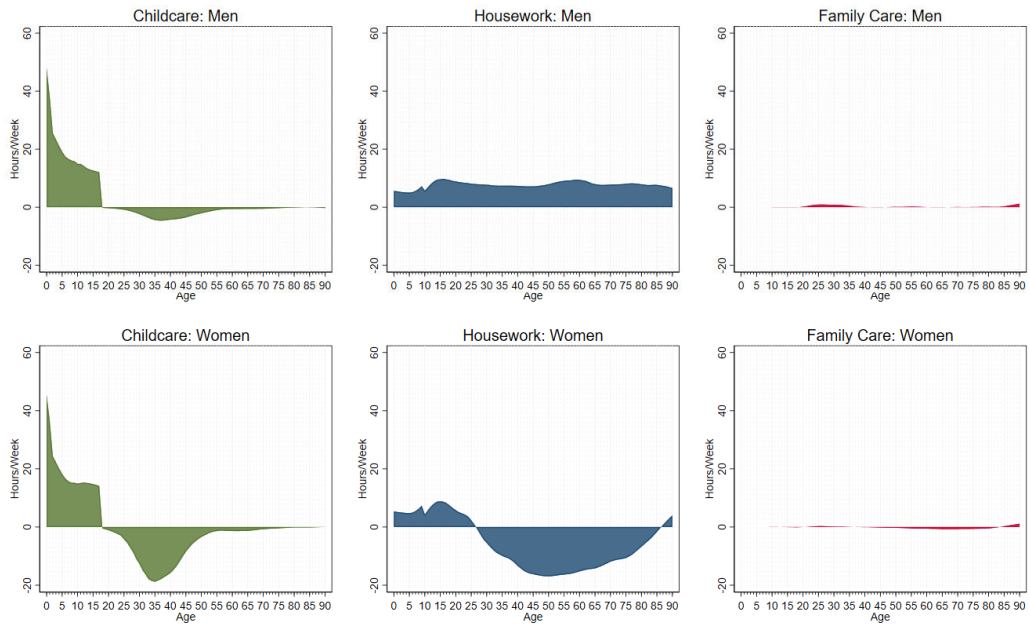


## Net Consumption by Sex, per capita

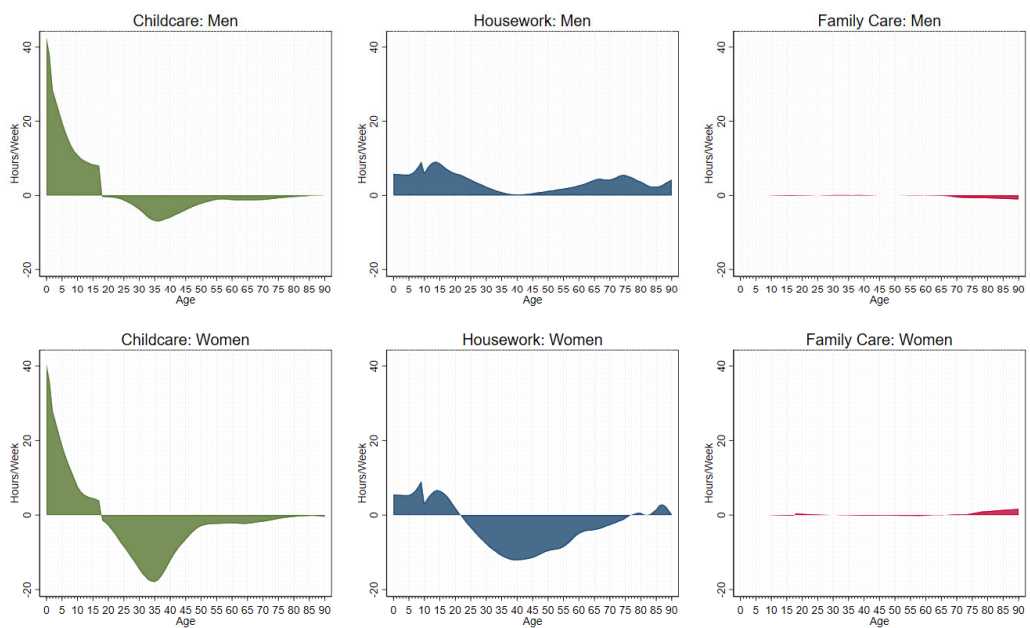




## Japan

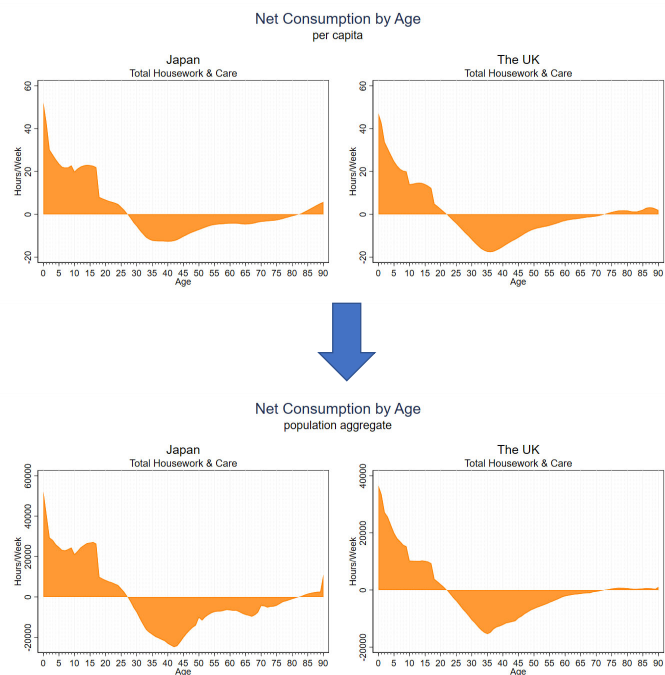


## The UK



Population  
Aggregate

per capita  
time use  
×  
pop. by age  
(and sex)



## Simulations

- Aim: Obtaining a rough sketch of the future mismatch in the production (supply) and consumption (demand) of unpaid work due to the population change
- Assumption: The per capita production and consumption of unpaid work stay the same in the future (Only the population sizes and age structures change in both countries)
- Population data: The UN World Population Prospects 2021
- Period: 2015-2060

# The UN Population Projection



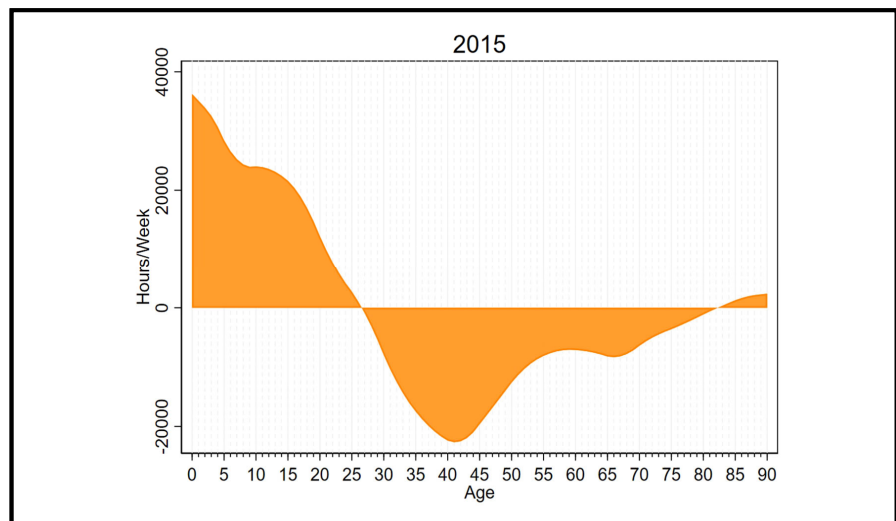
Changes from 2015 to 2060

Japan  
 Age 0-19: -29.3%  
 Age 20-69: -36.8%  
 Age 70+: +30.8%  
 Total: -22.5%

The UK  
 Age 0-19: +1.2%  
 Age 20-69: +4.7%  
 Age 70+: +97.5%  
 Total: +15.3%

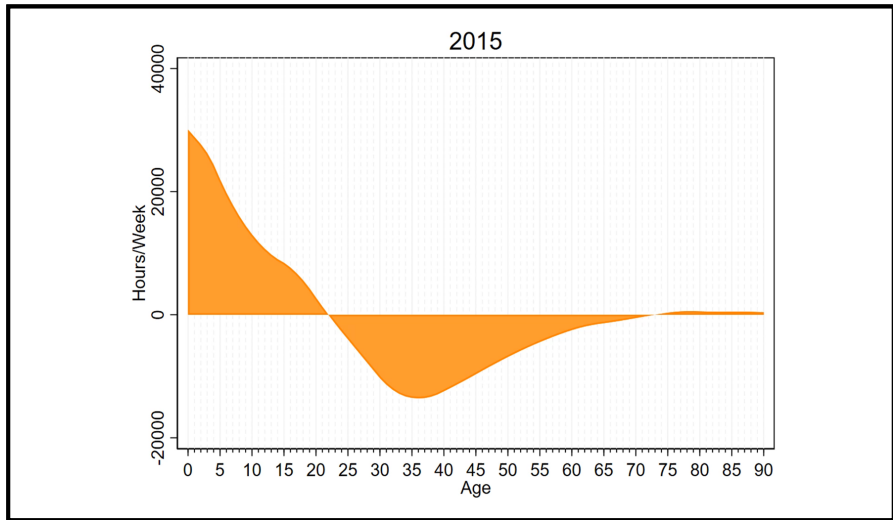
## Net Consumption of Total Housework and Care Japan, pop. aggregated values

Net consumption of unpaid work in Japan 2015-2060



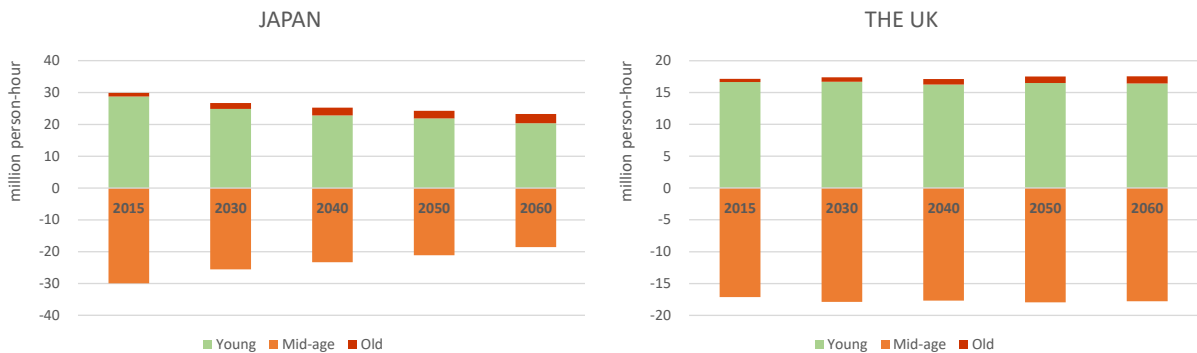
Net consumption of unpaid work in the UK 2015-2050

### Net Consumption of Total Housework and Care The UK, pop. aggregated values



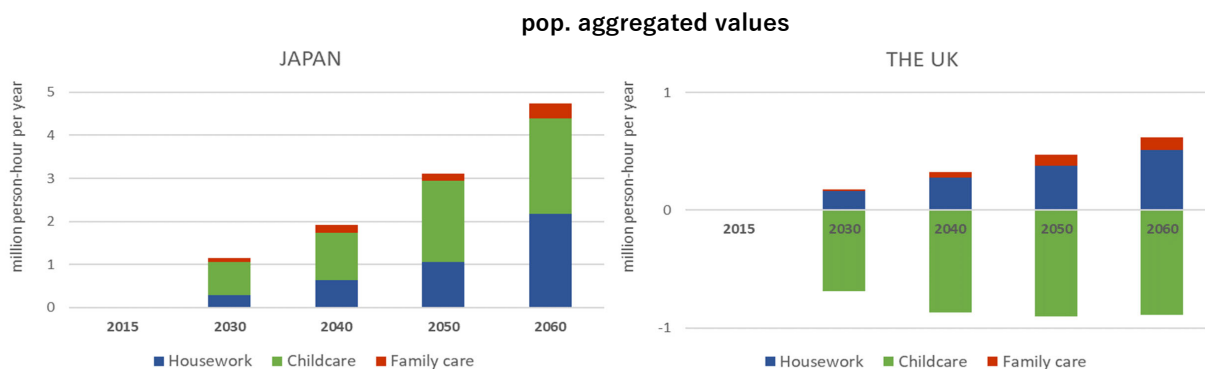
### Net consumption of unpaid work by broad age groups

pop. aggregated values



Young: People at young age whose average net consumption is positive.  
 Mid-age: People in middle age whose average net consumption is negative.  
 Old: People in old age whose average net consumption is positive.

# The amount of unpaid work consumption, not filled by the production



The amount of unfulfilled unpaid work (positive values) has to be done by someone or machines!

## The % of additional unpaid work hours required to fill the gap

Japan	2015	2030	2040	2050	2060
Housework	0	0.3%	0.6%	1.1%	2.5%
Childcare	0	4.6%	7.1%	12.6%	16.2%
Family care	0	3.0%	6.0%	5.7%	11.3%

THE UK	2015	2030	2040	2050	2060
Housework	0	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%
Childcare	0	-5.9%	-7.6%	-7.8%	-7.7%
Family care	0	1.1%	2.8%	4.8%	5.7%

## Summary:

- Varying degrees of gender gaps and age profiles for unpaid work in Japan and the UK.
- Very different demographic future for Japan and the UK.
- Japan will face a much stronger gap in demand-supply of unpaid work than the UK **due to the population ageing and the decline.**
- The % of additional unpaid work required to fill the gap in Japan is 2% for HW, 16% for CC, and 11% for FC in 2060.

## Discussion

### ◆ How can we fill in the gap?

**Solution 1:** Men, women, or the elderly increase their time use on unpaid work

→ Gender Revolution / Life Shift is necessary for unpaid work as well!

**Solution 2:** Making unpaid work more efficient

→ Certain degrees of automation in care work is necessary!

**Solution 3:** Making unpaid work paid

→ Outsourcing of unpaid work through the market or public policy

Thank you

Any comments or questions are  
welcome!



Setsuya FUKUDA  
fukuda-setsuya@ipss.go.jp



**This talk should not be reported as representing the views of the IPSS.**  
The views expressed in this talk are those of the authors, and should not be taken  
as those of IPSS or the Japanese government.

29

## Some caveats

- People may change per capita time use of unpaid work
- The demographic future of the UK relies much on a large flow of immigration (and relatively higher fertility)
- Possible underestimation of family care due to the nature of the time-use survey
- Creating customized automation scores for unpaid work is underway

## Why Japan and the UK?

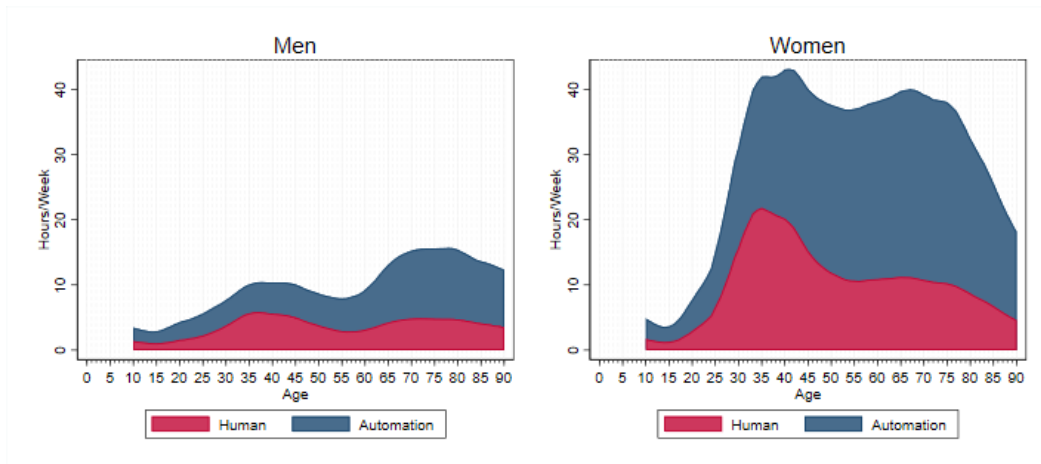
- The project was a bilateral call for the UK-Japan researchers for collaborative work on the topic of the “AI and Society”
  - Both highly developed countries using modern high technologies
  - But, very different in the cultural settings;  
e.g. how unpaid work is shared  
what kind of technologies people prefer to accept
  - Also demographic futures of both countries are different too.
- ➔ The pace and the impacts of automation of unpaid work would be different?

## How to link F & O automation scores with unpaid work activities?

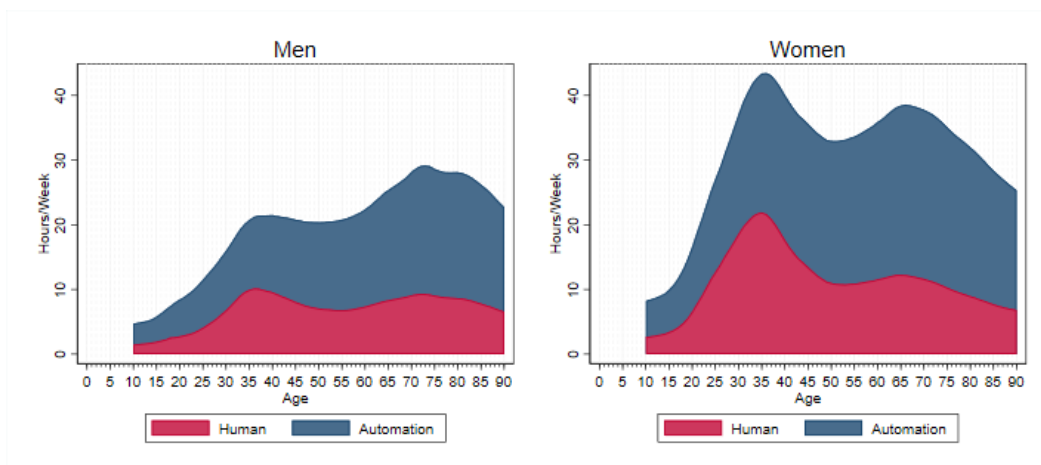
- Frey and Osborne (2013) Automation score
  - ➔ Attaching the automation scores of market jobs to various unpaid work activities (21 sub-activities)
- <https://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4031667>



# Automation of Unpaid Work in Japan



# Automation of Unpaid Work in The UK





### Ⅲ 研究会議資料



令和 3-5 年度 一般会計事業

## 国民移転勘定 (NTA) プロジェクト

令和 4 年度 キックオフミーティング

2022 年 5 月 20 日 (金) (オンライン)

### 1. プロジェクトメンバー

#### 所内担当

小西 香奈江 (社会保障基礎理論研究部 部長)

佐藤 格 (社会保障基礎理論研究部 室長)

福田 節也 (企画部 室長)

鈴木 貴士 (社会保障基礎理論研究部 研究員)

#### 所外委員 (五十音順)

市村 英彦 (東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授)

小川 直宏 (アジア開発銀行研究所 客員研究員)

金子 隆一 (明治大学政治経済学部 特任教授)

寺田 和之 (創価大学経済学部 専任講師)

中田 大悟 (独立行政法人経済産業研究所 上席研究員)

深井 太洋 (筑波大学人文社会系 助教)

増田 幹人 (駒澤大学経済学部 准教授) (\* ご欠席)

松倉 力也 (日本大学経済学部 准教授)

### 2. 本プロジェクトにおける目的

目的：①NTA 及び NTTA を計算し、継続的に公表する体制を構築すること

②作成した NTA 及び NTTA データを用いた研究を行い、人口変動や制度変更が、自助 (労働)、公助・共助 (社会保障)、互助 (家族や地域・血縁) を通じた世代間の支え合いに与える影響を解明すること

**目標**：NTA/NTTA の公表および研究成果の発信を通じて、日本の人口と社会経済に関する客観的かつ科学的な情報を国民に提供する。

- 高齢化の最先端を走る日本についての研究発信を通じた国際的な学術貢献
- 「全世代型社会保障」の構築をはじめとする政策の立案・評価への貢献
- 民主主義の根幹である「国民の選択」に資するエビデンスを提供

### 3. 社人研が一般会計事業として NTA/NTTA を実施することで貢献できること

#### ①継続的な NTA/NTTA データの構築

→ NTA をより普及・深化させていくには、継続的なデータの構築と公開が不可欠

#### ②日本の NTA/NTTA に関する「公式な推計方法」についての議論の場を提供

→ ベースとなる NTA/NTTA データがあつてこそ改良・改善についての議論が可能

#### ③NTA/NTTA を核とした研究プロジェクトの推進（将来的に）

→ 科研に代わる研究リソース、公的統計の二次利用

⇒ 開かれた議論・コンセンサスを重視しつつ進めていく

### 4. プロジェクトの基本方針について

1. 2023 年 3 月（予定）に 2019 年全国家計構造調査を用いた NTA データを公表する
2. 2024 年 3 月（予定）に 2021 年社会生活基本調査を用いた NTTA データを公表する
3. 現時点で国際的に決められている手法で NTA/NTTA の推計を行う\*

\*：各国によりデータ事情は異なるため、推計上必要な細かい修正は適宜行う。また、研究ベースでは、NTA の改善に向けた提案も随時行っていく。

#### <当初予定>

- ▶ 1 年目：2014 年における NTA 及び 2016 年における NTTA のデータを完成させる。
  - 基本データとして「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」を使用
  - 補足データとして「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」を利用⇒ 希望するメンバーで各データの二次利用を行い、本プロジェクトあるいは NTA/NTTA に関連するテーマについての研究を行う
- ▶ 2 年目：初年度に確立した手法を用いて、2019 年の NTA データセットを作成し、公表を目指す。
  - 2019 年 NTA の作成
  - NTA/NTTA データ公表のフォーマット（データ・報告書）を完成させる
  - 継続的な構築・公表に向けた体制づくりを行う
  - 2014 年 NTA、2016 年 NTTA を用いた研究を開始する
- ▶ 3 年目：NTA/NTTA データを用いた応用的研究を行う。
  - NTA/NTTA のデータを用いたシミュレーション研究、NTA/NTTA の方法論に関する研究、NTA/NTTA に関連する個票データを用いた深掘り研究など

## 5. NTA 推計上の課題について

NTA の推計作業においては様々な課題（改善点）があるが、本プロジェクトでは、従来法の枠内において取り組むべき「直近の課題」と、NTA の推計方法の変更に関わる「将来的な課題」を分類し、公表データの作成においては「直近の課題」に重点的に取り組む。

・昨年度（R3 年度）取り組んだ課題：「NTA 推計課題への取り組み状況」【資料 1】

・昨年度（R3 年度）からの宿題となっている課題（2014 年データ）

- ① 公的保育変数の追加
- ② 各種社会保険料の支払いプロファイル&マクロコントロール作成
- ③ 児童手当の給付プロファイル作成
- ④ 高齢部分の医療、介護、その他消費、労働収入、年金の補正 【資料 2】
- ⑤ 世帯間移転のマクロコントロール精査
- ⑥ 新ウェイトの検討・反映
- ⑦ 季節性の調整
- ⑧ スムージングの確定

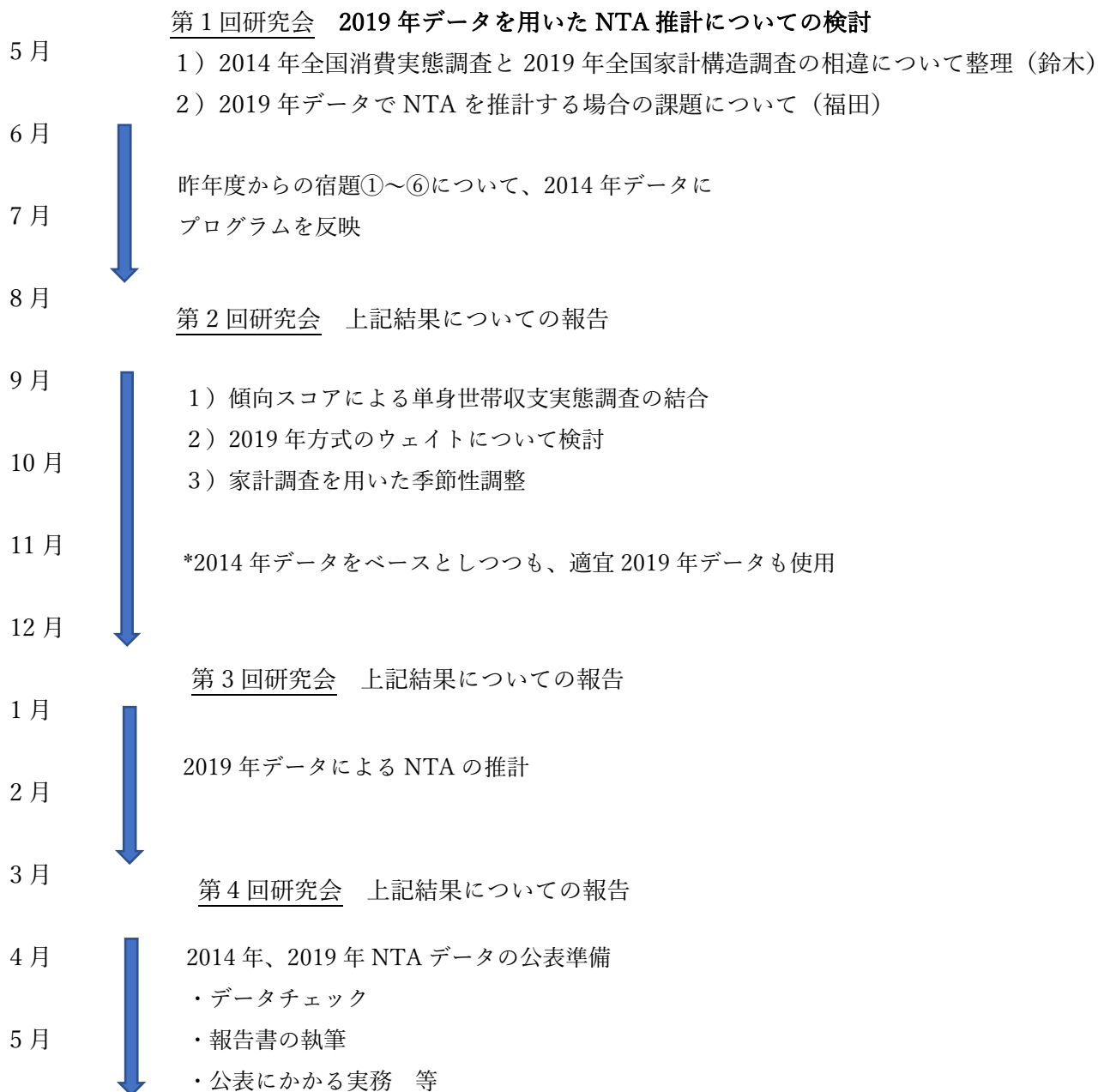
+ 2019 年全国家計構造調査を用いた NTA の推計

## 6. 2014 年全国消費実態調査と 2019 年全国家計構造調査の相違について

1) 2014 年全国消費実態調査と 2019 年全国家計構造調査の相違について整理（鈴木）【資料 3】

2) 2019 年データで NTA を推計する場合の課題と対処について（福田） 【資料 4】

## 7. 今年度以降スケジュール（予定）



## 7. その他

・二次利用について、増田先生を代表者として、本申請の準備が整い次第、申請を行う。

\*利用環境について再度、ご確認ください。

利用データ：

全国消費実態調査（1984-2014）、全国家計構造調査（2019）、社会生活基本調査（1981-2016）、家計調査（全消調査年度）、国勢調査（1980-2020）、就業構造基本調査（1982-2017）



## 【資料1】

### ○ NTA 推計課題への取り組み状況 (2022/5/20)

1. 公的保育変数を追加する。
  - ⇒ 3通りの推計方法を提示 (竹沢)
  - ⇒ 今年度、推計結果を精査して採択案を決定する。
  
2. CFH (私的医療) について、国民医療費から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部署に確認する。その上で全消から作成したプロファイルと比較して調整方法について検討する。
  - ⇒ 作成部署への確認はしていないが、国民医療費と医療給付実態調査から CFH を推定し (佐藤)、全消のプロファイルと比較 (福田)。
  - ⇒ 調整方法について別案あり (【資料2】)、今年度作業予定。
  
3. CFE (私的教育) について、子どもの学習費調査等から得られるプロファイルと全消から得られるプロファイルを比較して調整方法について検討する。
  - ⇒ 比較を行った (福田)。入学金による山がない。
  - ⇒ 季節性調整で、今年度対応予定。
  
4. ypp (年金) について、事業年報から得られる給付額と全消から得られる給付額でプロファイルを比較して調整方法について検討する。
  - ⇒ 比較を行った (佐藤・福田)。概ね良好な結果を得ているが\*、女性の高齢部分に乖離がみられる (全消が過大)。
  - ⇒ 調整方法について別案あり (【資料2】)、今年度作業予定。

\*: 比較した事業年報の一人当たりの給付額に外れ値 (1946 年生まれ) があったが、これについては人口データにおける年央人口の利用が原因と推測される。
  
5. Public transfer inflow の otherssb (その他の社会保障給付)、othercash (その他の現金給付) について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
  - ⇒ 子どもの数、年齢、世帯主の年収を考慮して、児童手当支給対象世帯における児童手当支給額を推計 (寺田・福田)。今年度、推計結果を精査する。
  - ⇒ 雇用保険、育児休業給付、出産関係費 (出産手当金・出産育児一時金) については未対応 (ウェイトが失業や出産に対応していないために困難か?)

## 【資料1】

6. Public transfer outflow の sst（社会保険料）のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、個別プロファイルの作成を試みる。
  - ⇒ 家計簿からの値ではなく、就業状態、収入、他世帯員状況より、各種保険料（年金、医療、介護）や税額（所得税＋住民税）を推計し、プロファイルを作成（寺田・福田）。
  - ⇒ 今年度対応するマクロコントロールを作成し、推計結果を精査する。
7. 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
  - ⇒ 個人レベルではないが、世帯構成や世帯員の就業状態、持ち家、人口規模、気候区分を利用したより詳細な世帯ウェイトを作成（市村・深井）
  - ⇒ 今年度、2019年家計構造調査のウェイトと比較検討する。
8. クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較（コーホートデータとして齟齬が出ない形での公表が望ましいため）。
  - ⇒ 今年度対応予定（市村・深井）
9. 費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
  - ⇒ 費用統計と SNA2008 の 2015 年基準で、マクロコントロールに関連する項目にどのような違いがあるのかについて整理する（佐藤）
10. CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
  - ⇒ 今年度対応予定。
11. 世帯間移転のマクロコントロール定義を確定する。
  - ⇒ 今年度、現行の方法を精査する。

## 【資料2】

### ○ 高齢部分の医療費の補正方法メモ (2022/4/7)

作成者： 市村、深井、寺田、中田、福田、佐藤

- ・高齢部分(75歳以上)については、入院や施設居住の割合が無視できないほど大きいですが、これらの者の消費・収入のデータが得られないため、全消データからはCFH、CFL、CFX、YL、YPPの正しい値が得られない。

#### 1. CFHの高齢部分の補正について

A:「医療保険に関する基礎調査」より、5歳階級別の患者負担の値(2008年以降)

B:全消のCFHの年齢別一人当たりの値(マクロコントロール調整済み?)×施設に入っていない人の年齢別人口 → 5歳階級に変換

C:(A-B)/年齢(5歳階級)別施設居住者の数=年齢(5歳階級)別施設居住者のCFH

D:BとCを施設居住の有無別人口で案分して、補正版CFHを計算

E:2009年と2014年のBとCの比率を計算して、過去年次のCFHの補正に利用

#### 2. CFLの高齢部分の補正について

A:「介護保険事業状況報告」より、性、5歳階級別の患者負担の値(2004年以降)

B:全消のCFLの年齢別一人当たりの値(マクロコントロール調整済み?)×施設に入っていない人の年齢別人口 → 5歳階級に変換

C:(A-B)/年齢(5歳階級)別施設居住者の数=年齢(5歳階級)別施設居住者のCFL

D:BとCを施設居住の有無別人口で案分して、補正版CFLを計算

E:2004年、2009年、2014年のBとCの比率を計算

\*同時に、野口先生の介護レセプトデータで計算できるか聞いてみる。

## 【資料 2】

### 3. CFX の高齢部分の補正について

- ・施設居住者の医療、介護以外の消費については、「介護サービス施設・事業所調査」から食費や居住費が分かるので、それを入所人数で割って施設居住者一人値に値を計算する。この際、年齢は加味しない。食費・居住費以外の生活費は月 2 万円とする（令和 3 年の消費統計研究会の資料より

[https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305\\_02.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305_02.pdf)）。

- ・国民医療費より入院者一人当たりの食費と差額ベッド代を計算してこれを入院者の CFX とする。患者調査より年齢別 3 か月以上入院者の割合もしくは年齢別入院期間の分布を得る。退院時には全消からの CFX、入院期間中は上記の CFX と仮定して、入院期間の Weighted average で CFX を補正する。

\* まずは患者調査の公表集計より、年齢別 3 か月以上入院者の割合もしくは年齢別入院期間の分布がないか調べる。

\* 居住費は利用する居室形態によって異なるため、年齢によって異なることが予想される。野口先生の介護レセプトで精緻化することも検討する。

### 4. YL 及び YPP の高齢部分の補正について

- ・就調・労調の調査対象者には施設居住が含まれる。就調データより、家計全体の値となっているが、世帯員の配偶関係や年齢から年金収入は個人に識別できる。ただし、資産収入は分からない。就調データより、施設居住者の年齢別労働収入と年金収入のプロファイルを作成し、施設居住の有無別人口で、全消から値と就調からの値を案分する。

以上を通じて、全消だけで推計した時と見え方がどう変わるかを検証する。

## 資料3

# 「全国消費実態調査」 と 「全国家計構造調査」 の違いについて

NTA/NTTA第1回研究会  
令和4(2022)年5月20日  
国立社会保障・人口問題研究所  
任期付研究員 鈴木貴士

## 自己紹介：鈴木 貴士

- 社人研にこの4月に入所
  - NTA/NTTAで定員がたったところ、それ以外のプロジェクトも多数…
- 前職は広告データ分析の小さな企業
  - 広告効果の分析など。集計～多変量解析など幅広に
  - 駄菓子屋経営なども…
- 筑波大学大学院（東京キャンパス）博士課程所属
  - キャンパスは茗荷谷で、筑波には行ったことがない
  - 論文3本書いて博士号取得目指す
  - 経営系の院だが、人口（結婚や出生）やNTA/NTTAで論文作りたい
    - 『就業構造基本調査』を用いて職業/産業と結婚/出生の関係など？
- 使える統計言語は「R」
  - Stata習得中

## 全消2014と家計構造2019の違いを整理する目的

3

### 【背景】

- 「全国消費実態調査」が2014で終わり、2019から「全国家計構造調査」に衣替え
  - **調査設計に様々な変更**が
- 現在、2014年NTAの作業中
  - **昨年度の宿題**（各種社会保険料の支払い等）や**季節調整**を加える
    - その後、2019年NTAの作成をおこなう

### 【整理する目的】

- 2019年NTAを今後作成する中で2014年との違いを整理することは単純に有益
- 2014年／2019年のNTAを公表する中で、接続性に関する説明責任が発生しうる
  - 数字の変化に対して、日本社会の変化なのか、元データ（調査）の作られ方が変化したのか理解しておく必要が

## 参考資料1

4

### 「家計構造2019」「全消2014遡及」に言及

- 『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』
  - <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>
- 『全国家計構造調査の標本設計』
  - <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/hyouhon.pdf>
- 『2019年全国家計構造調査 家計収支に関する結果 結果の概要』
  - <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/gaiyou0305.pdf>

### 「全消2014従来」に言及

- 『家計調査参考資料第73号 平成26年全国消費実態調査の標本設計』
  - <https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>
- 『平成26年全国消費実態調査 二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果 結果の概要』
  - <https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo3.pdf>

## 参考資料2 消費統計研究会

5

全消・家計構造、家計調査に関する検討が年4回程度おこなわれている

<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/index.html>

### 消費統計研究会の開催状況

消費統計研究会の開催について

第1回	(2013年5月21日)	(2013年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 281KB)</a>
第2回	(2015年9月2日)	(2015年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 142KB)</a>
第3回	(2015年12月8日)	(2015年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 145KB)</a>
第4回	(2016年3月16日)	(2015年度第3回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 143KB)</a>
第5回	(2017年10月4日)	(2017年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 139KB)</a>
第6回	(2017年11月21日)	(2017年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 164KB)</a>
第7回	(2018年1月25日)	(2017年度第3回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 125KB)</a>
第8回	(2019年1月22日)	(2018年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 151KB)</a>
第9回	(2019年3月28日)	(2018年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 144KB)</a>
第10回	(2019年8月30日)	(2019年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 256KB)</a>
第11回	(2019年11月27日)	(2019年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 272KB)</a>
第12回	(2019年12月26日)	(2019年度第3回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 284KB)</a>
第13回	(2020年2月25日)	(2019年度第4回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 276KB)</a>
第14回	(2020年10月21日)	(2020年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 264KB)</a>
第15回	(2021年3月5日)	(2020年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 248KB)</a>
第16回	(2021年6月25日)	(2021年度第1回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 284KB)</a>
第17回	(2021年11月25日)	(2021年度第2回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 248KB)</a>
第18回	(2022年3月1日)	(2021年度第3回)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 168KB)</a>

議題一覧について下記Excel  
にまとめた



## 参考資料3 平成31年全国消費実態調査分科会

6

全国家計動向調査2019の実施に向けて分科会が実施されていた

<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/index.html>

### 平成31年全国消費実態調査分科会の開催状況

消費統計研究会 平成31年全国消費実態調査分科会の開催について

第1回	(2017年11月1日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 202KB)</a>
第2回	(2017年12月20日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 20KB)</a>
第3回	(2018年2月6日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 244KB)</a>
第4回	(2018年3月15日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 319KB)</a>
第5回	(2018年6月13日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 342KB)</a>
第6回	(2018年7月25日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 370KB)</a>
第7回	(2018年8月8日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 379KB)</a>
第8回	(2018年9月3日)	<a href="#">会議次第及び資料</a>	<a href="#">議事概要 (PDF: 277KB)</a>

議題一覧について下記Excel  
にまとめた



### 本議題の概要

- 2019年調査は、統計精度の維持・向上、報告者負担の軽減、調査事務の減量・効率化の観点から、調査を大幅に見直しして実施
- 以下では、2019年における見直しの効果を、調査結果や地方公共団体による評価から検証し、次回調査の改善に向け検討

**主な見直し内容** ※ 詳細は【参考1】(p.9～13) 参照

① **総世帯・単身世帯の統計精度の向上**

- ◆ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計を充実
- ◆ 別集計としていた全国単身世帯収支実態調査（単身世帯のモニター調査）の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用

② **所得・家計資産に関する統計精度の向上**

- ◆ 配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る

③ **報告者負担の軽減、調査事務の減量・効率化**

- ◆ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差を是正・抑制
- ◆ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差を縮小
- ◆ 無記名回答、調査項目の改廃のほか、レスポンス読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略に
- ◆ 調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を全国家計構造調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る

2022年3月消費統計研究会資料より『2019年全国家計構造調査の実施状況と次回調査の方向性について』  
[https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20220301\\_04.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20220301_04.pdf)

※赤線強調は報告者・鈴木による

	全消2014 “従来”	全消2014 “遡及”	家計構造 2019
A. 場合によっては調整・比較しうる変化 【主に算出方法に起因】	例1：単身者統合なし  例2：家計簿期間3か月	例1：傾向スコアによる単身者統合 ⇒例：2014NTAについても単身者を統合  例2：家計簿期間2か月 ⇒例：2014/2019NTAも季節調整をかける	
B. 比較困難な変化 【主に調査設計に起因】		例1：調査項目の廃止・新設  例2：データ修正方式	による変化 による変化
	消費増税の影響	2019年10月1日に8%	⇒10%
		⇐ 比較不能 ⇒	



# 全消2014従来／全消2014遡及／家計構造2019の違い

9

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）

※今後、結果公表の進捗等に伴い追記・修正することがあります。

全国家計構造調査の統計表をみる際は、以下の点に御留意ください。

### （1）調査時期（家計収支に関する結果）

2019年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではありません。家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。また、2019年10月の消費税率改定など、制度変更の影響にも御留意ください（詳細は別紙1参照）。

### （2）調査の範囲

2019年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象として実施しましたが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外しています。

- ・料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- ・賄い付きの同居人のいる世帯
- ・住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- ・外国人世帯（世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯）
- ・学生の単身世帯
- ・15歳未満の単身世帯
- ・社会施設又は矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ・病院及び療養所の入院者
- ・自衛隊の営舎内居住者

上記pdfに基づいて見ていく

# 調整・比較しうる変化

10

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等+『 <b>家計調査</b> 』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合（『全国単身世帯収支実態調査』と）	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> （9～11月）	<b>2か月</b> （10～11月）	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
11 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 比較困難な変化 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの

11

■下記資料「II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 実収入（勤め先収入）のうち「他の世帯員収入」の増加	「II 口座への入金」欄が <b>調査票に新設</b>
(2) 年収・貯蓄等調査票の「年間収入」の内訳の入り繰り ⇒年間収入のうち、「その他の年間収入」や「企業年金・個人年金給付」が減少	2019年調査から年収・貯蓄等調査票の「収入の種類」において、 <b>項目の細分化・明確化</b> や <b>審査の改善</b> （年金・社会保障給付金の細分化、「その他の年間収入」について名称を記入してもらい、その内容により適切な項目に分類し直す等）が図られた
(3) 「自営業主」等の年間収入の内訳の入り繰り ⇒「自営業主」について「農林漁業以外の事業収入」が増加し、「勤め先収入」は減少している。一方、「会社などの役員」について「農林漁業以外の事業収入」が減少し、「勤め先収入」は増加	2019年調査において、世帯主の従業上の地位と年間収入の内訳記入項目との <b>整合性審査を行った影響</b>
(4) 現居住地の宅地資産のうち「借地」資産の増加	世帯票の「地代支払の有無」の <b>審査を簡素化</b> したことによる影響

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 比較困難な変化 (B) 世帯属性等の分布に差が生じているとみられるもの

12

■下記資料「II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

変化	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 世帯主の職業分類「農林漁業従事者」等の「世帯数分布」の増減	世帯票で調査項目「勤め先又は自営事業の名称」を <b>廃止</b>
(2) 「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」の減少	記入者負担軽減のため、「要介護・要支援認定の状況」を、個人単位の調査から世帯単位の調査に <b>変更</b> したことによる影響
(3) 「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」の減少	家計調査世帯特別調査（家計調査）で「主たる家計維持者が長期不在」である世帯が <b>調査対象外</b> であることによる影響
(4) 住居の所有関係「寮・寄宿舎」の「世帯数分布」の増加	家計調査世帯特別調査（家計調査）で単身世帯に「寮・寄宿舎」単位区を設定して調査
(5) 「住宅ローン返済額階級」及び「家賃負担額階級」の世帯数分布の増減	2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「 <b>住宅ローン返済額階級</b> 」の「4～6万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「6～8万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。 また、「 <b>家賃負担額階級</b> 」の「1～2万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「4～6万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。この差には、 <b>2014年遡及結果は家計簿の記入、2019年結果は主に世帯票の記入に基づくもの</b> とした影響が含まれているとみられる。  上記、総務省では世帯属性等の分布の差に分類されているが、どちらかという、前頁「金額の記入自体に差」に近い印象を受ける。

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『全国 単身世帯収支実態調査』	『基本調査』等+『家計調査』+『全 国単身世帯収支実態調査』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	傾向スコアを用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目 分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとお り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能(2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 学歴が把握可能 共通項目で比較可能(2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」 参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 対象とサンプルサイズの違い

## 2019年調査の統計精度①

- 2019年調査では、
  - 単身世帯の標本規模拡大、単身のモニター調査の結果統合を実施
  - 家計簿のない簡易調査の導入により、年収・貯蓄等の調査の標本規模を拡大
- 前回(2014年)に比して単身世帯を中心に標本誤差が改善し、総世帯及び二人以上世帯・単身世帯とも、消費支出、年間収入、家計資産それぞれについて一定の統計精度を確保

**集計世帯数 (概数)**

	2019年			2014年		
	消費支出	年間収入	家計資産総額	消費支出	年間収入	家計資産総額
総世帯	40,290	78,620	76,660	54,210	54,210	51,920
二人以上の世帯	31,930	63,510	62,000	49,650	49,650	47,620
単身世帯	8,370	15,110	14,660	4,560	4,560	4,300

**標準誤差率**      単身モニター調査込

	2019年 (試算値)			2014年		
	消費支出	年間収入	家計資産総額	消費支出	年間収入	家計資産総額 (耐久財含む)
総世帯	0.56%	0.51%	1.23%	-	-	-
二人以上の世帯	0.61%	0.55%	1.41%	0.4%	0.5%	1.4%
単身世帯	0.73%	0.77%	1.69%	1.5%	1.6%	-

家計構造2019

全消2014遡及

全消2014従来

3

2022年3月消費統計研究会資料より『2019年全国家計構造調査の実施状況と次回調査の方向性について』  
[https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20220301\\_04.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20220301_04.pdf)

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	傾向スコアを用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおりに収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b>	
	従来方法	家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> 学歴が把握可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づくと記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 傾向スコアを用いた単身世帯データの統合について

- 第13回消費統計研究会 資料1 『[全国家計構造調査と全国単身世帯収支実態調査の統合集計について](#)』
- [全国家計構造調査『結果の推定方法 \(家計収支に関する結果\)』](#)より

データ：**県別**の全消の単身世帯 + **地方別**全国単身世帯収支実態調査 (モニター調査)

モデル：ロジスティック回帰

目的変数：モニター調査世帯で1, 基本調査及び特別調査世帯で0をとる変数

説明変数：世帯主の性別, 年齢, 職業, 年間収入, 住居の所有関係, 住居の延床面積, 居住する市町村の都市階級

\*モニター調査における80歳以上の世帯は集計対象外

モデルにより得られた傾向スコア  $e_h$  を用いて、以下の方法でウェイトを作成。

$$\alpha_p = \frac{N_p}{\sum_{h \in H_p} \frac{1 - e_h}{e_h}}$$

IPWウェイトの和

$P$  : 世帯  $h$  が属する都道府県

$\alpha_p$  : 都道府県  $P$  の調整係数

$N_p$  : 都道府県  $P$  の単身適格世帯数 (2015年実施の国勢調査)

$$\tilde{\alpha}_{hm} = \alpha_p \frac{1 - e_h}{e_h}$$

IPWウェイト

$H_p$  : 都道府県  $P$  内の集計対象世帯全体

$e_h$  : 世帯  $h$  の傾向スコア注4

$\tilde{\alpha}_{hm}$  は世帯  $h$  の調査月  $m$  における調整済調整係数

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014“従来”	全消2014“遡及”	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合（『全国単身世帯収支実態調査』と）	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> （9～11月）	<b>2か月</b> （10～11月）	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおりに収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「 <b>標本設計pdf</b> 」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 集計用乗率の変更

【二人以上の世帯の世帯分布補正係数（ $C_{qk}$ ）の作成方法】

労働力調査平成26年平均の地方、世帯人員別の世帯数を用いて、二人以上の世帯の世帯分布補正係数を作成する。

## ■全消2014従来

$$C_{qk} = \frac{W_{qk}}{\sum_{(i,j) \in K_{qk}} \sum_{m \in B} (\bar{\alpha}_{im} \times M_{jkm}) \times \frac{1}{|B|}}$$

$W_{qk}$  :  $q$  地方、 $k$  世帯人員の二人以上の世帯数（労働力調査平成26年平均）

$K_{qk}$  :  $q$  地方、 $k$  世帯人員に属する二人以上の世帯の集合

$|B|$  : 調査票を調査する月数（ $B$ の要素数）

## ■全消2014遡及・家計構造2019

【世帯分布補正係数（ $C_{nm}$ ）の作成方法】

世帯分布補正係数は「1. 集計に使用するデータの範囲」で示した集計区分ごとに、以下の式のとおり作成する。

$$C_{nm} = \gamma_{hm} \sum_{k \in S_p^{(p)}} \frac{W_p^{(p)}}{\bar{\alpha}_{km} \gamma_{km}}$$

ここで、 $W_p^{(p)}$  : 世帯  $h$  の属する都道府県  $P$  で、同じ世帯属性  $p$ （世帯人員階級、世帯主の性別、世帯主の年齢階級、世帯区分の組合せ）を持つ推定世帯数。ただし、

- 世帯人員階級は単身、2人、3人、4人及び5人以上の5区分
- 世帯主の性別（単身世帯のみ）は男及び女の2区分
- 世帯主の年齢階級は30歳未満、30～34歳、……、85歳以上の13区分
- 世帯区分は勤労者世帯、無職世帯及びその他の世帯の3区分

$W_p^{(p)}$  の推定方法については別紙参照

$S_p^{(p)}$  : 世帯  $h$  の属する都道府県  $P$  で同じ世帯属性  $p$  を持つ調査世帯の集合

$\gamma_{hm}$  : 基本調査（特別調査含む。）及びモニター調査の統合用補正係数。集計にモニター調査を使用する場合、以下の値をとる（モニター調査を使用しない場合は、全ての世帯で1とする。）。

全消2014遡及及び家計構造2019は**より精緻な集計乗率**が使用されている。

➤ 家計構造2019は精緻な集計乗率が個票に付いていると想像されるが、全消2014(遡及)の乗率をもらえないか総務省に確認中。

平成26年全国消費実態調査の標本設計

<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hvohon73.pdf>

結果の推定方法（家計収支に関する結果）

※家計構造2019について記載

[https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/suitei\\_k0831.pdf](https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/suitei_k0831.pdf)

# 調整・比較しうる変化

19

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014“従来”	全消2014“遡及”	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『全国単身世帯収支実態調査』	『基本調査』等 + 『家計調査』 + 『全国単身世帯収支実態調査』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	傾向スコアを用いて統合（『全国単身世帯収支実態調査』と）	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月（9～11月）</b>	<b>2か月（10～11月）</b>	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 学歴が把握可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づくと記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 家計簿記入期間の差異（季節性を巡る問題）

20

- 全消2014では3か月（9～11月）
- 家計構造2019では2か月（10～11月）  
⇒家計調査で季節調整をかければ、解消可能？
- 「消費統計研究会」および「分科会」において全消／家計構造の検討がされている
  - <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/index.html>
- 家計構造2019について、「家計調査の季節性を考慮した算式を採用し、都道府県別10大費目の推定値を作成することとされた。」（2022年3月消費統計研究会）とある
  - 情報をウォッチしながら、我々も2014NTAの季節調整をおこなっていく必要
  - 本日は季節調整については割愛

## Appendix:家計簿記入期間の差異（季節性を巡る問題）<sup>21</sup>

### ■家計構造2019年の調査時期（10月～11月）が消費増税直後という懸念

- 2019年10月に消費税が増税されている。
  - 8月・9月に駆け込み需要が起こり、**10月・11月は反動減**
  - 食料品は軽減税率、幼児教育無償化もあり、**品目により異なる可能性**

### ■季節調整をどう捉えるか

- なぜ季節調整をしなければならないか。NTAは最終的にSNAに合わせるため、金額の大小は問題にならない。一方で、品目ごとに季節傾向が異なり、それが年代別（もしくは他の属性）消費パターンに影響を与える場合、季節調整が必要となる
  - 40代においては子どもの教育支出が9月に多いが、20代においてはそれが見られない、など
- 更に2019年10月より実施の消費増税（8%⇒10%）の影響も。上記と同様、年代別（もしくは他の属性）消費パターンに影響を与える場合、検討が必要となる。

## 調整・比較しうる変化

22

■下記資料内「I 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等+『 <b>家計調査</b> 』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合（『全国単身世帯収支実態調査』と）	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> （9～11月）	<b>2か月</b> （10～11月）	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年取・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
11 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 現物の集計方法の変更

2014年調査では、現物のうち「現物支給」、「自家産」、「自分の店の商品」を現金収支に含めて計上、「もらい物・もてなし」は「現物支出(=収入:もらい物)」として現金とは別に計上していた。2019年調査では現物のうち「自分の店の商品」のみの調査としたことから、2014年遡及集計では「自分の店の商品」のみ現金収支に計上し、これ以外の現物は除外して再集計している。

## 全消2014調査家計簿の記入のしかた

**II 現物（現物支給、もらい物・もてなし、自家産、自分の店の商品）**

この項目は、現物支給やもらい物・もてなしを受けた場合、自家産や自分の店の商品を消費したり贈答用に使用した場合等に記入してください。

- 助め先から定期券や品物などを支給された場合（現物支給）
- よそからもらい物があったり、もてなしを受けた場合（もらい物・もてなし）
- 自家菜園、養鶏などからの生産物を家計用として消費した場合（自家産（家計用））
- 自家菜園、養鶏などからの生産物を贈答用として使用した場合（自家産（贈答用））
- 自分の店の商品を家計用として消費した場合（自分の店の商品（家計用））
- 自分の店の商品を贈答用として使用した場合（自分の店の商品（贈答用））

上記に該当するものがあった場合、その品名、「だから」あるいは「だれへ」など、内容をできるだけ具体的に記入し、当てはまる番号を「○」で囲みます。  
また、**現物の金額は市価で見積もって記入してください。**

## 家計構造2019調査 家計簿の記入のしかた



### 自分の店の商品を家計用として取り入れた場合

世帯または世帯員が経営する店舗で販売する商品を、自家用・贈答用に消費した場合が該当します。金額はその店舗での商品の販売額を記入してください。

## 影響が考えられるケース

- ・ ランドセルなどの高額な贈答品
  - ・ 消費支出としては「自家用以外」で記載されるが、収入としては記載されなくなる
  - ・ 一方で、全消2014調査票でどこまで記載されていたのか不明

# 調整・比較しうる変化

■ 下記資料内「I 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合（『全国単身世帯収支実態調査』と）	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> （9～11月）	<b>2か月</b> （10～11月）	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能 共通項目で比較可能（2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能）	
11 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>



# 品目分類／用途分類について

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、2014年遡及集計では2019年調査と同様に品目分類を基本とした分類を用いた。ただし、交際費を特掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

- これまでNTAは「用途分類」を基本としてきた
- 公表する集計表においては「品目分類」が基本となっていく
- 一方、家計構造2019調査票において、支出の「用途」は聴取されている（次ページで調査票確認）
- 個票データを受領しないと確定はしないが、個票データにおいては引き続き「用途」データも確認できる可能性が高い
- 一方で、全消2014と調査票様式が異なり、非標本誤差に留意する必要がある可能性

(参考)

### 7-1. 品目分類と用途分類

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系の分類を用いて集計している。  
**品目分類は、世帯が購入したものを、同一商品は同一項目に分類する方法で、用途分類は、世帯が購入したもののうち、世帯以外の人のために贈答又は接待を目的として購入したもののについては「交際費」として分類し、その他のものについては、品目分類で分類する方法である。**  
 例えば、菓子を贈答用に購入した場合、品目分類では、「食料」のうちの「菓子」に分類されるが、用途分類では、「その他の消費支出」のうちの「交際費」に分類される。このように、用途分類では、交際費として支出した品目を「交際費」に組み替えて集計しているため、品目分類と用途分類の各項目の結果のくい違いは、交際費として支出した分のみ生じており、消費支出の合計は、両分類で一致する。<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/kaisetsu.html>

# 家計構造2019の調査票（と記入の手引き）より

## Ⅲ 日々の収入と支出

**支出**

支払い方法は、該当する番号を○で囲んでください。

品名	支払い方法									金額及び用途
	① 現金	② クレジット・掛払い・月賦	③ プリペイド(前払い)	④ ポストペイ(後払い)	⑤ ポイント	⑥ 商品券	⑦ デビットカード	⑧ 口座振込等	⑨ 自分の店の商品	自分の店の商品は販売額を記入します (円)
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(贈答・米客用、仕送りなど) 自家用以外
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	

### 3 使用目的について

贈答、来客、見舞いなど交際用に購入した場合や、離れて住んでいる親類や家族のために購入した場合は、「自家用以外」欄に「○」を記入してください。

- 自家用か否か、○で記入する方式であり、記入者負担が少ない
- アフターコーディングも不要で、非標本誤差が小さくなると予想される

# 全消2014の調査票（と記入の手引き）より

1 日

前月からの繰越金 **56,037**

収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入 (預貯金引き出し 借入金を含む) (円)	現金支出 (収入からの預給(貯蓄金)預 け入れ、借入金返済を含む) (円)
1 普通預金引き出し	20,000	
2 にんげん		150
3 だいきん		200
4 <b>ベビー服(友人出産祝い)</b>		<b>7,350</b>
5		
6		
19		
20		
このページの合計	20,000	7,700

本日の現金残高 **68,337** 円

毎月1日に、前月から繰り越した手持ち現金残高を記入してください。

贈答、家族以外の人の見舞いなど交際用に購入した場合はその用途を明記してください。

家族が皆で消費する食料品や日用品は、品名だけ記入してください。

合計金額を記入してください。

本日の手持ち現金残高を記入してください。

- 回答者が用途を手書きする形式。手書きする際の記入者負担が大きい
- おそらくアフターコーディングで判定しており、非標本誤差が大きい可能性

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等+『 <b>家計調査</b> 』+『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合(『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来の分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来のCOICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来の方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能	
	従来の方法	共通項目で比較可能(2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能	
	従来の方法	共通項目で比較可能(2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意(2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 収支項目分類の組み換え

『2019 年全国家計構造調査 利用上の注意（2021 年 8 月 31 日版※）』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

上記pdfp13～p21参照

別添 2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表

2014年全国消費実態調査 収支項目分類	2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の決定内容	『2014年調査集計』結果表上の扱い	分類項目コード（細分類）
受取	受取			3_受取
実収入	実収入			31_実収入
経常収入	経常収入			3101_経常収入
勤め先収入	勤め先収入			310101_勤め先収入
010 労務主の勤め先収入	010 労務主の勤め先収入	名称変更		31010101_労務主収入
011 定期収入	011 定期収入	010・020を統合		31010101_定期収入
012 臨時収入	012 臨時収入・賞与	名称変更		31010102_臨時収入・賞与
020 本業以外の勤め先・事業・内職収入			2014年番号「020 本業以外の勤め先・事業・内職収入」については、便宜 上010_定期収入に金額を含めて公表。	
013 労務主の配偶者の勤め先収入	013 労務主の配偶者の収入	名称変更		31010102_労務主の配偶者の収入
014 男の他の世帯員の勤め先収入	014 他の世帯員収入	014・015を統合		31010102_他の世帯員収入
015 女の他の世帯員の勤め先収入				
事業・内職収入	事業・内職収入			310102_事業・内職収入
022 実業収入	022 実業収入			31010201_実業収入
023 農林漁業収入	023 他の事業収入	023・020・022を統合		31010202_他の事業収入
020・024 他の事業収入				
021・025 内職収入	021 内職収入			31010203_内職収入
他の経常収入	030 他の経常収入			310103_他の経常収入
030 財産収入	030 財産収入			31010301_財産収入
社会保険給付	034 社会保険給付			31010302_社会保険給付
034 雇用保険給付	035 他の社会保険給付	031・033を統合		31010302_他の社会保険給付
035 他の社会保険給付				
033 任意貯蓄	033 任意貯蓄			31010303_任意貯蓄
特別収入	032 特別収入			3102_特別収入
032 受贈金	032 受贈金			310201_受贈金
039 他の特別収入	039 他の特別収入			310202_他の特別収入
実収入以外の受取（繰入金を除く）	実収入以外の受取（繰入金を除く）			32_実収入以外の受取（繰入金を除く）
040 預貯金引出	040 預貯金引出			3201_預貯金引出
保険金	042 保険金			3202_保険金
048 個人・企業年金保険金	048 個人年金保険金	048を分割	2019年番号「048 個人年金保険金」に該当する受取を公表。	320201_個人年金保険金
052 他の保険金	051 企業年金保険金	048を分割	2019年番号「051 企業年金保険金」に該当する受取を公表。	320202_企業年金保険金
045 株式売却	052 他の保険金			320203_他の保険金
043 他の有価証券売却	043 有価証券売却	045・043を統合		3203_有価証券売却

# COICOP分類の組み換え

- 家計調査や全国消費実態調査で用いる収支項目分類は、ILOの1973年基準に準拠
- 諸外国においてはCOICOPに準じた基準へ移行しつつある
  - 国連の区分で、品目分類に相当
  - 日本でのSNAにおいてもCOICOP分類に従っている
- 全消2014からCOICOP分類での公表もおこなわれている
  - 「全消2014遡及」「家計構造2019」も同様
- 品目分類からの機械的な組み換えでCOICOP分類は作成されており、新品目分類に準拠する形に変更されたという事

『COICOP（目的別家計消費分類）による組替集計と国際比較に向けて』  
<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/28031603.pdf>

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおりの収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「 <b>耐久財等調査票</b> 」の実施 従来方法	2019で「 <b>耐久財等調査票</b> 」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「 <b>耐久消費財等資産</b> 」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「 <b>標本設計pdf</b> 」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 家計資産の評価対象の違いの調整

2019年調査では、耐久消費財に関する調査を廃止（「**耐久財等調査票**」等の**廃止**）した。家計資産のうち実物資産の評価対象の違いによる差を調整するため、2014年遡及集計では、家計資産総額（純資産総額）について「**耐久消費財等資産**」を除いて再集計している。

品目ごとに所有総数及び取得時期別所有数を記入してください

品 名	所有総数	取得時期別所有数	
		過去1年以内	過去2年以上
(1) ルームエアコン	●	●	●
(2) 空気清浄機	●	●	●

全消2014の耐久財等調査票

<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/taikyuu.pdf>

- ・ 「耐久財等調査票」はNTA計算に使用しておらず、**現行のNTA算出への影響はない**
- ・ 一方で、減価償却の収入への反映などはNTAマニュアルに記載されている可能性があるが、耐久財等調査票が廃止されたため、家計構造2019以降では検討がおこなえない

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014“従来”	全消2014“遡及”	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『全国単身世帯収支実態調査』	『基本調査』等 + 『家計調査』 + 『全国単身世帯収支実態調査』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	傾向スコアを用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」の通り収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	家計構造2019調査票 学歴が把握可能 共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

年収・貯蓄等調査票に変更があり、分類項目や集計が変更されている  
「家計構造2019」に無い項目は「全消2014遡及」等では集計されない

## 全国家計構造2019

## 全消2014

全国家計構造2019	全消2014						
<p>収入の種類</p> <p>(1)勤め先からの年間収入 (単身赴任、出張などで不在の家族からの収入は、IIに記入してください) ※1</p> <p>(2)農林漁業収入 ※2</p> <p>(3)農林漁業以外の事業収入 ※2</p> <p>(4)内職などの年間収入 ※2</p> <p>(5)家賃・地代の年間収入 ※2</p> <p>(6)公的年金・恩給</p> <p>(7)社会保障給付金(公的年金以外) (雇用保険からの給付金、児童手当、生活保護など)</p> <p>(8)企業年金受取金</p> <p>(9)個人年金受取金</p> <p>(10)利子・配当金</p> <p>(11)その他の年間収入 (名称を具体的に記入してください)</p> <p>(12)現物消費の年間見積額 (自家産物・自分の店の商品)</p>	<p>収入の種類</p> <p>(1)勤め先からの年間収入 (単身赴任、出張などで不在の家族からの収入は、IIに記入してください) ※1</p> <p>(2)農林漁業収入 ※2</p> <p>(3)農林漁業以外の事業収入 ※3</p> <p>(4)内職などの年間収入 ※4</p> <p>(5)家賃・地代の年間収入</p> <p>(6)公的年金・恩給</p> <p>(7)企業年金・個人年金受取金</p> <p>(8)利子・配当金</p> <p>(9)親族などからの仕送り金</p> <p>(10)その他の年間収入 (健康保険や雇用保険が受給者の収入、児童手当などを含めてください)</p> <p>(11)現物消費の年間見積額 ※5</p>						
<p>II 仕送り金について</p> <p>あなたの世帯が過去1年間(2018年11月から2019年10月まで)に親族などから仕送りしてもらった額、親族などに仕送りした額はどれくらいになりましたか。</p> <p>※単身世帯の家族などから仕送りしてもらった額も(1)に記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)親族などから仕送りをしてもらった額</td> <td>(2)親族などに仕送りした額</td> </tr> <tr> <td>千 百 十 一</td> <td>千 百 十 一</td> </tr> <tr> <td>□ □ □ □ . □ □ □ □ 円</td> <td>□ □ □ □ . □ □ □ □ 円</td> </tr> </table>		(1)親族などから仕送りをしてもらった額	(2)親族などに仕送りした額	千 百 十 一	千 百 十 一	□ □ □ □ . □ □ □ □ 円	□ □ □ □ . □ □ □ □ 円
(1)親族などから仕送りをしてもらった額	(2)親族などに仕送りした額						
千 百 十 一	千 百 十 一						
□ □ □ □ . □ □ □ □ 円	□ □ □ □ . □ □ □ □ 円						

# 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

35

全国家計構造2019

全消2014

**III 企業年金掛金・固定資産税などについて**  
 あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に支払った年金掛金や税金のうち、以下の合計額はどれくらいになりますか。

(1) 企業年金の掛金（本人負担分のみ）  
※厚生年金保険や国民年金の保険料、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は含みません。 ※会社や勤め先が負担している掛金は除いてください。

(2) 固定資産税・都市計画税  
※事業用に納めている税額は除いてください。

(3) 自動車税・軽自動車税・自動車重量税  
※事業用に納めている税額は除いてください。

なし

**IV 貯蓄現在高について**  
 あなたの世帯では、2019年10月末日現在で貯蓄がいくらあります

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のため勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する

(1) 銀行（ゆうちょ銀行を含みます）  
信用金庫・信用組合 定期預金・定期積金  
 農業協同組合、労働金庫などの金融機関 定額・定期・積立貯金  
 普通・当座預金  
 通常貯金 その他の預貯金

(2) 生命保険 損害保険 簡易保険（保険商品・年金商品）  
（加入してからの払込総額） ※掛け捨ての保険は含めません

(3) 貸付信託 金銭信託（額面）

(4) 株式（時価）

(5) 債券（額面）

(6) 投資信託（時価）

(7) その他（社内預金など）  
（名称を具体的に記入してください）

(8) 合計

(9) 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄

**II 貯蓄現在高について**  
 あなたの世帯では、平成26年11月末日現在で貯蓄がいくらあります

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のため勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する

(1) ゆうちょ 銀行 定期預金・定期積金  
郵便貯金・簡易生命 定額・定期・積立貯金  
 保険管理機構（旧日本郵政公社） 普通預金 その他の預貯金

(2) 銀行 定期預金・定期積金  
信用金庫・信用組合 定額・定期・積立貯金  
 農業協同組合 普通・当座預金  
 労働金庫 その他の金融機関

(3) 生命保険 損害保険 簡易保険（保険商品・年金商品）  
（加入してからの払込総額） ※掛け捨ての保険は含めません

(4) 貸付信託 金銭信託（額面）

(5) 株式・株式投資信託（時価）

(6) 債券（額面） 公社債投資信託（時価）

(7) その他（社内預金など）  
（名称を具体的に記入してください）

(8) 合計

(9) 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄

(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債・外国株式

# 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

36

家計構造2019から、推計で算出される年間可処分所得についても「OECD新基準準拠」に変更された

## 年間可処分所得

「年間収入」から税，社会保険料などを差し引いた額で，いわゆる手取り収入のことをいう。全国家計構造調査では，従来の年間可処分所得のほかに，OECD（経済協力開発機構）の新基準に準拠した指標を表章している。

### 年間可処分所得（従来型算定）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」

### 年間可処分所得（OECD新基準準拠）

＝「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」－「仕送り金支出」－「企業年金保険料」－「固定資産税・都市計画税」－「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」

『2019年全国家計構造調査年間収入・資産分布等に関する結果結果の概要』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/gaiyou0831.pdf>

なお、年間可処分所得の推計に用いられる「所得に課される税・社会保険料」は『年収・貯蓄等調査票』で直接の聴取はされていない。『世帯票』『年収・貯蓄等調査票』の調査項目を基に世帯ごとに推計がおこなわれている（年間収入より各種税や保険料を算出する方法）。

『年間非消費支出の推計方法』  
[https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/hishouhi\\_sukei.pdf](https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/hishouhi_sukei.pdf)

# 調整・比較しうる変化

■下記資料内「1 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおりの収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b>	
	従来方法	家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票	<b>家計構造2019調査票</b> <b>学歴</b> が把握可能	
	従来方法	共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「標本設計pdf」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

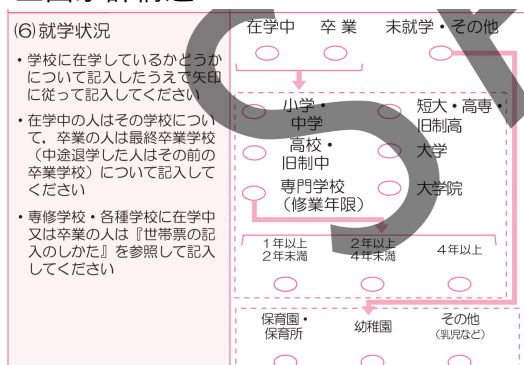
『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 世帯票に係る分類項目の組替え等

世帯票に変更があり、分類項目や集計が変更されている  
「家計構造2019」に無い項目は「全消2014遡及」等では集計されない

複数変更されているが、特に重要と思われる「**学歴**」の変更点を確認する

## 全国家計構造2019



## 全消2014

在学者の学校の種別	(10) 学校の種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 高専 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院
	(11) 国公立・私立の別	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立
(12) 各種学校・塾など	<input type="checkbox"/> 通っている <input type="checkbox"/> 通っていない	

全国家計構造2019で「卒業」状況について把握できるようになっている

# 調整・比較しうる変化

39

■下記資料内「Ⅰ 2014年遡及集計について」より作表。これらは主に集計方法の違いにより調整・比較しうる

	全消2014"従来"	全消2014"遡及"	家計構造2019
対象	『全国消費実態調査』	『全国消費実態調査』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』	『基本調査』等 + 『 <b>家計調査</b> 』 + 『 <b>全国単身世帯収支実態調査</b> 』
サンプルサイズ	家計簿をつける人 <b>多</b>		家計簿をつける人 <b>少</b>
1. 傾向スコアを用いた統合	全消のみで、統合なし	<b>傾向スコア</b> を用いて統合 (『全国単身世帯収支実態調査』と)	
2. 集計用乗率の変更	2014従来	より <b>精緻な乗率</b> を使用	
3. 家計簿記入期間	<b>3か月</b> (9~11月)	<b>2か月</b> (10~11月)	
4. 現物の集計方法の変更	<b>現物もカウント</b> 現物支給や貰い物は基本的に市価換算する	<b>基本的に現物はカウントしない</b> 自分の店の商品を自家消費等したケースのみ	
5. 品目分類と用途分類	「品目分類」と「用途分類」の2種類。 ※NTA2014は <b>用途分類</b> で作成	集計公表においては「 <b>品目分類</b> 」を基本とした分類に ※未確認だが、個票では「用途分類」も入手可能と思われる	
6. 収支項目分類の組み換え	従来分類基準	2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおりの収支項目分類の <b>組み替え</b> を行った。	
7. COICOP分類の組換え	従来COICOP分類	上記収支項目分類を基準とした新たなCOICOP分類となった	
8. 家計資産の評価対象の違いの調整	2014は「耐久財等調査票」の実施 従来方法	2019で「耐久財等調査票」が <b>廃止</b> 家計資産総額(純資産総額)について「耐久消費財等資産」を除き再集計	
9. 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> OECD新基準での算定が可能 共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
10. 世帯票に係る分類項目の組替え等	全消2014調査票 従来方法	<b>家計構造2019調査票</b> 学歴が把握可能 共通項目で比較可能 (2019の方が項目が詳しい傾向にあるため可能)	
11. 都道府県内経済圏を構成する市町村	都道府県内経済圏の市町村が2014年版	2019年調査で設定した市町村に変更。詳しくは各年の「 <b>標本設計pdf</b> 」参照。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>	
12. 大都市圏の設定基準	2014年遡及集計における「大都市圏」は2010年国勢調査に基づく記載あり。 <b>大きな違いはないと思われる。</b>		

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

# 比較困難な変化 (A) **金額の記入自体に差が生じているとみられるもの**

40

■下記資料「Ⅱ 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 実収入 (勤め先収入) のうち「他の世帯員収入」の増加	「Ⅱ口座への入金」欄が <b>調査票に新設</b>
(2) 年収・貯蓄等調査票の「年間収入」の内訳の入り繰り ⇒年間収入のうち、「その他の年間収入」や「企業年金・個人年金給付」が減少	2019年調査から年収・貯蓄等調査票の「収入の種類」において、 <b>項目の細分化・明確化</b> や <b>審査の改善</b> (年金・社会保障給付金の細分化、「その他の年間収入」について名称を記入してもらい、その内容により適切な項目に分類し直す等) が図られた
(3) 「自営業主」等の年間収入の内訳の入り繰り ⇒「自営業主」について「農林漁業以外の事業収入」が増加し、「勤め先収入」は減少している。一方、「会社などの役員」について「農林漁業以外の事業収入」が減少し、「勤め先収入」は増加	2019年調査において、世帯主の従業上の地位と年間収入の内訳記入項目との <b>整合性審査を行った影響</b>
(4) 現居住地の宅地資産のうち「借地」資産の増加	世帯票の「地代支払の有無」の <b>審査を簡素化</b> したことによる影響

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』 <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>



# 現金収入又は現金支出@全消2014

41

■全消2014。ざっくりと記入させる。ここに世帯主以外の記入をさせるのは厳しい印象

## Ⅲ 現金収入又は現金支出

日

### 記入上の注意

- 日付は毎日記入してください。
- 収入・支出が全くない日は、「支出なし」と記入してください。
- その際、このページの「本日の現金残高」欄に前日記入したページの「本日の現金残高」を記入してください。
- 1ページに記入しきれない場合は、次の「Ⅲ 現金収入又は現金支出」のページに記入してください。
- ただし、その場合は、各ページごとに「現金収入」、「現金支出」の合計金額を記入します。

### 現金収入

- 家計上の収入があった都度記入し、現金による収入だけでなく、口座に振り込まれた収入も記入してください。
- 収入は、税金などが差し引かれる前の総額で、だれの収入か、収入の種類・内訳がわかるように記入してください。
- 給料や賃金から引かれる税金、健康保険料、厚生年金保険料、財形貯蓄などの控除額は「現金支出」欄に記入してください。

### 現金支出

- 「しょう油」、「Tシャツ(太郎)」、「かぜ薬」などのように個々の品名を具体的に記入してください。
- クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入は右のページに記入してください。
- 贈答や離れている家族に送るために購入した場合は、品名の後にその用途(使用目的)がわかるように具体的に記入してください。
- 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

	収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入	現金支出
		〔預貯金引き出し 借入金を含む〕 (円)	〔収入からの控除 預貯金預け 入れ 借入金返済を含む〕 (円)
1			
2			

<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/kakeibo.pdf>

# 現金収入又は現金支出@家計構造2019

42

■家計構造。世帯主の配偶者、世帯主との続き柄「 」 など、全消2014と比べ記入がしやすい

## Ⅱ 口座への入金(給与・年金等)

世帯主

※あらかじめ印刷されている項目以外の収入項目、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

### ■月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( 月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	[ ] 手当		雇用保険料	
7	[ ] 手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				

## Ⅱ 口座への入金(給与・年金等)

世帯主の配偶者

※あらかじめ印刷されている項目以外の収入項目、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

### ■月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( 月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	[ ] 手当		雇用保険料	
7	[ ] 手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				

## Ⅱ 口座への入金(給与・年金等)

世帯主との続き柄

※あらかじめ印刷されている項目以外の収入項目、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

### ■月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( 月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	

## Ⅱ 口座への入金(給与・年金等)

世帯主との続き柄

※あらかじめ印刷されている項目以外の収入項目、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

### ■月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( 月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/kakeibo1>

## 比較困難な変化 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの

43

■下記資料「II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

全消2014⇒家計構造2019の変化	
(1) 実収入（勤め先収入）のうち「他の世帯員収入」の増加	「II口座への入金」欄が <b>調査票に新設</b>
(2) 年収・貯蓄等調査票の「年間収入」の内訳の入り繰り ⇒年間収入のうち、「その他の年間収入」や「企業年金・個人年金給付」が減少	2019年調査から年収・貯蓄等調査票の「収入の種類」において、 <b>項目の細分化・明確化</b> や <b>審査の改善</b> （年金・社会保障給付金の細分化、「その他の年間収入」について名称を記入してもらい、その内容により適切な項目に分類し直す等）が図られた
(3) 「自営業主」等の年間収入の内訳の入り繰り ⇒「自営業主」について「農林漁業以外の事業収入」が増加し、「勤め先収入」は減少している。一方、「会社などの役員」について「農林漁業以外の事業収入」が減少し、「勤め先収入」は増加	2019年調査において、世帯主の従業上の地位と年間収入の内訳記入項目との <b>整合性審査を行った影響</b>
(4) 現居住地の宅地資産のうち「借地」資産の増加	世帯票の「地代支払の有無」の <b>審査を簡素化</b> したことによる影響

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

44

年収・貯蓄等調査票に変更があり、分類項目や集計が変更されている  
 「家計構造2019」に無い項目は「全消2014遡及」等では集計されない

### 全国家計構造2019

収入の種類
(1) 勤め先からの年間収入 （専業主婦、主婦など不在の家族からの収入は、IIに記入してください。）※1
(2) 農林漁業収入 ※2
(3) 農林漁業以外の事業収入 ※2
(4) 内職などの年間収入 ※2
(5) 家賃・地代の年間収入 ※2
(6) 公的年金・恩給 ※2
(7) 社会保障給付金（公的年金給付以外） （雇用保険からの給付金、児童手当、生活保護など）
(8) 企業年金受取金
(9) 個人年金受取金
(10) 利子・配当金
(11) その他の年間収入 （名称を具体的に記入してください。）
(12) 現物消費の年間見積額 （自家産物・自分の店の商品）

### 全消2014

収入の種類
(1) 勤め先からの年間収入 （専業主婦、主婦など不在の家族からの収入は、IIに記入してください。）※1
(2) 農林漁業収入 ※2
(3) 農林漁業以外の事業収入 ※3
(4) 内職などの年間収入 ※4
(5) 家賃・地代の年間収入 ※2
(6) 公的年金・恩給 ※2
(7) 企業年金・個人年金受取金
(8) 利子・配当金
(9) 親族などからの仕送り金
(10) その他の年間収入 （雇用保険、児童手当、生活保護などの給付金、児童手当など）※5
(11) 現物消費の年間見積額 ※5

II 仕送り金について	
あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に親族などから仕送りしてもらった額、親族などに仕送りをした額は、どのくらいになりましたか。	
(1) 親族などから仕送りをしてもらった額	(2) 親族などに仕送りをした額
千 百 十 二	千 百 十 二
円	円

# 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

全国家計構造2019

全消2014

**Ⅲ 企業年金掛金・固定資産税などについて**  
 あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に支払った年金掛金や税金のうち、以下の合計額はどれくらいになりますか。

(1) 企業年金の掛金（本人負担分のみ）  
※厚生年金保険や国民年金の保険料、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は含みません。会社や勤務先が負担している掛金は除いてください。

(2) 固定資産税・都市計画税  
※事業用に納めている税額は除いてください。

(3) 自動車税・軽自動車税・自動車重量税  
※事業用に納めている税額は除いてください。

なし

**Ⅳ 貯蓄現在高について**  
 あなたの世帯では、2019年10月末日現在で貯蓄がいくらあります

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための貯蓄も含まれます。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する欄に記入してください。

(1) 銀行（ゆうちょ銀行を含みます）  
 定期預金・定期積金  
 定額・定期・積立貯金  
 信用金庫・信用組合  
 農業協同組合、労働金庫などの金融機関  
 普通・当座預金  
 通常貯金 その他の預貯金

(2) 生命保険 損害保険 簡易保険（保険商品・年金商品）  
（加入してからの払込総額） ※掛け捨ての保険は含めません。

(3) 貸付信託 金銭信託（額面）

(4) 株式（時価）

(5) 債券（額面）

(6) 投資信託（時価）

(7) その他（社内預金など）  
（名称を具体的に記入してください）

(8) 合計

(9) 上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄

**Ⅱ 貯蓄現在高について**  
 あなたの世帯では、平成26年11月末日現在で貯蓄がいくらあります

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための貯蓄も含まれます。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する欄に記入してください。

(1) ゆうちょ銀行 定期預金・定期積金  
 郵便貯金・簡易生命 定額・定期・積立貯金  
 保険管理機構（旧日本郵政公社） 普通預金 その他の預貯金

(2) 信用金庫・信用組合 定期預金・定期積金  
 農業協同組合 普通・当座預金  
 労働金庫 その他の預貯金  
 その他の金融機関

(3) 生命保険 損害保険 簡易保険（保険商品・年金商品）  
（加入してからの払込総額） ※掛け捨ての保険は含めません。

(4) 貸付信託 金銭信託（額面）

(5) 株式・株式投資信託（時価）

(6) 債券（額面） 公社債投資信託（時価）

(7) その他（社内預金など）  
（名称を具体的に記入してください）

(8) 合計

(9) 上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄

(10) 上記(8)のうち外資預金・外債・外国株式

# 比較困難な変化 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの

■ 下記資料「Ⅱ 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 実収入（勤め先収入）のうち「他の世帯員収入」の増加	「Ⅱ口座への入金」欄が調査票に新設
(2) 年収・貯蓄等調査票の「年間収入」の内訳の入り繰り ⇒ 年間収入のうち、「その他の年間収入」や「企業年金・個人年金給付」が減少	2019年調査から年収・貯蓄等調査票の「収入の種類」において、項目の細分化・明確化や審査の改善（年金・社会保障給付金の細分化、「その他の年間収入」について名称を記入してもらい、その内容により適切な項目に分類し直す等）が図られた
(3) 「自営業主」等の年間収入の内訳の入り繰り ⇒ 「自営業主」について「農林漁業以外の事業収入」が増加し、「勤め先収入」は減少している。一方、「会社などの役員」について「農林漁業以外の事業収入」が減少し、「勤め先収入」は増加	2019年調査において、世帯主の従業上の地位と年間収入の内訳記入項目との整合性審査を行った影響
(4) 現居住地の宅地資産のうち「借地」資産の増加	世帯票の「地代支払の有無」の審査を簡素化したことによる影響

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意（2021年8月31日版※）』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 比較困難な変化 (B) 世帯属性等の分布に差が生じているとみられるもの

47

■下記資料「II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

変化	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 世帯主の職業分類「農林漁業従事者」等の「世帯数分布」の増減	世帯票で調査項目「勤め先又は自営事業の名称」を <b>廃止</b>
(2) 「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」の減少	記入者負担軽減のため、「要介護・要支援認定の状況」を、個人単位の調査から世帯単位の調査に <b>変更</b> したことによる影響
(3) 「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」の減少	家計調査世帯特別調査（家計調査）で「主たる家計維持者が長期不在」である世帯が <b>調査対象外</b> であることによる影響
(4) 住居の所有関係「寮・寄宿舍」の「世帯数分布」の増加	家計調査世帯特別調査（家計調査）で単身世帯に「寮・寄宿舍」単位区を設定して調査
(5) 「住宅ローン返済額階級」及び「家賃負担額階級」の世帯数分布の増減	2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「 <b>住宅ローン返済額階級</b> 」の「4～6万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「6～8万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。 また、「 <b>家賃負担額階級</b> 」の「1～2万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「4～6万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。この差には、 <b>2014年遡及結果は家計簿の記入、2019年結果は主に世帯票の記入に基づくもの</b> とした影響が含まれているとみられる。  上記、総務省では世帯属性等の分布の差に分類されているが、どちらかという、前頁「金額の記入自体に差」に近い印象を受ける。

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 比較困難な変化 (B) 世帯属性等の分布に差が生じているとみられるもの

48

■下記資料「II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点 (B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

変化	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 世帯主の職業分類「農林漁業従事者」等の「世帯数分布」の増減	世帯票で調査項目「勤め先又は自営事業の名称」を <b>廃止</b>
(2) 「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」の減少	記入者負担軽減のため、「要介護・要支援認定の状況」を、個人単位の調査から世帯単位の調査に <b>変更</b> したことによる影響
(3) 「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」の減少	家計調査世帯特別調査（家計調査）で「主たる家計維持者が長期不在」である世帯が <b>調査対象外</b> であることによる影響
(4) 住居の所有関係「寮・寄宿舍」の「世帯数分布」の増加	家計調査世帯特別調査（家計調査）で単身世帯に「寮・寄宿舍」単位区を設定して調査
(5) 「住宅ローン返済額階級」及び「家賃負担額階級」の世帯数分布の増減	2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「 <b>住宅ローン返済額階級</b> 」の「4～6万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「6～8万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。 また、「 <b>家賃負担額階級</b> 」の「1～2万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「4～6万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。この差には、 <b>2014年遡及結果は家計簿の記入、2019年結果は主に世帯票の記入に基づくもの</b> とした影響が含まれているとみられる。  上記、総務省では世帯属性等の分布の差に分類されているが、どちらかという、前頁「金額の記入自体に差」に近い印象を受ける。

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 比較困難な変化 (B) 世帯属性等の分布に差が生じているとみられるもの

49

■下記資料「II 2014年週及集計結果を見る際の注意点 (B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの」より作成。調査票設計による違いが多く、比較は困難なケースが多い。

変化	全消2014⇒家計構造2019の変化
(1) 世帯主の職業分類「農林漁業従事者」等の「世帯数分布」の増減	世帯票で調査項目「勤め先又は自営事業の名称」を <b>廃止</b>
(2) 「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」の減少	記入者負担軽減のため、「要介護・要支援認定の状況」を、個人単位の調査から世帯単位の調査に <b>変更</b> したことによる影響
(3) 「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」の減少	家計調査世帯特別調査（家計調査）で「主たる家計維持者が長期不在」である世帯が <b>調査対象外</b> であることによる影響
(4) 住居の所有関係「寮・寄宿舎」の「世帯数分布」の増加	家計調査世帯特別調査（家計調査）で単身世帯に「寮・寄宿舎」単位区を設定して調査
(5) 「住宅ローン返済額階級」及び「家賃負担額階級」の世帯数分布の増減	<p>2014年週及結果と比べ2019年結果では、「<b>住宅ローン返済額階級</b>」の「4～6万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「6～8万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。</p> <p>また、「<b>家賃負担額階級</b>」の「1～2万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「4～6万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。この差には、<b>2014年週及結果は家計簿の記入、2019年結果は主に世帯票の記入に基づくもの</b>とした影響が含まれているとみられる。</p> <p>上記、総務省では世帯属性等の分布の差に分類されているが、どちらかというとな、前頁「金額の記入自体に差」に近い印象を受ける。</p>

『2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)』  
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/riyou0831.pdf>

## 再掲：調査票変更の例（比較困難な変化）

50

■全消2014。家計簿の中で記入させている

### I 口座自動振替による支払

- 「1」～「30」以外のものについては、「支払内訳」の種類、品目別に今月の支払額を記入してください。
- クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「カード払い・掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。
- 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛 買 い 月 賦	今月の支払額 (円)
1 電気料金 ( 月分)		
2 都市ガス料金 ( 月分)		
16 住宅ローンの返済 ( 月分)		
17 家賃 ( 月分)		
18 共益費又は管理費 ( 月分)		

■家計構造2019。世帯票の中で記入させている

### VII 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額について

#### (22) 月々支払っている家賃及び住宅ローン

- ・家賃と住宅ローンとで分けて月々の支払額を記入してください
- ・月20万円未満の場合は数字を記入してください。月20万円以上の場合は「月20万円以上」の○をぬりつぶしてください。
- ・事業などのための家賃の支払いや住宅ローンの返済については、含めないでください。

(1) 家賃の支払い ----- ○あり → 月  万円 又は ○月20万円以上  
 ※共益費・管理費は含めないでください。 ○なし

(2) 住宅ローンの支払い ----- ○あり → 月  万円 又は ○月20万円以上  
 ○なし

住んでいる住居や世帯についての後の設問であり、流れとしては自然。

➢ 全消2014時と比べ、記入率に良い影響が考えられるが、その結果数値のブレにつながる可能性も。

# 非常に大まかな全体像

	全消2014 "従来"	全消2014 "遡及"	家計構造 2019
A. 場合によっては調整・比較しうる変化 【主に算出方法に起因】	例1：単身者統合なし  例2：家計簿期間3か月	例1：傾向スコアによる単身者統合 ⇒例：2014NTAについても単身者を統合  例2：家計簿期間2か月 ⇒例：2014/2019NTAも季節調整をかける	
B. 比較困難な変化 【主に調査設計に起因】	例1：調査項目の廃止・新設  例2：データ修正方式  例3：用途分類／品目分類  消費増税の影響 2019年10月1日に8%	による変化  による変化  の変更  ⇒10%	

← 比較不能 →

⇒実際にどの程度差が見られるのか？

## 全消2014"遡及"と"従来"との「乖離率」を比較

【全体】 ※用途分類に基づき、2人以上世帯を対象

A		B		乖離率(=(A-B)/A*100)
2014年遡及推計 用途分類(大分類)	支出額	2014年従来推計 用途分類(大分類)	支出額	
食料	71,212	食料	72,280	-1.478
住居	18,563	住居	17,660	5.113
光熱・水道	20,734	光熱・水道	20,967	-1.111
家具・家事用品	10,254	家具・家事用品	10,136	1.164
被服及び履物	12,909	被服及び履物	11,864	8.808
保健医療	12,854	保健医療	12,907	-0.411
交通・通信	43,396	交通・通信	45,136	-3.855
教育	11,658	教育	13,387	-12.916
教養娯楽	27,994	教養娯楽	29,196	-4.117
その他の消費支出	57,110	その他の消費支出	59,350	-3.774



NTAの分類へ集約

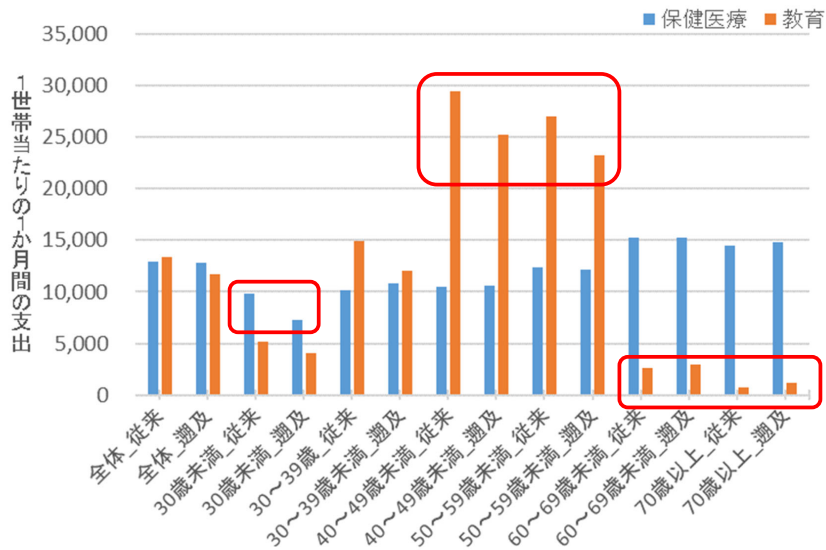
A		B		乖離率(=(A-B)/A*100)
2014年遡及推計 用途分類(大分類)	支出額	2014年従来推計 用途分類(大分類)	支出額	
保健医療	12,854	保健医療	12,907	-0.411
教育	11,658	教育	13,387	-12.916
その他	262,172	その他	266,589	-1.657

➤ 保健医療・その他の乖離率は小さいが、教育は"従来"よりも"遡及"の方が少ない

## 乖離率確認前に、各年代の支出金額の大きさを確認

53

世帯主の年代別支出金額

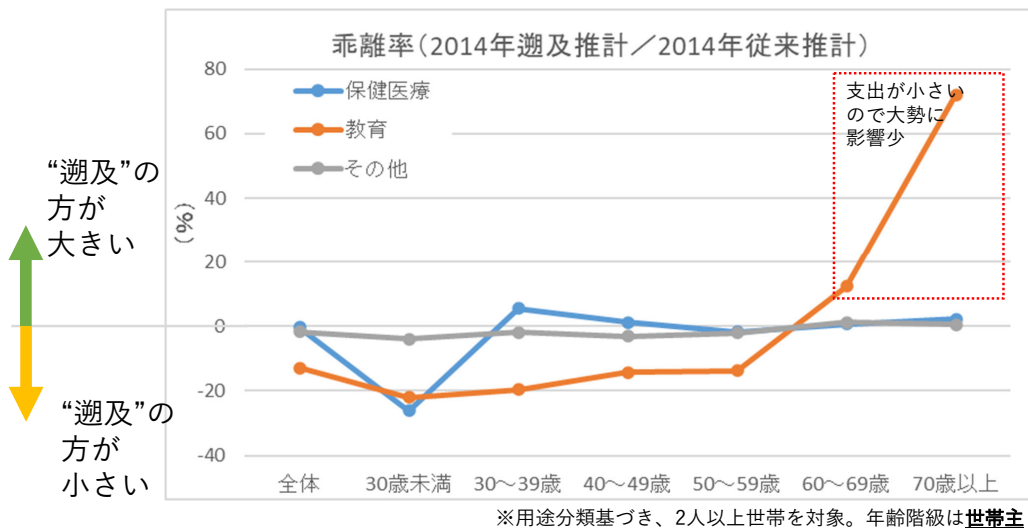


- 40～59歳の「教育」支出が多い傾向
- **60歳以上の「教育」支出は極端に少ない**
- 「保健医療」支出は「教育」ほど年代差は見られない
  - 30歳未満はやや少ない傾向

## 年代別：全消2014”遡及”と”従来”との「乖離率」比較

54

- 年代別に波がなければ乖離はSNAに吸収される



- 保健医療は「30歳未満」で”従来” > “遡及”となっている
  - それ以外の年代の差異は小さい
- 教育は全体的に“従来” > “遡及”となっている
  - 「30歳未満」から「50-59歳」まで大きな変動はないように見える。

➤ 要因として、**調査月数 (3⇒2か月)**・乗率の変更などが考えられる。

【資料4】

2019年データでNTAを推計する場合の課題と対処について

2014年から2019での変更点	NTA推計における対処法
● 比較的軽微な修正・チェック	
耐久消費財票の廃止	現行NTA推計への影響はなし → 耐久消費財の購入は家計簿で把握可能
現物でもらったものの金額記入廃止	NTA推計への影響をプログラムで確認
他の世帯用の消費についての記入方法変更	他の世帯用の消費を個票データで識別できるか確認 → それを使った形にプログラムを変更 *特に世帯間移転への影響をチェック
家計簿情報の現金収支で聞いていた内容を世帯票や年収票に移設 例：年金、その他の社会保障給付、固定資産税、自動車税、家賃、住宅ローン	税金・社会保障給付変数の作成プログラム変更
ロングフォームとショートフォームの導入 +家計調査特別調査（単身赴任世帯除外）	変数によって使用するサンプルを変えることができるか検討
● やや本格的な変更	
調査期間の短縮	家計調査を用いた季節性の調整
単身世帯収支実態調査の統合	傾向スコアを用いた単身世帯収支実態調査の統合
乗率の変更	新しい集計乗率（繰返し比例補正法（IPF法））の使用 *特に2014年について → 2014年遡及集計データのウェイトをもらえるか総務省に確認



令和3-5年度 一般会計事業  
国民移転勘定(NTA)プロジェクト

令和4年度 第2回研究会  
2022年10月5日(水) (オンライン)

1. 坂本調整官あいさつ
2. 今年度の方針と経緯 (次ページ以降)
3. 福田報告 (資料1)
4. 鈴木報告 (資料2)
5. 佐藤報告 (資料3)
6. その他

## <参考>

### ■本プロジェクトにおける目的

目的：①NTA 及び NTTA を計算し、継続的に公表する体制を構築すること

- ②作成した NTA 及び NTTA データを用いた研究を行い、人口変動や制度変更が、自助(労働)、公助・共助(社会保障)、互助(家族や地域・血縁)を通じた世代間の支え合いに与える影響を解明すること

### ■プロジェクトの基本方針について

1. 2023年3月(予定)に2019年全国計構造調査を用いたNTAデータを公表する
2. 2024年3月(予定)に2021年社会生活基本調査を用いたNTTAデータを公表する
3. 現時点で国際的に決められている手法でNTA/NTTAの推計を行う\*

\*：各国によりデータ事情は異なるため、推計上必要な細かい修正は適宜行う。また、研究ベースでは、NTAの改善に向けた提案も随時行っていく。

## <当初予定>

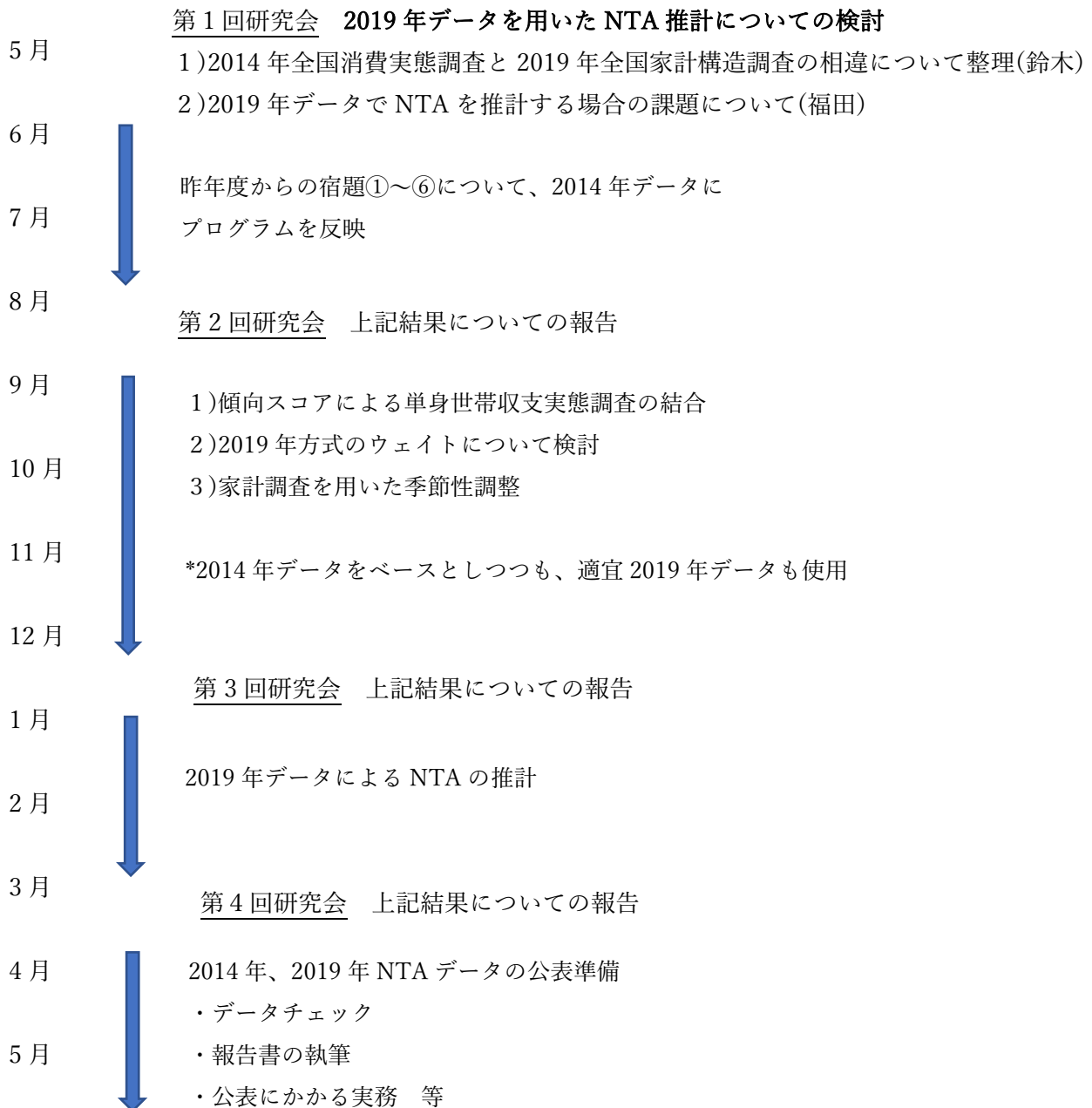
- 1年目：2014年におけるNTA及び2016年におけるNTTAのデータを完成させる。
  - －基本データとして「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」を使用
  - －補足データとして「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」を利用
  - ⇒ 希望するメンバーで各データの二次利用を行い、本プロジェクトあるいはNTA/NTTAに関連するテーマについての研究を行う
- 2年目：初年度に確立した手法を用いて、2019年のNTAデータセットを作成し、公表を目指す。
  - －2019年NTAの作成
  - －NTA/NTTAデータ公表のフォーマット(データ・報告書)を完成させる
  - －継続的な構築・公表に向けた体制づくりを行う
  - －2014年NTA、2016年NTTAを用いた研究を開始する
- 3年目：NTA/NTTAデータを用いた応用的研究を行う。
  - －NTA/NTTAのデータを用いたシミュレーション研究、NTA/NTTAの方法論に関する研究、NTA/NTTAに関連する個票データを用いた深掘り研究など

## ■NTA 推計上の課題について

NTA の推計作業においては様々な課題(改善点)があるが、本プロジェクトでは、従来法の枠内において取り組むべき「直近の課題」と、NTA の推計方法の変更に関わる「将来的な課題」を分類し、公表データの作成においては「直近の課題」に重点的に取り組む。

- ・ 昨年度(R3 年度)取り組んだ課題：「NTA 推計課題への取り組み状況」
  
- ・ 昨年度(R3 年度)からの宿題となっている課題(2014 年データ)
  - ① 公的保育変数の追加
  - ② 各種社会保険料の支払いプロファイル&マクロコントロール作成
  - ③ 児童手当の給付プロファイル作成
  - ④ 高齢部分の医療、介護、その他消費、労働収入、年金の補正
  - ⑤ 世帯間移転のマクロコントロール精査
  - ⑥ 新ウェイトの検討・反映
  - ⑦ 季節性の調整
  - ⑧ スムージングの確定
  
- + 2019 年全国家計構造調査を用いた NTA の推計

■今年度以降スケジュール(予定)



■前回

- 1)2014年全国消費実態調査と2019年全国家計構造調査の相違について整理(鈴木)
- 2)2019年データでNTAを推計する場合の課題と対処について(福田)

# 世帯における個人の 税・社会保険料支払いについて

福田 節也

（国立社会保障・人口問題研究所）

本報告で用いた社会保険料支払いの推計値は、寺田和之氏（創価大学経済学部・講師）により作成されたものをベースとしている。

## 進捗と課題について

### 企業・世帯における税・社会保険料の支払い

○：完成、△：要修正

	年金		健康保険			介護保険			労働保険		家族手当関係	個人所得税	
	国民年金	厚生年金・ 共済組合・基金 事業主/被用者	国民健康保険	後期高齢者医療制度	被用者健康保険 事業主/被用者	介護保険 第1号	介護保険 第2号 被用者 事業主/被用者	介護保険 第2号 非被用者	雇用保険 事業主/被用者	労災保険 事業主負担分	児童手当 事業主負担分	個人所得税	住民税
2019	△	○	△	△	○	△	○	△	○	-	○	△	△
2014	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
2009	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
2004	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
1999	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
1994	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
1989	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
1984	△	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-
備考	年齢別の実質未納率を反映する必要あり。		暫定的にR3年度の浜松市の値が入っている。R3年度の全国標準的な所得割と均等割の値を入れる必要あり。均等割の軽減割合+課税額を固定する必要あり。	均等割の軽減割合を固定（R3年度の全国標準的な所得割と均等割の値を入れる必要あり。均等割の軽減割合+課税額を固定する必要あり。		暫定的にR3年度の浜松市の値が入っている。R3年度の全国標準的な所得割と均等割の値を入れる必要あり。マクロコントロール決める必要あり。	マクロコントロール決める必要あり。	暫定的にR3年度の浜松市の値が入っている。R3年度の全国標準的な所得割と均等割の値を入れる必要あり。住民税非課税世帯を特定して保険料を控除する必要あり。マクロコントロール決める必要あり。		作業抜け。雇用保険と同じ形で各年の料率を把握して入れ込む必要あり。		年金、その他の雑収入の課税所得を算出して、年金生活者の個人所得税を反映し、マクロコントロール決める必要あり。社会保険料控除をどこに入れ込む必要あり？	住民税非課税世帯を特定する必要あり。市町村徴収の各種保険料に影響マクロコントロール決める必要あり。

R3年度の全国平均的な値を入れる必要がある要

\* 資料1 「社会保険料支払い進捗20221005.pdf」 より

# 推計が完了したプロファイルの確認 2009-2014年

◆ 以下の社会保険料支払いについて

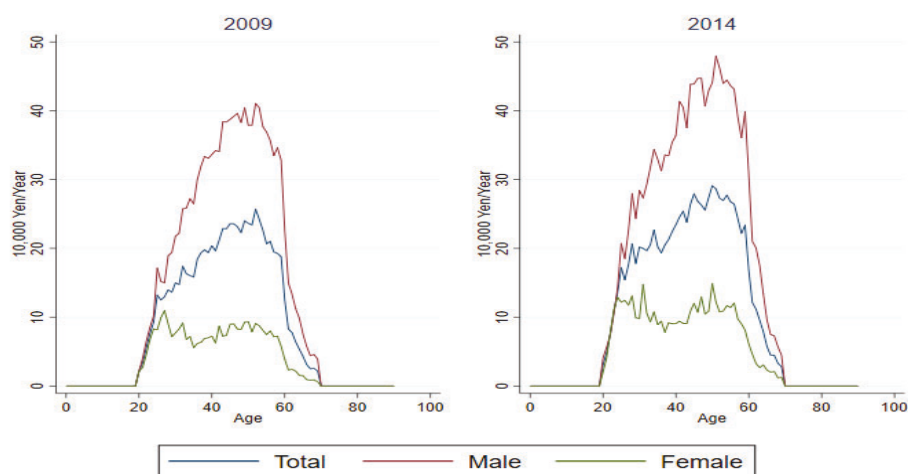
1. 厚生年金保険料（共済組合等を含む）
2. 被用者の健康保険料
3. 介護保険 第2号被保険者 被用者の保険料
4. 雇用保険料
5. 子ども手当・児童手当 事業者負担分

◆ 子ども手当・児童手当の給付について

\* いずれもマクロコントロール調整済みの値で、  
性、年齢別平均（支払い0の者を含む）と性、年齢別対象者平均（支払いがある者のみを含む）の  
2種類のプロファイルで表示

## 1. 厚生年金保険料（共済組合等を含む）

性、年齢別人口一人当たり



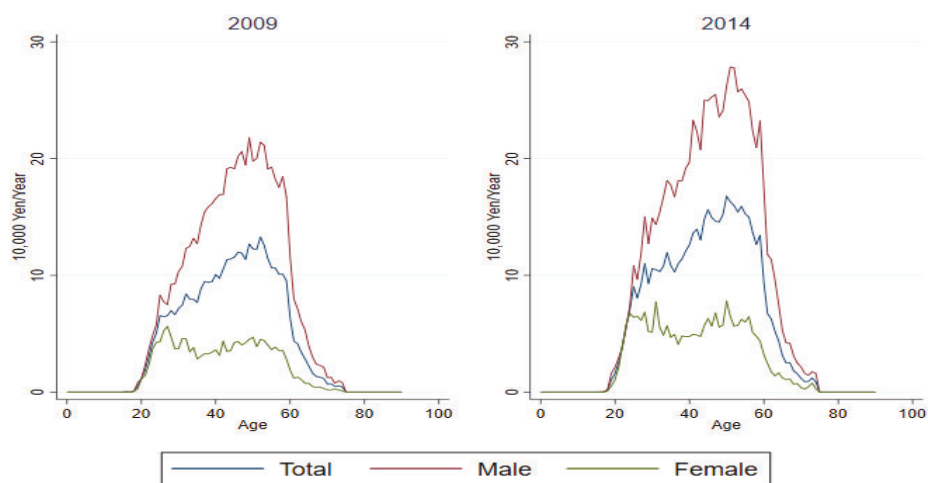
# 1. 厚生年金保険料（共済組合等を含む）

性、年齢別対象者人口一人当たり



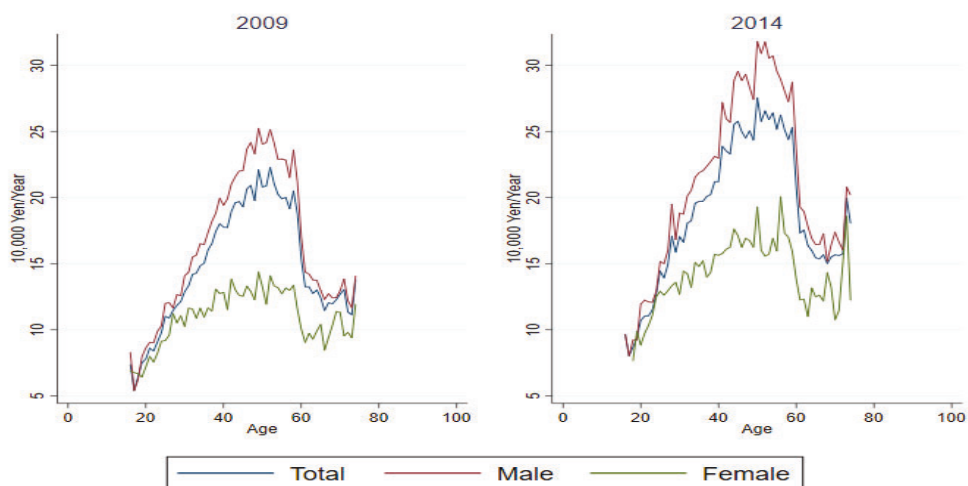
# 2. 被用者の健康保険料

性、年齢別人口一人当たり



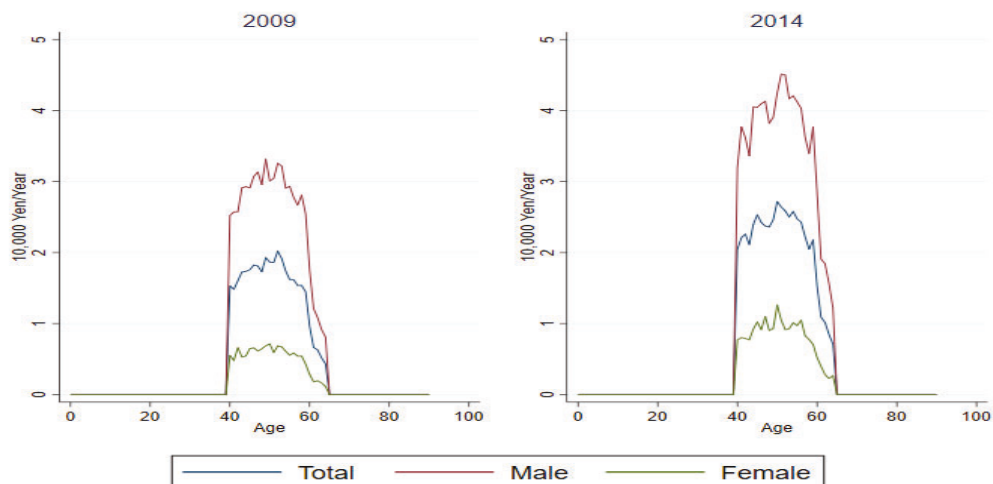
## 2. 被用者の健康保険料

性、年齢別対象者人口一人当たり



## 3. 介護保険第2号被保険者被用者の保険料

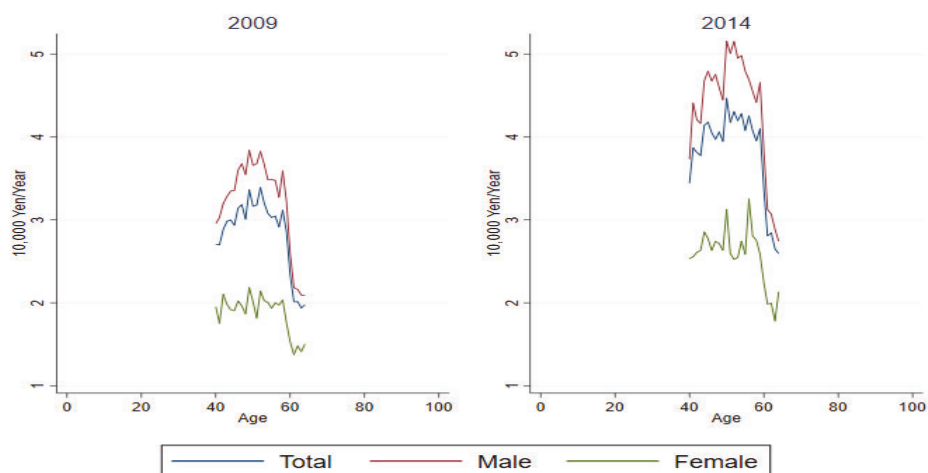
性、年齢別人口一人当たり





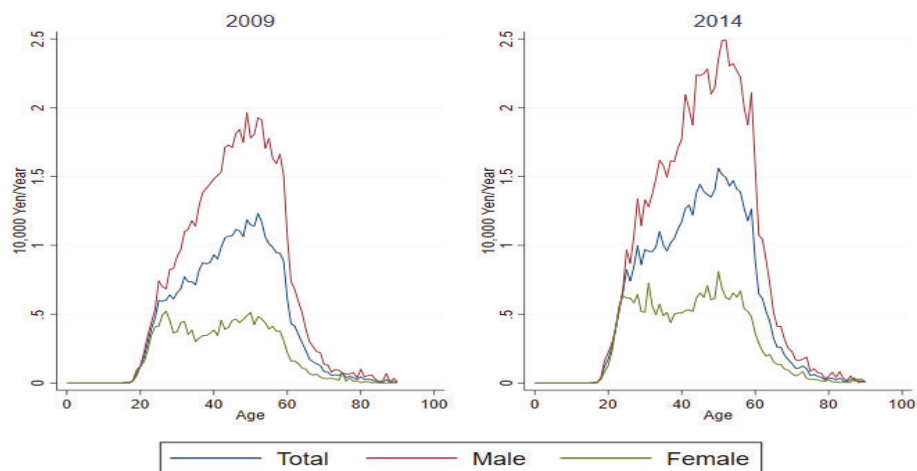
### 3. 介護保険第2号被保険者被用者の保険料

性、年齢別対象者人口一人当たり



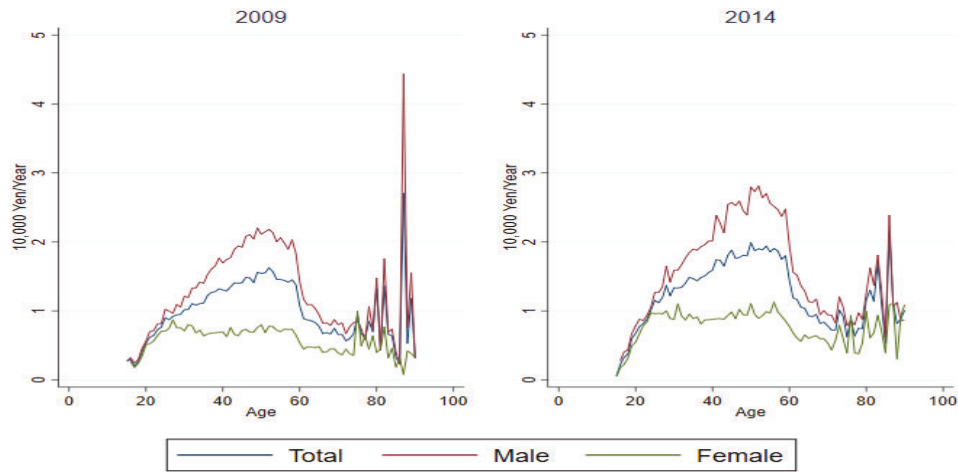
### 4. 雇用保険料

性、年齢別人口一人当たり



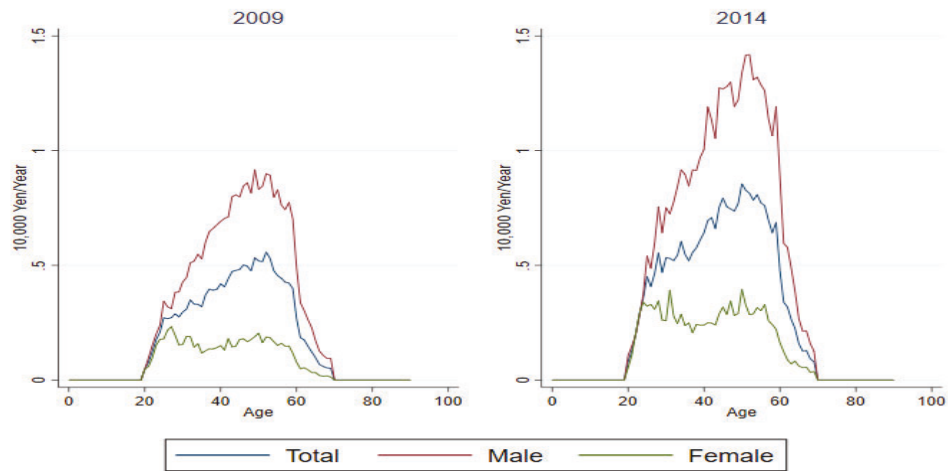
## 4. 雇用保険料

性、年齢別対象者人口一人当たり



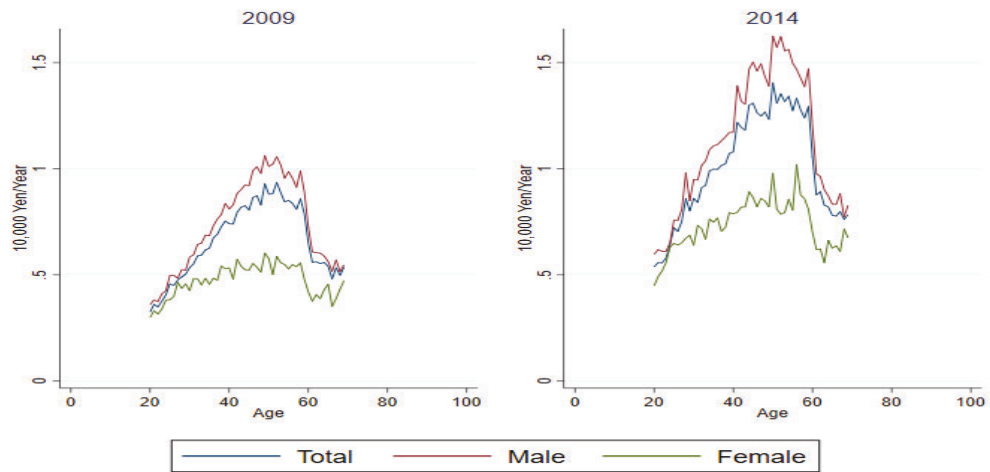
## 5. 子ども手当・児童手当 事業者負担分

性、年齢別人口一人当たり



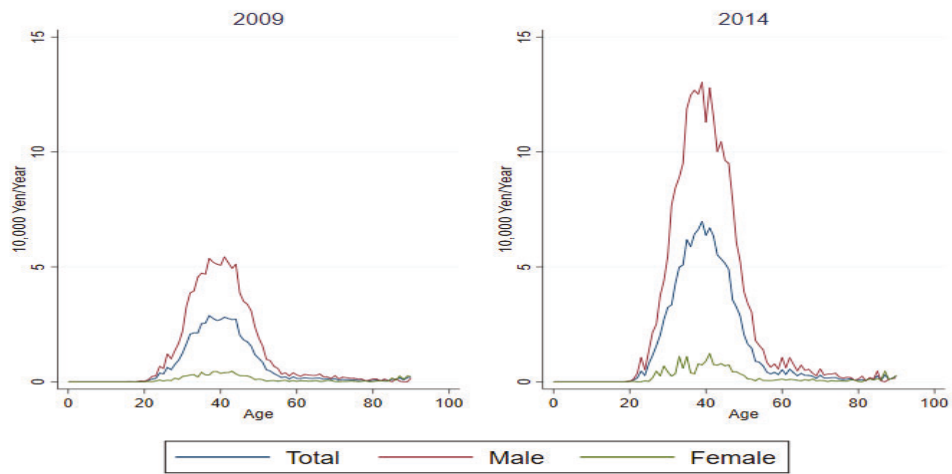
## 5. 子ども手当・児童手当 事業者負担分

性、年齢別対象者人口一人当たり



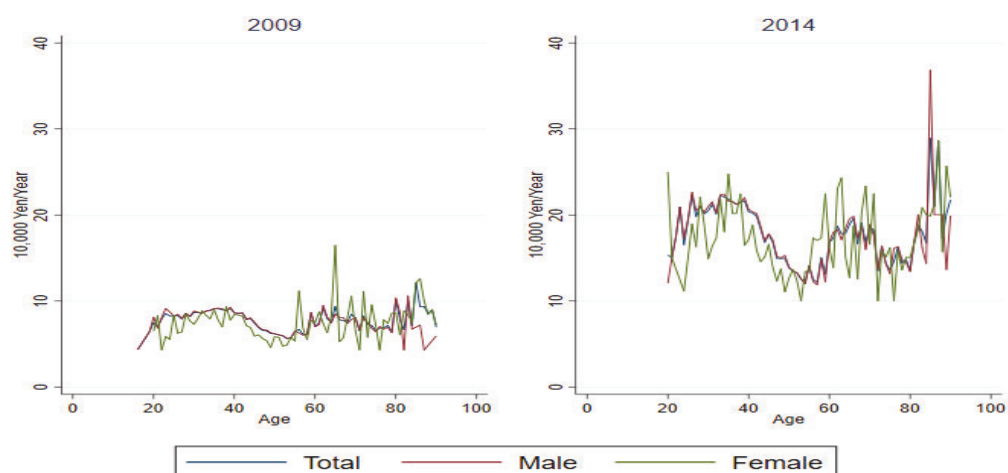
## 子ども手当・児童手当の給付

性、年齢別人口一人当たり



# 子ども手当・児童手当の給付

性、年齢別対象者人口一人当たり



## まとめ

◆ 年収130万円以上の被雇用者およびその扶養者については、以下のプロフィールについて推計済み

1. 厚生年金保険料（共済組合等を含む）
2. 被用者の健康保険料
3. 介護保険 第2号被保険者 被用者の保険料
4. 雇用保険料
5. 子ども手当・児童手当 事業者負担分  
+ 子ども手当・児童手当の給付

⇒ 被雇用者の年収をベースに計算できるため、比較的Reasonableな推計値といえるのではないかと

## 今後の課題

### ◆ 市町村により料率や軽減基準が異なる保険料をどうするか？

<案>

- 都市規模（政令指定都市、特別区、その他の市、町村）、人口、高齢人口割合などで層化して、全国を代表するように10市町村程度を抽出。
- R3年度の情報をもとに、平均的な料率や軽減基準を設定する。

### ◆ 事業者負担分の保険料の取り扱いについて

<案>

- 事業者が負担している保険料については、Fringe benefitとして、YLEに上乗せして、保険料全額を被用者が支払っている形とする。

参考：NTA Manual (UN 2013)

94

National Transfer Accounts Manual: Measuring and Analysing the Generational Economy

SNA gross mixed income. The macro control for labour earnings is based on the SNA value for compensation of employees, adjusted to include taxes less subsidies on other production allocated to labour. Compensation of employees is defined in the United Nations System of National Accounts as:

- a) Wages and salaries payable in cash or in kind;
- b) The value of the social contributions payable by employers; these may be actual social contributions payable by employers to social security schemes or to private funded social insurance schemes to secure social benefits for their employees; or imputed social contributions by employers providing unfunded social benefits (UN 1993 p. 205).

The age profile of fringe benefits may be substantially different from the age profile of wages and salaries. If fringe are relatively large, it is advisable to estimate them separately from wages and salaries. The estimates can then be combined to obtain an estimate of labour income. Fringe benefits should include part (b) above, as well as any compensation in kind included in part (a), such as company cars, child care, housing, etc. Then the labour share of taxes less subsidies on other production is added to labour earnings and fringe benefits based on their shares of compensation of employees. In practice, there is often not enough information to break fringe benefits into a separate category.

# 「CFX(教育・医療以外の個人消費)高齢部分の補正」

「YL(労働収入)YPP(年金収入)高齢部分の補正」

於：10/5（水）第2回NTA研究会

国立社会保障・人口問題研究所

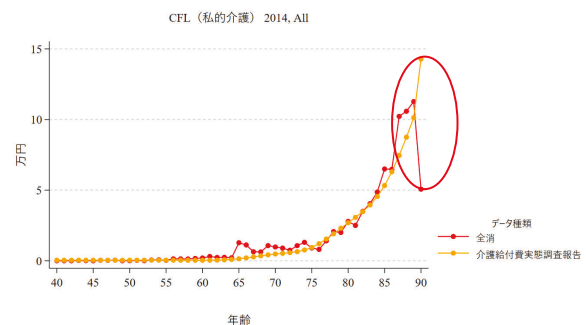
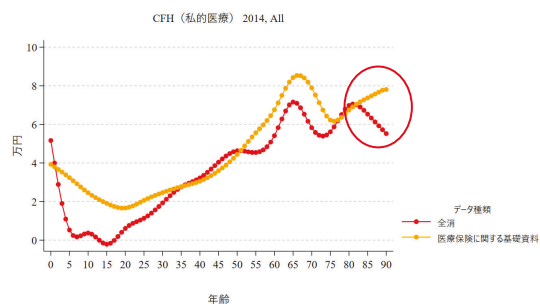
鈴木 貴士

1

## 高齢者の私的消費に関する補正について

- ・ 高齢者の私的消費については、全消ベースの値と外部データとの間でズレが観測された。

令和3年度社人研NTAプロジェクト 第3回研究会 福田報告資料



- ⇒ 主な原因：全消データに施設居住者が含まれないことではないか？
- ⇒ 施設居住者の人口・消費データを用いて補正できないか？
- ⇒ 2022年4月7日東大NTA科研チームとのミーティングで市村先生より補正方法についてご提案あり。
  - ⇒ 今回の鈴木（及び佐藤）発表は上記アイデアを試したものとなる。

## NTAにおける高齢部分の補正

- 「全国消費実態調査（全消）」において、施設居住者は調査対象外。
  - 介護施設や入院している確率が高いと考えられる高齢者で特に影響がある可能性。

### 【現状が過小と思われる】

- ① CFH（医療の個人支出）⇒佐藤資料にて
- ② CFL（介護の個人支出）⇒佐藤資料にて
- ③ **CFX（教育・医療以外の個人消費）**

### 【現状が過大と思われる】

- ④ YLおよびYPP（労働収入、年金収入）

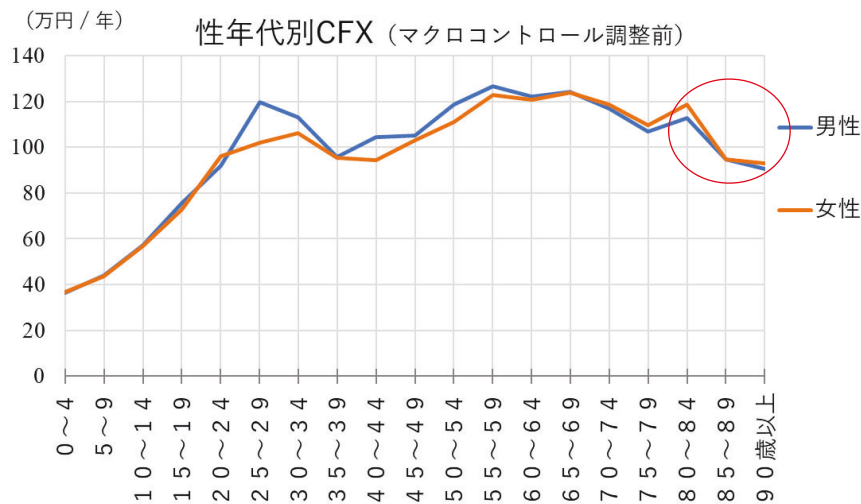
3

## CFX（教育・医療以外の個人消費）の高齢補正

- 全消は9~11月までの3ヵ月間が調査対象。
- 高齢者施設の居住者や、入院者は調査対象外。
  - 介護施設などに入居していたり、入院している割合が高い高齢者は全消で把握できておらず、全消の値が過小評価となっている可能性。
  - 「食費」「居住費」「生活費」の3点を補正する。
- 補正対象は下記
  - ① **高齢者施設**入居者の補正
  - ② **入院者**の補正

4

## 現状のCFX



- 金額感としてはおおよそ、100万円強/年
- 85歳以上で低下していることが分かる。

5

## 高齢者施設入居者の補正

- 高齢者施設は2つの統計で把握可能。

### ① 介護サービス施設・事業所調査 (「介サ」、[リンク](#))

- 介護を要する公的施設を把握可能 (介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなど)。
- 施設ごとの1日当たり平均の「食費」・「居住費」が把握可能。
- 性年代ごとの入居者数が把握可能。

### ② 社会福祉施設等調査 ([リンク](#))

- 保育所なども含めた社会福祉施設全般を扱う。高齢者向けとしては、養護老人ホーム、有料老人ホームなどが対象。
- 介サのように食費・居住費はわからない。
- 入居者数把握は「年代」まで。

6



## 高齢者施設入居者の補正

- 高齢者施設は2つの統計で把握可能。

### ① 介護サービス施設・事業所調査（「介サ」、[リンク](#)）

- 介護を要する公的施設を把握可能（介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなど）。
- 施設ごとの1日当たり平均の「食費」・「居住費」が把握可能。
- 性年代ごとの入居者数が把握可能。

### ② 社会福祉施設等調査（[リンク](#)）

- 保育所なども含めた社会福祉施設全般を扱う。高齢者向けとしては、養護老人ホーム、有料老人ホームなどが対象。
- 介サのように食費・居住費はわからない。
- 入居者数把握は「年代」まで。

7

## 介護施設入居者数

- 下記施設の性年代別入居者数が把握可能。
- 全体で約80万人が入居している。
  - 表にないが、男性が約20万人、女性が約60万人。

性別※	年代	介護老人福祉施設(人)	介護老人保健施設(人)	介護療養型医療施設(人)
全体	40～64歳	4,990	6,509	1,594
全体	65～69歳	8,703	8,329	1,807
全体	70～74歳	20,687	16,012	3,201
全体	75～79歳	44,871	31,864	6,562
全体	80～84歳	84,034	60,450	11,581
全体	85～89歳	113,428	79,350	15,077
全体	90歳以上	162,054	96,644	20,448

※男女もあり

H25(2013)介サより

8

## 食費・居住費①

- H26（2014）調査票を見ると、1日あたりの居住費や食費の状況がわかる。
- [https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/kaigoservice26\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/kaigoservice26_1.pdf)

(7) 居住費の状況		各居室の種類ごとに施設が設定している料金の高い順に記入してください。 居住費の室数と(5)居室の室数は一致させてください。				
多床室	居住費(月額)	円	円	円	円	円
	室定員	人室	人室	人室	人室	人室
	室数	室	室	室	室	室
従来型個室	居住費(月額)	円	円	円	円	円
	室数	室	室	室	室	室
ユニット型準個室 (夫婦等の2人室を含む)	居住費(月額)	円	円	円	円	円
	室定員	人室	人室	人室	人室	人室
	室数	室	室	室	室	室
ユニット型個室 (夫婦等の2人室を含む)	居住費(月額)	円	円	円	円	円
	室定員	人室	人室	人室	人室	人室
	室数	室	室	室	室	室
(8) 食費の状況	施設が設定している料金を月額で記入してください。 なお、料金が複数ある場合は、利用者の最も多い額を記入してください。				1日あたりの 食費	円

裏面につづきます

9

## 食費・居住費②

- 各施設の平均的な1日当たりの食費・居住費は2,000～3,000円。
- 30日間で約8万円、365日にとすると約100万円。
  - 365日の前提として、1年間生存することを想定。
- ▶ 介護施設入居者の「生存率」を加味し、割り引く必要（今後）。
- ▶ 総額から計算しないNTA関連の項目全てに当てはまる。

	介護老人福祉 施設(円)	介護老人保健 施設(円)	介護療養型医 療施設(円)
食費(1日)	1,379	1,552	1,428
居住費(1日)	1,505	1,023	638
合計(1日)	2,884	2,575	2,066
合計(365日)	1,052,660	939,875	754,090

H26(2014)介サより

10

## 生活費

- インテージリサーチ社委託によるweb調査（家族向）により把握。
  - [https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305\\_02.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305_02.pdf)
- サンプルサイズの小ささ、調査手法、対象者など問題はあるものの、高齢者施設入居者（本人）の個人的支出は平均「**2万円/月**」程度。
  - 年間にすると、**24万円**

11

## 食費・居住費・生活費の計算 ①

- 入居者数（各施設）×365日にかかる費用（各施設）を掛け合わせる。
- 365日消費金額を2014年総人口で割ることで、補正CFXを算出。
  - 入居者数が3施設合計で約80万人、食費・居住費が約100万円/年、生活費が24万円/年という規模感。

年代※	365日食費・居住費（億円）	365日生活費（億円）	365日消費金額（億円）	2014年総人口（千人）	補正CFX（円/人）
40～64歳	126	31	157	42,826	367
65～69歳	184	45	229	9,155	2,498
70～74歳	392	96	488	7,928	6,157
75～79歳	821	200	1,021	6,269	16,290
80～84歳	1,540	375	1,915	4,869	39,323
85～89歳	2,053	499	2,552	3,062	83,356
90歳以上	2,768	670	3,438	1,717	200,254
合計	7,885	1,916	9,801	75,826	12,925

※上記は全体。実際は男女別にも計算

※CFX：MC調整前

12

- **9,801億円**が、全消で把握されていない高齢者施設の消費金額（介サ分。更に乗せあり）。

## 食費・居住費・生活費の計算 ②

- 下記が「介護サービス施設・事業所調査」による3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の補正の計算結果。
- 「90歳以上」「全体」において約20万円/1人あたりの補正結果。

年代	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
40～64歳	440	294	367
65～69歳	2,799	2,218	2,498
70～74歳	6,122	6,189	6,157
75～79歳	13,077	18,830	16,290
80～84歳	26,424	47,896	39,323
85～89歳	46,936	101,789	83,356
90歳以上	100,808	228,804	200,254

※CFX：MC調整前

- 上記は「介サ」80万人の結果であり、「社会福祉施設」50万人についても検討。

13

## 高齢者施設入居者の補正

- 高齢者施設は2つの統計で把握可能。

### ① 介護サービス施設・事業所調査（「介サ」、[リンク](#)）

- 介護を要する公的施設を把握可能（介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなど）。
- 施設ごとの1日当たり平均の「食費」・「居住費」が把握可能。
- 性年代ごとの入居者数が把握可能。

### ② 社会福祉施設等調査（[リンク](#)）

- 保育所なども含めた社会福祉施設全般を扱う。高齢者向けとしては、養護老人ホーム、有料老人ホームなどが対象。
- 介サのように食費・居住費はわからない。
- 入居者数把握は「年代」まで。

14

## 社会福祉施設入居者数

- 下記施設の年代別入居者数が把握可能。
  - 性別把握不可。
- 全体で約50万人が入居している。

年代※	合計	養護老人ホーム(一般)(人)	養護老人ホーム(盲)(人)	軽費老人ホームA型(人)	軽費老人ホームB型(人)	養護老人ホーム(盲)(人)	軽費老人ホーム(ケアハウス)(人)	都市型軽費老人ホーム(人)	有料老人ホーム(サ高住以外)(人)	有料老人ホーム(サ高住)(人)
40～64歳	10,632	1,369	523	64	136	7	614	25	7,530	1,733
65～69歳	14,946	5,542	2,870	207	572	22	1,818	53	7,770	1,634
70～74歳	30,281	13,013	6,916	371	1,165	75	4,404	82	14,262	3,006
75～79歳	54,765	20,491	9,631	543	1,799	81	8,337	100	28,281	5,993
80～84歳	103,481	31,541	11,846	619	2,633	143	16,173	127	59,976	11,964
85～89歳	137,289	35,336	11,116	494	2,745	110	20,785	86	86,909	15,044
90歳以上	112,327	31,263	11,404	359	2,170	46	17,235	49	70,552	10,512

※男女別は無し

H26(2014)社会福祉施設等調査より

- 「介サ」の約80万人の結果に対し、年代ごとに「社会福祉」分を上乗せする。
  - 性別比、施設ごとに違いを同じと仮定。
- 例：「介サ」の「90歳以上」は279,146人。112,327人を上乗せするので、**1.4倍**に

15

## 高齢者施設入居者の補正 まとめ

- 下記が「介護サービス施設・事業所調査」（約80万人）に「社会福祉施設調査」（約50万人）を加味した「高齢者施設入居者」補正の計算結果。
- 「90歳以上」「全体」において約28万円/1人あたりの補正結果。

年代	『介サ』のみ			「社会福祉施設」の上乗せ倍率	『社会福祉施設調査』込み		
	男性・補正CFX(円/人)	女性・補正CFX(円/人)	全体・補正CFX(円/人)		男性・補正CFX(円/人)	女性・補正CFX(円/人)	全体・補正CFX(円/人)
40～64歳	440	294	367	1.81	798	532	665
65～69歳	2,799	2,218	2,498	1.79	5,020	3,978	4,481
70～74歳	6,122	6,189	6,157	1.76	10,768	10,885	10,830
75～79歳	13,077	18,830	16,290	1.66	21,675	31,210	27,000
80～84歳	26,424	47,896	39,323	1.66	43,944	79,655	65,397
85～89歳	46,936	101,789	83,356	1.66	77,937	169,022	138,412
90歳以上	100,808	228,804	200,254	1.40	141,373	320,874	280,835

- 続いて、入院者を検討する。

※CFX：MC調整前

16

## 高齢者施設入居者の補正 国勢調査に占める割合

- 『介サ』『社会福祉節調査』の高齢者の入居者数と『国勢調査』における「社会福祉施設の入所者数」を比較した。
  - 国勢調査の78%をカバーしている（126万 / 161万）。

高齢者施設の入居者数

性別	年代	H25『介サ』 分（人）	H26『社会福 祉施設調査』 分（人）	左合計（人）	H27『国勢調 査』『社会施 設の入所者』 （人）
全体	40～64歳	13,093	10,632	23,725	44,438
全体	65～69歳	18,839	14,946	33,785	68,373
全体	70～74歳	39,900	30,281	70,181	94,750
全体	75～79歳	83,297	54,765	138,062	164,219
全体	80～84歳	156,065	103,481	259,546	311,085
全体	85～89歳	207,855	137,289	345,144	933,462
全体	90歳以上	279,146	112,327	391,473	
全体	合計	798,195	463,721	1,261,916	1,616,327

17

## 入院者の食費・居住費 ①

### ① 国民医療費（[H26リンク](#)）

- 「入院時食事・生活医療費」という費目があり、年間8,021億円。
- ただ、自己負担分が分からない（下記太字）。
  - 入院時食事療養費、**食事療養標準負担額**、入院時生活療養費及び**生活療養標準負担額**の合計額が含まれている。
  - なお、自己負担関連の制度的な話は[リンク先](#)を参照のこと。

### ② 医療保険に関する基礎資料（[H26リンク](#)）

- 「食事・生活療養」という費目があり、年間7,198億円、**患者負担2,419億円**。
  - 患者負担分は分かるが、総額において国民医療費と乖離がある（国民医療費が約1.1倍）。
    - 医療保険に関する金額に限定されていると思われる。
- ▶ 患者負担2,419億円に1.1倍をかけた「2,695億円」を入院者の食費・居住費の合計金額とする。
- ▶ 本資料では上記「2,695億円」を用いたが、自己負担を鑑みると1.1倍にする事は不要と思われる。

### ③ 特別の療養環境（いわゆる「差額ベッド」）

- 居住費として差額ベッドも考える。次ページへ

18

## 入院者の食費・居住費 ② 差額ベッド代 I

- 特別の療養環境（いわゆる「差額ベッド代」）は保険が適用されず自己負担のため、前ページで見た「国民医療費」「医療保険に関する基礎資料」に計上されない。
- 「中央社会保険医療協議会 総会」にて差額ベッド代について情報が共有されている。
  - 「第337回の議事次第（[リンク](#)）」中の「主な選定療養に係る報告状況（[リンク](#)）」を参照。
- 差額ベッド代の合計病床数は「263,387床」、1日当たり平均徴収額は「6,129円」

③ 平成26年7月1日現在

	~ 1,080円	~ 2,160円	~ 3,240円	~ 4,360円	~ 5,400円	~ 8,640円	~ 10,800円	~ 16,200円	~ 32,400円	~ 54,000円	~ 108,000円	108,001円 ~	合計病床数	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,883	13,560	21,658	16,604	26,841	36,914	18,865	18,923	11,372	1,684	290	44	173,638床	7,812円
2人室	9,594	14,127	10,505	4,502	4,677	3,384	1,633	848	65	10	0	0	49,345床	3,130円
3人室	1,315	1,323	1,080	559	347	474	124	20	0	0	0	0	5,242床	2,878円
4人室	10,387	11,640	6,154	1,707	2,578	2,406	88	12	190	0	0	0	35,162床	2,509円
合計	28,179	40,650	39,397	23,372	34,443	43,178	20,710	19,803	11,627	1,694	290	44	263,387床	6,129円
													参考 最低	100円
													参考 最高	378,000円

2

- 「病床稼働率」が分かれば、差額ベッド代の年間消費金額が計算できる。

19

## 入院者の食費・居住費 ③ 差額ベッド代 II

- 「平成26年(2014)医療施設（静態・動態）調査・病院報告（[リンク](#)）」によると、**全病床**の病床利用率は「**80.3%**」。
- 差額ベッドにもこの値を用いて良いか？差額ベッドの病床利用率を網羅的に把握する統計は無い。

20

## 入院者の食費・居住費 ③ 差額ベッド代 III

### 【参考情報】

- ① 石川県 加賀市の「加賀市民病院」「山中温泉医療センター」のH24（2012）年の差額ベッドの病床稼働率はそれぞれ「66.8%」「85.6%」 ([リンク](#))。
  - ② 『平成26年度新潟県立病院年報 ([リンク](#))』では、差額病床利用率は「80%弱」。
    - H25：79.3%、H26：77.3%
  - ③ 『平成29年度広島県立病院年報 ([リンク](#))』では、差額病床利用率は「80%強」
    - H28：84.8%、H29：83.8%
- 限られた情報（加賀市、新潟県、広島県）ではあるが、差額ベッドの稼働率を全病床の利用率である「80.3%」と同等と仮定する。
  - $263,387 \text{床数} \times 365 \text{日} \times 6,129 \text{円} \times 80.3\% = \underline{\underline{\text{「4,731億円」}}}$ が差額ベッド代の消費金額。

21

## 入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 I

- ここまでで下記計算をおこなってきた。
    - ① 入院者の食費と生活費：2,695億円
    - ② 差額ベッド代：4,731億円
  - ①「入院者の食費と生活費」は『医療保険に関する基礎資料』がベースであり、年代別に分かるが、性別に分解する必要がある。
  - ②「差額ベッド代」は総額なので、性年代に分解する必要がある。
- 入院者について性年代別に分解するためには、「入院日数×性年代の人数」の情報が必要となる。
    - 7日間の入院者52名が、365日間の入院者1名に相当。
- 『患者調査 ([リンク](#))』を用いる。

22



## 入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 III：入院か退院か

- 『患者調査』では「入院患者」および「退院患者」について把握可能。
    - 入院患者調査方法：10月のある1日に、その時入院している患者の「入院年月日」を聴取。
    - 退院患者調査方法：9月1～30日までの1ヵ月間に退院した患者の「入院／退院年月日」を聴取。
  - いずれを用いるのが「入院日数」を把握するのに良いか？
    - 入院患者の場合、ストックデータと言える。短期入院者を過小評価する。例えば、7日間で退院する場合、1年間1ベッドで52人対応可能のはずだが、ある日に調査すると7日間の入院者は「1人」のみとしてカウントされる。
    - 退院患者の場合、フローデータと言える。長期入院者が増加（減少）傾向にある場合、入院者を過小（過大）評価すると言える。
- 「入院患者」「退院患者」のいずれを用いるか、今後も検討が必要。
- いずれか、ではなく「組み合わせる」必要も？

23

## 入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 IV：3ヵ月以上か否か

- 全消は3ヵ月以上入院者を把握できない。そのため下記2通りがある。
  - ① 3ヵ月以上入院について限定して補正する。
  - ② 全消でそこまで記載しないと考え、全期間で補正する。
- 前ページ「入院患者か退院患者」と合わせ4パターンで検証する。
  - ① 入院患者・3ヵ月以上入院
  - ② 入院患者・全期間入院
  - ③ 退院患者・3ヵ月以上入院
  - ④ 退院患者・全期間入院

24

入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 V：延べ入院者数

■補正方法

- ① 『患者調査』で入院期間別×性年代別の入院者数が分かるので、「延べ入院者数」を性年代別に計算する。
- ② 性年代別「延べ入院者数」の割合に従い「入院者の食費と生活費」「差額ベッド代」を性年代別に割り振る。
- ③ 「日本の総人口」で割ることで、補正CFXを算出する。

25

入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 V：延べ入院者数

- 性別に分かる値だが、簡単のため男女計で確認。
- 「入院」の場合「3ヵ月以上」「3ヵ月未満」で大きく異なる。
  - 延べ入院日数のほとんどは「3ヵ月以上」が占めるということ。
  - 短期入院者を捉えられていない可能性。

男女計・年間延べ入院日数（千人）

	入院・3ヵ月未 満		入院・3ヵ月以 上		退院・3ヵ月未 満		退院・3ヵ月以 上	
	65～69	1,511	16,056	2,444	782			
70～74	1,913	16,789	3,251	1,192				
75～79	2,417	17,962	3,794	1,459				
80～84	2,900	21,114	4,376	1,790				
85～89	2,629	20,564	4,016	1,842				
90歳以上	1,977	21,521	3,252	1,706				

26

## 入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 VI：金額の割り振り

- 前ページで算出した性年代別の延べ入院日数の割合に対し、下記金額を按分する。
  - ① 入院者の食費と生活費：2,695億円
  - ② 差額ベッド代：4,731億円
- 上記のように合計金額が決まっているので、性年代別に割り振った後の合計金額は一致する。
  - ただ、入院期間「3ヵ月以上」は「期間全体」に比べ、延べ入院日数分、割り振られる金額は少なくなる。1日～3ヵ月の入院期間においては全消に記載されているだろう、という想定をおこなうため。

27

## 入院者の食費・居住費 ⑤ 入院者で按分 VII：人口で割る

- 「日本の総人口」で割ることで、補正CFXを算出する。
  - 男女計・3ヵ月以上に限定した。
  - 「退院者」「90歳以上」で「約25,000円」が補正CFXとなる。
    - 「退院者」は相対的に3ヵ月未満の入院延べ数が「入院者」より多いため、補正CFXが小さくなる。

男女計・3ヵ月以上。0-49は割愛

※CFX：MC調整前

	人口（千人）	入院者		退院者	
		食費・居住費 （億円）	補正CFX （円/人）	食費・居住費 （億円）	補正CFX （円/人）
50～54	7,791	268	3,438	63	813
55～59	7,654	340	4,444	81	1,061
60～64	8,980	538	5,994	145	1,620
65～69	9,155	632	6,903	195	2,132
70～74	7,928	691	8,716	275	3,463
75～79	6,269	763	12,165	347	5,531
80～84	4,869	891	18,303	447	9,186
85～89	3,062	842	27,501	451	14,724
90歳以上	1,717	805	46,868	424	24,704

28

## 入院者の食費・居住費 ⑤ 補正CFX

年代	入院者・3ヵ月以上			入院者・期間合計			退院者・3ヵ月以上			退院者・期間合計		
	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
0～4	1,105	1,059	1,082	1,342	1,266	1,305	78	82	356	1,868	1,637	1,756
5～9	668	682	675	703	711	707	0	0	78	394	306	351
10～14	783	734	759	820	766	794	0	0	86	431	339	386
15～19	798	792	795	853	847	850	0	0	121	600	529	565
20～24	936	883	910	1,008	976	993	68	0	192	729	858	792
25～29	1,242	990	1,118	1,329	1,136	1,235	63	66	369	662	1,669	1,154
30～34	1,517	1,171	1,347	1,628	1,358	1,495	194	199	514	992	2,106	1,541
35～39	1,713	1,335	1,527	1,849	1,495	1,674	308	176	482	1,366	1,726	1,544
40～44	2,112	1,585	1,852	2,268	1,728	2,001	333	295	500	1,577	1,521	1,549
45～49	2,794	2,088	2,443	3,005	2,253	2,631	437	390	624	2,161	1,817	1,990
50～54	3,927	2,948	3,438	4,231	3,154	3,693	755	427	813	3,346	2,224	2,786
55～59	5,266	3,632	4,444	5,665	3,897	4,775	1,261	481	1,061	4,979	2,637	3,800
60～64	7,089	4,940	5,994	7,650	5,304	6,455	1,722	942	1,620	6,829	4,049	5,413
65～69	7,881	5,994	6,903	8,669	6,515	7,553	2,083	1,319	2,132	8,535	5,496	6,961
70～74	9,376	8,142	8,716	10,521	9,002	9,709	3,395	2,327	3,463	12,660	8,674	10,529
75～79	12,079	12,233	12,165	13,909	13,717	13,802	5,121	3,775	5,531	18,248	13,743	15,732
80～84	16,793	19,308	18,303	19,484	21,703	20,817	7,235	6,634	9,186	25,513	22,468	23,684
85～89	22,881	29,839	27,501	26,699	33,202	31,017	11,915	10,557	14,724	38,539	33,256	35,031
90歳以上	34,020	50,557	46,868	38,765	54,735	51,173	17,069	17,911	24,704	52,869	51,109	51,501

※CFX：MC調整前 29

## 入院者の生活費（高齢者施設と同様）

- ・ インテージリサーチ社委託によるweb調査（家族向）により把握。
  - ・ [https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305\\_02.pdf](https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/pdf/20210305_02.pdf)
- ・ サンプルサイズの小ささ、調査手法、対象者など問題はあるものの、高齢者施設入居者（本人）の個人的支出は平均「**2万円/月**」程度。
  - ・ 年間にすると、**24万円**
- ・ 性年代別「延べ入院日数」×2万円/月 ÷ 30日 ÷ 総人口 = 生活費の補正CFX
  - ・ 次ページに一覧表を作成。
  - ・ 2万円/月の数字を用いるため、「延べ入院日数」に大きく左右される。
  - ・ 「入院者」や「期間全体」だと「延べ入院日数」が大きくなるため、金額も大きい。

30

## 入院者の生活費 補正CFX

年代	入院者・3ヵ月以上			入院者・期間合計			退院者・3ヵ月以上			退院者・期間合計		
	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
0～4	140	134	137	170	160	165	3	3	3	63	55	59
5～9	130	133	131	137	138	137	0	0	0	10	8	9
10～14	154	144	149	161	150	156	0	0	0	11	9	10
15～19	144	143	144	154	153	154	0	0	0	17	15	16
20～24	165	155	160	177	172	175	2	0	1	23	28	26
25～29	202	161	182	216	185	201	2	2	2	22	54	38
30～34	243	187	216	261	217	239	7	7	7	34	72	53
35～39	286	223	255	309	250	280	10	6	8	45	57	51
40～44	371	279	326	399	304	352	10	9	10	50	48	49
45～49	494	369	432	531	398	465	14	12	13	67	57	62
50～54	697	523	610	751	560	656	24	13	19	105	70	87
55～59	920	635	776	990	681	834	40	15	28	159	84	121
60～64	1,235	860	1,044	1,333	924	1,124	57	31	44	224	133	178
65～69	1,335	1,015	1,169	1,468	1,103	1,279	70	45	57	288	185	235
70～74	1,519	1,319	1,412	1,704	1,458	1,573	120	83	100	449	308	374
75～79	1,897	1,921	1,910	2,184	2,154	2,167	182	134	155	648	488	559
80～84	2,652	3,050	2,891	3,077	3,428	3,288	258	236	245	909	801	844
85～89	3,725	4,858	4,477	4,347	5,406	5,050	434	384	401	1,403	1,211	1,275
90歳以上	6,065	9,014	8,356	6,911	9,759	9,123	638	669	662	1,976	1,910	1,925

※CFX：MC調整前 31

## CFXの補正一覧

- ここまでで、下記のCFX補正を検討してきた。
  - 高齢者施設入居者（食費、居住費、生活費）
  - 入院者の食費・居住費（4パターン）
  - 入院者の生活費（4パターン）

## 高齢者施設入居者の補正 まとめ

- 下記が「介護サービス施設・事業所調査」（約80万人）に「社会福祉施設調査」（約50万人）を加味した「高齢者施設入居者」補正の計算結果。
- 「90歳以上」「全体」において約28万円/1人あたりの補正結果。

年代	『介サ』のみ			「社会福祉施設」の上乗せ倍率	『社会福祉施設調査』込み		
	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)		男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
40～64歳	440	294	367	1.81	798	532	665
65～69歳	2,799	2,218	2,498	1.79	5,020	3,978	4,481
70～74歳	6,122	6,189	6,157	1.76	10,768	10,885	10,830
75～79歳	13,077	18,830	16,290	1.66	21,675	31,210	27,000
80～84歳	26,424	47,896	39,323	1.66	43,944	79,655	65,397
85～89歳	46,936	101,789	83,356	1.66	77,937	169,022	138,412
90歳以上	100,808	228,804	200,254	1.40	141,373	320,874	280,835

※CFX：MC調整前 33

## 入院者の食費・居住費 補正CFX

年代	入院者・3ヵ月以上			入院者・期間合計			退院者・3ヵ月以上			退院者・期間合計		
	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
0～4	1,105	1,059	1,082	1,342	1,266	1,305	78	82	356	1,868	1,637	1,756
5～9	668	682	675	703	711	707	0	0	78	394	306	351
10～14	783	734	759	820	766	794	0	0	86	431	339	386
15～19	798	792	795	853	847	850	0	0	121	600	529	565
20～24	936	883	910	1,008	976	993	68	0	192	729	858	792
25～29	1,242	990	1,118	1,329	1,136	1,235	63	66	369	662	1,669	1,154
30～34	1,517	1,171	1,347	1,628	1,358	1,495	194	199	514	992	2,106	1,541
35～39	1,713	1,335	1,527	1,849	1,495	1,674	308	176	482	1,366	1,726	1,544
40～44	2,112	1,585	1,852	2,268	1,728	2,001	333	295	500	1,577	1,521	1,549
45～49	2,794	2,088	2,443	3,005	2,253	2,631	437	390	624	2,161	1,817	1,990
50～54	3,927	2,948	3,438	4,231	3,154	3,693	755	427	813	3,346	2,224	2,786
55～59	5,266	3,632	4,444	5,665	3,897	4,775	1,261	481	1,061	4,979	2,637	3,800
60～64	7,089	4,940	5,994	7,650	5,304	6,455	1,722	942	1,620	6,829	4,049	5,413
65～69	7,881	5,994	6,903	8,669	6,515	7,553	2,083	1,319	2,132	8,535	5,496	6,961
70～74	9,376	8,142	8,716	10,521	9,002	9,709	3,395	2,327	3,463	12,660	8,674	10,529
75～79	12,079	12,233	12,165	13,909	13,717	13,802	5,121	3,775	5,531	18,248	13,743	15,732
80～84	16,793	19,308	18,303	19,484	21,703	20,817	7,235	6,634	9,186	25,513	22,468	23,684
85～89	22,881	29,839	27,501	26,699	33,202	31,017	11,915	10,557	14,724	38,539	33,256	35,031
90歳以上	34,020	50,557	46,868	38,765	54,735	51,173	17,069	17,911	24,704	52,869	51,109	51,501

※CFX：MC調整前 34

## 入院者の生活費 補正CFX

年代	入院者・3ヵ月以上			入院者・期間合計			退院者・3ヵ月以上			退院者・期間合計		
	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)	男性・補正 CFX (円/人)	女性・補正 CFX (円/人)	全体・補正 CFX (円/人)
0～4	140	134	137	170	160	165	3	3	3	63	55	59
5～9	130	133	131	137	138	137	0	0	0	10	8	9
10～14	154	144	149	161	150	156	0	0	0	11	9	10
15～19	144	143	144	154	153	154	0	0	0	17	15	16
20～24	165	155	160	177	172	175	2	0	1	23	28	26
25～29	202	161	182	216	185	201	2	2	2	22	54	38
30～34	243	187	216	261	217	239	7	7	7	34	72	53
35～39	286	223	255	309	250	280	10	6	8	45	57	51
40～44	371	279	326	399	304	352	10	9	10	50	48	49
45～49	494	369	432	531	398	465	14	12	13	67	57	62
50～54	697	523	610	751	560	656	24	13	19	105	70	87
55～59	920	635	776	990	681	834	40	15	28	159	84	121
60～64	1,235	860	1,044	1,333	924	1,124	57	31	44	224	133	178
65～69	1,335	1,015	1,169	1,468	1,103	1,279	70	45	57	288	185	235
70～74	1,519	1,319	1,412	1,704	1,458	1,573	120	83	100	449	308	374
75～79	1,897	1,921	1,910	2,184	2,154	2,167	182	134	155	648	488	559
80～84	2,652	3,050	2,891	3,077	3,428	3,288	258	236	245	909	801	844
85～89	3,725	4,858	4,477	4,347	5,406	5,050	434	384	401	1,403	1,211	1,275
90歳以上	6,065	9,014	8,356	6,911	9,759	9,123	638	669	662	1,976	1,910	1,925

※CFX：MC調整前

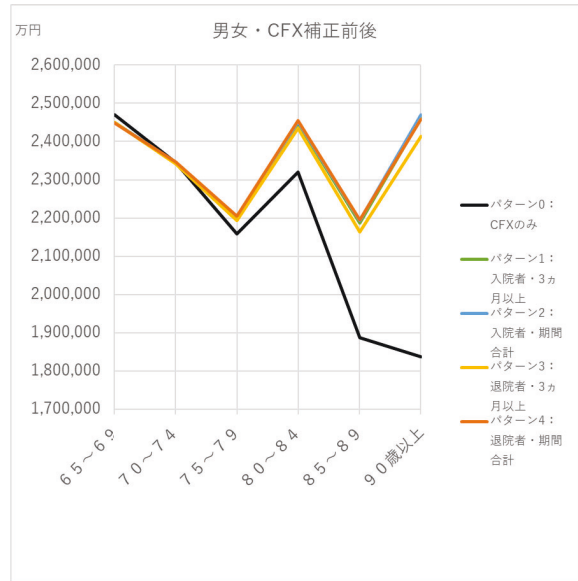
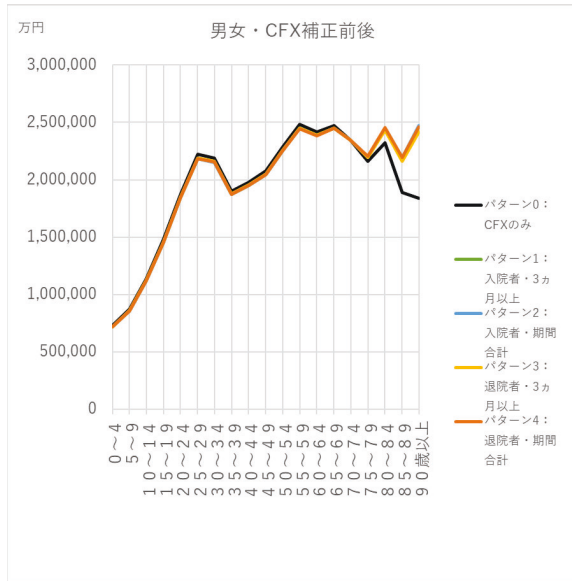
35

## マクロコントロールをかけ、CFX補正を比較する

- 「NTA2014のCFX」 + 「高齢者施設入居者（食費、居住費、生活費）」 + 「入院者の食費・居住費」 + 「入院者の生活費」
  - 上記式に対してマクロコントロールをかける。
  - 入院者について4パターン
    - ① 入院患者・3ヵ月以上入院
    - ② 入院患者・全期間入院
    - ③ 退院患者・3ヵ月以上入院
    - ④ 退院患者・全期間入院

36

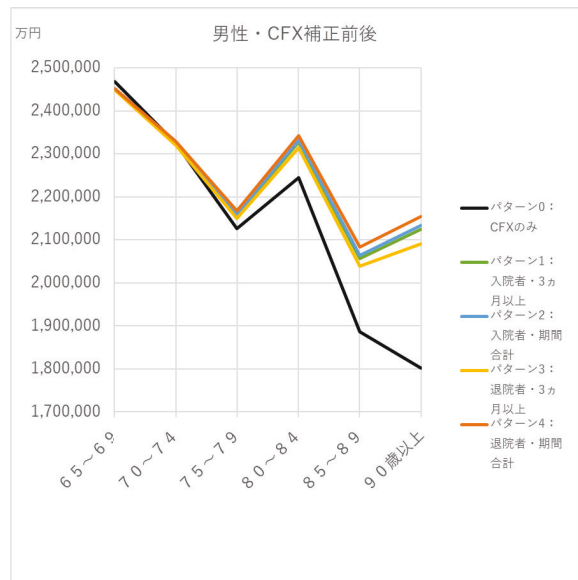
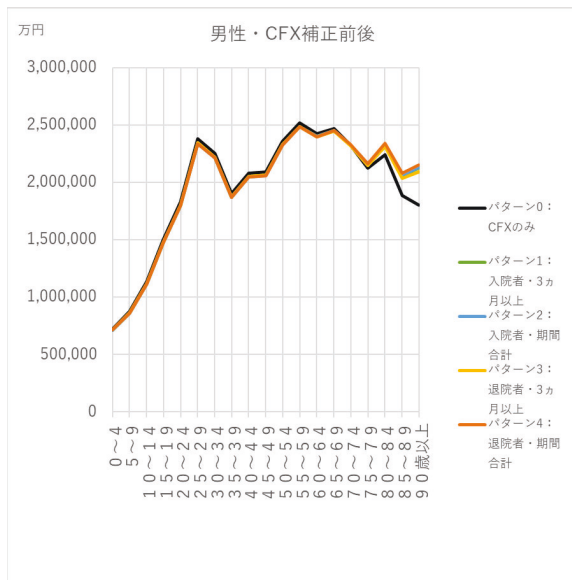
## CFX補正を比較する：男女



※CFX：MC調整後

37

## CFX補正を比較する：男性

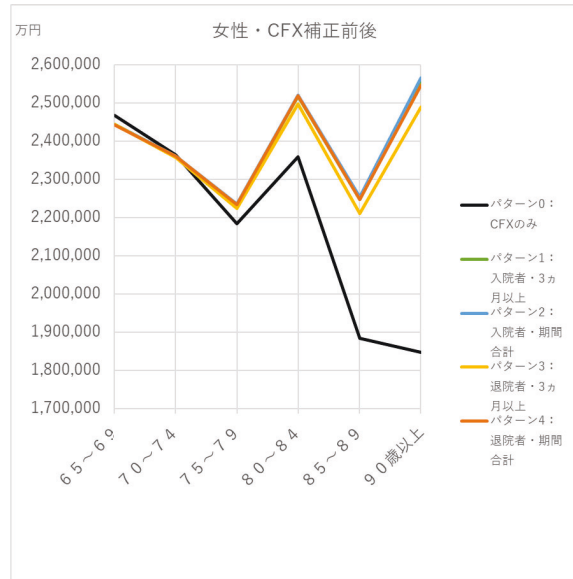
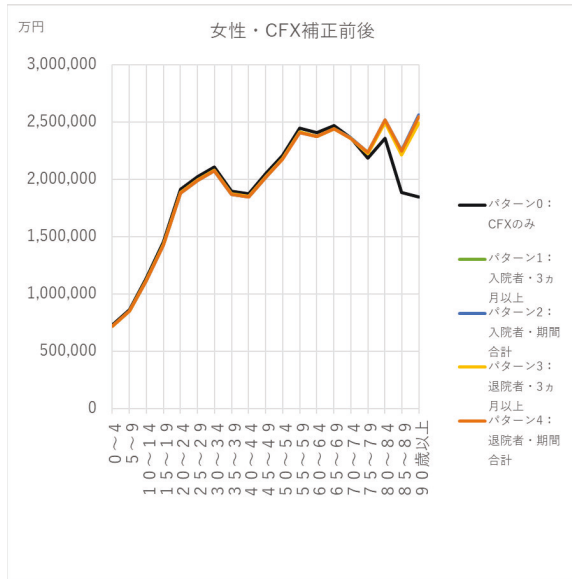


※CFX：MC調整後

38



## CFX補正を比較する：女性



※CFX：MC調整後

39

## CFX補正のまとめ

- 入院者の補正分よりも、高齢者施設の補正分が相対的に大きい。
  - 入院者の補正は4パターン検討。
- 差額ベッドの稼働率をどうするか。
  - 80.3%を用いた。
- 入院期間を「3ヵ月以上」「全期間」いずれを用いるか。
  - 「全消」は3か月間の調査
- 『患者調査』による入院者数において、「入院患者」ベース「退院患者」ベースのどちらを使うか。
  - 組み合わせる方法も。

▶今後も引き続き検討。

40

## NTAにおける高齢部分の補正

- 「全国消費実態調査（全消）」において、施設居住者は調査対象外。
  - 介護施設や入院している確率が高いと考えられる高齢者で特に影響がある可能性。

### 【現状が過小と思われる】

- ① CFH（医療の個人支出）⇒佐藤資料にて
- ② CFL（介護の個人支出）⇒佐藤資料にて
- ③ CFX（教育・医療以外の個人消費）

### 【現状が過大と思われる】

- ④ YLおよびYPP（労働収入、年金収入）

41

## YL（労働収入）とYPP（年金収入）の高齢補正

- 全消は9~11月までの3ヵ月間が調査対象。
- 高齢者施設の居住者や、入院者は調査対象外。
  - 介護施設などに入居していたり、入院している割合が高い高齢者は全消で把握できておらず、全消の値が（CFX, 医療教育以外支出と異なり）”過大”評価となっている可能性。

### 【補正案】

- ① 就業構造基本調査（就調）を用いる方法
  - 就調には施設居住者も含まれるため、施設居住の有無別にYL, YPPを算出し、施設居住の有無別人口（国調）で案分する。
- ② 簡単な方法
  - 施設居住者のYL（労働収入）はゼロと仮定し、施設居住の有無別人口（国調）で案分する。
  - YPPについては施設居住者も同等と仮定し、補正しない。

42

## YLとYPPの高齢補正：就調について

### 【補正案】① 就業構造基本調査（就調）を用いる方法

- 就調には施設居住者も含まれるため、施設居住の有無別にYL, YPPを算出し、施設居住の有無別人口（国調）で案分する。

### 【就調について】

- 就調は2012, 2017, 2022…の周期で調査され、2014, 2019, 2024…の全消（家計構造）と異なる。
  - 就調2012を用いる
- 全消と異なり、連続ではなくカテゴリカル（100-199万円など）に収入を問う。
  - 個々人の「おもな仕事について」と、「世帯全体の年間収入」について把握可能。
    - おもな仕事（会社）、それ以外の仕事（農業）、年金収入あり、配偶者もあり…などになると、分離不可能。
  - YPP（年金）については「世帯全体の年間収入」から世帯人員などを用いて割り引く必要がある。
- 3ヵ月以上、社会福祉施設等に居住している場合、入所・入院先で調査される。
  - 一方、現在の居住場所を問う設問が不完全。施設居住の有無別にYP, YPP等を算出すること不可能。

43

## YLとYPPの高齢補正：就調について

- 就調の記入の手引きより。自分が介護・看護を受けるために転居した場合は「その他」と記載する。
  - 施設居住を取り出せない。

5 居住地について

<b>5 居住地について</b> (1) 現在の場所に住み始めたのはいつですか <small>・平成24年（2012年）以後の人は月まで書いてください</small> (6ヶ月)	出生時から 明治 大正 昭和 平成 西暦 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことになったのですか <small>・あなたから見た理由を記入してください（おもなもの一つにマーク）</small>	あなたの仕事の都合 家族の世帯の都合 通学のため 結婚のため 子供の教育のため 介護・看護のため その他
(3) 現在の場所に住む前はどこに住んでいましたか <small>・東京都区部及び政令指定都市の区の間で移動した場合は「同じ都道府県内の別の市区町村」とします                  ・「他の都道府県」の場合は、都道府県名を記入してください</small>	同じ市区町村内の別のところ 同じ都道府県内の別の市区町村 他の都道府県 外国

6 収入の種類

あなた個人のこの1年間の収入について記入してください <small>・だれの分かはっきりしないものは世帯主の分に含めて記入してください（おもなもの一つにマーク）                  （その他該当するものすべてにマーク）</small>	賃金・給料 事業収入 内職収入 社会保険給付 年金・給付 雇用保険給付 退職金 家賃収入 利子・配当 その他
---	--

電話番号 ○○○ - XXXX - □□□□ (わからぬことがあった場合問合せに利用させていただきます)

仕事をしている人			仕事をしていない人		
仕	家	通	家	通	そ
+	+	+	+	+	+

5 居住地について

▼ 「あなたの仕事の都合」の「その他」とは、具体的にはどのような場合なの？  
 ⇒ 自分の通勤（転勤を除く）に便利なところに転居したり、勤め先の事業所が移転したことにより転居した場合などです。

▼ 「介護・看護のため」には、自分が介護・看護を受けるために転居した場合も含めるの？  
 ⇒ 「介護・看護のため」とは、あなたが家族の介護・看護をするために転居した場合をいい、自分が介護・看護を受けるために転居した場合は「その他」とします。

市区町村の合併などにより、市区町村名が変わっても、実際に転居していなければ、住むところが変わったことにはなりません。

調査票第1面 1/7

44

## YLとYPPの高齢補正：就調を用いた補正

### 【補正案】① 就業構造基本調査（就調）を用いる方法

- 就調には施設居住者も含まれるため、施設居住の有無別にYL, YPPを算出し、施設居住の有無別人口（国調）で案分する。
- 現在の居住場所を問う設問が不完全なため、施設居住の有無別にYP, YPP等を算出すること不可能。
- YLとYPPの高齢補正については今後再検討。

## NTAPJ 第 2 回研究会資料

佐藤格

2022 年 10 月 5 日

### 今回の予定

- 社会保険料支払いのマクロコントロール
- 保育変数についての検討
- 施設居住者の按分
- マクロコントロール (政府から家計へ) の更新

## 社会保険料支払いのマクロコントロール

- 各制度にはどのような年齢の者が拠出を行っているか？
- ここで示すのは暫定的な結論のみ。詳しくは補助資料をもとにご議論頂きたい。
  - ▶ 健康保険：15歳から74歳
  - ▶ 厚生年金：15歳から69歳
  - ▶ 国民年金：20歳から59歳
  - ▶ 労災保険：15歳以上？(事業主のみが拠出)
  - ▶ 雇用保険：15歳以上？(事業主のみが拠出)
  - ▶ 国民健康保険：0歳から74歳
  - ▶ 後期高齢者医療：75歳以上
  - ▶ 共済組合：長期15歳から69歳、短期15歳から74歳
  - ▶ 組合管掌健康保険：15歳から74歳
  - ▶ 全国健康保険協会：15歳から74歳
  - ▶ 児童手当及び子ども手当：15歳以上？(事業主のみが拠出)
  - ▶ 基金：検討中
  - ▶ 介護保険：第1号被保険者65歳以上、第2号被保険者40～64歳

## 保育変数についての検討 (1)

- 昨年度報告書、竹沢論文「年齢別就学前教育・保育支出の変数の作成方法について」で推計方法を検討。
  - ▶ 案1：年齢別の単価から保育料・授業料負担分を除いた一人当たり経費に年齢別の在園児数を乗じる方法による推計
  - ▶ 案2：社会保障費用統計の就学前教育・保育支出を単価と在園児童数に基づき年齢別に按分した推計
- どちらの方法が優れていると考えているか？
  - ⇒ 案1は過少推計であり、案2が望ましい。
- 案2は社会保障費用統計の公表データしか扱うことができない人でも、計算の再現は可能か？
  - ⇒ 費用統計、その他の公表データから再現可能。

## 保育変数についての検討 (2) 推計手順

- 就学前教育・保育給付費を算出
- 保育単価の地域差(地域区分ごとの単価額と在園児数)を考慮した年齢別の按分係数により年齢別支出を推計

## 保育変数についての検討 (3) データの出所

- 就学前教育・保育給付の総額
  - ▶ 国立社会保障・人口問題研究所「平成 30 年度社会保障費用統計」より、第 20 表児童・家族関係給付費のうち「就学前教育・保育」区分。  
※各施設在園児に対する給付が含まれているが、施設整備費など給付以外の費用、幼稚園の授業料や保育料として各家庭が支払う分については含まれていない。
- 在園児数
  - ▶ 保育所：「社会福祉施設等調査」第 10 表 児童福祉施設等の在所者数，年齢各歳、施設の種別・経営主体の公営－私営別 → 保育所等 総数
  - ▶ 公立幼稚園：「平成 30 年度学校基本調査」児童・生徒数 → 国立・公立
  - ▶ 私立幼稚園：「平成 30 年度学校基本調査」児童・生徒数 → 私立
- 1 人当たり年間経費(保育単価、幼稚園教育公費支出)
  - ▶ 保育所：「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(内閣府告示第 57 号)」をベースとした地域別児童数調整後の公定価格 → 平均保育単価月額
  - ▶ 公立幼稚園：「地方教育費調査」在学者・国民一人当たり経費
  - ▶ 私立幼稚園：「今日の私学財政」消費支出 / 児童・生徒数

## 保育変数についての検討 (4) データの出所と計算

- 1人当たり授業料・保育料(家計が支払う)
  - ▶ 保育所：1人当たり保育料：保育料の分布をもとに計算。無償化に伴い最近の更新なし。
  - ▶ 公立幼稚園：「子供の学習費調査」 学校教育費 公立幼稚園
  - ▶ 私立幼稚園：「今日の私学財政」 授業料 / 児童・生徒数
- 1人当たり公的支出
  - ▶ 保育所・公立幼稚園・私立幼稚園共通：1人当たり年間経費 - 1人当たり授業料・保育料
- 年齢別の公的支出計
  - ▶ 保育所・公立幼稚園・私立幼稚園共通：在園児数 × 1人当たり公的支出
- 年齢別の按分係数
  - ▶ 保育所・公立幼稚園・私立幼稚園共通：就学前教育・保育公的支出計 ÷ 年齢別の公的支出計
- 年齢別の公的支出
  - ▶ 保育所・公立幼稚園・私立幼稚園共通：就学前教育・保育支出 × 年齢別の按分係数

## 保育変数についての検討 (5) 結果

A 在園児数				
年齢	合計	保育所	幼稚園	
	(単位:千人)	(単位:人)	公立 (単位:人)	私立 (単位:人)
0	72	72,208		
1	345	345,335		
2	521	520,954		
3	560	381,642	18,199	160,456
4	875	490,070	53,027	331,449
5	910	484,926	77,848	347,440
6	982	240,829	43,020	176,447

B 1人当たり年間経費(保育単価、幼稚園教育公費支出)				
年齢	(単位:万円)			
0		233.6		
1		139.7		
2		139.7		
3		79.3	94.4	71.4
4		60.7	94.4	71.4
5		60.7	94.4	71.4
6		60.7	94.4	71.4

C 1人当たり授業料・保育料(家計が支払う)				
年齢	(単位:万円)			
0		23.9		
1		23.9		
2		23.9		
3		23.9	12.1	29.8
4		23.9	12.1	29.8
5		23.9	12.1	29.8
6		23.9	12.1	29.8



## 保育変数についての検討 (6) 結果

D 1人当たり公的支出 (B:1人当たり年間経費-C:1人当たり授業料・保育料) (単位:万円)				
0		209.8		
1		115.9		
2		115.9		
3		55.5	82.4	41.6
4		36.9	82.4	41.6
5		36.9	82.4	41.6
6		36.9	82.4	41.6
E 年齢別の公的支出計 (A:在園児数×D:1人当たり公的支出) (単位:億円)				
0	1,515	1,515		
1	4,001	4,001		
2	6,035	6,035		
3	2,935	2,117	150	668
4	3,623	1,807	437	1,380
5	3,875	1,788	641	1,446
6	1,977	888	354	734
就学前教育・保育公的支出計	23,960	(億円)		
就学前教育・保育支出	37,868	(2018年度)		
差額	13,908			

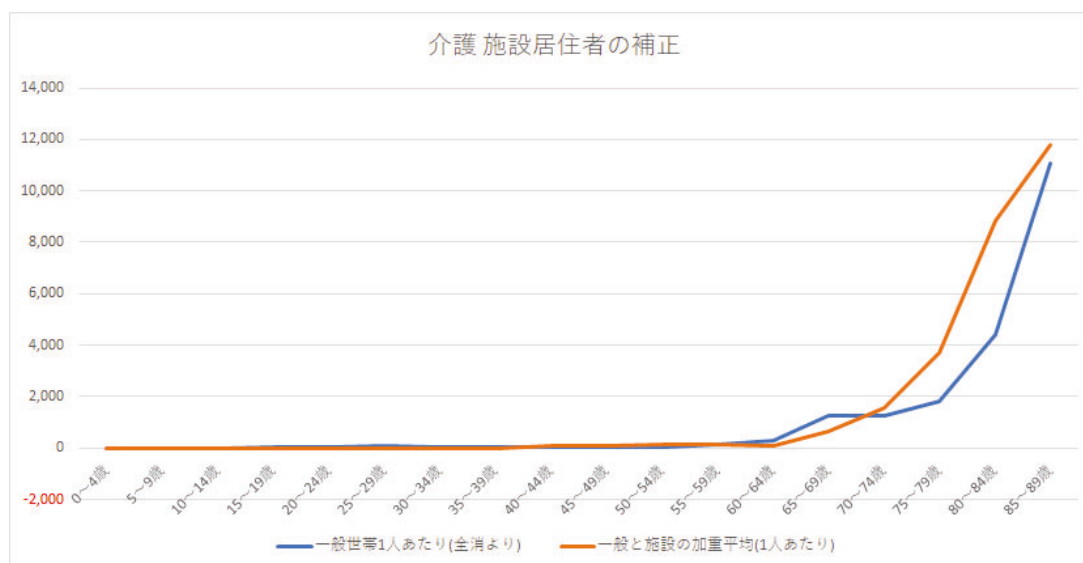
## 保育変数についての検討 (7) 結果

F 年齢別の按分係数		G 【推計結果】年齢別の公的支出	
年齢	係数	年齢	支出
0	0.06	0	2,394
1	0.17	1	6,323
2	0.25	2	9,539
3	0.12	3	4,639
4	0.15	4	5,726
5	0.16	5	6,124
6	0.08	6	3,124
	1.00	計	37,868

## 施設居住者の按分

- 問題意識
  - ▶ 全消は施設居住者が調査対象とされていないが、医療や介護に関する支出が多い高齢期には、施設居住者も多く存在するため、全消の値が過小となっている可能性。
- 方法
  - ▶ 施設居住者を含む総額 (A)
  - ▶ 全消は施設居住者を含まない額。⇒全消をベースに一般世帯の人数を乗じて施設居住者を含まない総額 (B)
  - ▶ B から A を引いた分が施設居住者の額。
- 問題点
  - ▶ 医療
    - ★ 施設居住者の値がマイナスになる。
    - ★ 計算された全消の値が一部でゼロになっている。
  - ▶ 介護
    - ★ 40～64 歳の割り当てをどのようにすべきか。：暫定的に均等に割り振り。

## 施設居住者の按分



## マクロコントロール (政府から家計へ) の更新

- 2009、2014、2019 年の 3 時点について、従来からの方法に準じて計算。
- 08SNA では原則として 1994 年以降のデータしかないこと、また政府の機能別支出については 2005 年以降のデータしかないことから、2009 年以降の 3 時点のみにしている。
- 補助資料参照。
- 備考欄に作成に利用したシートを示している。年度末までに文書化予定。

# 社会保険料支払いのマクロコントロール

佐藤 格\*

2022年10月4日

## 1 はじめに

金額自体はSNAのものを利用すればよいので、改めて確認しなくてもよいといえよ。

ただし拠出する者が誰なのかは明らかにする必要があり、そのためにはどの項目にどの制度が分類されているかを確認することが不可欠。

割り当てる年齢を確定させるために、改めてSNAデータの出所を確認。

## 2 各制度について

### 2.1 (1) 年金(除児童手当)

「年金(除児童手当)」は「健康保険」「厚生年金」「国民年金」に分けられる。このうち「健康保険」については、厚生年金保険・国民年金事業年報<sup>1</sup>および協会けんぽ事業年報<sup>2</sup>により値を求めることができる。

#### 2.1.1 健康保険

**SNA との比較** 「健康保険」とは、全国健康保険協会の健康保険料である。年金特別会計の仕組み<sup>3</sup>にあるように、事業主・被保険者からの全国健康保険協会の健康保険料は一旦健康勘定へ繰り入れられる<sup>4</sup>。さらに健康勘定からは、全国健康保険協会へ保険料等交付金が支出される<sup>5</sup>。

『協会けんぽ事業年報』の「総括表 1. 全国健康保険協会管掌健康保険<sup>6</sup>から、「12. 年度別収支状況」より、「保険料収入(医療分)」を参照することにより、表1の通り、SNAとほぼ一致する値が得られることになる。

---

\*satou-itaru@ipss.go.jp

<sup>1</sup><https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450463&tstat=000001064713&cycle=8&tclass1=000001152788&tclass2val=0>

<sup>2</sup><https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/sb7200/sbb7200/2022031601/>

<sup>3</sup><https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/kaiji/dl/nenkin03.pdf>

<sup>4</sup>なお、健康勘定には健康保険料のほか、借入金諸費財源繰入と独法納付金財源繰入による収入がある。

<sup>5</sup>全国健康保険協会には健康勘定からの交付金のほか、一般会計から療養給付費等国庫補助がある。

<sup>6</sup><https://www.kyoukaikenpo.or.jp/-/media/Files/honbu/cat740/r2nenpou21.xlsx>

表 1: 健康保険 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2010	6,650.7	6,734.3
2011	6,819.2	6,885.5
2012	7,251.6	7,315.6
2013	7,428.5	7,487.8
2014	7,682.0	7,734.2
2015	7,997.7	8,046.1
2016	8,369.5	8,414.2
2017	8,756.4	8,797.4
2018	9,102.9	9,142.9
2019	9,553.0	9,593.9
2020	9,419.6	9,461.8

なお、事業年報に示される値は拠出総額であるが、拠出はほぼ労使折半であり、労使を分割するとしても、1/2 ずつの拠出とすればよいと考えられる。

拠出する者の属性 協会けんぽの被保険者は <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3162/1960-204/> にあるように「適用事業者に使用されている者<sup>7)</sup>」であり、保険料は雇主と雇用者で折半される<sup>8)</sup>。

したがって、15 歳から 74 歳までの者が拠出を行っているものと考えられる。

### 2.1.2 厚生年金

SNA との比較 厚生年金については、『厚生年金保険・国民年金事業年報』の「総括表(厚生年金保険) 2 厚生年金保険(第 1 号) 年度別適用状況<sup>9)</sup>」を参照することにより、表 2 の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>7)</sup>船員保険の被保険者、所在地が一定しない事業所に使用される者、国民健康保険組合の事業所に使用される者、健康保険の保険者、共済組合の承認を受けて国民健康保険へ加入した者、後期高齢者医療の被保険者等は適用除外。

<sup>8)</sup>任意継続被保険者(会社などを退職して被保険者の資格を失ったものの、一定の条件のもとに被保険者として継続している者)は後述。

<sup>9)</sup><https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032201317&fileKind=4>

表 2: 厚生年金 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2009	22,237.3	22,240.9
2010	22,711.4	22,725.2
2011	23,458.5	23,469.9
2012	24,150.1	24,154.9
2013	25,044.2	25,047.2
2014	26,316.0	26,319.6
2015	27,831.0	27,836.2
2016	29,465.3	29,475.4
2017	30,923.2	30,944.2
2018	31,910.4	31,928.7
2019	32,588.3	32,619.7
2020	32,047.4	32,061.2

なお、事業年報に示される値は拠出総額であるが、拠出は労使折半であり、労使を分割するとしても、1/2 ずつの拠出とすればよいと考えられる。

拠出する者の属性 被保険者の定義は <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html> にあるように、「厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶などの適用事業所に常時使用される 70 歳未満の者」となる。また適用事業所とは、次の事業所を指す。

1. 株式会社などの法人の事業所(事業主のみの場合を含む)。また、従業員が常時 5 人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金保険の適用事業所となる。
2. 上記の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。

したがって、15 歳から 69 歳までの者が拠出を行っているものと考えられる。

### 2.1.3 国民年金

SNA との比較 国民年金については、『厚生年金保険・国民年金事業年報』の「年次推移(国民年金) 2 保険料収納済歳入額及び納付状況」<sup>10</sup>を参照することにより、表 3 の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>10</sup><https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032121596&fileKind=4>

表 3: 国民年金 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2009	1,659.1	1,605.6
2010	1,631.0	1,582.8
2011	1,539.2	1,494.8
2012	1,572.8	1,466.5
2013	1,576.9	1,482.0
2014	1,578.6	1,499.7
2015	1,467.3	1,403.7
2016	1,453.4	1,428.0
2017	1,345.0	1,323.7
2018	1,340.9	1,315.3
2019	1,298.1	1,281.7
2020	1,287.4	1,274.9

なお、雇主はいないため、家計のみが負担することとなる。

**拠出する者の属性** 被保険者(第1号被保険者)は、20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職など、第2号被保険者、第3号被保険者でない者である。

したがって、20歳から59歳までの者が拠出を行っているものと考えられる。

## 2.2 労働保険

労働保険は労災保険と雇用保険からなる。

### 2.2.1 労災保険

**SNA との比較** 労災保険は「令和2年度労働者災害補償保険事業年報<sup>11</sup>」をはじめ、各年度の事業年報の「保険料徴収状況 収納済額」を参照することにより、表4の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>11</sup>[https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/hoken-jigyo/gaiyou/r02\\_nenpou.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/hoken-jigyo/gaiyou/r02_nenpou.html)

表 4: 労災保険 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2004	1,013.4	1,044.7
2005	1,035.9	1,067.6
2006	1,023.3	1,050.3
2007	1,049.6	1,069.0
2008	1,049.8	1,070.9
2009	821.4	841.9
2010	771.6	784.1
2011	815.4	825.4
2012	779.3	787.9
2013	797.6	802.4
2014	833.8	843.4
2015	827.8	837.3
2016	842.3	852.8
2017	860.9	868.6
2018	848.9	855.8
2019	856.3	862.1
2020	859.1	865.3

なお、労災保険は雇主のみが負担するものとなっている。

拋出する者の属性 労災保険の適用対象には、[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken/hourei\\_seido/kosin/keizoku/tanni.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/kosin/keizoku/tanni.html) に示されている通り、すべての一般労働者、アルバイト、日雇労働者が含まれる。したがって、15歳以上の者が対象と考えられる。

### 2.2.2 雇用保険

SNA との比較 『雇用保険事業年報 全体版<sup>12</sup>』において、「主要指標 (1) 保険料収納済額」を参照することにより、表 5 の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>12</sup><https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken02/all.html>



表 5: 雇用保険 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2006	3,007.8	3,007.2
2007	2,422.3	2,421.8
2008	2,442.5	2,442.0
2009	1,759.6	1,759.2
2010	2,305.6	2,305.2
2011	2,445.9	2,445.4
2012	2,143.8	2,143.3
2013	2,133.3	2,132.8
2014	2,195.0	2,194.5
2015	2,265.3	2,264.8
2016	1,903.3	1,902.9
2017	1,587.7	1,587.5
2018	1,631.7	1,631.5
2019	1,664.5	1,664.3
2020	1,699.7	1,699.5

なお事業年報で示されている値は保険料収納済額だけであり、その内訳は不明である。一方で SNA を見ると、雇主の負担が家計の負担を大きく上回っていることがわかる。これは、ほとんどの事業では、雇用保険は労働者と事業主が 1:2 の割合で拠出を行うことになっている<sup>13</sup>ことによる。

拠出する者の属性 雇用保険の対象者は、[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken/hourei\\_seido/kosin/keizoku/tanni.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/kosin/keizoku/tanni.html) にあるようにさまざまな条件が定められているが、こちらも労災保険と同様に、15 歳以上の者が拠出を行っていると考えられる。

## 2.3 国民健康保険

SNA との比較 国民健康保険は、『国民健康保険事業年報 各年度<sup>14</sup>』の事業概況<sup>15</sup>を参照することにより、表 6 の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>13</sup><https://www.mhlw.go.jp/content/000739455.pdf>

<sup>14</sup>[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450396&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450396&result_page=1)

<sup>15</sup>[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450396&tstat=000001165926&result\\_page=1&cycle=8&tclass1=000001165928&layout=datalist&tclass2val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450396&tstat=000001165926&result_page=1&cycle=8&tclass1=000001165928&layout=datalist&tclass2val=0)

表 6: 国民健康保険 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2008	3,241.1	3,241.1
2009	3,227.6	3,227.6
2010	3,155.7	3,155.7
2011	3,200.7	3,200.7
2012	3,224.9	3,224.9
2013	3,271.4	3,271.4
2014	3,235.0	3,235.0
2015	3,152.0	3,152.0
2016	3,116.8	3,116.8
2017	3,030.7	3,030.7
2018	2,939.2	2,939.2
2019	2,880.4	2,880.4
2020	2,819.6	2,830.0

なお、国民健康保険には雇主がないので、家計のみが負担することになる。

**拠出する者の属性** 国民健康保険は、「国民健康保険制度の概要<sup>16</sup>」にあるように、原則として<sup>17</sup>被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とする制度である。したがって、0歳以上75歳未満の者が対象と考えられる。

## 2.4 後期高齢者医療

**SNA との比較** 後期高齢者医療は、『後期高齢者医療事業状況報告<sup>18</sup>』の概要表<sup>19</sup>の「表 19 後期高齢者医療広域連合(特別会計)の収支状況」を参照することにより、表7の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

<sup>16</sup>[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/kokumin\\_nenpou01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/kokumin_nenpou01.pdf)

<sup>17</sup>健康保険その他の被保険者や被扶養者、後期高齢者医療制度の適用対象者などを除く。

<sup>18</sup><https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450390&tstat=000001044948&cycle=0&tclass1=000001044953&tclass2=000001166486&tclass3val=0>

<sup>19</sup><https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032209156&fileKind=0>

表 7: 後期高齢者医療 SNA と事業年報の比較

	SNA	事業年報
2008	836.6	821.3
2009	859.4	856.5
2010	890.9	890.7
2011	909.8	907.3
2012	997.1	992.2
2013	1021.3	1,024.6
2014	1065.7	1,063.1
2015	1069.1	1,069.1
2016	1134.2	1,130.0
2017	1192.8	1,191.7
2018	1237.5	1,236.5
2019	1293.8	1,294.9
2020	1378.8	1,378.3

なお、後期高齢者医療には雇主がいないので、家計のみが負担することになる。

**拋出する者の属性** 後期高齢者医療制度の対象者は75歳以上の者となっているため、75歳以上が拋出を行っていると考えられる。「後期高齢者医療制度について<sup>20</sup>」にあるように、若年者からの保険料である後期高齢者支援金なども財源の一部になっているが、SNAに計上されている負担分は高齢者の保険料によるもののみであることから、拋出を行う対象は75歳以上の者に限定される。

## 2.5 共済組合

### 2.5.1 国家公務員共済組合

**SNAとの比較** 『国家公務員共済組合事業統計年報<sup>21</sup>』を参照することにより、表6の通り、SNAとほぼ一致する値が得られることになる。

事業年報において、雇主の負担と家計の負担は、それぞれ「負担金」と「掛金」と表記される。また負担は短期経理・長期経理・業務経理・保健経理に分類され、業務経理が雇主のみの負担である以外は、雇主と家計の両者が負担を行う。

なお負担金収入には事業主負担金だけでなく、公経済負担金と追加費用が含まれるため、SNAの「雇主の現実社会負担」に相当する事業主負担金だけを求めるには、「統計表」ではなく「概要」を参照する必要がある。また2015年度以降においては、事業主負担金は厚生年金保険経理と経過的長期経理の和を用いる。

**拋出する者の属性** 長期であれば厚生年金と同様15歳から69歳、短期であれば協会けんぽと同様15歳から74歳までの者でよいのではないかと。

<sup>20</sup><https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info02d-35.html>

<sup>21</sup>[https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk\\_annual\\_report/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/index.htm)

### 2.5.2 地方公務員共済組合

**SNA との比較** 『地方公務員共済組合等事業年報<sup>22</sup>』を参照することにより、表6の通り、長期経理を除いてはSNA とほぼ一致する値が得られることになる。

地方公務員共済組合も国家公務員共済組合と同様に短期経理・長期経理・業務経理・保健経理に分類され、業務経理が雇主のみの負担である以外は、雇主と家計の両者が負担を行う。また、項目名が「負担金」と「掛金」と表記されることも、国家公務員共済組合と同様である。

国家公務員共済組合と同様に、短期経理・業務経理・保健経理については事業年報とSNA で値がほぼ一致しているが、長期経理については、負担金が掛金よりもかなり多く、それにしたがってSNA の値とも大きな乖離が生じている。

この乖離の原因は国家公務員共済組合と同様に、負担金に事業主負担金に加えて公経済負担と追加負担が含まれていることによるものであると推測されるが、『地方公務員共済組合等事業年報』では公経済負担の額が明らかではない。

**拠出する者の属性** 長期であれば厚生年金と同様15歳から69歳、短期であれば協会けんぽと同様15歳から74歳までの者でよいのではないかと推測される。

### 2.5.3 その他

**SNA との比較** 「その他」に含まれる共済組合は、「巻末資料<sup>23</sup>」の「国民経済計算(平成23年基準)における政府諸機関の分類(平成27年度)」によれば、以下のようなものが該当する<sup>24</sup>。

- 日本たばこ産業共済組合
- 日本鉄道共済組合
- 日本製鉄八幡共済組合
- 農林漁業団体職員共済組合

また、日本私立学校振興・共済事業団は「特殊法人」に該当し、給付経理と共済業務勘定が社会保障基金に位置づけられる。

※地方議会議員共済会の財源

1972年度以降、給付経理の財源は地方議会議員の掛金に加えて、地方公共団体も費用の一部を負担することとなった。

地方議会議員年金制度が廃止された2011年6月1日以後の給付に要する費用については、残余の積立金を除き地方公共団体が負担することとされている。標準報酬月額に占める負担率は2020年において都道府県議会議員共済会が100分の19.1、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が100分の35.4である。

短期経理については、私学共済の値がSNA の値とほぼ等しくなっている。: それ以外の共済組合はゼロとみなしてよいか?

<sup>22</sup>[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/koumuin\\_seido/jigyounenpou.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/jigyounenpou.html)

<sup>23</sup>[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130\\_3\\_2008sna.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_3_2008sna.pdf)

<sup>24</sup>警察共済組合・公立学校共済組合・地方議会議員共済会は地方公務員共済組合等事業年報に含まれているものと推測される。

拠出する者の属性 長期であれば厚生年金と同様 15 歳から 69 歳、短期であれば協会けんぽと同様 15 歳から 74 歳までの者でよいのではないか。

## 2.6 組合管掌健康保険

**SNA との比較** 組合管掌健康保険は、『健康保険・船員保険事業状況報告<sup>25</sup>』の「(参考) 協会けんぽ及び組合健保の貸借対照表及び損益計算書<sup>26</sup>」のうち保険料収入を参照することにより、表??の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

拠出する者の属性 15 歳から 74 歳までの者でよいのではないか。

## 2.7 全国健康保険協会

全国健康保険協会の健康保険料は基本的に「年金(除児童手当)」の「健康保険」で表章されており、ここで表章されている値は、任意継続被保険者保険料の値のみである。

**SNA との比較** 全国健康保険協会は、『健康保険・船員保険事業状況報告<sup>27</sup>』の「(参考) 協会けんぽ及び組合健保の貸借対照表及び損益計算書<sup>28</sup>」のうち任意継続被保険者保険料収益を参照することにより、表??の通り、SNA とほぼ一致する値が得られることになる。

拠出する者の属性 任意継続の加入要件は次の 2 つ。

1. 資格喪失日の前日までに健康保険の被保険者期間が継続して 2 か月以上あること。
2. 資格喪失日(退職日の翌日等)から 20 日(20 日目が土日・祝日の場合は翌営業日)以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

したがって、「健康保険」に合わせて、15 歳から 74 歳までの者でよいのではないか。

## 2.8 児童手当及び子ども手当

児童手当及び子ども手当は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定を参照する。

**SNA との比較** 事業主拠出金収入と SNA の値を比べると、SNA の値の方が子ども・子育て支援勘定の値よりも過大である。ただし、その他の項目を含めると、今度は子ども・子育て支援勘定の値が SNA の値をはるかに上回ることになる。

<sup>25</sup>[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo\\_zyoukyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_zyoukyou.html)

<sup>26</sup>[https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/kenpo\\_nenpou\\_sankou\\_r01.xlsx](https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/kenpo_nenpou_sankou_r01.xlsx)

<sup>27</sup>[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo\\_zyoukyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_zyoukyou.html)

<sup>28</sup>[https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/kenpo\\_nenpou\\_sankou\\_r01.xlsx](https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/kenpo_nenpou_sankou_r01.xlsx)

表 8: 児童手当及び子ども手当 SNA と事業年報の比較  
付表 10 事業主拠出金収入

2007	282.7	207.9
2008	290.1	209.3
2009	281.2	201.0
2010	398.5	200.1
2011	408.5	202.2
2012	421.8	232.4
2013	427.2	237.6
2014	431.7	243.0
2015	436.6	250.0
2016	520.6	335.6
2017	588.0	403.2
2018	704.2	518.6
2019	807.4	623.1
2020	837.7	654.6

拠出する者の属性 SNA との乖離は解消できていないが、児童手当は事業主のみが拠出するため、雇用保険や労災保険と同様に、15 歳以上の者が拠出を行っていると考えられる。

## 2.9 基金

SNA との比較 基金は、「巻末資料 3 国民経済計算 (平成 23 年基準) における政府諸機関の分類 (平成 27 年度)」 pp.171-172 によれば、以下のようなものが該当する。

- エヌ・ティ・ティ企業年金基金
- 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 石炭鉱業年金基金
- 社会保険診療報酬支払基金

ただし、パスワードがかかっている、直近のデータしかないなど、基本的には利用できない。

拠出する者の属性 検討中。

## 2.10 介護保険

SNA との比較 事業年報の値と大きな乖離。

表 9: 介護保険 SNA と事業年報の比較

	SNA		事業年報		
	雇主	家計	合計	収納額累計	家計－雇主
2000	331.6	720.0	1,051.6	192.0	388.4
2001	458.1	1,276.3	1,734.3	589.0	818.2
2002	427.3	1,465.7	1,893.0	805.5	1,038.4
2003	432.7	1,616.5	2,049.2	938.4	1,183.8
2004	511.7	1,738.2	2,249.9	956.6	1,226.5
2005	579.3	1,858.7	2,438.0	982.1	1,279.4
2006	591.6	2,161.7	2,753.2	1,260.7	1,570.1
2007	606.4	2,233.9	2,840.3	1,320.0	1,627.5
2008	576.0	2,233.3	2,809.3	1,356.2	1,657.3
2009	571.6	2,253.9	2,825.5	1,388.4	1,682.3
2010	661.8	2,352.6	3,014.3	1,400.9	1,690.8
2011	723.7	2,440.3	3,164.0	1,410.0	1,716.6
2012	741.3	2,800.9	3,542.3	1,748.0	2,059.6
2013	770.2	2,908.4	3,678.6	1,822.3	2,138.2
2014	859.2	3,059.9	3,919.1	1,891.5	2,200.7
2015	852.8	3,287.4	4,140.2	2,139.6	2,434.6
2016	884.9	3,364.6	4,249.5	2,196.5	2,479.7
2017	958.4	3,471.7	4,430.1	2,240.4	2,513.3
2018	1,004.7	3,690.2	4,694.8	2,423.2	2,685.5
2019	1,106.4	3,753.9	4,860.4	2,391.9	2,647.5
2020	1,166.9	3,770.0	4,936.9	2,353.6	2,603.1

拠出する者の属性

- 1号と2号、被用者か否か。
- SNA で計上しているのは1号分と2号分の合計額。
- 事業年報で扱っているのは1号分だけ？
- SNA の「家計の現実社会負担」から「雇主の現実社会負担」を控除した額と、事業年報の値を比較すると、かなり似た動き。
- ただし確証はないので保留。
- 仮に上記の推測で行けるのであれば、家計の分から雇主の分を控除した額を第1号被保険者＝65歳以上の拠出とし、それ以外の額を第2号被保険者＝40～64歳の拠出とする。
- 介護給付費納付金収納額の額を用いて計算？

マクロコントロール一覧表		08SNA SNA values			
Categories	Varname in Dataset	2009	2014	2019	備考
<b>Lifecycle Deficit</b>					
Consumption					
Public Consumption					
Education	cge	13,928.0	14,171.6	14,124.2	政府機能(消費)
Health	cgh	33,192.8	37,976.6	41,595.5	政府機能(消費)
Long-term Care	ltc	7,892.0	9,961.6	11,426.6	政府機能(消費)
Other	cgx	41,063.1	42,048.0	44,690.5	政府機能(消費)
Private Consumption					
Education	cfe	5,842.6	5,518.5	5,732.1	家計目的
Health	cfh	9,263.7	10,210.9	11,036.3	家計目的
Durable	cfh	22,594.3	22,156.9	22,744.0	家計形態
Other	cfx	241,211.8	253,557.0	259,012.9	
Net Indirect Tax on Consumption	indc	<b>30,090.5</b>	<b>37,405.0</b>	<b>41,656.1</b>	一国第1次
Housing (imputed rent)	cfr	49,181.5	49,489.6	48,590.6	家計目的
Long-term Care					
Less: Labor Income					
Compensation of Employees	yle	252,538.2	258,324.8	287,887.9	所得発生(一国)
Self-employed Income	yls	<b>9,926.9</b>	<b>9,027.1</b>	<b>7,365.7</b>	所得発生(一国)
<b>Reallocations</b>					
Asset-based Reallocations					
Private Asset Income					
Capital share of self-employed	kyls	<b>4,963.4</b>	<b>4,513.5</b>	<b>3,682.8</b>	所得発生(一国)
HH Operating Surplus	imprent	<b>22,617.0</b>	<b>22,995.6</b>	<b>21,301.8</b>	所得支出(家計)
Corporate Operating Surplus	yafx	<b>49,851.6</b>	<b>61,883.2</b>	<b>58,641.3</b>	所得支出(非金融)+(金融)
Interest and Dividend	interest	12,668.0	19,822.9	21,660.9	一国第1次
Interest		7,963.9	8,881.7	10,385.6	一国第1次
Dividend		3,686.2	7,254.2	5,419.6	一国第1次
Rent	rent	0.0	<b>-103.8</b>	<b>-61.8</b>	一国第1次
Other property income					
Indirect Tax on K(+)	indk	<b>1,796.5</b>	<b>1,617.7</b>	<b>1,649.8</b>	一国第1次
Less: Private Saving		<b>13,086.8</b>	<b>-2,369.6</b>	<b>11,242.6</b>	使用(家計)
Public Asset Income					
Interest on Debt	intpb	<b>-9,561.8</b>	<b>-9,745.4</b>	<b>-8,175.8</b>	
Other Public Asset Income	yagx				
Less: Public Saving	asg	<b>-43,018.7</b>	<b>-23,221.0</b>	<b>-13,392.2</b>	
<b>Transfers</b>					
Public Transfers					
Public Transfer Inflows (Consumption)					
Public Transfer Inflows (Social Benefits+Other Ca					
Pension	ypp	48,233.1	50,426.5	53,536.5	付表9-2
Education	cashe	801.7	965.7	1,101.8	政府機能(現金)
Health	cashh	999.9	1,061.9	1,169.6	付表9-2
Long-term Care	cashl	37.4	42.6	37.7	付表9-2
児童手当					
Other Social Security Benefit	otherssb	12,836.2	14,274.9	14,136.4	付表9-2
Other Cash	othercash	17,743.8	14,077.0	14,577.5	上記項目より計算。
Public Transfer Outflows					
Personal Income Tax	pit	23,656.1	26,342.6	28,480.0	第2次
Corporate Income tax	cit	9,662.8	17,795.2	19,087.4	第2次
Net Indirect Tax	indtax	31,887.0	39,022.7	43,305.9	indc + indk
social security contribution	sst	52,328.0	62,251.9	72,045.8	付表10-2
Surplus/Deficit	sur				
ROW		<b>527.8</b>	<b>517.8</b>	<b>201.8</b>	海外
Private Transfers					
Inter-household Transfers					
Inflows	interin	2360.7	4058.6	5002.2	海外
Outflows	interout	1840.6	2805.2	4046.4	海外





2号分	介護給付費納付金収納額				(億円)				(10億円)				SNA = 1号 + 2号		1号	事業年報
	協会けんぽ	船員保険	共済組合	健保組合	国民健保	合計	協会～組	国保	合計	雇主	家計	合計	1号	事業年報		
2000	3927	34	1004	3135	4388	12489	2000	810.0	438.8	1,248.8	331.6	720.0	1,051.6	-197.2	192.0	
2001	4340	36	1119	3432	4962	13889	2001	892.7	496.2	1,388.9	458.1	1,276.3	1,734.3	345.4	589.0	
2002	3960	27	1085	3189	4880	13141	2002	826.1	488.0	1,314.1	427.3	1,465.7	1,893.0	578.9	805.5	
2003	4398	30	1266	3662	5705	15062	2003	935.6	570.5	1,506.1	432.7	1,616.5	2,049.2	543.1	938.4	
2004	5246	33	1496	4292	6876	17942	2004	1,106.7	687.6	1,794.3	511.7	1,738.2	2,249.9	455.6	956.6	
2005	5954	30	1682	4758	7756	20180	2005	1,242.4	775.6	2,018.0	579.3	1,858.7	2,438.0	420.0	982.1	
2006	6029	31	1697	4879	7828	20464	2006	1,263.6	782.8	2,046.4	591.6	2,161.7	2,753.2	706.8	1,260.7	
2007	6074	33	1676	4948	7490	20222	2007	1,273.1	749.0	2,022.1	606.4	2,233.9	2,840.3	818.2	1,320.0	
2008	5920	30	1590	4818	6755	19113	2008	1,235.8	675.5	1,911.3	576.0	2,233.3	2,809.3	898.0	1,356.2	
2009	6218	32	1631	5086	6550	19518	2009	1,296.7	655.0	1,951.7	571.6	2,253.9	2,825.5	873.8	1,388.4	
2010	6949	32	1776	5503	6957	21218	2010	1,426.0	695.7	2,121.7	661.8	2,352.6	3,014.3	892.6	1,400.9	
2011	7403	33	1903	5898	7604	22841	2011	1,523.7	760.4	2,284.1	723.7	2,440.3	3,164.0	879.9	1,410.0	
2012	7629	33	1956	6209	8112	23940	2012	1,582.7	811.2	2,393.9	741.3	2,800.9	3,542.3	1,148.4	1,748.0	
2013	8243	33	2014	6543	8491	25324	2013	1,683.3	849.1	2,532.4	770.2	2,908.4	3,678.6	1,146.2	1,822.3	
2014	8967	34	2133	6998	8460	26591	2014	1,813.2	846.0	2,659.2	859.2	3,059.9	3,919.1	1,259.9	1,891.5	
2015	8971	31	2098	6993	7606	25699	2015	1,809.3	760.6	2,569.9	852.8	3,287.4	4,140.2	1,570.3	2,139.6	
2016	9503	31	2161	7357	7167	26219	2016	1,905.2	716.7	2,621.9	884.9	3,364.6	4,249.5	1,627.6	2,196.5	
2017	9858	32	2451	8221	7114	27676	2017	2,056.2	711.4	2,767.6	958.4	3,471.7	4,430.1	1,662.5	2,240.4	
2018	10130	31	2559	8642	6529	27891	2018	2,136.2	652.9	2,789.1	1,004.7	3,690.2	4,694.8	1,905.7	2,423.2	
2019	10671	32	2898	9256	6429	29286	2019	2,285.7	642.9	2,928.6	1,106.4	3,753.9	4,860.4	1,931.8	2,391.9	
2020	10303	31	3333	9887	6539	30093	2020	2,355.4	653.9	3,009.3	1,166.9	3,770.0	4,936.9	1,927.6	2,353.6	

[https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02\\_hihokensha.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02_hihokensha.pdf)

表20 収支状況

① 市町村

市町村	収 入				支 出			
	科 目	決 算 額 (百万円)	構 成 比 (%)	1人当たり 決算額(円)	科 目	決 算 額 (百万円)	構 成 比 (%)	1人当たり 決算額(円)
市	保 險 料 ( 税 )	2,541,656	20.1	95,776	総 務 費	195,529	1.6	7,368
	一 般 被 保 険 者 分	2,540,702	20.1	95,740	保 險 給 付 費	8,397,148	67.9	316,424
	医 療 給 付 費 分	1,763,199	13.9	66,441	一 般 被 保 険 者 分	8,373,923	67.7	315,549
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	574,407	4.5	21,645	療 養 給 付 費	7,178,556	58.0	270,505
	介 護 納 付 金 分	203,095	1.6	7,653	療 養 費	73,970	0.6	2,787
	退 職 被 保 険 者 等 分	954	0.0	36	高 額 療 養 費	1,077,686	8.7	40,610
	医 療 給 付 費 分	627	0.0	24	高 額 介 護 合 算 療 養 費	890	0.0	34
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	167	0.0	6	移 送 費	27	0.0	1
	介 護 納 付 金 分	159	0.0	6	出 産 育 児 諸 費	32,263	0.3	1,216
	庫 支 出 金	47,974	0.4	1,808	葬 祭 諸 費	7,413	0.1	279
町	都 道 府 県 支 出 金	8,656,885	68.4	326,212	育 児 諸 費	3	0.0	0
	保 險 給 付 費 等 交 付 金 ( 普 通 交 付 金 )	8,373,264	66.2	315,524	そ の 他	3,116	0.0	117
	保 險 給 付 費 等 交 付 金 ( 特 別 交 付 金 )	278,401	2.2	10,491	退 職 被 保 険 者 等 分 計	400	0.0	15
	保 険 者 努 力 支 援 分	51,632	0.4	1,946	療 養 給 付 費	280	0.0	11
	特 別 調 整 交 付 金 分	113,654	0.9	4,283	療 養 費	7	0.0	0
	都 道 府 県 繰 入 金 ( 2 号 分 )	83,752	0.7	3,156	高 額 療 養 費	111	0.0	4
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	29,362	0.2	1,106	高 額 介 護 合 算 療 養 費	2	0.0	0
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	-	-	-	移 送 費	-	-	-
	そ の 他	5,220	0.0	197	審 査 支 払 手 数 料	22,825	0.2	860
	速 合 会 計 支 出 金	38	0.0	1	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	3,536,188	28.6	133,252
村	一 般 会 計 繰 入 金	1,093,725	8.6	41,214	医 療 給 付 費 分	2,464,847	19.9	92,881
	保 險 基 盤 安 定 ( 保 険 税 軽 減 分 )	424,645	3.4	16,002	一 般 被 保 険 者 分	2,463,557	19.9	92,833
	保 險 基 盤 安 定 ( 保 険 者 支 援 分 )	238,051	1.9	8,970	退 職 被 保 険 者 等 分	1,290	0.0	49
	職 員 給 与 費 等	177,570	1.4	6,691	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	787,172	6.4	29,662
	出 産 育 児 一 時 金 等	22,545	0.2	850	一 般 被 保 険 者 分	787,016	6.4	29,657
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	93,057	0.7	3,507	退 職 被 保 険 者 等 分	156	0.0	6
	そ の 他	137,857	1.1	5,195	介 護 納 付 金 分	284,169	2.3	10,708
	直 診 勘 定 繰 入 金	121	0.0	5	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	0	0.0	0
	そ の 他 の 収 入	50,624	0.4	1,908	保 健 事 業 費	103,224	0.8	3,890
					保 健 事 業 費	25,711	0.2	969
				特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	76,361	0.6	2,877	
				健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	1,153	0.0	43	
				保 險 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	35,118	0.3	1,323	
				直 診 勘 定 繰 出 金	8,619	0.1	325	
				そ の 他 の 支 出	31,424	0.3	1,184	
小 計 ( 単 年 度 収 入 )	12,391,024	97.9	466,923	小 計 ( 単 年 度 支 出 )	12,307,251	99.4	463,766	
基 金 繰 入 金	50,198	0.4	1,892	単 年 度 収 支 差	83,773	0.7	3,157	
繰 越 金	209,539	1.7	7,896	基 金 積 立 金	53,789	0.4	2,027	
市 町 村 債	331	0.0	12	前 年 度 繰 上 充 用 金	13,577	0.1	512	
うち 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	331	0.0	12	公 債	1,176	0.0	44	
収 入 合 計	12,651,092	100.0	476,723	うち 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	197	0.0	7	
				支 出 合 計	12,375,793	100.0	466,349	
				収 支 差 引 額	275,299	-	10,374	

② 都道府県

都道府県	収 入				支 出			
	科 目	決 算 額 (百万円)	構 成 比 (%)	1人当たり 決算額(円)	科 目	決 算 額 (百万円)	構 成 比 (%)	1人当たり 決算額(円)
分	担 金 及 び 負 担 金	3,536,193	30.8	133,252	総 務 費	1,968	0.0	74
	事 業 費 納 付 金	3,536,193	30.8	133,252	保 險 給 付 費 等 交 付 金	8,651,216	78.8	325,998
	医 療 給 付 費 分	2,464,872	21.5	92,882	普 通 交 付 金	8,372,500	76.2	315,495
	一 般 被 保 険 者 分	2,463,611	21.5	92,835	特 別 交 付 金	278,716	2.5	10,503
	退 職 被 保 険 者 等 分	1,261	0.0	48	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,558,869	14.2	58,742
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	787,152	6.9	29,662	事 務 費 拠 出 金	1,558,760	14.2	58,738
	一 般 被 保 険 者 分	787,016	6.9	29,657	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	108	0.0	4
	退 職 被 保 険 者 等 分	136	0.0	5	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,799	0.0	105
	介 護 納 付 金 分	284,169	2.5	10,708	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,701	0.0	102
	財 政 安 定 化 基 金 負 担 金	0	0.0	0	事 務 費 拠 出 金	97	0.0	4
国	庫 支 出 金	3,356,075	29.2	126,465	介 護 納 付 金	568,903	5.2	21,438
	国 庫 負 担 金	2,407,563	21.0	90,723	病 床 転 換 支 援 金 等	9	0.0	0
	療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,295,995	20.0	86,518	病 床 転 換 支 援 金	-	-	-
	高 額 医 療 費 負 担 金	91,054	0.8	3,431	事 務 費 拠 出 金	9	0.0	0
	特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	6,000	0.1	226	特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業	14,296	0.1	539
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	14,513	0.1	547	事 業 費 拠 出 金	14,285	0.1	538
	財 政 安 定 化 基 金 負 担 金	0	0.0	0	事 務 費 拠 出 金	11	0.0	0
	国 庫 補 助 金	948,512	8.3	35,742	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	-	-	-
	普 通 調 整 交 付 金	640,004	5.6	24,117	保 健 事 業 費	2,938	0.0	111
	特 別 調 整 交 付 金	177,144	1.5	6,675	償 還 金 及 び 還 付 付 加 金	114,967	1.0	4,332
保 険 者 努 力 支 援 制 度 交 付 金	131,021	1.1	4,937	療 養 給 付 費 等 負 担 金 償 還 金	109,583	1.0	4,129	
財 政 安 定 化 基 金 補 助 金	-	-	-	療 養 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	4,120	0.0	155	
そ の 他	344	0.0	13	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 償 還 金	1,264	0.0	48	
療 養 給 付 費 等 交 付 金	649	0.0	24	そ の 他 の 支 出	6,439	0.1	243	
府	前 期 高 齢 者 交 付 金	3,625,050	31.6	136,600				
	特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	14,148	0.1	533				
	一 般 会 計 繰 入 金	698,309	6.1	26,314				
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 繰 入 金	14,356	0.1	541				
	都 道 府 県 繰 入 金	586,564	5.1	22,103				
	高 額 医 療 費 負 担 金 繰 入 金	91,366	0.8	3,443				
	職 員 給 与 等 繰 入 金	1,061	0.0	40				
	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金 繰 入 金	100	0.0	4				
	そ の 他	4,862	0.0	183				
	保 險 給 付 費 等 交 付 金 返 還 金	35,652	0.3	1,343				
そ の 他 の 収 入	1,410	0.0	53					
小 計 ( 単 年 度 収 入 )	11,267,486	98.1	424,585	小 計 ( 単 年 度 支 出 )	10,922,404	99.4	411,582	
基 金 繰 入 金	14,212	0.1	536	単 年 度 収 支 差	345,081	3.1	13,003	
うち 財 政 安 定 化 基 金 繰 入 金	13,111	0.1	494	基 金 積 立 金	61,175	0.6	2,305	
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 返 還 金	290	0.0	11	うち 財 政 安 定 化 基 金 繰 出 金	59,299	0.5	2,235	
繰 越 金	201,648	1.8	7,599	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	331	0.0	12	
収 入 合 計	11,483,636	100.0	432,730	前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	
				支 出 合 計	10,983,910	100.0	413,899	
				収 支 差 引 額	499,726	-	18,831	



# 国民移転勘定 (NTA) プロジェクト

## 2022 年度第 3 回研究会

### 議事次第

2023 年 3 月 10 日

1. 今年度の作業の簡単な振り返り
2. 今回の報告
  - (a) 保育変数、介護保険のマクロコントロール (佐藤)
  - (b) 税・社会保険料の支払い (鈴木)
  - (c) 季節性調整 (福田・増田)
3. その他
  - 二次利用の進捗 (鈴木)
  - 報告書の執筆とその内容について (佐藤)
  - Robert Gal 氏 (ハンガリー人口研究所) 講演会のお知らせ (福田)
  - 来年度の予定 (福田)
    - 4~5 月 最終的な推計方法について確認
    - 5~8 月 2014 年データを使った NTA 推計の確立
    - 8~11 月 2019 年データを使った NTA 推計
    - 12~1 月 公表の最終準備 (準備自体は年度初めから継続的に行う。報告書執筆、HP 作成)
    - 1~2 月 公表
  - HP についての情報提供 (鈴木)

# 国民移転勘定 (NTA) プロジェクト 2022 年度第 3 回研究会資料

佐藤格

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

2023 年 3 月 10 日

## 今回の予定

- 介護保険の拠出について
- 保育変数の計算例
- 施設居住者の補正にかかわる問題点

## 介護保険の拠出について

- 報告の経緯
- 介護保険の財源
- 第1号被保険者と第2号被保険者
- SNA との対応：第1号と第2号、雇主と家計
- 第2号被保険者の保険料支払いの仕組み
- 介護保険料と介護保険料納付金
- 計算結果の比較1
- 計算結果の比較2
- 結論

## 報告の経緯

- 世帯における個人の税・社会保険料支払いについて検討中(第2回研究会 福田報告参照)。
- その中で「マクロコントロールを決める必要あり」とされた介護保険について、SNA や事業年報をベースとした値を示したい。

## 介護保険の財源

- 厚生労働省老健局「介護保険制度の概要」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf>)
- 保険者は市町村。
- 財源負担は税 50%、保険料 50%。
- 税は市町村 12.5%、都道府県 12.5%、国 25%の負担。
- 保険料は第 1 号被保険者 23%(2.6 兆円 (2020 年度予算))、第 2 号被保険者 27%(3.1 兆円 (2020 年度予算)) の負担。
- 第 1 号・第 2 号の保険料の割合は、介護保険事業計画期間ごとに人口で按分。

## 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者

- 第 1 号被保険者
  - ▶ 65 歳以上の者。
  - ▶ 3525 万人 (2018 年度末)。
  - ▶ 保険料は市町村が徴収。
- 第 2 号被保険者
  - ▶ 40 歳以上 64 歳以下の者。
  - ▶ 4192 万人 (2018 年度内月平均値)。
  - ▶ 保険料は医療保険者が医療保険の保険料と一括で徴収。



## SNA との対応：第1号と第2号、雇主と家計

- SNAで「介護保険」として計上されるのは、第1号被保険者分と第2号被保険者分の合計額。
- 雇主と家計は分割して値が出ている。
- NTAでは年齢ごとの値が必要なので、この分け方だけでは不足。：第1号被保険者と第2号被保険者も分けたい。
- まずは第1号被保険者分を分離したい。：これは介護保険事業年報で簡単に可能。
- 残りの第2号被保険者分について、雇主負担とそれ以外に分離したい。
- 協会けんぽなどは基本的に折半でよいが、国保分は全額被保険者負担。

## 第2号被保険者の保険料支払いの仕組み

- 保険料は医療保険者が医療保険の保険料と一括で徴収。
- 例: 協会けんぽ (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/cat740/r2nenpou21.xlsx>)
- ただし、すべての制度についてこのようなデータが得られるわけではない：組合健保。
- 代わりになる可能性のあるもの：介護給付費納付金 (介護納付金)

## 介護保険料と介護給付費納付金

- 介護保険料については、基本的には各健康保険制度の事業年報に記載あり。
- ただし組合管掌健康保険だけは、事業年報からはデータが得られない。
- 私学共済についても、直近5年分程度。
- これを補完するために、「介護給付費納付金」を利用 ([https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02\\_hihokensha.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02_hihokensha.pdf))。
- 「各医療保険者は、全国平均の第2号被保険者1人当たりの保険料額と、自らの保険に加入する第2号被保険者数見込みを基に算定した当該年度の「概算納付金額」に、前々年度の精算額(確定納付金額と概算納付金額の差を基に算定)」を加えた介護給付費納付金額を基に、第2号被保険者に保険料を賦課している。」
- 介護保険料と介護給付費納付金の関係は図1参照。
- 介護保険料と介護給付費納付金はほぼ一致するはずだが、特に国保については両者の乖離が大きい。：表1
- 可能な限りは事業年報から介護保険料のデータを利用し、データが得られていない部分だけ介護給付費納付金を使用する案を検討 ⇒ 計算結果の比較A。

## 図1 介護保険料と介護給付費納付金

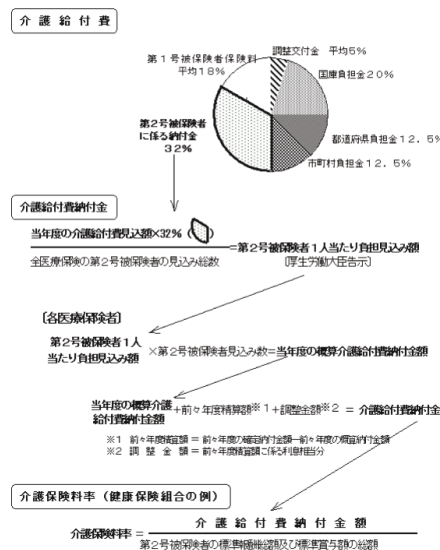


表1 介護保険料と介護給付費納付金

	各制度事業年報					(10億円)		介護給付費納付金収納額					(10億円)	
	国保	協会	組合	船員	共済	合計	納付金で補正	国民健康	協会けんぽ	健保組合	船員保険	共済組合	合計	
2000	187.7			1.4		189.1	995.7	2000	438.8	392.7	313.5	3.4	100.4	1,248.9
2001	201.6	406.2		4.5		612.2	1,067.3	2001	496.2	434.0	343.2	3.6	111.9	1,388.9
2002	205.7	389.1		4.2		599.0	1,026.4	2002	488.0	396.0	318.9	2.7	108.5	1,314.1
2003	216.4	362.0		2.8		581.2	1,074.0	2003	570.5	439.8	366.2	3.0	126.6	1,506.2
2004	274.9	444.5		3.2		722.6	1,301.4	2004	687.6	524.6	429.2	3.3	149.6	1,794.2
2005	298.9	505.3		3.1		807.2	1,451.2	2005	775.6	595.4	475.8	3.0	168.2	2,018.0
2006	310.9	500.3		2.9		814.1	1,471.7	2006	782.8	602.9	487.9	3.1	169.7	2,046.4
2007	308.8	511.6		3.4		823.8	1,486.2	2007	749.0	607.4	494.8	3.3	167.6	2,022.2
2008	302.4	472.9		3.1		778.3	1,419.1	2008	675.5	592.0	481.8	3.0	159.0	1,911.3
2009	294.9	485.6		3.0		783.5	1,455.2	2009	655.0	621.8	508.6	3.2	163.1	1,951.8
2010	290.7	608.2		3.1		902.0	1,629.9	2010	695.7	694.9	550.3	3.2	177.6	2,121.8
2011	308.2	622.2		3.4		933.8	1,713.9	2011	760.4	740.3	589.8	3.3	190.3	2,284.1
2012	312.8	647.9		3.5		964.2	1,780.7	2012	811.2	762.9	620.9	3.3	195.6	2,394.0
2013	317.8	666.4		3.2		987.4	1,843.1	2013	849.1	824.3	654.3	3.3	201.4	2,532.4
2014	311.8	771.5		3.2		1,086.5	1,999.6	2014	846.0	896.7	699.8	3.4	213.3	2,659.1
2015	298.0	749.7		3.2		1,050.9	1,960.0	2015	760.6	897.1	699.3	3.1	209.8	2,569.9
2016	286.4	787.7		3.3	212.6	1,289.9	2,025.6	2016	716.7	950.3	735.7	3.1	216.1	2,621.9
2017	276.1	868.0		3.0	231.3	1,378.5	2,200.6	2017	711.4	985.8	822.1	3.2	245.1	2,767.6
2018	268.5	866.4		3.1	259.2	1,397.1	2,261.3	2018	652.9	1,013.0	864.2	3.1	255.9	2,789.1
2019	259.2	1,007.4		3.0	281.2	1,550.8	2,476.4	2019	642.9	1,067.1	925.6	3.2	289.8	2,928.6
2020	257.2	1,037.9		3.1	308.1	1,606.3	2,595.0	2020	653.9	1,030.3	988.7	3.1	333.3	3,009.3

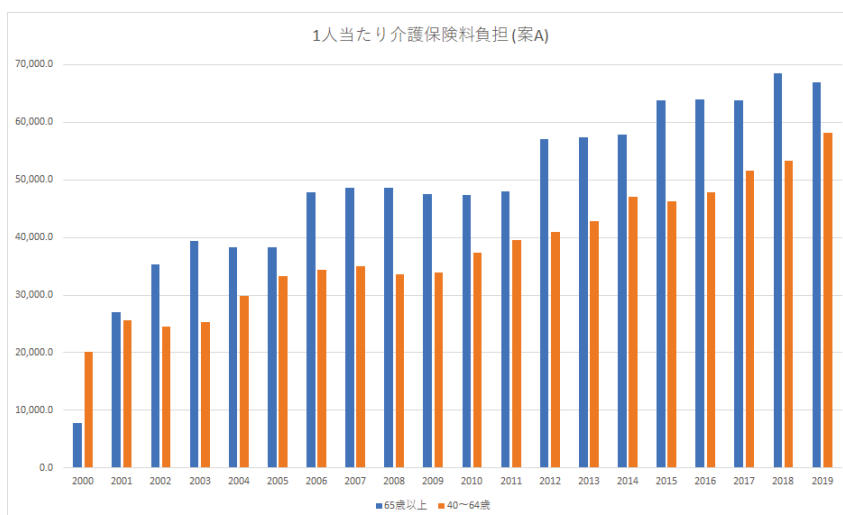
## 計算結果の比較 A：事業年報 + 介護給付費納付金を使用した例

- 第 1 号 (a) については事業年報、第 2 号 (b) については事業年報と介護給付費納付金を用いて合計額 (d) を計算。
- SNA の社会保障負担 (介護保険)(g) との比 ((g)/(h)) をもとに調整し、第 1 号分は 65 歳以上人口、第 2 号分は 40~64 歳人口で除算して、1 人当たり拠出額を計算。
- 問題点
  - ▶ 組保管掌健康保険分が得られない。
  - ▶ 納付金を使うが、納付金が保険料の代理変数として適切かどうか確認がない。

## 計算結果の比較 A：事業年報 + 介護給付費納付金を使用した例

事業年報	介護保険料(一部は介護納付金) (10億円) 社会保障負担 (10億円)						1人当たり拠出額(円)					
	SNA行表10						社会保障負担 / 介護65歳以上, 40~64歳人口(千人) 65歳以上 40~64歳					
	第1号 (a)	第2号 (b)	(うち雇主 合計) (c)	合計 (d)	雇主 (e)	非雇主 (f)	合計 (g)	(h)				
2000	192.4	995.7	404.0	<b>1,188.1</b>	331.6	720.0	<b>1,051.6</b>	<b>0.885</b>	22,041	43,707	7,725.0	20,164.6
2001	589.9	1,067.3	432.9	<b>1,657.2</b>	458.1	1,276.3	<b>1,734.3</b>	<b>1.047</b>	22,869	43,546	26,993.3	25,650.8
2002	806.3	1,026.4	410.3	<b>1,832.7</b>	427.3	1,465.7	<b>1,893.0</b>	<b>1.033</b>	23,628	43,315	35,247.5	24,475.9
2003	939.3	1,074.0	428.8	<b>2,013.2</b>	432.7	1,616.5	<b>2,049.2</b>	<b>1.018</b>	24,311	43,275	39,325.4	25,260.8
2004	956.5	1,301.4	513.2	<b>2,257.8</b>	511.7	1,738.2	<b>2,249.9</b>	<b>0.996</b>	24,876	43,355	38,314.2	29,911.1
2005	983.5	1,451.2	576.2	<b>2,434.8</b>	579.3	1,858.7	<b>2,438.0</b>	<b>1.001</b>	25,761	43,567	38,229.9	33,354.6
2006	1,262.1	1,471.7	580.4	<b>2,733.8</b>	591.6	2,161.7	<b>2,753.2</b>	<b>1.007</b>	26,604	43,063	47,776.1	34,418.5
2007	1,321.6	1,486.2	588.7	<b>2,807.8</b>	606.4	2,233.9	<b>2,840.3</b>	<b>1.012</b>	27,464	42,910	48,679.4	35,035.4
2008	1,357.9	1,419.1	558.4	<b>2,777.0</b>	576.0	2,233.3	<b>2,809.3</b>	<b>1.012</b>	28,216	42,805	48,684.6	33,538.5
2009	1,390.1	1,455.2	580.2	<b>2,845.3</b>	571.6	2,253.9	<b>2,825.5</b>	<b>0.993</b>	29,005	42,693	47,593.7	33,847.4
2010	1,402.5	1,629.9	669.6	<b>3,032.4</b>	661.8	2,352.6	<b>3,014.3</b>	<b>0.994</b>	29,484	43,442	47,284.1	37,295.1
2011	1,411.7	1,713.9	702.8	<b>3,126.6</b>	723.7	2,440.3	<b>3,164.0</b>	<b>1.012</b>	29,752	43,872	48,032.7	39,545.3
2012	1,749.8	1,780.7	734.0	<b>3,530.5</b>	741.3	2,800.9	<b>3,542.3</b>	<b>1.003</b>	30,793	43,552	57,013.2	41,024.3
2013	1,824.1	1,843.1	762.7	<b>3,667.2</b>	770.2	2,908.4	<b>3,678.6</b>	<b>1.003</b>	31,898	43,204	57,364.4	42,792.1
2014	1,893.4	1,999.6	843.9	<b>3,893.0</b>	859.2	3,059.9	<b>3,919.1</b>	<b>1.007</b>	33,000	42,826	57,761.8	47,003.2
2015	2,141.7	1,950.0	831.0	<b>4,101.7</b>	852.8	3,287.4	<b>4,140.2</b>	<b>1.009</b>	33,868	42,790	63,830.1	46,235.1
2016	2,199.0	2,025.6	869.6	<b>4,224.5</b>	884.9	3,364.6	<b>4,249.5</b>	<b>1.006</b>	34,560	42,643	64,003.6	47,781.3
2017	2,242.9	2,200.6	962.2	<b>4,443.6</b>	958.4	3,471.7	<b>4,430.1</b>	<b>0.997</b>	35,087	42,537	63,731.5	51,577.5
2018	2,426.0	2,261.3	996.4	<b>4,687.3</b>	1,004.7	3,690.2	<b>4,694.8</b>	<b>1.002</b>	35,479	42,498	68,487.4	53,295.1
2019	2,394.9	2,476.4	1,108.6	<b>4,871.3</b>	1,106.4	3,753.9	<b>4,860.4</b>	<b>0.998</b>	35,754	42,515	66,833.1	58,117.1

## 計算結果の比較 A：事業年報 + 介護給付費納付金を使用した例



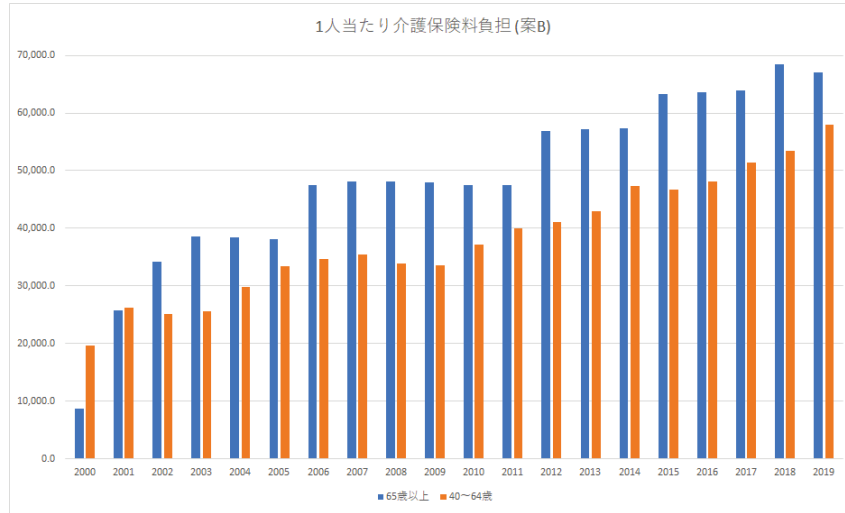
## 計算結果の比較B：事業年報は第1号に関してのみ使用した例

- 家計の負担額 (k) から第1号の保険料額 (事業年報より)(i) を差し引いて、家計の第2号被保険者分の負担額 (m) を計算。
- この額からさらに雇主分 (=第2号分しか存在しない)(j) を差し引くことで、計算上の第2号国保分 (o) を計算。
- 値を確認する限り、この計算で求められた国保分と、事業年報の国保の介護保険料 (p) にほぼ乖離はない。
- 逆に、国保の介護保険料も事業年報 (p) を用いることで、被用者分の第2号の保険料額 (q) として計算することも可能。この値はSNAの雇主分 (j) とほぼ一致しており、ほぼ労使折半されていると見ることができる。
- 問題点
  - ▶ 国共済や地共済などのデータを見る限り、完全な労使折半ではない。
  - ▶ 第1号についてはSNAとの補正が不要なのか。：最初の例では、わずかではあるが事業年報のすべての値が調整されている。

## 計算結果の比較B：事業年報は第1号に関してのみ使用した例

事業年報 第1号 (i)	SNA		SNA		家計第2号 第2号計 国保(計算 国保(事業年報))					1人当たり拠出額(円)			
	雇主 (j)	家計 (k)	合計(SNA (l))	家計-第1号 (m)	第1号-雇主 (n)	国保計 (o)	国保(事業年報) (p)	国保(事業年報) (q)	65歳以上、40～64歳人口(千人)	65歳以上 40～64歳			
2000	192.4	331.6	720.0	1,051.6	527.6	859.2	196.0	187.7	339.9	22,041	43,707	8,727.4	19,659.1
2001	589.9	458.1	1,276.3	1,734.3	686.4	1,144.5	228.3	201.6	484.9	22,869	43,546	25,793.4	26,283.3
2002	806.3	427.3	1,465.7	1,893.0	659.4	1,086.7	232.1	205.7	453.7	23,628	43,315	34,124.8	25,088.3
2003	939.3	432.7	1,616.5	2,049.2	677.2	1,109.9	244.5	216.4	460.8	24,311	43,275	38,635.4	25,648.4
2004	956.5	511.7	1,738.2	2,249.9	781.7	1,293.4	270.0	274.9	506.9	24,876	43,355	38,448.8	29,833.9
2005	983.5	579.3	1,858.7	2,438.0	875.2	1,454.5	295.9	298.9	576.3	25,761	43,567	38,179.3	33,384.5
2006	1,262.1	591.6	2,161.7	2,753.2	899.6	1,491.2	308.0	310.9	588.8	26,604	43,063	47,439.2	34,628.9
2007	1,321.6	606.4	2,233.9	2,840.3	912.3	1,518.7	305.9	308.8	603.5	27,464	42,910	48,121.8	35,392.3
2008	1,357.9	576.0	2,233.3	2,809.3	875.4	1,451.4	299.4	302.4	573.0	28,216	42,805	48,125.0	33,907.4
2009	1,390.1	571.6	2,253.9	2,825.5	863.8	1,435.4	292.2	294.9	568.9	29,005	42,693	47,927.2	33,620.8
2010	1,402.5	661.8	2,352.6	3,014.3	950.1	1,611.9	288.3	290.7	659.4	29,484	43,442	47,568.5	37,104.5
2011	1,411.7	723.7	2,440.3	3,164.0	1,028.6	1,752.3	304.9	308.2	720.3	29,752	43,872	47,450.3	39,940.3
2012	1,749.8	741.3	2,800.9	3,542.3	1,051.1	1,792.4	309.8	312.8	738.3	30,793	43,552	56,823.2	41,156.4
2013	1,824.1	770.2	2,908.4	3,678.6	1,084.3	1,854.5	314.1	317.8	766.5	31,898	43,204	57,187.0	42,923.1
2014	1,893.4	859.2	3,059.9	3,919.1	1,166.5	2,025.7	307.3	311.8	854.6	33,000	42,826	57,377.3	47,299.6
2015	2,141.7	852.8	3,287.4	4,140.2	1,145.7	1,998.5	292.9	298.0	847.7	33,868	42,790	63,237.3	46,704.4
2016	2,199.0	884.9	3,364.6	4,249.5	1,165.6	2,050.5	280.7	286.4	879.3	34,560	42,643	63,627.5	48,086.1
2017	2,242.9	958.4	3,471.7	4,430.1	1,228.8	2,187.2	270.4	276.1	952.6	35,087	42,537	63,925.2	51,417.7
2018	2,426.0	1,004.7	3,690.2	4,694.8	1,264.2	2,268.9	259.5	268.5	995.7	35,479	42,498	68,378.1	53,388.7
2019	2,394.9	1,106.4	3,753.9	4,860.4	1,359.0	2,465.4	252.6	259.2	1,099.8	35,754	42,515	66,982.3	57,989.3

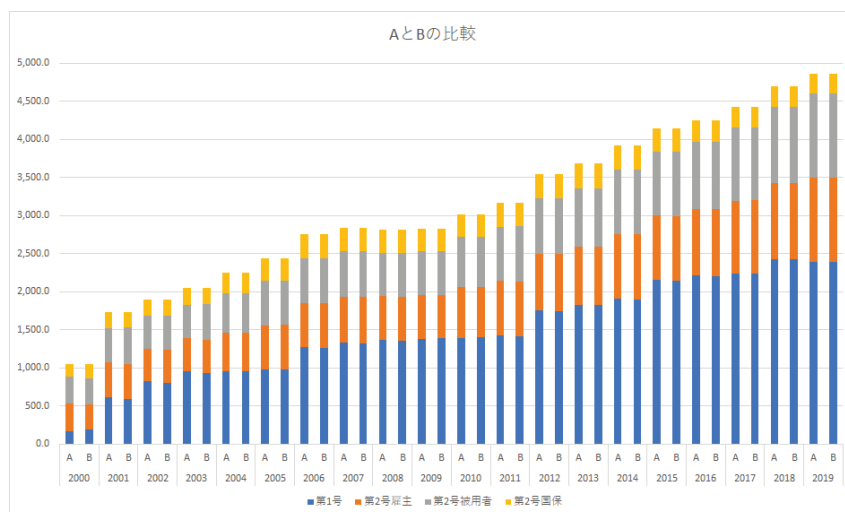
## 計算結果の比較 B：事業年報は第1号に関してのみ使用した例



## 計算結果の比較：A、Bそれぞれの第1号被保険者、雇主、第2号被用者、第2号国保の額

	第1号		第2号雇主		第2号被用者		第2号国保		合計	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
2000	170.3	192.4	357.6	331.6	357.6	339.9	166.1	187.7	1,051.6	1,051.6
2001	617.3	589.9	453.0	458.1	453.0	484.9	210.9	201.6	1,734.3	1,734.4
2002	832.8	806.3	423.8	427.3	423.8	453.7	212.5	205.7	1,893.0	1,893.0
2003	956.0	939.3	436.5	432.7	436.5	460.8	220.3	216.4	2,049.2	2,049.2
2004	953.1	956.5	511.4	511.7	511.4	506.9	273.9	274.9	2,249.9	2,249.9
2005	984.8	983.5	577.0	579.3	577.0	576.3	299.3	298.9	2,438.0	2,438.0
2006	1,271.0	1,262.1	584.5	591.6	584.5	588.8	313.1	310.9	2,753.2	2,753.3
2007	1,336.9	1,321.6	595.5	606.4	595.5	603.5	312.4	308.8	2,840.3	2,840.3
2008	1,373.7	1,357.9	564.9	576.0	564.9	573.0	305.9	302.4	2,809.3	2,809.3
2009	1,380.5	1,390.1	576.1	571.6	576.1	568.9	292.8	294.9	2,825.5	2,825.5
2010	1,394.1	1,402.5	665.6	661.8	665.6	659.4	288.9	290.7	3,014.3	3,014.4
2011	1,429.1	1,411.7	711.5	723.7	711.5	720.3	312.0	308.2	3,164.0	3,164.0
2012	1,755.6	1,749.8	736.4	741.3	736.4	738.3	313.9	312.8	3,542.3	3,542.2
2013	1,829.8	1,824.1	765.0	770.2	765.0	766.5	318.7	317.8	3,678.6	3,678.6
2014	1,906.1	1,893.4	849.5	859.2	849.5	854.6	313.9	311.8	3,919.1	3,919.1
2015	2,161.8	2,141.7	838.8	852.8	838.8	847.7	300.8	298.0	4,140.2	4,140.2
2016	2,212.0	2,199.0	874.7	884.9	874.7	879.3	288.1	286.4	4,249.5	4,249.5
2017	2,236.1	2,242.9	959.3	958.4	959.3	952.6	275.3	276.1	4,430.1	4,430.1
2018	2,429.9	2,426.0	998.0	1,004.7	998.0	995.7	269.0	268.5	4,694.8	4,694.9
2019	2,389.6	2,394.9	1,106.1	1,106.4	1,106.1	1,099.8	258.6	259.2	4,860.4	4,860.3

## 計算結果の比較：A、Bそれぞれの第1号被保険者、雇主、第2号被用者、第2号国保の額



## 結論

- どちらの方法で計算しても、値はほぼ変わらない。
- どちらかを選ぶとすれば、個人的には比較2で示した方法がよいと考える。
- 比較1の方法は、事業年報で得られないものを介護給付費納付金収納額で補正するなど、方法が煩雑であり、また納付金が保険料の代理変数として適切かどうか確認が得られないため(国保のようなずれを懸念)。

## 保育変数の計算例

- 前回報告分の確認
- データ上の問題点

## 前回報告分の確認

- 内容を精査の上、他の年度について計算 (前回報告は 2018 年度のみ)。
  - ▶ 就学前教育・保育給付の総額：社会保障費用統計
  - ▶ 在園児数：「社会福祉施設等調査」、「学校基本調査」
  - ▶ 1 人当たり年間経費：内閣府告示をもとにした計算、「地方教育費調査」、「今日の私学財政」
  - ▶ 1 人当たり授業料・保育料 (私的な支出)：1 人当たり保育料 (近年はゼロ)、「子供の学習費調査」、「今日の私学財政」
  - ▶ 1 人当たり公的支出：1 人当たり年間経費 - 1 人当たり授業料・保育料
  - ▶ 年齢別の公的支出計：在園児数 × 1 人当たり公的支出
  - ▶ 年齢別の按分係数：就学前教育・保育公的支出計 ÷ 年齢別の公的支出計
  - ▶ 年齢別の公的支出：就学前教育・保育支出 × 年齢別の按分係数



## データ上の問題点

- 現在元データを確認の上計算中。
- 竹沢論文の方法をトレースしていたところだが、在園児数や保育所の1人当たり年間経費について疑義があり照会中。
- 「子供の学習費調査」の授業料についても一部不明点あり。
- 2年ごと、あるいは3年ごとの調査で、2016年度、2018年度、2021年度に調査。
- 2021年度に額が大きく減少。
- 2019年度の値を2018年度と2021年度の線形補間で作成することが難しい可能性。
- 2019年9月までが就園奨励事業、10月以降が無償化給付事業なので、NTAで使う2019年はちょうど移行の時期。
- 参考資料 ([https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/pdf/2\\_s2-7.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/pdf/2_s2-7.pdf))
- 2019年度の前半は無償化給付事業開始前、後半は無償化給付事業開始後ということで、暫定的に2018年度の値と2021年度の値の平均値を用いたいと考えているがどうか。

## データ上の問題点

令和3年度子供の学習費調査  
年次統計-学校種別支出項目の推移  
(1) 効用費  
注1) 単位：円、「…」は数値が不明な場合又は調査対象外の場合を示す。  
注2) 「修学旅行・遠足・見学費」は、令和3年度より「修学旅行費」と「校外活動費」に分割した。そのため、令和3年度以前の「修学旅行・遠足・見学費」は「修学旅行費」と「校外活動費」の合算額である。  
注3) 「学校納付金等」は、平成30年度までの「その他の学校納付金」から令和3年度より名称変更したものであり、「入学金・入塾料」、「入学時に納付した施設整備費等」、「その他の学校納付金」は、令和3年度調査以前の「入学金・入塾料」、「入学時に納付した施設整備費等」、「入学時に納付した施設整備費等」、「入学時に納付した施設整備費等」、「入学時に納付した施設整備費等」、「入学時に納付した施設整備費等」である。  
注4) 「その他の学校納付金」は令和3年度より名称変更したものであり、平成30年度までの「その他の学校納付金」(現「学校納付金等」)とは定義が異なる。  
注5) 「遠征費・家庭教師費」は平成30年度までの「家庭教師費等」から令和3年度より名称変更した。  
注6) 「教養・その他」の「図書費」は平成14年度より、「国際交流体験活動」は令和3年度より調査項目とした。

区分	公立幼稚園													
	年度(四捨)	平成6年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	令和3年度
学費合計額	249600	247735	243893	237788	232952	238178	251324	279624	233920	230100	222284	233947	223647	165138
授業料	66312	68300	78158	71447	73863	75916	74446	76848	73043	74428	64357	62049	66206	5533
修学旅行・遠足・見学費	2503	3173	3646	2889	3033	2620	2515	2346	2673	2054	2022	2031	2492	785
校外活動費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	41
学校・児童会・生徒会費	3273	3243	3220	5096	3479	3383	3799	3497	4298	3168	3258	4705	5627	2144
学校納付金等	3008	4324	4315	3225	3314	3825	6546	3111	3899	6369	3818	4412	2118	2349
入学金・入塾料	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	279
入学時に納付した施設整備費等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	76
入学検定料	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	36
施設整備費等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
その他の学校納付金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1907
後援会等会費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	60
PTA会費	4656	4626	4601	4680	5668	5149	5105	5032	4285	4806	4014	4622	4962	4146
学研会	338	257	375	217	362	103	97	52	149	100	31	86	4	176
教科書費・教科書以外の図書費	2542	2146	1345	2040	1596	1562	1567	1622	1138	913	745	1092	1370	2091
学用品・実験実習材料費	9582	9908	8279	8949	8172	8410	9623	8913	9172	9029	7820	7484	7203	8049
教科外活動費	862	1095	533	1043	546	541	781	431	763	549	407	641	460	482
通学費	2821	3639	2386	2661	3609	3662	4807	6414	5606	4229	5859	5355	5831	6330
制服	4860	4242	3509	3558	3420	3602	4540	4275	3043	3005	3370	3657	3113	3216
通学用品費	10835	10724	11142	10684	10142	12147	11133	11338	13844	15168	14564	14388	11745	12800
その他	8136	7652	7037	8298	6908	7747	8387	7799	7668	7806	8910	10024	9607	12155

## 施設居住者の補正にかかわる問題点

- 問題意識：全消では施設居住者について調査がなされていないことから補正が必要。
- 医療や介護については高齢期に多くなることが予想され、また高齢期には施設居住となる可能性も高いため、施設居住者が除外されていることが高齢期の医療・介護支出に大きなゆがみを生む可能性。
- 既にこの点は第2回の研究会でも報告。
- 支出以外にも補正の必要な項目があるのではないかな？
- まだ検討段階にあるため、報告書で改めて検討したい。
- 中田先生にも、ご相談したい旨のご連絡をしたところ。
- 以下は検討中の参考資料。

## (参考資料) 補正の必要性の有無：支出・移転・貯蓄

- 支出
  - ▶ 全消では施設居住者について調査がなされていない：補正が必要。
  - ▶ 医療や介護については高齢期に多くなることが予想され、また高齢期には施設居住となる可能性も高いため、施設居住者が除外されていることが高齢期の医療・介護支出に大きなゆがみを生む可能性。
  - ▶ 実際の作業状況：鈴木・佐藤の第2回研究会の内容。
- 収入(労働収入)
  - ▶ 補正不要？  
∵ 高齢の施設居住者については、労働収入はほぼないと考えてよいと思われるため。
  - ▶ 年金等の収入は存在するが、こちらは特に補正しなくてもよい？(施設居住者と非施設居住者で年金額に違いがあるかどうかは明らかではないため)

## (参考資料) 支出の補正に付随する問題

- 収入・支出・移転の関係
  - ▶ 補正の分だけ支出が増加すれば、何らかの手段でその額をまかなう必要がある。
    - ⇒ 収入の増加 or 移転の増加
  - ⇔ 高齢の施設居住者が収入を増加させることは考えにくい。
    - ▶ 後述するように、移転の増加と貯蓄の取り崩しが考えられる。
    - ▶ ただし、移転については補正の必要がない可能性。
- ⇒ 移転については補正せず、貯蓄の取り崩しを補正することが適当？

## (参考資料) 移転との関係

- 貯蓄額の定式化
  - ▶ 来期の貯蓄額 = 今期の貯蓄額の元利合計 + 今期の収入 - 今期の支出
  - ▶ 今期の収入 = 今期の労働収入 + 今期の他者からの移転
  - ▶ 今期の支出 = 今期の消費支出 + 今期の非消費支出 + 今期の他者への移転
- 収入と支出の差分は、貯蓄の取り崩しあるいは移転によりまかなわれる。
- 支出の補正により支出額が増加した場合に起こりうること
  - ▶ 貯蓄の取り崩しがない = 貯蓄額が固定されているケース
  - ▶ 貯蓄を取り崩す = 移転額が固定されているケース
  - ▶ 貯蓄の取り崩しと移転の増加の両方が発生するケース
- 実際にはどちらか片方だけということは考えにくいいため 3 番目のケースとなると考えられるが、3 番目は 1 番目と 2 番目の組み合わせなので、まずは順に検討。

## (参考資料) 移転との関係：貯蓄の取り崩しがないケース

- 支出が補正されることで、他者からの移転 or 他者への移転が発生。
- 今回の支出の補正は支出額の増加なので、基本的には他者からの移転。
- 全消ベースの5歳階級のデータは移転を含むが、誰に対する移転かは不明。：移転を行うのは非施設居住者だが、移転を受けるのは非施設居住者と施設居住者の両方が含まれる。
- 既に施設居住者への移転も含んでしまっているので、この値を補正することは適切でない＝支出を膨らませたときと同様に移転の補正を行うと二重計上になるのではないか。
- つまり、補正を行わないことは「移転がない」ことを意味しているわけではなく、「施設居住者への移転は、特別な操作をするまでもなく、既に施設居住者に関する額が正しく計上されている」ことを意味していると考えられる。
- もちろん施設居住者からの移転(施設居住の祖父母から孫へのお小遣い等)もあるとは思いますが、額は極めて小さいものと予想。

## (参考資料) 移転との関係：貯蓄を取り崩すケース

- 支出が補正されることで、貯蓄の取り崩しが発生。
- ここで考えている貯蓄の取り崩しは施設居住者にのみ発生。
- 非施設居住者からの移転があればそれが貯蓄の取り崩しにより行われている可能性もあるが、ここでは移転と貯蓄の取り崩しを別々に検討しているため。
- 貯蓄の取り崩しについては、支出同様の補正をかけることが必要？
- どの程度補正が必要なのかは不明。支出額の補正による増加分と同額の補正？

## (参考資料) NTA の定義式 (マニュアル 29～30 ページ) に基づく検討

$$Y^l(x) + \tau^+(x) + Y^k(x) + Y^{P+}(x) = C(x) + \tau^-(x) + Y^{P-}(x) + S(x)$$

- $Y^l(x)$ : labour income,  $\tau^+(x)$ : transfer inflows,  $Y^k(x)$ : capital income,  $Y^{P+}(x)$ : property income inflows.
- $C(x)$ : consumption,  $\tau^-(x)$ : transfer outflows,  $Y^{P-}(x)$ : property income outflows,  $S(x)$ : saving.

$$C(x) - Y^l(x) = \tau^+(x) - \tau^-(x) + Y^A(x) - S(x)$$

$$Y^A(x) = Y^k(x) + Y^{P+}(x) - Y^{P-}(x)$$

## (参考資料) NTA の定義式 (マニュアル 29～30 ページ) に基づく検討

- 高齢期 (労働所得を得ていない) で考えれば、 $Y^l(x) = 0$  と仮定できる。
- さらに、移転の出し手としての額も無視できる  $\Rightarrow \tau^-(x) = 0$ 。

$$C(x) = \tau^+(x) + Y^A(x) - S(x)$$

- ここで  $C(x)$  の増加 (施設居住の高齢者に関する補正) があつた場合には、 $\tau^+(x)$  の増加、 $Y^A(x)$  の増加、 $S(x)$  の減少のいずれか、あるいはその組み合わせによってまかなわれなければならない。
- 既に述べたように、 $\tau^+(x)$  については、さらに補正してしまうと二重計上になると考えられるので、ここは変化がないとすれば、残るものは  $Y^A(x)$  の増加か  $S(x)$  の減少。
- 高齢期には貯蓄は取り崩すものと想定すれば、貯蓄を含めた資産の取り崩しとして、 $Y^A(x)$  の増加、 $S(x)$  の減少が発生していると考えべきか。
- ただし、 $Y^A(x)$  がいくつかの要素 ( $Y^k(x)$ ,  $Y^{P+}(x)$ ,  $Y^{P-}(x)$ ) で構成されているため、どのように変化しているのかは引き続き検討が必要。

# 「税と社会保険料の支払い」 の進捗

NTA第3回研究会  
令和5(2023)年3月10日  
国立社会保障・人口問題研究所  
鈴木貴士・福田節也

※本報告で用いた税と社会保険料支払いの推計値は、寺田和之氏（創価大学経済学部・講師）作成のものをベースにしている。

## 背景

- NTAにおいて、税や社会保険料の支払いは所得等からそれぞれ算出する仕組みを（現在の所）取っている。
- 第2回研究会において福田より『世帯における個人の税・社会保険料支払いについて』説明済。



Adobe Acrobat  
Document

- 各社会保険料の料率計算、税計算をおこなっていたところであるが、「国単位」ではなく自治体単位のものもあった。

## 自治体単位で料率が異なるもの

3

- 国民健康保険（75歳未満）
  - 「市区町村」単位で料率等が決まっている。
- 国民健康保険 後期高齢者医療制度（75歳以上）
  - 広域連合である「都道府県」単位。
- 介護保険 第2号被保険者 国保（65歳未満）
  - 国民健康保険と合わせて徴収されるケースの場合。「市区町村」単位。
- 介護保険 第1号被保険者（65歳以上）
  - 「市区町村」単位。
- 住民税
  - 「所得割」と呼ばれる所得に対してかかる料率は全国共通で10%だが、「均等割」と呼ばれる固定部分（数千円）について若干の違いが。

## これまでの対応

4

- 静岡県浜松市の令和3年度の数値を暫定的に使用。
  - 静岡県は市場調査が頻繁におこなわれる日本の縮図的要素。
  - しかしながら、浜松市は政令指定都市であり課題が。
- JSTAR（くらしと健康の調査）調査で対象となった10自治体の値を確認する。
  - 市区町村は約1800あり、全てを確認することは現実的ではないため。
- 今回は令和4年度の数値を用いている。
  - ウェブページからの取得のため。

## JSTAR10自治体

5

- 滝川市（北海道）
- 仙台市（宮城県）
- 足立区（東京都）
- 調布市（東京都）
- 金沢市（石川県）
- 白川町（岐阜県）⇒七宗町（岐阜県）を使用

※白川町は国民健康保険の料率計算において「資産割」と呼ばれる固定資産税額も料率として計算する仕組みを持っており、全消の調査票では完全な対応が難しかったため。

- 富田林市（大阪府）
- 広島市（広島県）
- 鳥栖市（佐賀県）
- 那覇市（沖縄県）

## 自治体別に計算をしたもの

6

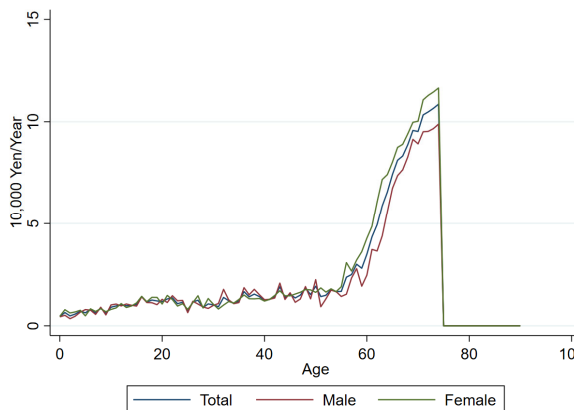
- 国民健康保険（75歳未満）
  - 「市区町村」単位で料率等が決まっている。
- 国民健康保険 後期高齢者医療制度（75歳以上）
  - 広域連合である「都道府県」単位。
- 介護保険 第2号被保険者 国保（65歳未満）
  - 国民健康保険と合わせて徴収されるケースの場合。「市区町村」単位。
- 介護保険 第1号被保険者（65歳以上）
  - 「市区町村」単位。
- 住民税
  - 「所得割」と呼ばれる所得に対してかかる料率は全国共通で10%だが、「均等割」と呼ばれる固定部分（数千円）について若干の違いが。



# 国民健康保険（75歳未満）

7

MC調整済のR3浜松ベース



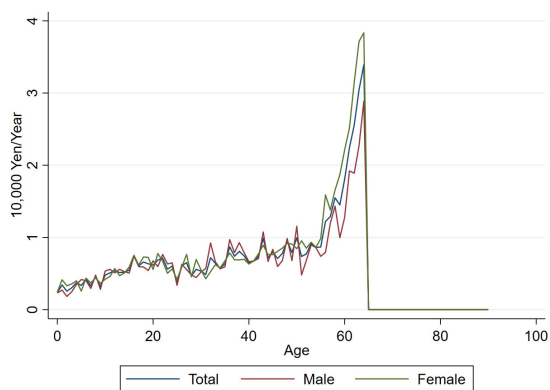
MC調整済のR4各自治体ベース（Total）



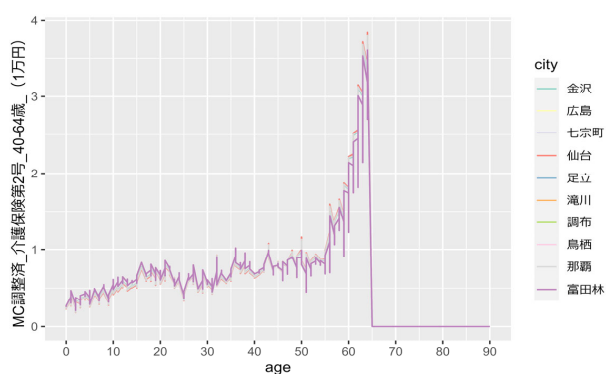
# 介護保険 第2号被保険者 国保（65歳未満）

8

MC調整済のR3浜松ベース

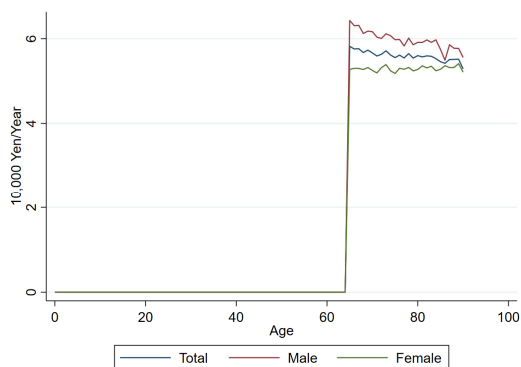


MC調整済のR4各自治体ベース（Total）

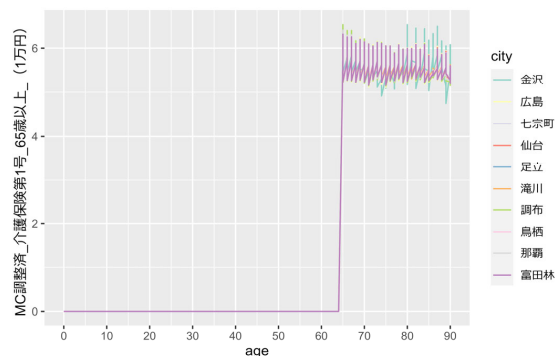


# 介護保険 第1号被保険者（65歳以上）

MC調整済のR3浜松ベース



MC調整済のR4各自治体ベース（Total）



## 浜松／各自治体でグラフ形状はほぼ同じ

- （参考）自治体による料率の違い

		1.医療分 国保加入者の医療費のため 全加入者	2.支援分 後期高齢者医療制度のため 全加入者	3.介護分 介護保険事業のため 40～64歳の加入者	基礎控除額 自治体により所得に応じて変化も
金沢市	所得割(総所得金額－基礎控除額)	7.40%	2.58%	2.34%	
金沢市	平等割(一世帯につき)	19,800円	6,720円	6,000円	
金沢市	均等割(加入者1人につき)	24,000円	10,320円	11,880円	
金沢市	賦課限度額(一世帯につき)	630,000円	190,000円	170,000円	
金沢市	基礎控除額(前年の合計所得金額にかかわらず)				430,000円
備考	低所得者や未就学児の軽減措置については割愛している。				
年度	令和4(2021)年度				
参照先	<a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/iryohokenka/gvomuannai/1/2/7154.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/iryohokenka/gvomuannai/1/2/7154.html</a>				
		1.医療分 国保加入者の医療費のため 全加入者	2.支援分 後期高齢者医療制度のため 全加入者	3.介護分 介護保険事業のため 40～64歳の加入者	基礎控除額 自治体により所得に応じて変化も
鳥栖市	所得割(総所得金額－基礎控除額)	8.79%	2.68%	2.40%	
鳥栖市	平等割(一世帯につき)	31,500円	9,400円	6,100円	
鳥栖市	均等割(加入者1人につき)	22,800円	7,600円	10,300円	
鳥栖市	賦課限度額(一世帯につき)	650,000円	200,000円	170,000円	
鳥栖市	基礎控除額(前年の合計所得金額にかかわらず)				430,000円
備考	低所得者や未就学児の軽減措置については割愛している。				
年度	令和4(2021)年度				
参照先	<a href="https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/15/1976.html">https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/15/1976.html</a>				

## 精緻化の方向性

11

### 方向性①：10自治体のNTAへの組み込みを検討

- 2022年ではなく2014年情報を各自治体へヒアリング。
  - 全消の対象自治体（数百）を総務省にヒアリングした上で、個票レベルで10自治体の情報を用いることで精度向上を図る。
  - （例1）個票が政令市の場合、仙台市と広島市で計算した値の平均値を採用。個票が中核市の場合、那覇市の値を採用する、等。
  - （例2）10自治体を元に統一的な料率を計算する。人口の重みづけをどうするかなどで課題。
- 
- 方向性②：制度の深掘りの検討
    - 住民税非課税世帯の場合は…など、細かい社会保険・税制度を反映できていない部分もあるため、深掘りし精度向上を図る。

## 精緻化の候補

12

- 自治体へ問い合わせ実施し、2014年データ収集
  - 現在はHPで収集した2022年データ使用。
- 国民健康保険 後期高齢者医療制度（75歳以上）
  - 都道府県単位での実装も検討
- 低所得者などの負担軽減措置の実装
  - 自治体によって細かな条件が異なる。
- 住民税の非課税世帯
  - 「所得割」の非課税は「控除」という形で実装しているが、少額の一定金額が発生する「均等割」の非課税について、自治体によって条件が異なることもあり実装していない。
  - 住民税の非課税判定は「介護保険 第1号被保険者」の料率にも関係。

## その他、今回の改善点

13

- 所得税と住民税について、社会保険料控除を実装。
  - 社会保険料は金額も大きく、控除すると税が小さくなる。
- 国民年金について、年代別納付率を実装。
  - 厚労省年金局資料『平成26年度の国民年金の加入・保険料納付状況』にて確認。若年層ほど納付率が低い傾向。
- 厚生年金について、標準報酬月額の上限值を実装。

## 実装した税・社会保険料

14

- 雇用保険
- 国民年金
- 厚生年金と児童手当拠出金
- 国民健康保険（後期高齢者医療制度）
- 国民健康保険（75歳未満）
- 健康保険
- 介護保険 第2号被保険者 国保分（65歳未満）
- 介護保険 第1号被保険者（65歳以上）
- 給与所得控除や社会保険料控除
- 所得税
- 住民税
- 児童手当

国立社会保障・人口問題研究所  
令和4年度 国民移転勘定（NTA）プロジェクト

令和5年3月10日（金）第3回研究会

## 私的消費の季節性調整について

福田 節也・鈴木 貴士  
（国立社会保障・人口問題研究所）

増田 幹人  
（駒澤大学）

### 問題意識

- 全国消費実態調査や全国家計構造調査では、1年のうち特定の月における消費を測定している
  - 全国消費実態調査（～2014年）
    - ✓ 2人以上世帯：9～11月
    - ✓ 単身世帯：10～11月
  - 全国家計構造調査（2019年～）
    - ✓ 全世帯：10～11月
- ➔ 私的消費に**年齢によって異なる季節性**がある場合、Age profileの推計値に偏りが生じる

## 補正方法

- データ
  - 全消：2014年9～11月（2人以上世帯）、同年10～11月（単身世帯）
  - 家計調査：2014年4月～2015年3月（年度データ）
  - \*全消と家計調査では**ほぼ同じ分類項目により世帯単位の消費額を収集**している
  - ➔ 家計調査から算出する各費目の季節性調整係数を用いて全消の値を補正する
- 基本アイデア
  - ① **各私的消費変数の下位項目**について季節性調整係数を算出
  - ② 算出した季節性調整係数で**全消の世帯単位の消費額を調整**
  - ③ 通常のNTAの手法により個人に各私的消費の額を割り振る
- 私的消費変数の下位項目について  
次スライド参照

3

## NTA 私的消費変数の下位項目一覧

	用途分類の 季節性調整			用途分類の 季節性調整	
	有無	の可否		有無	の可否
教育 (CFE)	○	○	保健医療 (CFH)	○	○
授業料等	○	○	医薬品	○	○
国公立小学校	×	△	健康保持用摂取品	○	○
私立小学校	×	△	保健医療用品・器具*	○	○
国公立中学校	×	△	保健医療サービス	○	○
私立中学校	×	△	*: 眼鏡・コンタクトレンズを除く。		
国公立高校	×	△	介護サービス (CFL)	○	△
私立高校	×	△	訪問介護・通所サービス等費用	○	×
国公立大学	×	△	介護施設費用	○	×
私立大学	×	△	介護機器等レンタル料	○	×
幼児教育費用	×	△			
幼児教育費用 (国公立)	○	△	保育費用 (CFC)	○	△
幼児教育費用 (私立)	○	△			
専門学校	○	○	その他の消費 (CFX)	○	○
教科書・学習参考教材	○	○	△：品目分類でのみ季節性調整可。		
補習教育	○	○			
幼児・小学校補習教育	○	△	*授業料における国公・私立の別は2019年データよりなくなる。		
中学校補習教育	○	△	*介護サービス、保育費用、その他消費には季節調整可能な下位項目なし。		
高校補習教育・予備校	○	△			

△：品目分類でのみ季節性調整可。

4

## 補正方法 つづき

- 各費目の季節性について、世帯間の異質性は考慮していない
  - ▶ 季節性は世帯属性よりも各費目の消費特性に依存している可能性
  - ▶ 家計調査のサンプルサイズの制約
    - ➡ 各月の家計調査のサンプルサイズは8,500世帯程度 + 入れ替わり
  - ▶ 世帯員の情報が欠損していたため（総務省側のミス）、世帯属性を細かく定義することができなかった
- ➡ 各私的消費の下位項目の季節性を調整することで、どの程度プロフィールに影響が出るのかを検証

5

家計調査2014年度データを用いた  
私的消費変数（およびその下位項目）の  
季節性確認と調整係数の算出

6

① ジニ係数

→家計調査の支出額を用いて計算

$$G = \frac{1}{2n^2\bar{X}} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |X_i - X_j|$$

$\bar{X}$  : 2014 年度における 12 か月の支出額の平均値

$X_i$  : 2014 年度における i 番目の月の支出額

$X_j$  : 2014 年度における j 番目の月の支出額

n : 2014 年度における月数

② 調整係数 ※実際に季節性を調整する際に使用

→家計調査の支出額を用いて計算

$$R = \frac{\bar{X}}{X_n}$$

$\bar{X}$  : 2014 年度における 12 か月の支出額の平均値

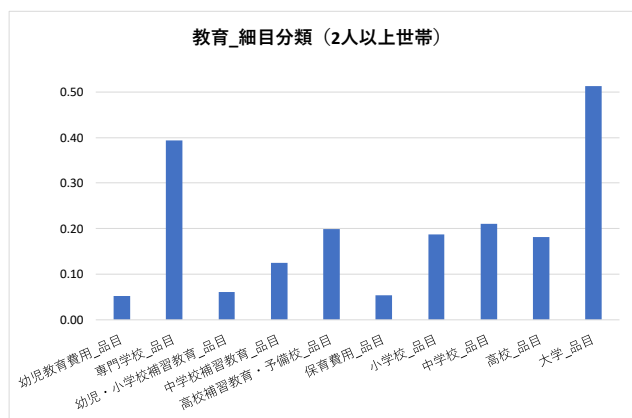
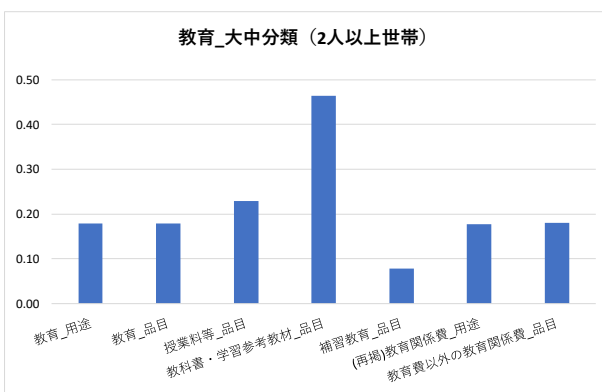
$X_n$  : 2014 年度における 9～11 月の支出額の平均値

※単身世帯については 10～11 月の支出額の平均値

7

① ジニ係数

教育

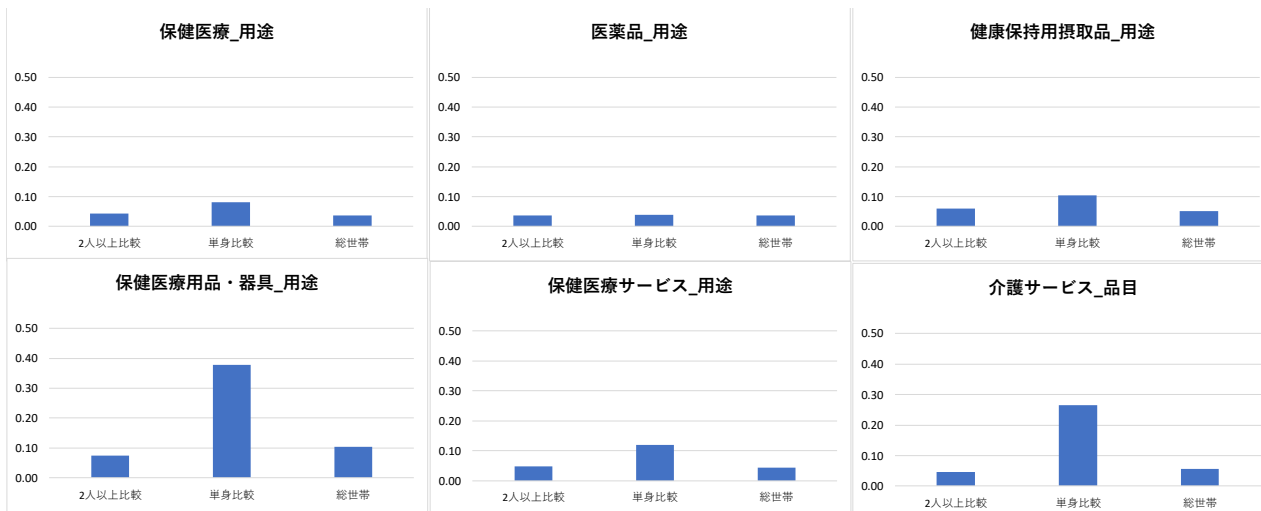


8



① ジニ係数

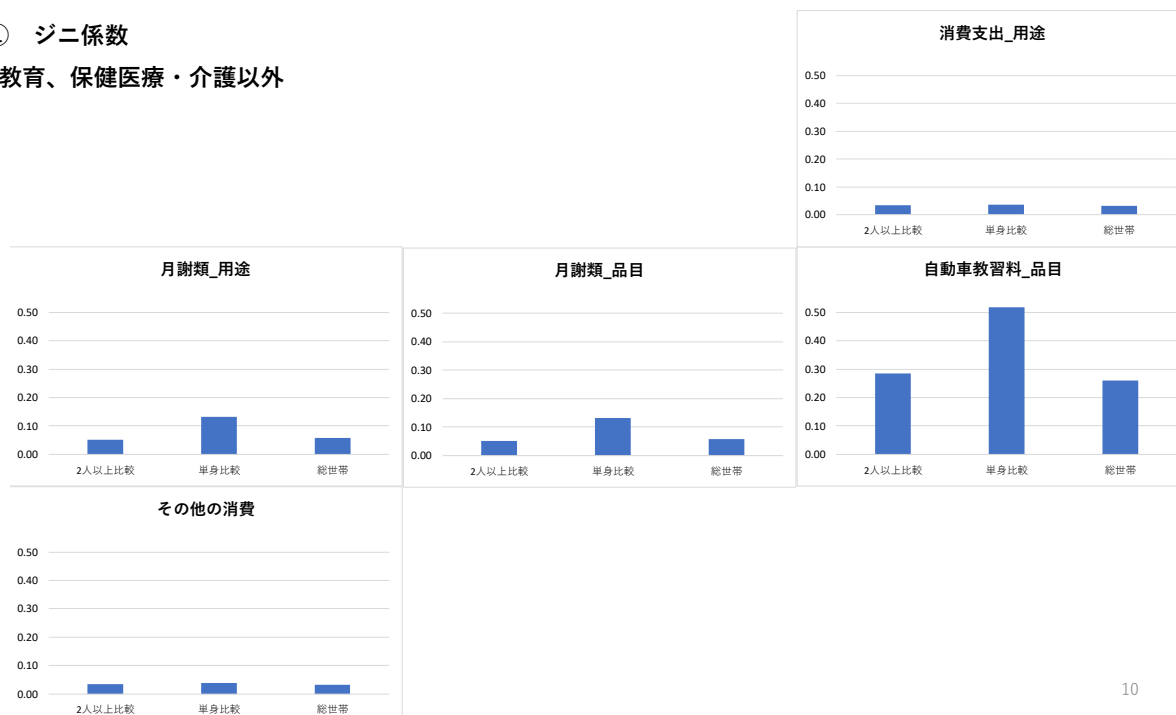
保健医療・介護



9

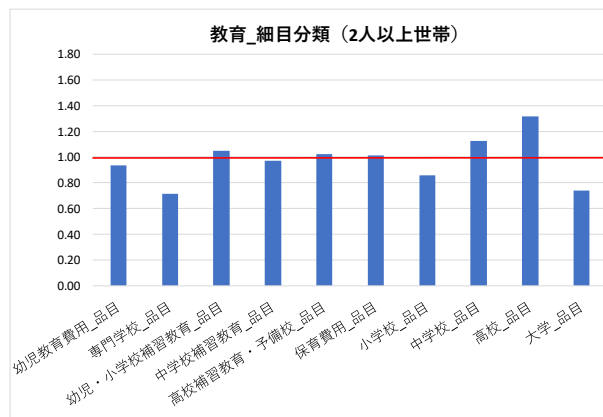
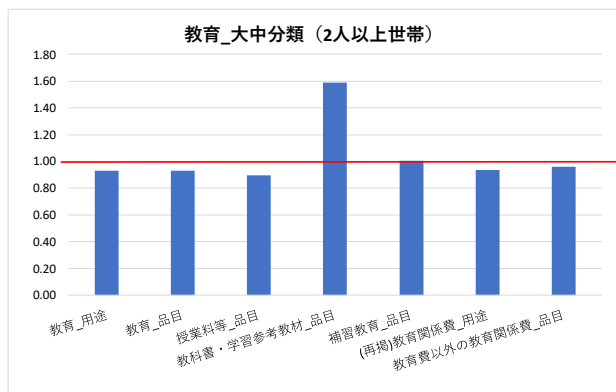
① ジニ係数

教育、保健医療・介護以外



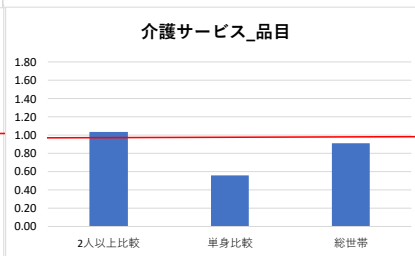
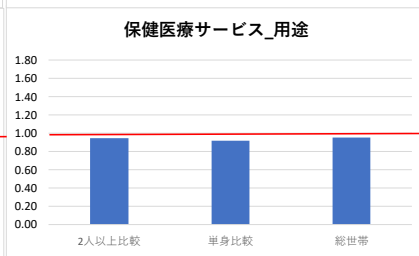
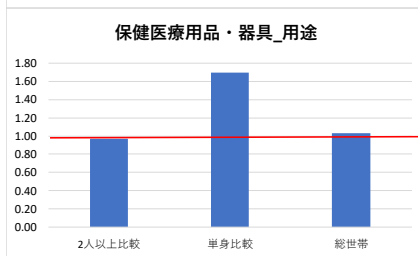
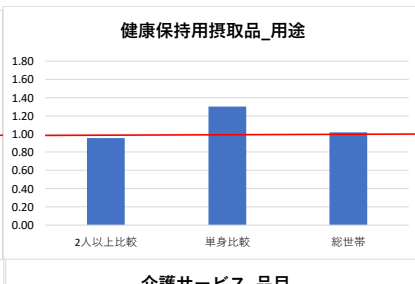
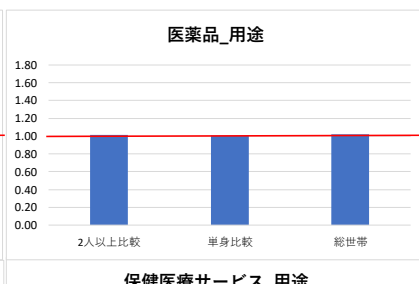
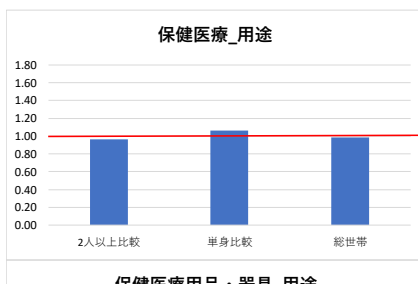
10

② 調整係数  
教育



11

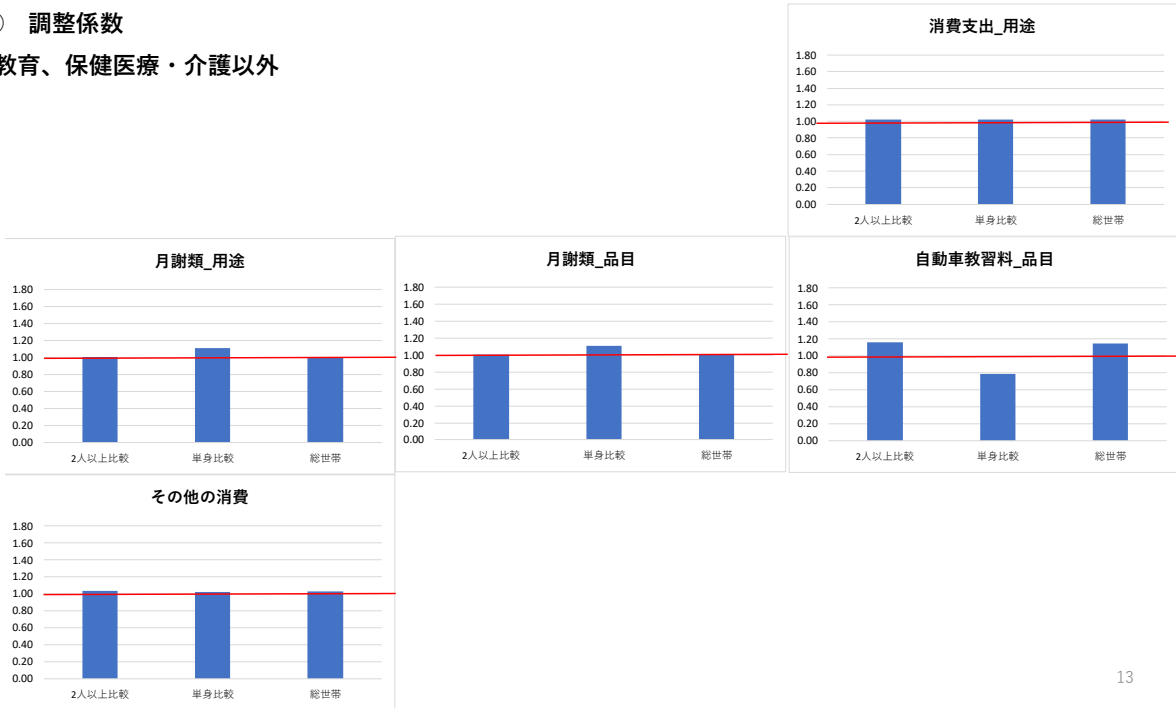
② 調整係数  
保健医療・介護



12

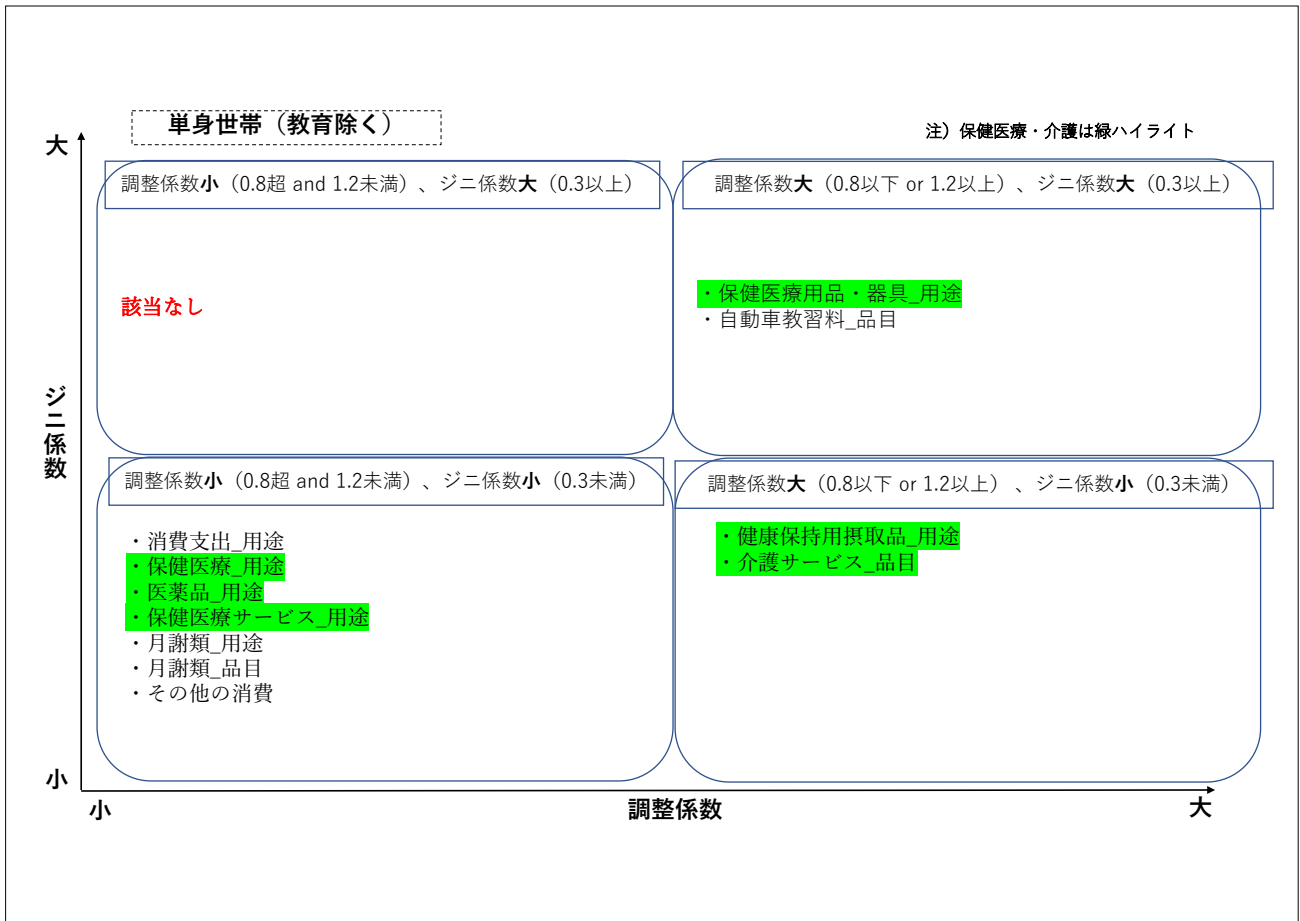
② 調整係数

教育、保健医療・介護以外



13

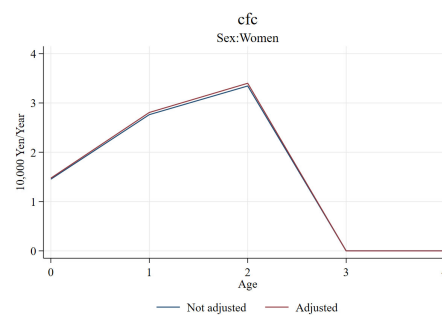
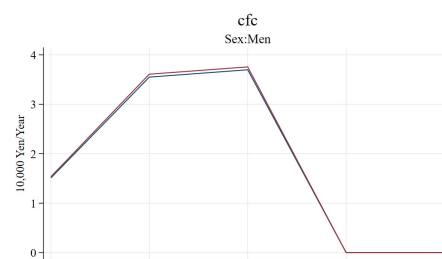
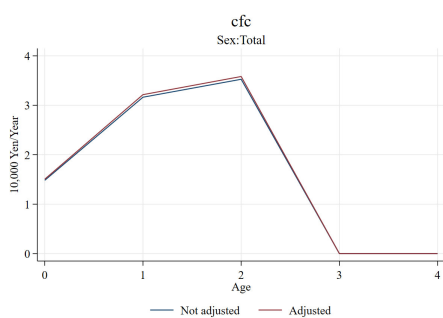




## 全消2014年 私的消費変数プロファイルの 季節性調整前後の比較

17

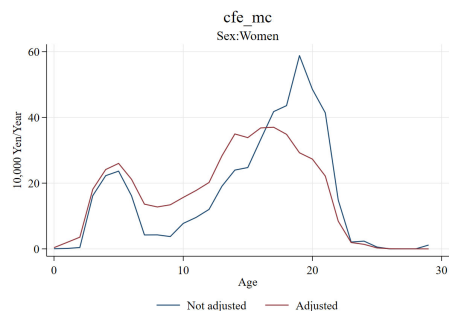
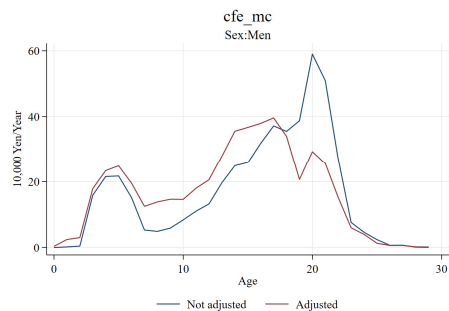
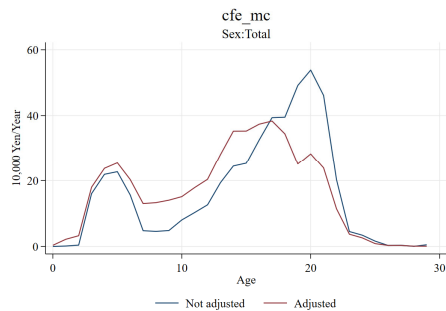
### 保育料 CFC



プロフィール形状に変化なし。  
季節性調整前後の差異は、マクロコントロール  
をかけていないことによるもの。

18

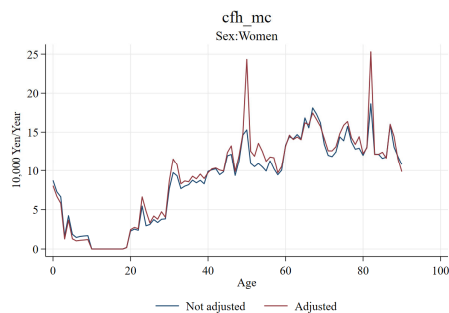
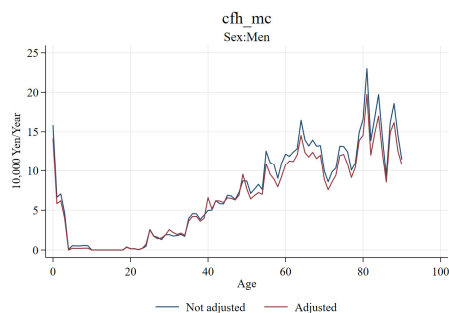
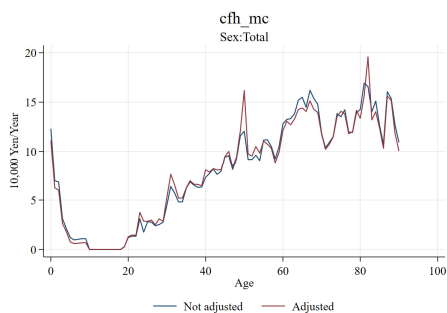
# 教育費 CFE



調整前の値が、小、専門、大学で過大、  
中・高で過少という傾向を反映してプロ  
ファイルが大きく変化  
\* MC調整済み (以降についても同様)

19

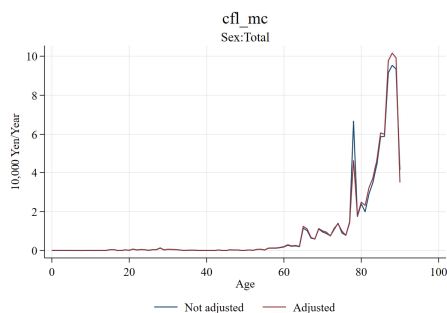
# 保健医療費 CFH



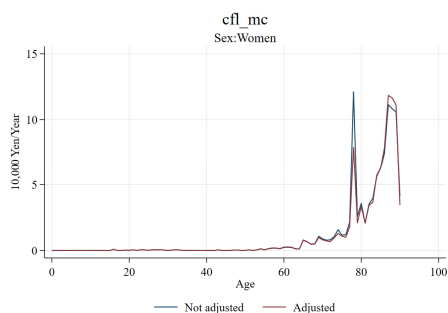
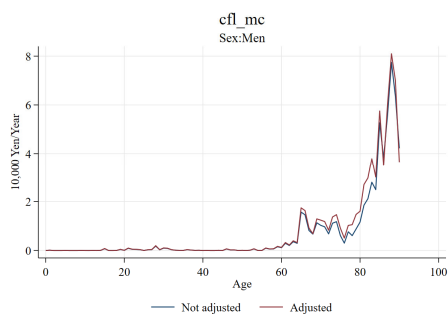
調整後に男性の高齢部分が若干下がり、女性の高齢部分が若干上がった。主に単身世帯における調整の結果。  
プロフィールは多少変化 (外れ値処理必要?)

20

## 介護費 CFL

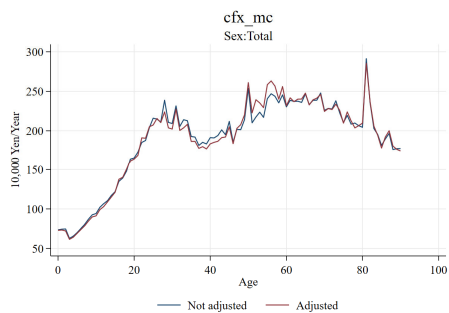


調整前は単身世帯において介護サービス利用が過大。プロファイルでは、男性の介護サービス利用が調整後に増加。女性は80歳未満で多少減少。

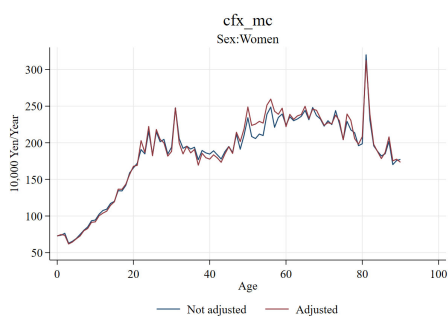
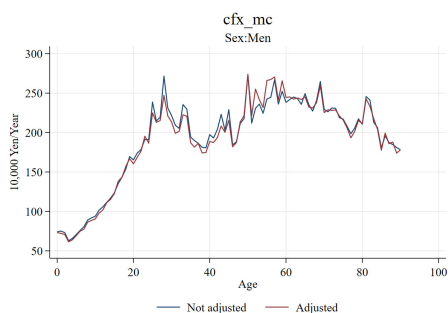


21

## その他消費 CFX



調整係数が小さかったこともあり、プロファイルの形状にはほぼ変化なし。



22

## まとめ

◆私的消費変数の季節変動について、NTAの推計上重要なのは、全消調査月の値が年度間平均からどれだけ乖離しているか。

家計調査において確認された季節性が全消にも当てはまるとするならば、

▶授業料、教科書・学習参考教材、単身世帯の保健医療、介護サービスについて乖離が大きい

- CFEのプロファイルは高等教育部分のピークが中等教育部分に削られる形に変化
- CFHやCFLについても、若干プロファイルが変化する
- CFXについては変化なし

➔ 今回の形で季節性調整を行い、推計を行う形で良いか？

23